

第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(第1次八女市再犯防止推進計画)

令和5年3月

八女市・八女市社会福祉協議会

(空白頁)

ごあいさつ

わが国では、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加等により、家庭内での支えあいの機能が低下するとともに、地域とのつながりも希薄化しています。このような状況は本市においても同様であり、地域の中でお互いが支えあいながら生活を営むという「地域力」の低下は地域福祉の推進において大きな課題となっています。



このような課題に対応するため、本市では、平成25年3月に「八女市地域福祉計画」を策定し、基本理念である「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

平成30年3月には、八女市社会福祉協議会と協働して「第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、今まで以上に連携を強化して事業に取り組みました。公的サービスの充実はもちろんのこと、市と社会福祉協議会、地域の事業者や団体、市民の皆様がより一体となって取り組むことで、「地域力」を向上させる体制を整えてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活は一変しました。令和2年4月の緊急事態宣言後、感染拡大防止のため、人の移動や交流が制限されたことで、交流の機会が極端に減り、今まで築いてきた地域のつながりや絆が希薄化してしまいました。

また、近年、個人や世帯が抱える福祉課題はより複雑化・複合化してきており、子ども・障がい・高齢・生活困窮など様々な要因が絡みあい、複数の分野にまたがったケースが増加しています。さらに、既存の制度に当てはまらない狭間のニーズ等、これまでの支援体制では対応できない課題も増加しています。

このような状況を踏まえ、コロナ禍による「地域力」低下からの回復と更なる向上、及び新たな福祉課題へ対応する体制整備を喫緊の課題とし、「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では、地域福祉の重要性が高まる中、誰もが役割を持ち、地域住民同士で互いに支えあいながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指します。

本計画の実行に当たっては、第2次計画同様、行政と社会福祉協議会、地域の事業者や団体、そして市民の皆様が連携し、一体となって取り組んでいく必要があります。市民の皆様におかれましては、ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和5年3月

八女市長 三田村 統之

ごあいさつ

市民の皆様には、本会運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

近年、少子高齢化が急速に進み、地域における人と人とのつながりが希薄化し、経済的困窮などを背景に、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しい複合的な課題を抱え、制度の狭間で支援を必要としている人たちが見受けられます。



さらに、令和2年4月7日に発令された1回目の緊急事態宣言以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、貧困問題をはじめ、虐待、孤立死、DV被害及びひきこもりなど、個人や世帯が抱える福祉課題はより複雑化・複合化し、深刻な日常生活上の課題が顕在化しています。

このような既存の制度だけでは対応することが困難な課題に対し、必要な支援を包括的に行うとともに、「地域共生社会」の実現をめざした総合的な支援策の展開が求められています。

本会は、このような課題をふまえ、市民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていくために、コロナ禍における高齢者の介護予防の取り組みや、福祉委員、生活支援ボランティアなどによる見守り機能を強化しながら、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」のもと、訪問支援の徹底と相談支援体制の強化を図り、①断らない相談支援 ②社会とのつながりや参加の支援 ③地域づくりに向けた支援を八女市と協働して一体的に実施する基盤づくりを進めております。

これらを背景に、本会では、行政と社会福祉協議会における共通の施策や事業を協働、分担することが効果的との考え方から、第2次計画に引き続き、八女市の「第3次地域福祉計画」と一体的に「第3次地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、基本理念である「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を実現するために多くの皆様のご協力を得ながら推進していく地域福祉活動プランであり、「福祉でまちづくり」を実現する架け橋となるものです。

結びに、本計画の実現に向け、本会は地域福祉の推進役として、八女市及び行政区長、民生委員児童委員、まちづくり団体の皆様をはじめ、地域の社会福祉法人、医療法人、NPO法人等、地域の皆様と協働し各福祉事業を推進してまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 八女市社会福祉協議会

会長 古賀 秀木

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 本計画の位置づけ	2
3 本計画における「地域」のとらえ方	6
4 地域福祉推進に大切な4つの助けあいの視点と役割	6
第2節 計画の策定方法と住民参画	8
第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状	9
第1節 社会状況の変化	10
1 新型コロナウイルス感染症の影響	10
2 生活困窮者対策の推進	10
3 多発する災害	10
第2節 法律改正等に伴う状況変化	11
1 地域共生社会の実現に向けて	11
2 「我が事・丸ごと」の地域づくり	11
3 重層的支援体制整備事業の推進	11
4 再犯の防止等の推進に関する法律の施行	12
第3節 統計からみる本市の状況	13
1 少子高齢化の進行	13
2 出生・死亡数、転入・転出数の動き	14
3 小規模化・高齢化する世帯構成	15
4 後期高齢者の急増による地域課題の増加	16
5 地区別に見た高齢化率	17
6 支援が必要な人たちの状況	18
第4節 アンケート調査結果からみる本市の状況	21
1 アンケート調査の概要	21
2 八女市に住み続けたいか	22
3 八女市民の福祉に関する関心	24
4 近所づきあいの程度	26
5 「支援して欲しい人」と「支援したい人」の存在	27

6 災害に対する備え	28
7 本市における相談のしやすさ	30
第5節 社会資源の状況	31
1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況	31
2 福祉活動に関する人的資源の状況	33
第6節 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画ふりかえり	36
基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり	36
基本目標2 連携した支援ができる体制づくり	38
基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり	40
基本目標4 社会参加の意識づくり	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
第1節 基本理念	46
第2節 基本目標	47
第3節 計画体系	48
第4章 地域福祉計画	49
基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり	50
基本目標2 連携した支援ができる体制づくり	57
基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり	65
基本目標4 社会参加の意識づくり	73
第5章 地域福祉活動計画	83
第1節 取り組みの体系	84
第2節 具体的な事業・活動内容	88
基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり	88
基本目標2 連携した支援ができる体制づくり	92
基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり	100
基本目標4 社会参加の意識づくり	109
第6章 再犯防止推進計画	115
第1節 計画策定の経緯	116

第2節	計画策定の趣旨	116
第3節	本市における再犯の状況	118
第4節	計画における重点課題と計画体系	120
第5節	今後の取り組み	122
第7章	計画の推進に向けて	129
第1節	関係機関等との連携・協働	130
第2節	計画の推進	130
第3節	計画の進行管理	131
資料編1	地域の状況	133
資料編2		177
	第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画のふりかえり（詳細）	178
	八女市地域福祉計画策定委員会要綱	196
	八女市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	198
	八女市地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	200
	計画策定経過	201
	用語集	203

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

八女市では、平成30年3月に八女市社会福祉協議会と一体となって「第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、地域福祉を取り巻く環境はさらに厳しさを増してきています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は今後も一貫して減少する見込みです。少子高齢・人口減少社会の進行に加え、暮らし方や働き方、価値観の多様化や社会情勢の変化などにより、個人や世帯が抱える生活課題は複雑化・複合化を見せています。子ども・障がい・高齢・生活困窮の問題など、複数の問題が重なりあう生活課題を解決するためには、これまで以上に制度や分野を超えた支援が必要です。

また、地域のつながりが希薄化し、住民同士の支えあう力が低下していくことも懸念されます。特に、ここ数年においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、いわゆる「新しい生活様式」が定着したことで、人間関係の希薄化を招いています。

このように変化の激しい社会情勢の中で、国の方針として、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が推進されています。「地域共生社会」とは、地域福祉推進の理念を具体化したもので、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

そこで本市では、第2次計画の策定以降に生じた様々な社会変化や国の方針を踏まえ、「第3次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画 第1次八女市再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置づけ

■地域福祉計画

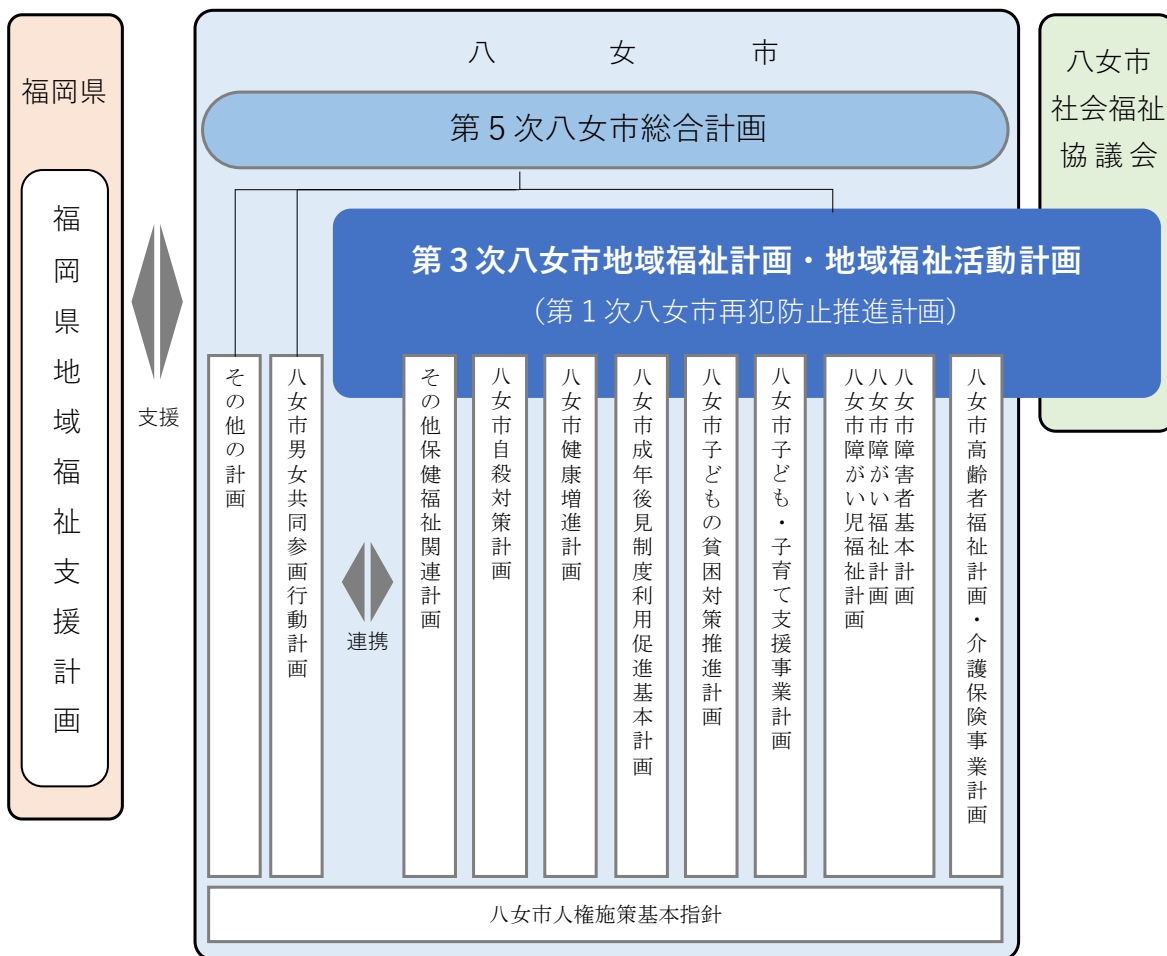
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する行政計画です。市民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域福祉の推進を目的に、「理念」と「仕組み」を定めます。

なお、「第3次八女市地域福祉計画」は、「第5次八女市総合計画」を上位計画としており、さらに、本市における各福祉分野の総合的な計画として位置づけられます。そのため、それぞれの計画と整合性を図り、連携しながら策定しました。

■ 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づき社会福祉協議会が中心となって策定する民間の行動計画です。「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として定める活動・行動計画です。

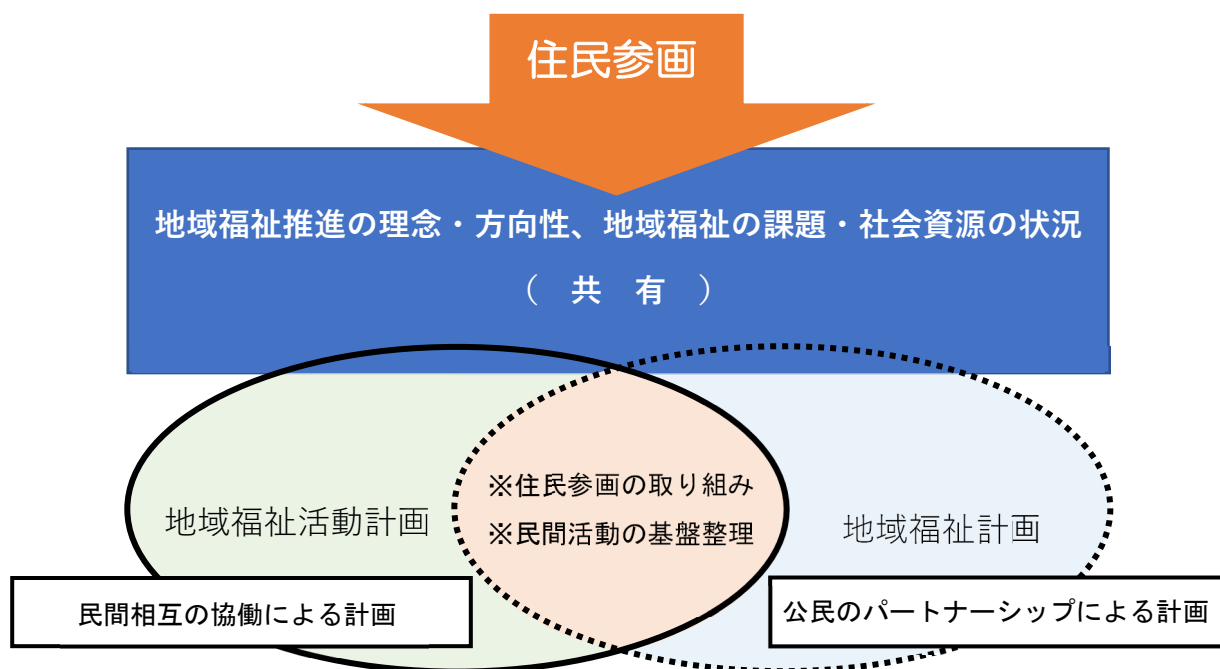
図表 1 計画の位置づけ



■地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定・実行に当たっては、両計画自体が豊かで住みやすい地域社会づくりにつながるものとして、住民参画と活動団体相互の協働が両計画ともに重視されています。したがって、両計画の内容を一部共有するなど、相互に連携を図ることが必要であり、「住民参画」と「福祉の総合化」の推進を図るため、本計画においても第2次計画同様、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定しました。

図表 2 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



■再犯防止推進計画の内包

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画であり、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画です。

犯罪を繰り返す人には、様々な背景があり、福祉的な問題を抱えている人もいます。そのような方が社会復帰して地域で生活していくためには、支援を必要とするケースもあります。

そこで、本市では誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現に向け、再犯防止推進計画を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に内包する形で策定しました。

■ 策定の期間

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 3 計画の期間

	平成										令和								
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
八女市地域福祉計画			第1次計画				第2次計画				第3次計画				次				
八女市地域福祉活動計画			第1次計画				第2次計画				第3次計画				期				
八女市再犯防止推進計画			第1次計画				第2次計画				第3次計画				計				
八女市総合計画	第4次八女市総合計画										第5次八女市総合計画								
	前期基本計画					後期基本計画					前期基本計画				後期基本計画				

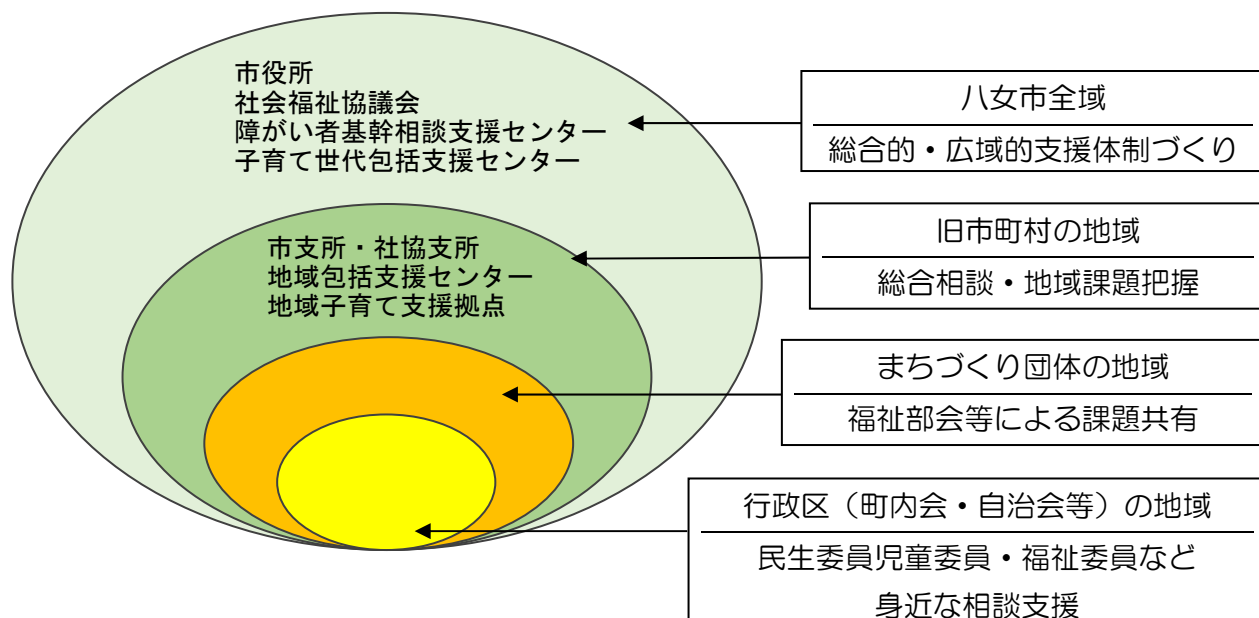
■ SDGsの視点

持続可能なまちづくりに向けた行動目標としてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組みます。



3 本計画における「地域」のとらえ方

本計画では、市民に身近な隣近所や行政区等の地域から市全域まで、重層的な支えあいの仕組みづくりに取り組みます。



4 地域福祉推進に大切な4つの助けあいの視点と役割

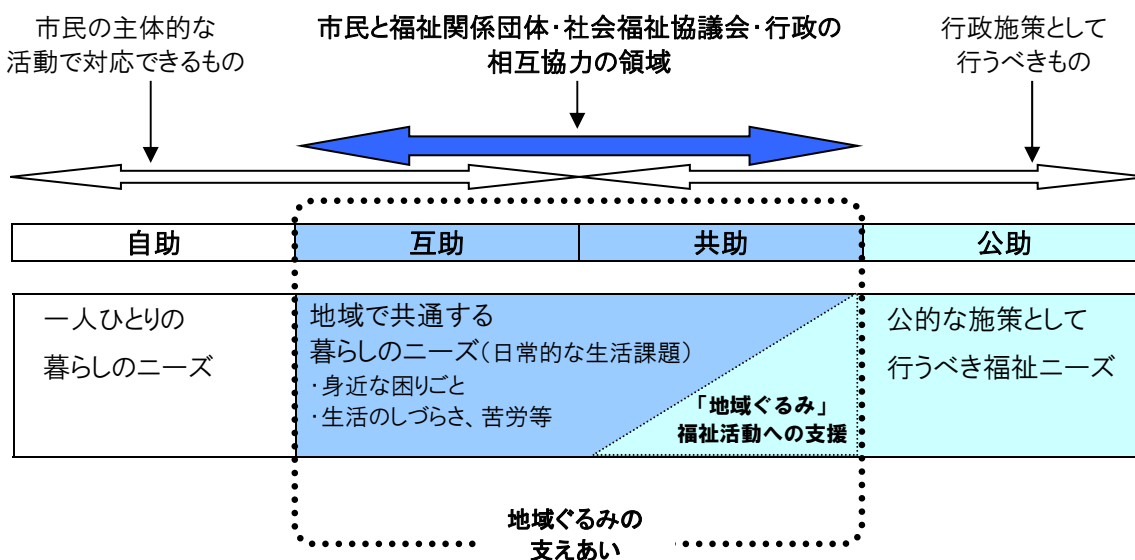
本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助けあい、支えあうこと（互助）、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと（公助）を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

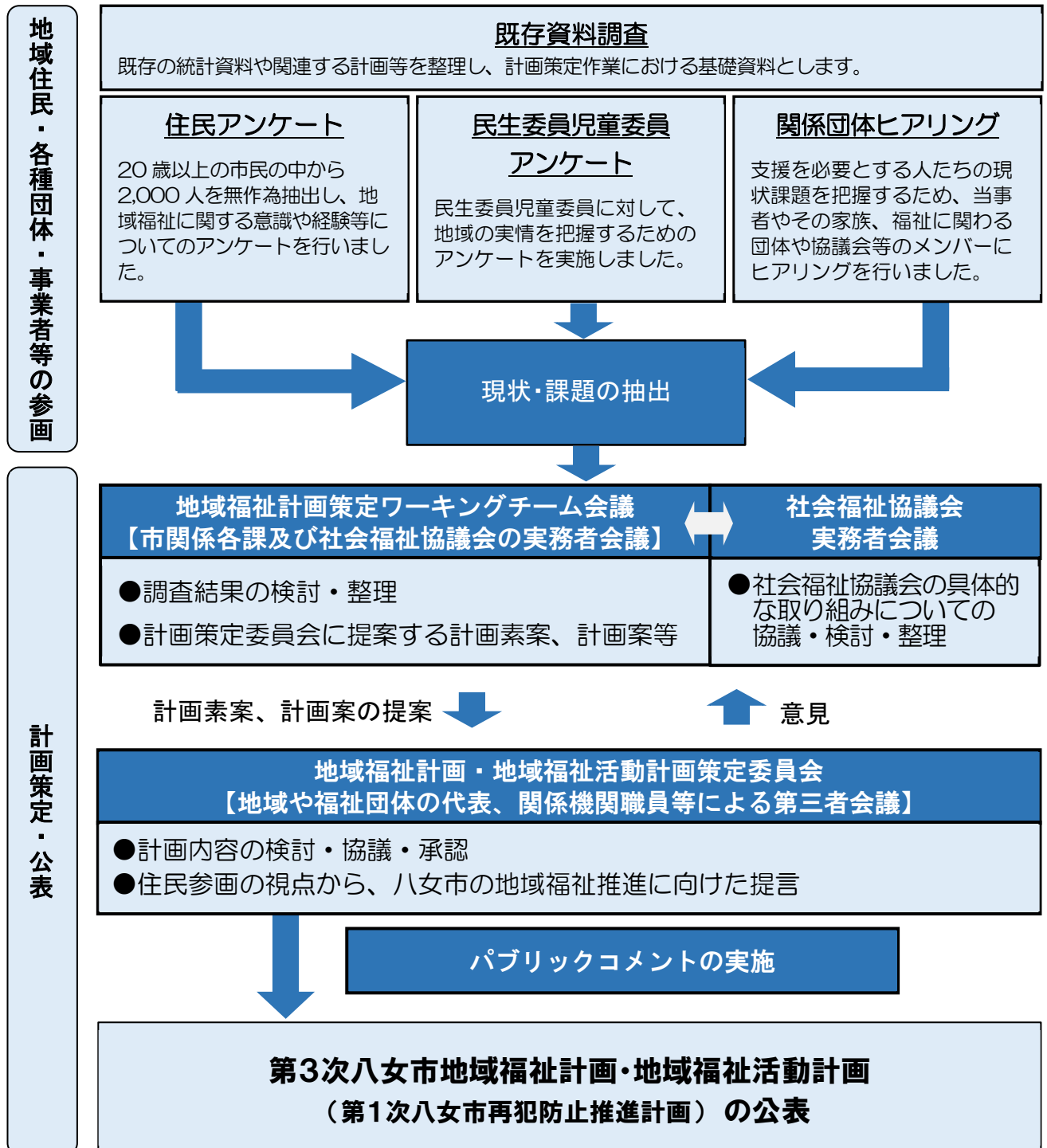
図表 4 地域福祉の向上に向けた4つの助けあいの視点

自 助	本人やその家族の力で課題を解決すること
互 助	身近な人間（隣近所、遠方の家族等）が、お互い様の気持ちで助けあうこと
共 助	地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事務所等が組織化し、協働して助けあうこと
公 助	行政による支援や公的な福祉サービスを提供すること



第2節 計画の策定方法と住民参画

本計画は、地域福祉の理念の実現に向けて、地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業者等の参画を得て策定を行いました。



第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

第1節 社会状況の変化

1 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症への対策を前提とした「新しい生活様式」が定着を見せ、人々が外出や接触を控える中で、住民同士の交流の機会が減少しています。隣人のちょっとした異変や、困りごと、心配ごとに気づきにくい状況が出てきており、地域が持つ支えあう力の低下を招いています。このことは、今後の地域福祉のあり方を考える上で、非常に重要であると考えられます。

2 生活困窮者対策の推進

経済的に困窮する生活困窮者の自立支援を図るため、平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、本市でも相談支援業務や住居確保給付金の支給など、様々な施策を行っています。

生活に困窮する人の中には、障がいや疾病、DV、虐待、いじめ、失業など、様々な生活上の課題を複合的に抱えている場合が多く見られ、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大も大きな影響を与えています。

したがって支援に当たっては、関係機関と連携を図りながら当事者それぞれの事情や地域の実情に応じた支援が求められます。

3 多発する災害

近年、日本各地で様々な災害が発生しています。本市においても、平成24年の九州北部豪雨や令和2年7月豪雨など大規模な災害があり、住民の中でも災害に対しては人ごとではないという意識が高まっています。

災害の発生後、緊急対応の期間を過ぎて復興への移行期に当たっては、自治体はもとより住民同士の相互の協力が非常に大切であり、まさに「自助」「互助」「共助」「公助」の連携が重要になってきます。

行政や社会福祉協議会をはじめとする様々な機関や団体が、普段から住民に対して啓発を行っていますが、この住民の災害に対する意識の高まりを受けつつ、関連計画との整合性を図りながら、災害時の対応について効果的に計画に盛り込む必要があります。

第2節 法律改正等に伴う状況変化

1 地域共生社会の実現に向けて

平成29年2月に厚生労働省が決定した『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）などにより、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく「地域共生社会」の実現が目指されることになりました。

2 「我が事・丸ごと」の地域づくり

平成30年の社会福祉法の改正は、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度では解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支えあいと公的な支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指して行われました。

その中で「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定され、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握や関係機関との連携などによる解決が図られることを目指す旨が明記されました。また、その実現に向けて、住民の地域福祉活動への参加促進や、関係機関が連絡調整を行いながら、分野を超えた地域生活課題に総合的に相談に応じたり、複合化した地域生活課題を解決したりするための体制づくりなどに努めることとされました。

さらに、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めることも、ここで定められました。

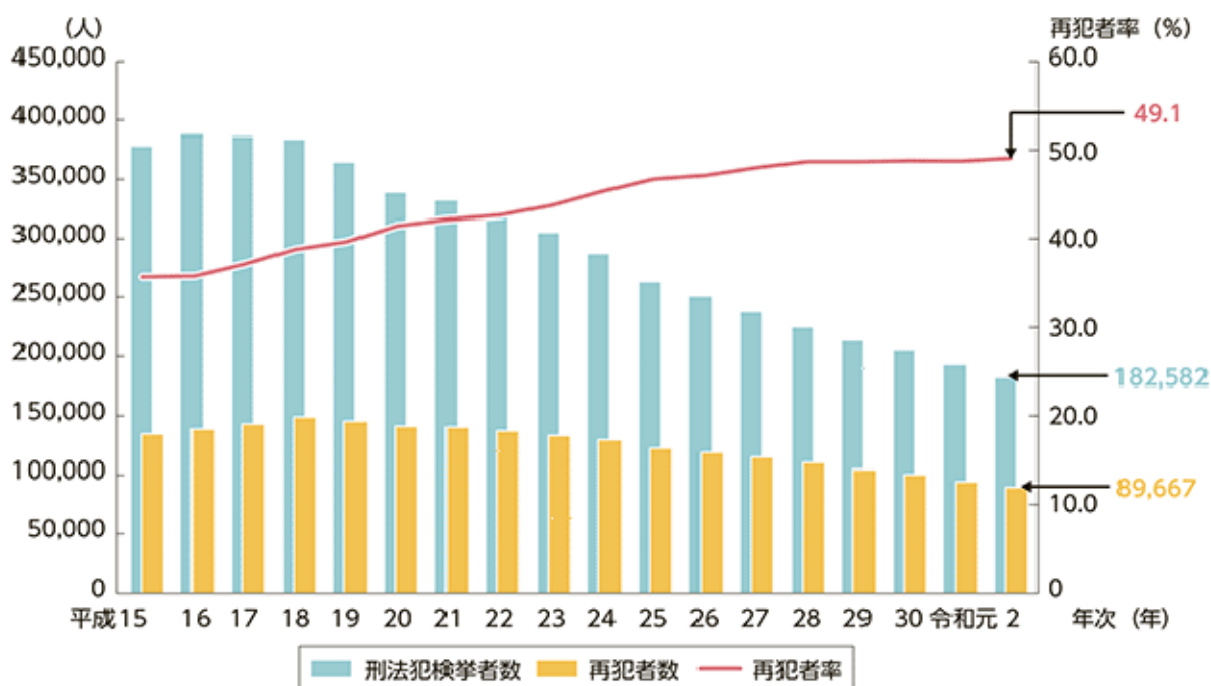
3 重層的支援体制整備事業の推進

近年、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応が困難になっています。令和3年の社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が住民からの相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。今後、事業を効果的に実施することができるよう、関係機関の役割の整理やネットワークの構築に向けた支援を行います。（P.61の図表 31 参照）

4 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

法務省が発表した令和3年の「犯罪白書」によると、令和2年に犯罪により検挙された人のうち、再犯者であった者の割合を示す「再犯者率」は49.1%でした。これは調査を開始した昭和47年以降、過去最高の数字です。

図表 5 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：令和3年版再犯防止推進白書（法務省）

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が成立し、平成28年12月14日に公布、施行されました。第8条には、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とあります。

犯罪歴があり、福祉的な支援を必要とする人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進します。

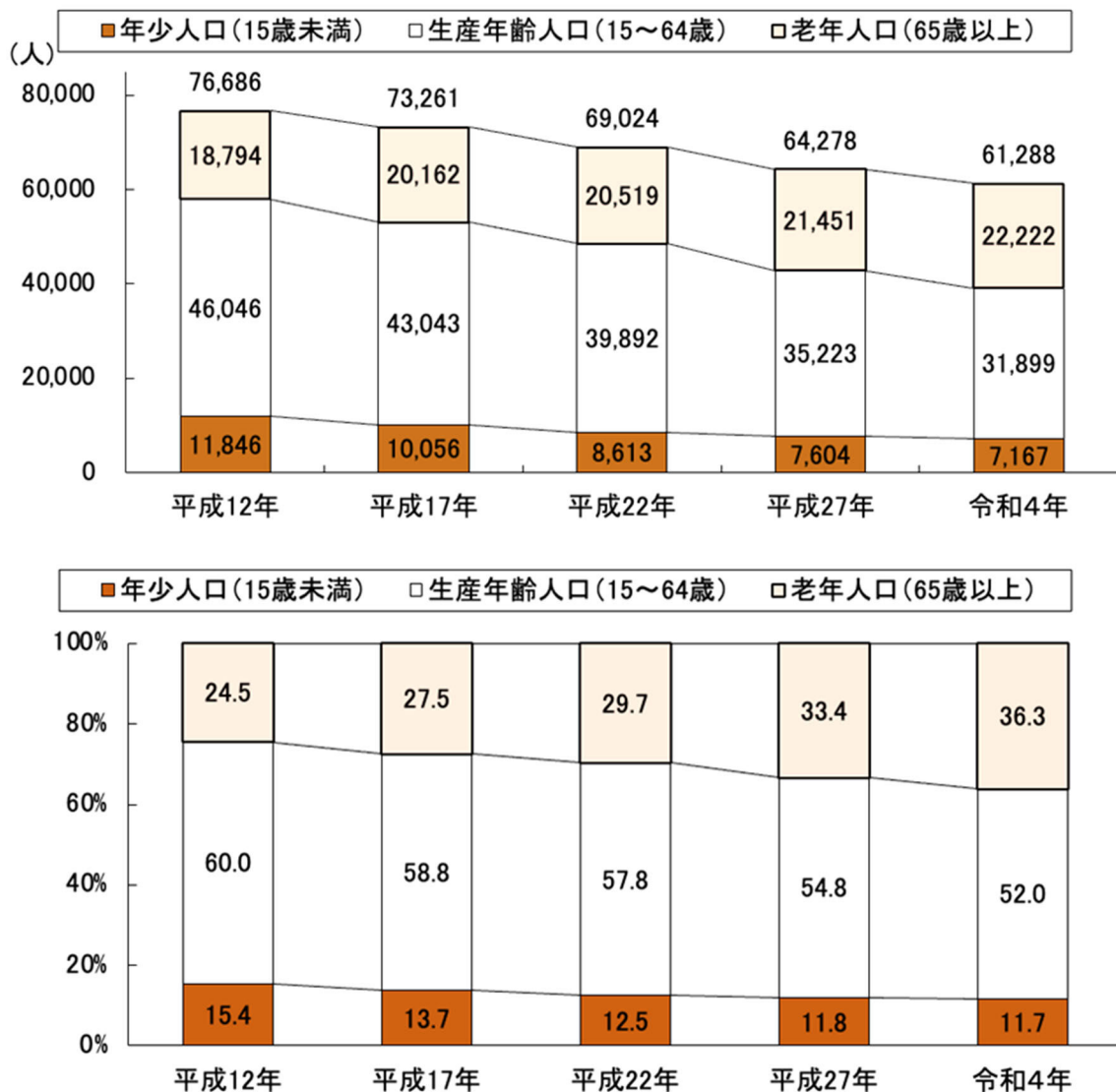
第3節 統計からみる本市の状況

1 少子高齢化の進行

本市の総人口は、昭和25年に107,826人^{*}を記録して以降、一貫して減少を続けています。令和4年4月1日現在の人口は61,288人であり、平成12年と比較すると22年間で20.1%も減少しています。

年齢3区分人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）が減少を続けているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。令和4年4月1日現在、本市のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者であり、15歳未満の人口は11.7%に留まっています。

図表 6 年齢3区分人口の推移（上）/年齢3区分別構成比（下）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

^{*}本市は、平成18年10月1日に上陽町、平成22年2月1日に黒木町、立花町、星野村、矢部村と合併し、現在の八女市に至っています。グラフ等の数値は、比較のために、合併前の旧町村の人口を合わせて集計しています。

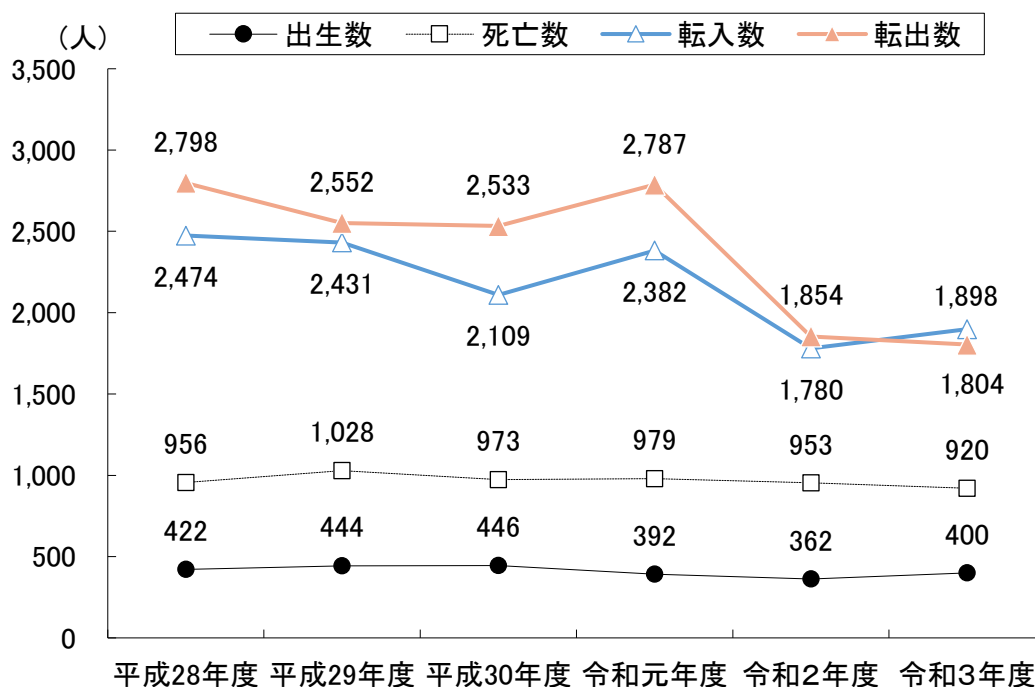
2 出生・死亡数、転入・転出数の動き

出生数と死亡数においては、年度によって微増微減があるものの大きな変化はありません。しかし、出生数に対し、死亡数が倍以上の状態が継続しているため、今後も人口減少が続くと見込まれます。

転入数と転出数はともに、おおむね減少傾向にあります。令和2年度に転出数が大幅に減少したことで、令和3年度には転入が転出を上回り、「社会減」の状態から「社会増」に転じています。

この要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症が考えられます。「国土交通白書2021」によると、コロナ禍前と現在の二地域居住・地方移住に対する関心の有無を尋ねたところ、関心のある人の割合は、コロナ禍前は9.2%だったのに対し、現在は12.9%と増加していることが分かります。また、2020年は、これまでの東京一極集中の傾向に変化が生じていることが示されており、その要因として、コロナ禍の影響により、働き方や住まい方の多様化が加速している可能性が示唆されています。これが本市の動向にも少なからず影響を与えているのではないかと考えられます。

図表 7 自然動態・社会動態



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

3 小規模化・高齢化する世帯構成

本市の総人口は一貫して減少していますが、一般世帯総数はおおむね増加傾向にあります。内訳をみると、「高齢者夫婦のみ世帯」や「高齢者ひとり暮らし世帯」の増加が著しいことが分かります。また、「父親または母親とその未婚の子」のうち、子どもが成人の世帯の増加も特徴的です。

このことから、世帯構成はより小規模化、より高齢化している傾向があり、家族内の相互扶助機能に大きな影響が及ぶことが考えられます。

図表 8 世帯構成の推移（単位：世帯）

	一般世帯総数	親族のみの世帯								非親族を含む世帯	単独世帯	うち、高齢者ひとり暮らし	
		核家族世帯						核家族以外の世帯					
		夫婦のみ	うち、高齢者夫婦のみ	夫婦とその未婚の子	未婚の子	父親または母親とそのうち、未婚の子(未成年)	うち、未婚の子(成人)						
平成2年	21,402 100%	19,155 89.5%	10,881 50.8%	3,322 15.5% 100%	1,359 6.3% 40.9%	6,220 29.1%	1,339 6.3%	269 1.3%	1,070 5.0%	8,274 38.7%	17 0.1%	2,230 10.4% 100%	987 4.6% 44.3%
平成7年	21,571 100%	18,944 87.8%	11,014 51.1%	3,737 17.3% 100%	1,847 8.6% 49.4%	5,841 27.1%	1,436 6.7%	301 1.4%	1,135 5.3%	7,930 36.8%	20 0.1%	2,607 12.1% 100%	1,267 5.9% 48.6%
平成12年	22,055 100%	18,729 84.9%	11,448 51.9%	4,048 18.4% 100%	2,341 10.6% 57.8%	5,741 26.0%	1,659 7.5%	302 1.4%	1,357 6.2%	7,281 33.0%	33 0.1%	3,293 14.9% 100%	1,682 7.6% 51.1%
平成17年	22,284 100%	18,283 82.0%	11,610 52.1%	4,134 18.6% 100%	2,612 11.7% 63.2%	5,579 25.0%	1,897 8.5%	342 1.5%	1,555 7.0%	6,673 29.9%	35 0.2%	3,966 17.8% 100%	2,100 9.4% 53.0%
平成22年	22,261 100%	17,781 79.9%	11,922 53.6%	4,366 19.6% 100%	2,849 12.8% 65.3%	5,442 24.4%	2,114 9.5%	381 1.7%	1,733 7.8%	5,859 26.3%	112 0.5%	4,362 19.6% 100%	2,356 10.6% 54.0%
平成27年	22,021 100%	17,042 77.4%	12,169 55.3%	4,569 20.7% 100%	3,105 14.1% 68.0%	5,265 23.9%	2,335 10.6%	406 1.8%	1,929 8.8%	4,873 22.1%	98 0.4%	4,871 22.1% 100%	2,727 12.4% 56.0%
令和2年	22,203 100%	16,298 73.4%	12,473 56.2%	4,856 21.9% 100%	3,465 15.6% 71.4%	5,182 23.3%	2,435 11.0%	391 1.8%	2,044 9.2%	3,825 17.2%	99 0.4%	5,737 25.8% 100%	3,064 13.8% 53.4%

資料：国勢調査

※「核家族世帯」とは夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子からなる世帯のことです。

「未婚の子」とはすべての年齢層の子を指します。

※「高齢者夫婦のみ」とは夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯のことです。

※「父親または母親とその未婚の子」「うち、未婚の子(未成年)」とは子が20歳未満の親世帯のことです。「うち、未婚の子(成人)」とは子が20歳以上である世帯のことです。

※平成22年、平成27年、令和2年の一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含みます。

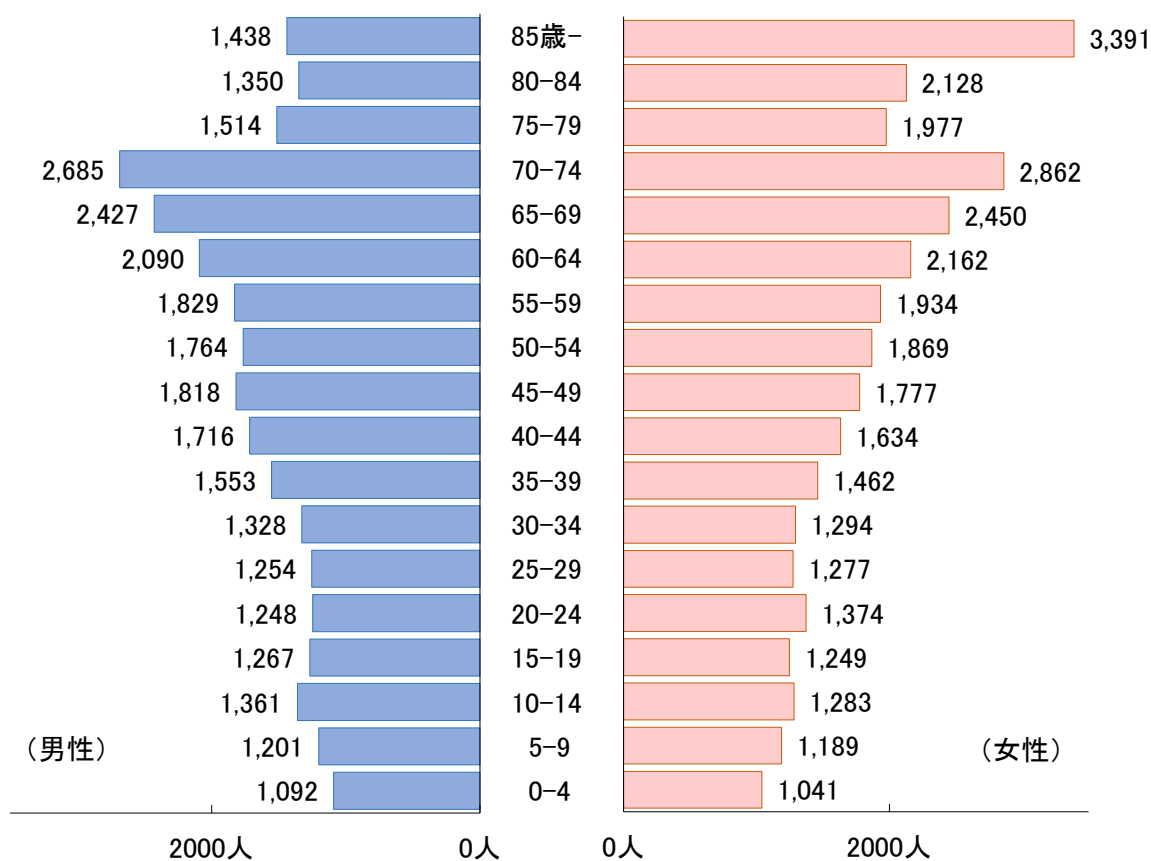
4 後期高齢者の急増による地域課題の増加

本市の人口ピラミッドをみると、85歳未満で最も人口が多いのは男女ともに70歳から74歳の年齢区分であり、この年齢階層が今後5年以内に、順次後期高齢者となる見込みです。

少子高齢化の進行は、全国的にも若年労働力の減少による経済成長の衰退、支援が必要な高齢者の増大、社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されていますが、本市においては一層大きな課題です。

地域における若年世帯や子育て世帯の減少は、老老介護や高齢者の孤立化、困窮化など、これまで以上に地域課題を増加させる可能性が高くなるため、地域福祉の観点から様々な支援を行う必要があるといえます。

図表 9 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和4年3月31日現在）

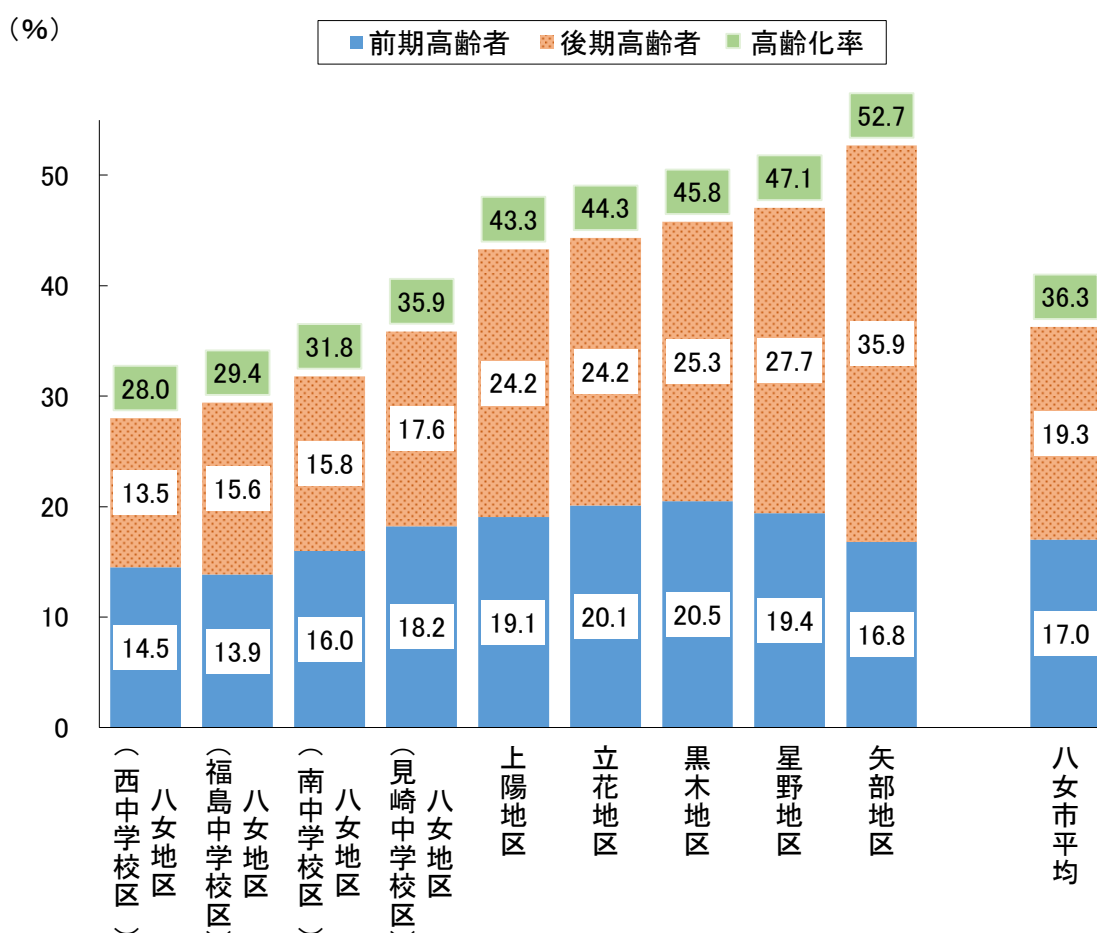
5 地区別に見た高齢化率

高齢化率は各地区によって大きな差があります。高齢化率が最も低い八女地区（西中学校区）の28.0%に対し、矢部地区は52.7%であり、住民の過半数が高齢者となっています。

現在、65歳から74歳の前期高齢者は地域活動の担い手として活躍している世代であり、高齢化率の高さがそのまま地域課題につながる訳ではありません。

一方、認知症のリスク等が高まるのは75歳以上の後期高齢者と言われていますが、本市においては多くの地区で高齢者の中でも、後期高齢者が多いことが分かります。

図表 10 地区別高齢化率



資料：介護長寿課（令和4年3月31日現在）

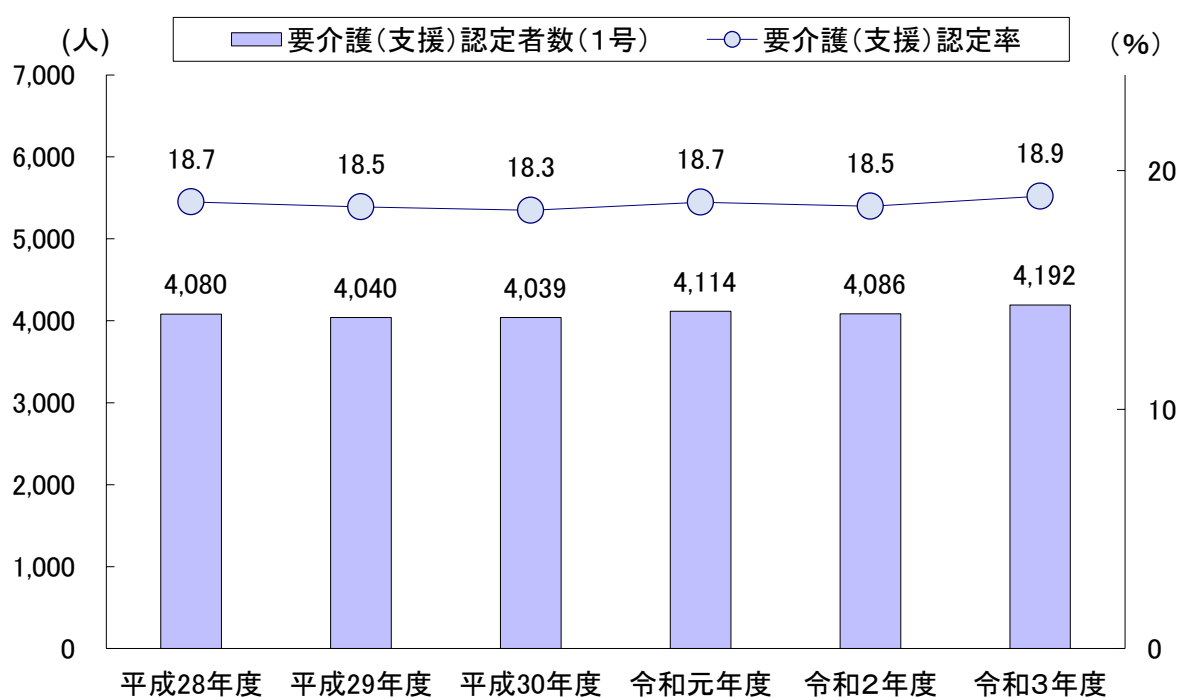
6 支援が必要な人たちの状況

■要介護（支援）認定者数の状況

65歳以上の要介護認定者数は微増微減を繰り返し、令和3年度は4,192人となっています。ここ数年での急激な変動はありませんが、支援を要する人が一定数存在する状態が続いています。

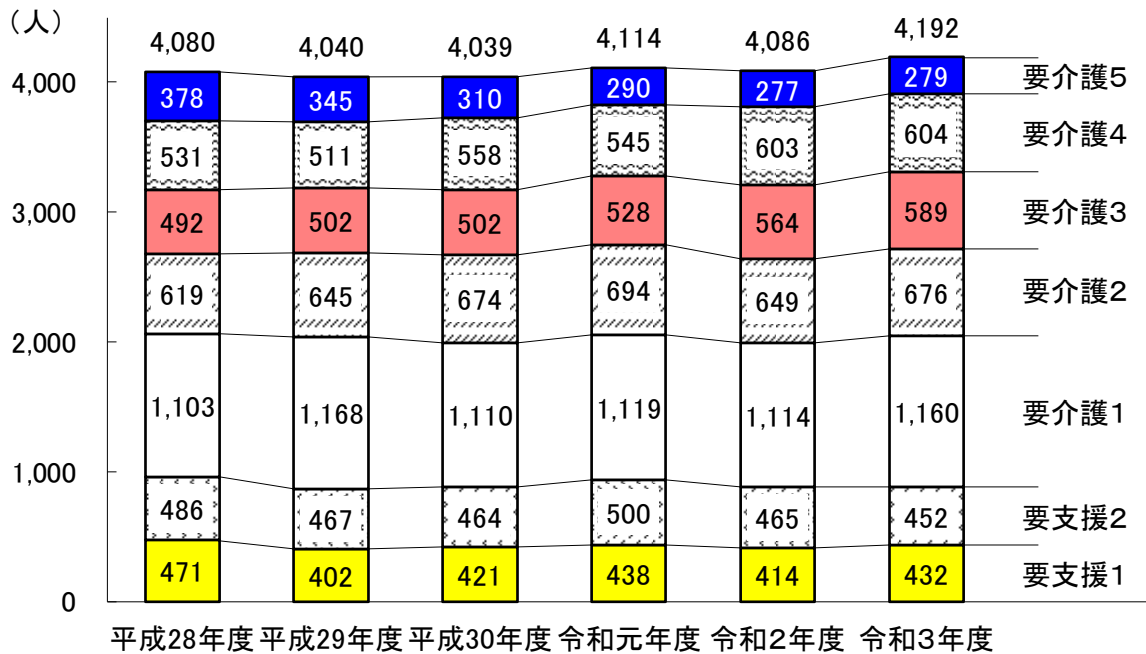
介護に当たっては家族の負担も大きくなるため、関係機関が適切な情報提供等を行い、介護者の負担軽減を図ることも必要です。

図表 11 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料：介護長寿課（各年度3月31日現在）

図表 12 要介護度別認定者数の推移

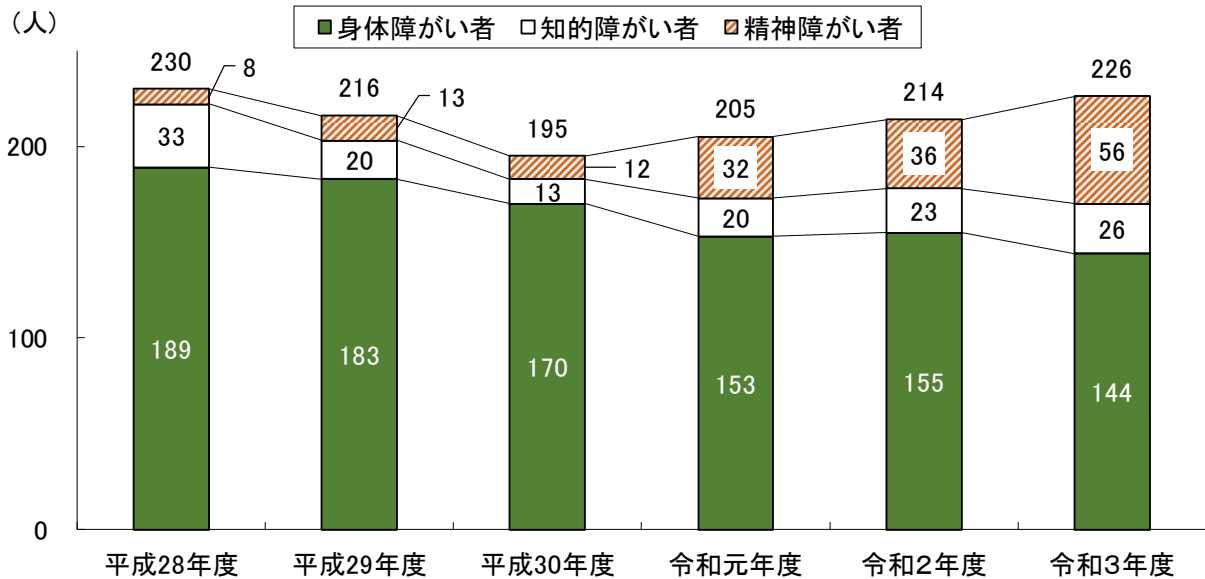


資料：介護長寿課（各年度3月31日現在）

■ 障害者手帳新規取得者の状況

障害者手帳新規取得者は平成30年度以降増加傾向となっています。障がい種別で見ると、身体障がい者は平成28年度からおおむね減少傾向にあるものの、精神障がい者は平成28年度からの5年間で7倍になっており、急激に増加していることが分かります。

図表 13 障害者手帳新規取得者の推移

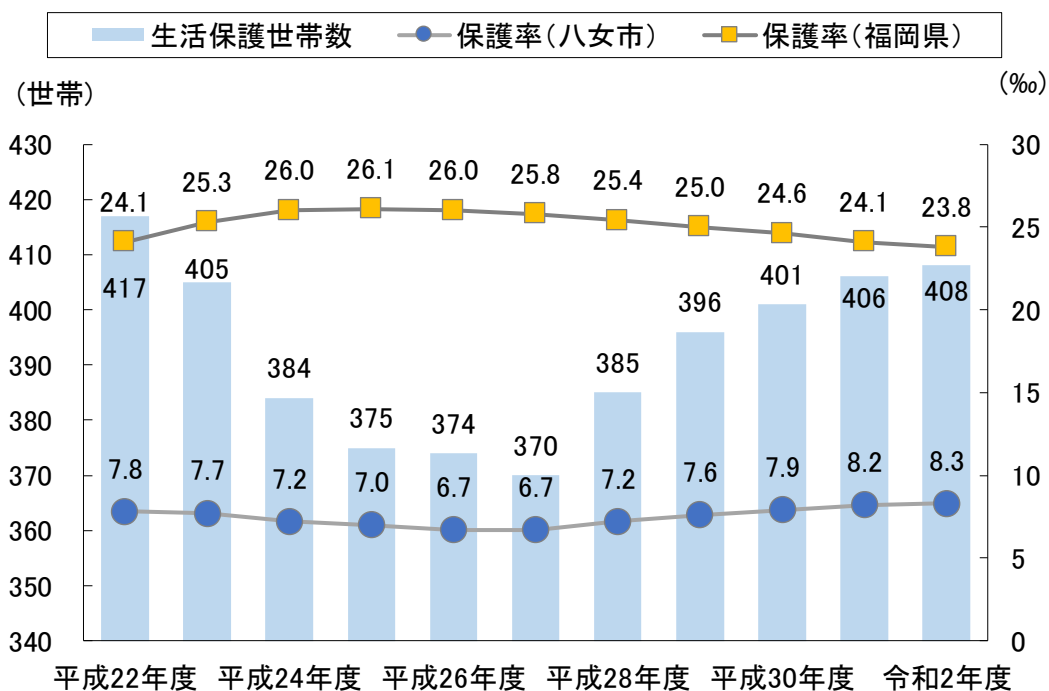


資料：福祉課（各年度3月31日現在）

■生活保護の状況

生活保護世帯数はいったん減少傾向にあったものの、平成28年以降は微増を続け、近年ではおおよそ400~410世帯で推移しています。

図表 14 生活保護世帯の推移



※「%」とは千分率、1000分の1を1とする単位

資料：平成30年度まで / 福岡県の生活保護（令和元年度版）
 令和元年度 / 「市町村別保護状況（令和元年度平均）」
 令和2年度 / 「生活保護速報」（令和2年3月）
 各年度末現在

第4節 アンケート調査結果からみる本市の状況

1 アンケート調査の概要

本計画の策定に際し、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

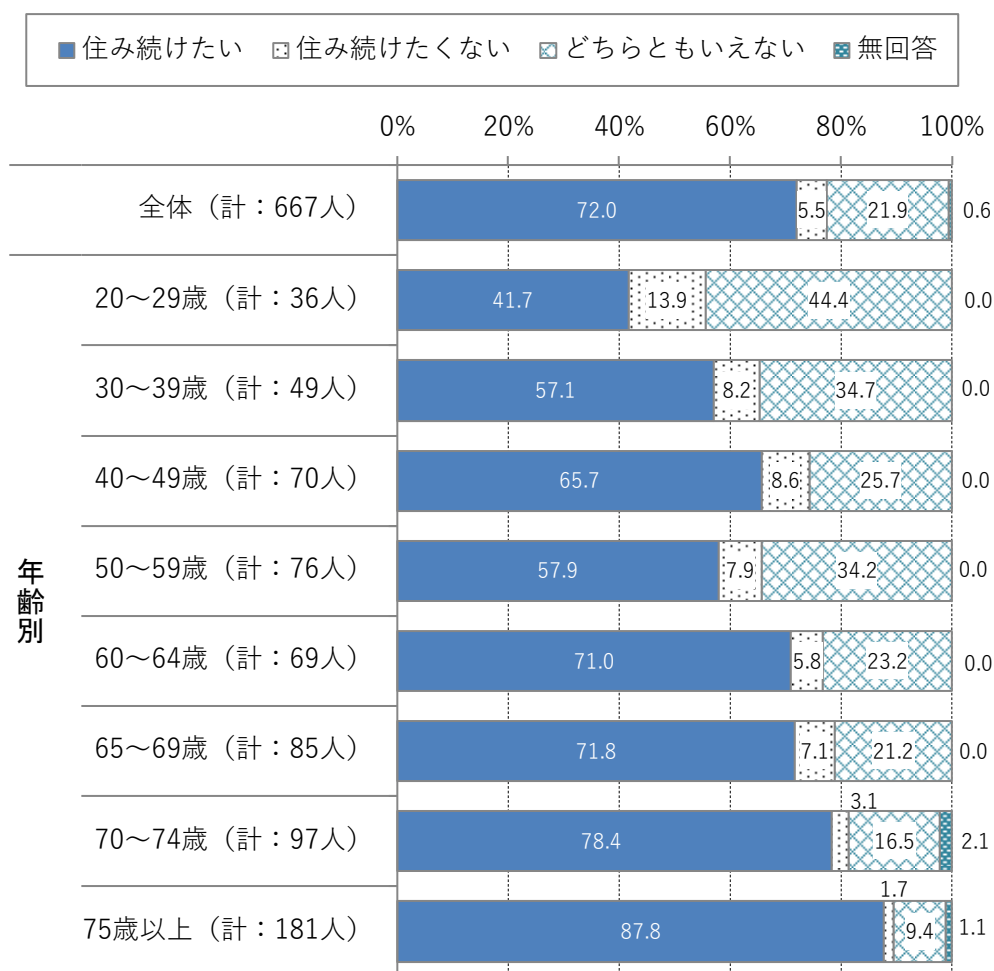
- 調査名称 八女市の地域福祉に関する住民アンケート
- 調査地域 八女市全域
- 調査対象 市内在住の20歳以上の市民 2,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布・回収（無記名）
- 調査期間 令和4年7月22日～令和4年8月8日
（ただし、令和4年8月22日回収分までを集計に含む。）
- 回収結果

配布数	回収数	有効回答率
2,000通	667通 (うち有効回答数667通)	33.4%

2 八女市に住み続けたいか

アンケート回答者の72.0%が、八女市に住み続けたいと回答しています。年齢別にみると、「住み続けたい」と回答した人の割合は年齢階層が上がるにしたがっておおむね高くなっています。「住み続けたくない」と回答した人の割合は20歳代が最も高く、13.9%となっています。

図表 15 これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思うか

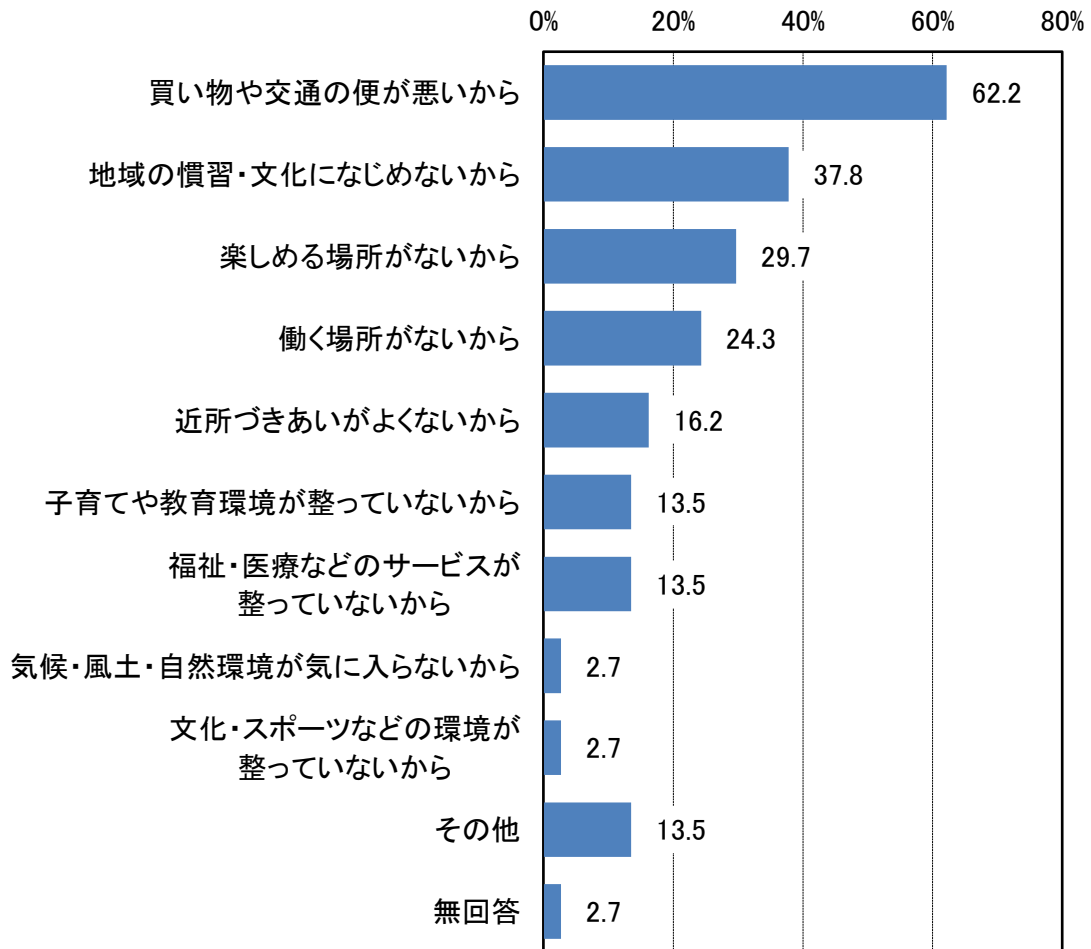


資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

八女市に住み続けたくないと回答した人に、その理由をたずねたところ、「買い物や交通の便が悪いから」と回答した人の割合が最も高く、62.2%となっています。次いで、「地域の慣習・文化になじめないから」（37.8%）、「楽しめる場所がないから」（29.7%）と続いています。

他にも、「近所づきあいがよくないから」（16.2%）、「福祉・医療などのサービスが整っていないから」（13.5%）などといった回答があります。

図表 16 どのような点で住み続けたくないと思うか（複数回答可）



計:37人

資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

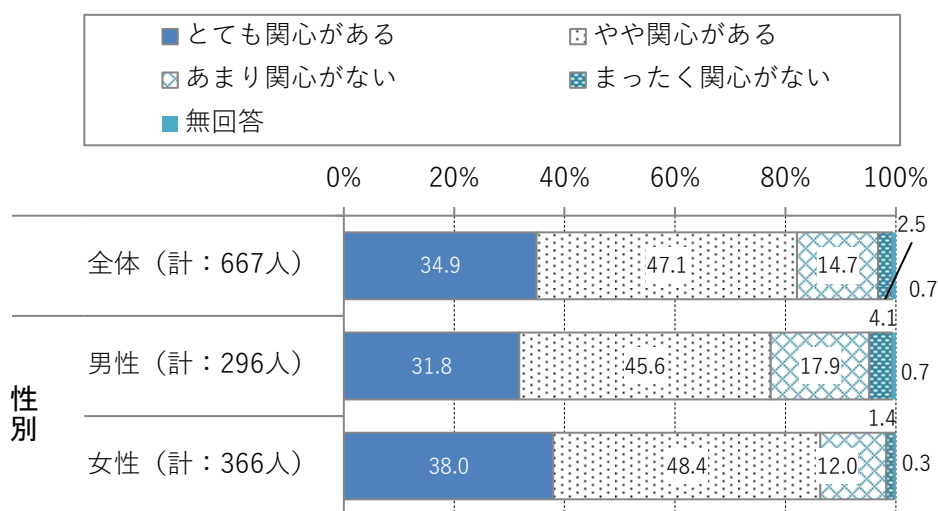
3 八女市民の福祉に関する関心

アンケート回答者の82.0%が、福祉に関心があると回答しています。また、73.0%が、福祉は行政と住民が協働し地域で支えあうべきだと回答しています。

福祉を必要とする人に対して、「家族や親戚が面倒をみればよい」と回答した市民はわずか2.1%と極めて少数であり、「行政の責任で行うべき」との回答も20.2%に留まっています。

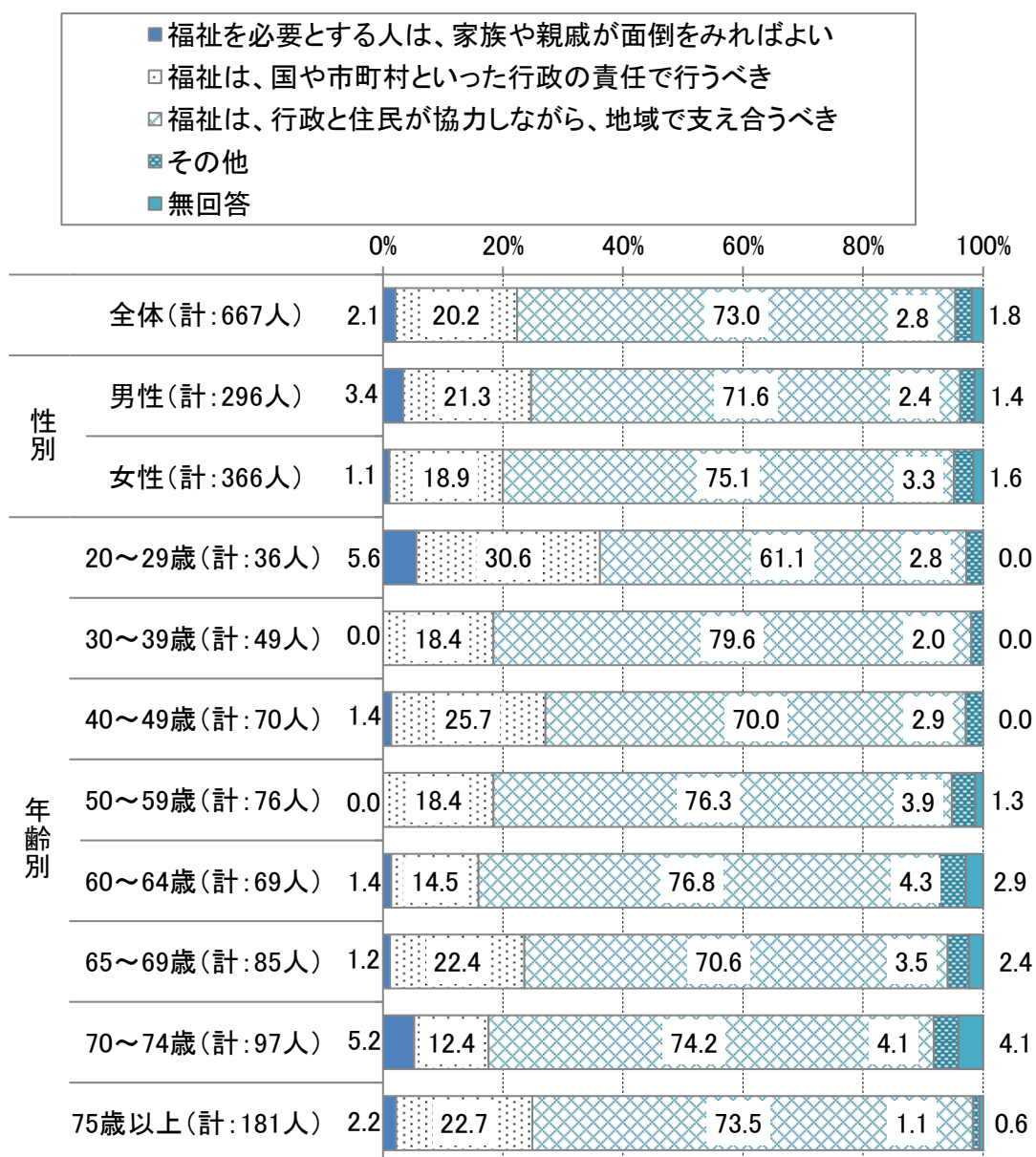
行政と住民が手を取りあう福祉のあり方を支持する市民の割合は、30歳未満の比較的若い世代は61.1%と比較的低くなっているものの、30歳代になると79.6%を占め、全年齢階層の中で最も高くなっています。

図表 17 福祉に関心があるか



資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

図表 18 これからの「福祉」のあり方は、どのようであるべきか



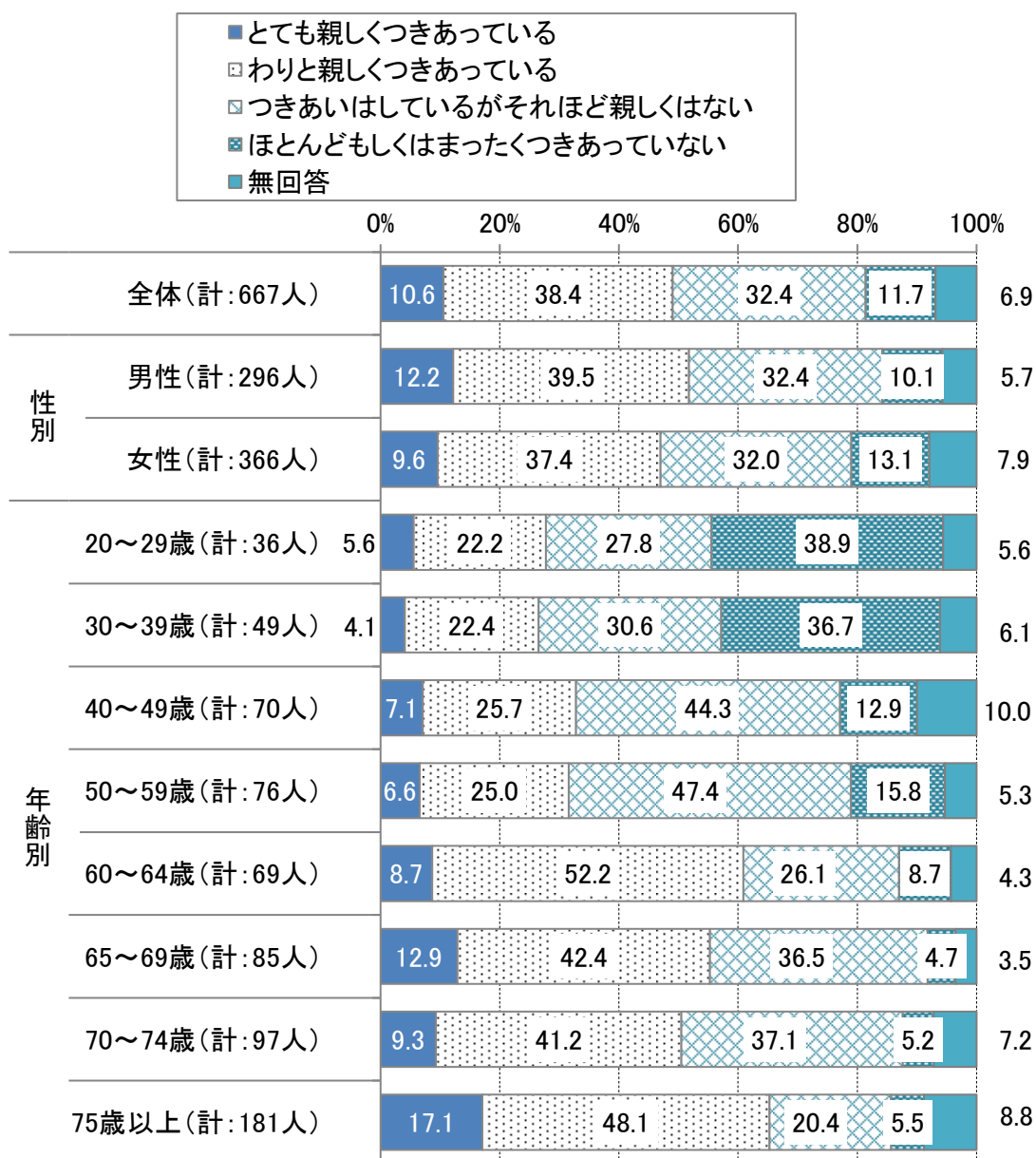
資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

4 近所づきあいの程度

親しく近所づきあいをしている市民の割合は49.0%ですが、年齢階層によって傾向が異なります。60歳未満では親しく近所づきあいをしている市民の割合は30%前後ですが、60歳以上では50%~60%台となっています。

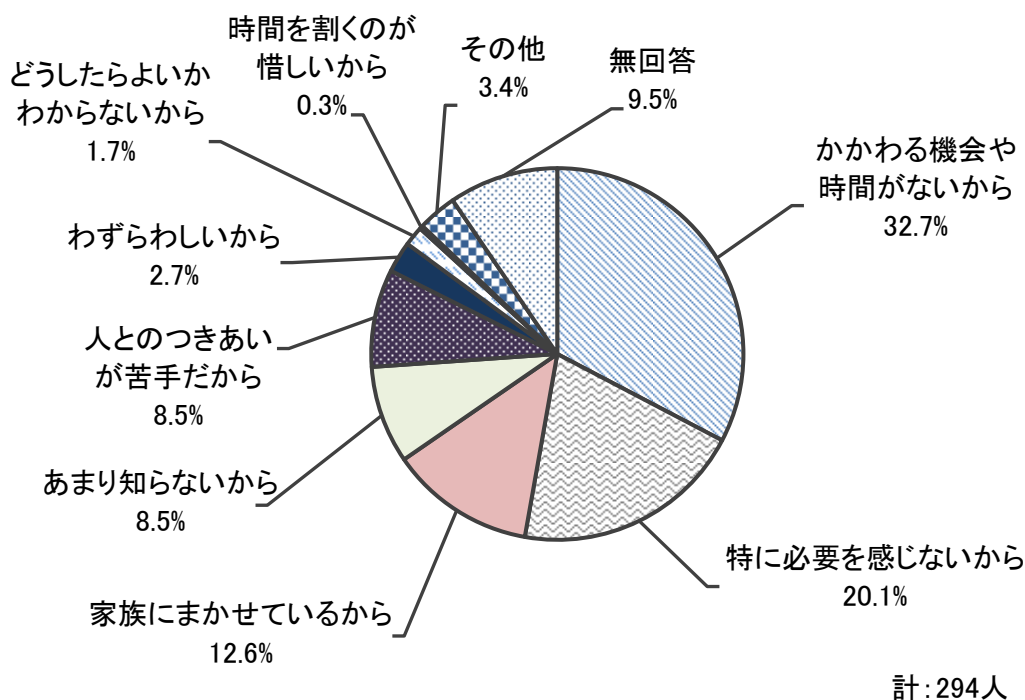
近所づきあいをしない理由として、「かかわる機会や時間がないから」、「家族にまかせているから」と回答した人の割合は45.3%となっています。

図表 19 近所づきあいの程度



資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

図表 20 近所づきあいが少ない理由



資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

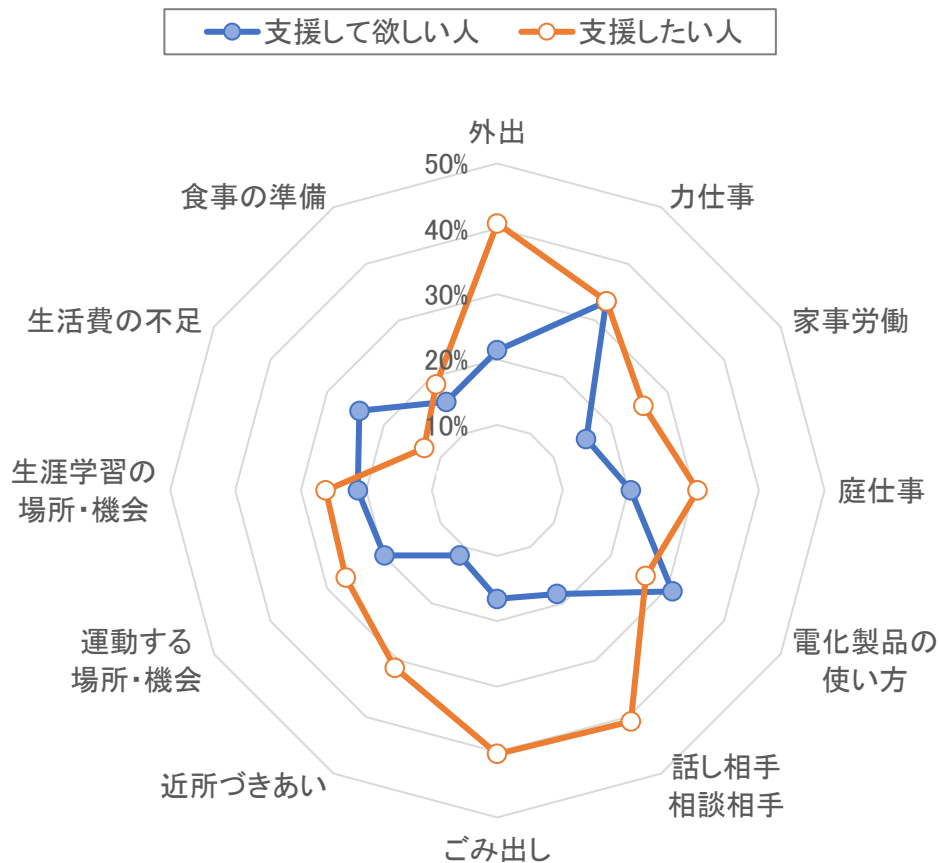
5 「支援して欲しい人」と「支援したい人」の存在

市民の多くは、それぞれ何らかの生活上の困りごとを抱えています。その内容は多岐に渡りますが、それら地域に存在する「支援して欲しい」というニーズに対して、「支援したい」と考える市民もまた存在します。

「支援して欲しい」と考える市民を、「支援したい」という意思を有する市民でどの程度カバーできるのか、そのバランスを分析することで、本市における「地域のカ」を推測しました。

設問に盛り込まれた12項目の「困りごと」のうち10項目について、「支援したい」と考える人が「支援して欲しい」と考える人を上回っており、本市にある生活課題の多くは、市民相互のカである程度カバーできる可能性が高いことが分かります。

図表 21 困りごとに対して支援して欲しい人と支援したい人



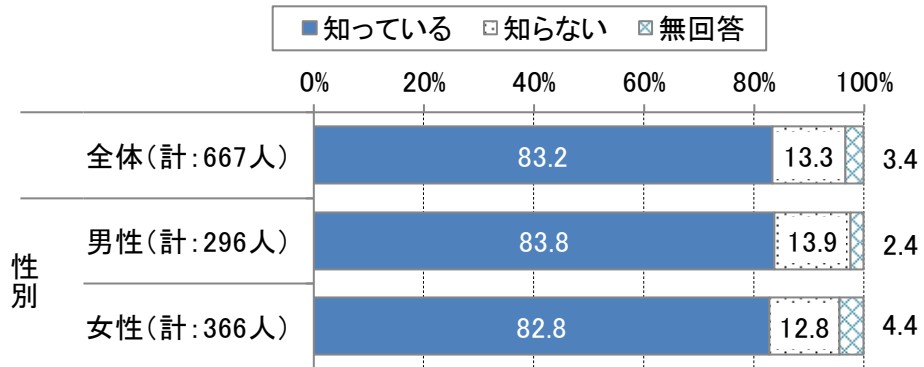
資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

6 災害に対する備え

近年、全国各地で自然災害が頻発しています。本市における災害時の避難場所の認知度は83.2%となっており、避難場所の認知が浸透していることが分かります。特に、60歳代では、ほとんどの人が「知っている」と回答しています。

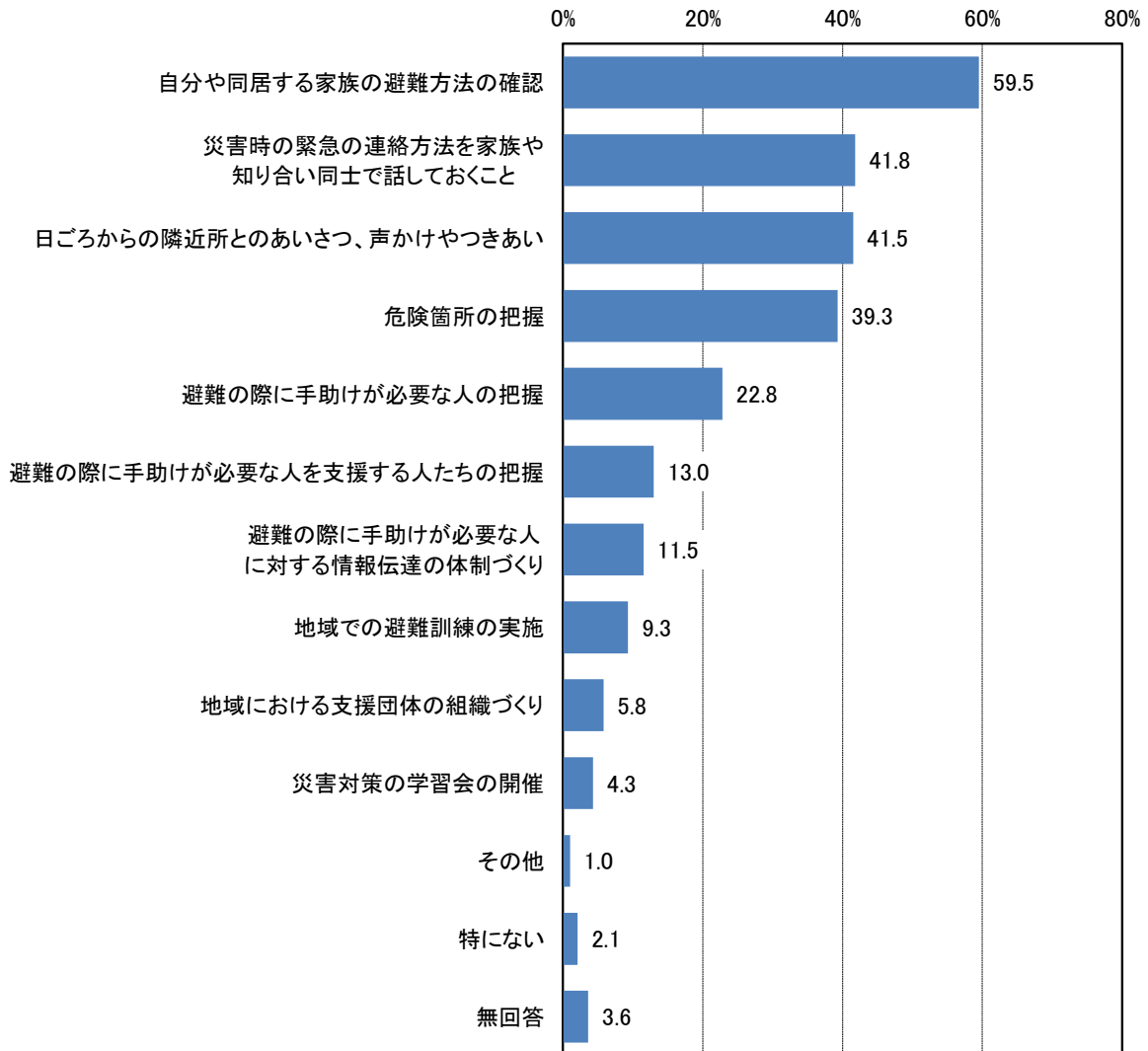
地震や台風などの災害時の備えとして重要だと思うこととして、「自分や同居する家族の避難方法の確認」、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」に次いで、「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」（41.5%）が挙げられており、災害に備えて日頃から地域内での連携を図る重要性を市民が理解していることが分かります。

図表 22 災害時の避難場所を知っているか



資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

図表 23 地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思うか（複数回答可）



計: 667人

資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

7 本市における相談のしやすさ

あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますかと尋ねたところ、57.1%の市民が「市役所などの行政機関」と回答しており、行政機関が市民から身近な相談先として認識されていることが分かります。

また、「相談するところがない」もしくは「相談はしない」と回答した人の割合は、男性が11.2%であるのに対して女性は7.3%と、性別による差が見受けられます。さらに年齢別にみると20歳代が16.6%、30歳代が10.2%と、若い世代、それから高齢世代のうちでも70～74歳の人々が相談しない、できない傾向にあることが分かります。

図表 24 生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談するか

		(%)						
		市役所などの行政機関	友人・知人	社会福祉協議会	民生委員児童委員	病院や施設	相談するところがない	相談はしない
全体（計：667人）		57.1	35.2	18.3	17.8	15.3	4.8	4.3
性別	男性（計：296人）	59.8	31.8	18.9	19.3	14.9	5.1	6.1
	女性（計：366人）	55.2	38.0	17.8	16.7	15.6	4.6	2.7
年齢別	20～29歳（計：36人）	50.0	41.7	13.9	5.6	11.1	8.3	8.3
	30～39歳（計：49人）	59.2	46.9	2.0	2.0	22.4	4.1	6.1
	40～49歳（計：70人）	52.9	44.3	10.0	2.9	14.3	5.7	2.9
	50～59歳（計：76人）	69.7	47.4	15.8	10.5	21.1	2.6	1.3
	60～64歳（計：69人）	65.2	39.1	20.3	14.5	18.8	5.8	2.9
	65～69歳（計：85人）	67.1	37.6	18.8	21.2	12.9	4.7	4.7
	70～74歳（計：97人）	58.8	32.0	25.8	26.8	15.5	6.2	5.2
	75歳以上（計：181人）	45.9	21.5	22.1	28.2	12.2	3.9	4.4

資料：八女市の地域福祉に関するアンケート（令和4年9月）

第5節 社会資源の状況

1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

本市に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、人権分野、障がい者福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は以下のとおりです。

図表 25 高齢者福祉・介護分野

施設・事業所	箇所数
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	8
介護老人保健施設（老人保健施設）	3
介護医療院	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	19
訪問看護事業所	9
訪問リハビリテーション事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	23
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	7
短期入所生活介護事業所	8
短期入所療養介護事業所	3
特定施設入居者生活介護事業所	2
小規模多機能型居宅介護事業所	9
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1
地域密着型通所介護事業所	11
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	14
認知症対応通所介護事業所	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
居宅介護支援事業所	23
地域包括支援センター	6

資料：介護長寿課（令和4年10月1日現在）

図表 26 児童福祉・子育て支援分野、人権分野

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	20
幼稚園	1
認定こども園	4
届出保育施設	3
小学校	13
中学校	8
義務教育学校	2
中高一貫校	2
学童保育所	17
子育て支援拠点施設	3
児童発達支援事業所	5
放課後等デイサービス事業所	9
保育所等訪問支援事業所	1
障害児相談支援事業所	7
隣保館	2

資料：子育て支援課、学校教育課、福祉課、人権・同和政策・男女共同参画推進課
 （令和4年10月1日現在）

図表 27 障がい者福祉分野

施設・事業所	箇所数
施設入所支援施設	5
共同生活援助（グループホーム）事業所	21
居宅介護事業所	15
重度訪問介護事業所	14
同行援護事業所	7
行動援護事業所	1
生活介護事業所	12
自立訓練（生活訓練）事業所	2
就労移行支援事業所	1
就労継続支援（A型）事業所	4
就労継続支援（B型）事業所	13
短期入所事業所	8
相談支援事業所	8
地域活動支援センター	1
障がい者基幹相談支援センター	1

資料：福祉課（令和4年10月1日現在）

2 福祉活動に関する人的資源の状況

【民生委員児童委員】

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき市民の中から選ばれ、県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法に基づき児童委員も兼務しているので、民生委員児童委員と呼びます。そのうち、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は以下のとおりです。

- ・市民の生活状況を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

本市では、令和4年10月1日現在、213人の民生委員児童委員（うち主任児童委員が26人）が活動しています。また、民生委員児童委員で組織する八女市民生委員児童委員連絡協議会が、民生委員児童委員活動を支援しています。

【福祉委員・見守り連絡員】

民生委員児童委員の中には、1人で複数の行政区や世帯数が多い地域を担当している人もいるため、地域福祉活動への協力者として福祉委員を置いている地域もあります。福祉委員は民生委員児童委員や行政区長を補佐し、福祉問題の早期発見を目的とした日常的な訪問や地域に必要とされる福祉活動への協力などを通じ、見守り活動を行います。行政区からの推薦により社会福祉協議会会長が委嘱しています。

見守り連絡員は、隣近所で毎日のように顔を合わせる方をお願いし、普段の生活の中でひとり暮らし高齢者等が数日間不在にしているといった情報を必要に応じて、民生委員児童委員や行政区長に連絡します。

図表 28 福祉委員・見守り連絡員数の推移

単位：人

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
福祉委員	154	198	208	210	199
見守り連絡員	479	606	625	615	654

資料：社会福祉協議会

【ボランティア団体】

本市では、スポーツ、文化芸術、環境、まちづくり等の分野でボランティア団体が活動しています。その中で、社会福祉協議会と連携を図りながら活動を進めている福祉ボランティア団体は、以下のとおりです。

図表 29 福祉ボランティア団体

団体名	活動内容
移送サービス運転ボランティア 「一寸奉仕」	黒木地区居住の高齢者や障がい者で一人での公共交通機関利用が困難な方を対象とした移送サービス
音訳ボランティア 「ふきのとう」	広報八女・社協だより・議会だよりの音訳ボランティア活動、朗読会の開催等
車椅子レクダンス普及会 矢車草の会 福岡黒木支部	定期練習（毎月第2月曜日） 福祉施設慰問、新曲講習会受講、福祉大会出演
傾聴ボランティア 「八女ダンボ」	各種施設や個人宅への訪問傾聴 会員相互の研讃の研修会、交流会の開催や参加 行政、社協の行事への参加協力
青少年健全育成ボランティア グループ「スキップ」	パレット黒木（堀川バス停）に園児や生徒の作品展示 （年4回 作品の張り替え）（月・木の週2回花替え・掃除）
そよかぜボランティアの会	生きがいデイサービス事業での配膳 作業療法等のボランティア 生きがいデイサービス等への演芸活動
地域サロンボランティアの会	星野地区内のふれあいサロン活動の運営支援 星野地区内のふれあいサロン支援者相互の情報交換、研修 星野地区内のふれあいサロン活動推進のための関係機関との連絡調整 星野地区内の地域行事への参加
点訳グループ わかば会	広報八女・社協だより・議会だよりの点訳・配布 小中学校での点字教育 点字の普及・啓発
特定非営利活動法人 上陽ライフネットワーク	生きがいづくり事業 草刈り、草取り等 生活支援に関する事業 移送サービス
やめん茶手話サークル	八女聴覚しょうがい者協会との連携・相互援助 手話技術の習得・向上のための学習会やスポーツ交流会の開催 定例会（第2・第4金曜日）

団体名	活動内容
布の絵本制作ボランティア 「虹の会」	布の絵本、パネルシアター他制作 布の絵本講座、読書ボランティア
花みずき	シニアクラブ、ふれあいサロンでの舞踊披露 芸能夢ゆとりにて踊りの披露（7月）
陽の里会	上陽地区内の高齢者への昼食（配食サービス） （毎週木曜日調理、配達、片付け）
ボランティアサークル ともしび	障がい者への必要に応じた支援 「福祉フェスティバル」支援
まちづくり委員会	交流事業 郷土料理の伝承
八女手話の会	手話の習得 ガイドヘルプ活動
八女要約筆記の会 あかり	聴覚障がい者へ情報伝達支援
ふれあいサロン支援者の会 「杣の会」	矢部地区内のふれあいサロン活動の運営支援 矢部地区内のふれあいサロン活動の支援のための研修 矢部地区内の地域行事への参加

資料：社会福祉協議会

第6節 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画ふりかえり

第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）の進捗状況について、年度ごとに地域福祉推進委員会等を開催し確認を行いました。八女市と八女市社会福祉協議会が行った主な取り組みは次のとおりです。

※詳細は資料編に掲載しています。

基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり

- (1) 支援の情報をわかりやすく伝える
- (2) 身近で気軽な相談支援をすすめる
- (3) 相談支援の専門性や利便性を向上させる

○広報の充実

- ・ 広報八女やホームページ、防災ラジオ、LINEなど複数の媒体による情報発信
- ・ やめ社協だよりを年11回発行し、社会福祉協議会の事業の情報だけでなく、地域の福祉問題や地域で行われている福祉活動などの情報を掲載
- ・ 社会福祉協議会においては広報編集委員会を設置し、多くの人に読んでもらえるように、音声コードの掲載や文字、文章など、障がいがある人に配慮した紙面づくりを実施
- ・ 社会福祉協議会事業パンフレットの見直し修正を行い、市民や関係機関に社会福祉協議会の事業組織や事業内容などを発信し、地域福祉活動への参加を推進



やめ社協だより



ホームページ

○地域人材との連携

- ・毎月1回開催される民生委員児童委員連絡協議会校区会長会及び校区定例会へ参加し意見交換を行い、福祉問題を抱える高齢者の実態把握に努め、社会福祉協議会や関係機関へのつなぎ、支援後の報告を行うなど、協力関係を強化

○利用しやすい相談窓口の周知と体制づくり

- ・民生委員児童委員が地域の身近な相談役として活動できるよう広報やホームページ等で活動について周知
- ・コロナ禍における相談体制の在り方を検討



心配ごと相談員研修会



子ども民生委員活動

○総合相談、地域への訪問相談

- ・平成30年度から相談支援包括化推進員（以下「まるごとサポーター」という。）を配置して、訪問支援を徹底し支援につながりにくい福祉問題の把握に努め、生活支援コーディネーターとの連携による問題解決に向けた事業を展開

○研修機会の確保

- ・職員の専門性向上を目的とした積極的な研修機会の確保
- ・コロナ禍におけるオンライン研修の活用

今後の方向性

住民参加による福祉活動を推進していくためには、住民にとって分かりやすい情報提供が重要なので、引き続き、広報やホームページなどによる情報発信に努めていきます。

身近で気軽な相談支援を進めるためには、民生委員児童委員の日々の見守り活動や、まるごとサポーター、生活支援コーディネーターの積極的な訪問支援が不可欠であり、今後も市役所や社会福祉協議会が身近な相談機関となれるよう連携を強化していきます。

また、職員の専門性を向上させるためには、研修等を通して日々研鑽していく必要があります。コロナ禍においては、研修機会が減少したこともありましたが、オンライン研修の活用により多くの職員が効率的に研修に参加できるというメリットもあったので、今後は対面研修とオンライン研修の両方を活用しながら職員の専門性をより向上させます。

基本目標 2 連携した支援ができる体制づくり

- (1) 福祉サービスの量や質の充実を図る
- (2) 連携しながら相談支援をすすめる
- (3) 連携した支援体制の充実を図る

○公共交通等の検討

- 地域公共交通計画の策定において福祉有償運送について検討
- 予約型乗合タクシーの利用者増加を目的とした広報周知活動（運転免許自主返納時の利用案内、地域の集会での広報）
- 八女市の地域福祉に関する住民アンケート調査の結果、交通などの便利さについて、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合は17.9%（平成28年度）→14.5%（令和4年度）

○地域課題把握と地域支援

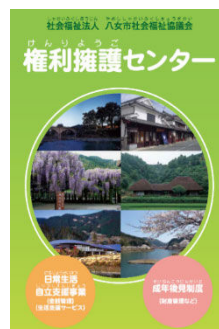
- 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを配置し、地域住民の生活課題やニーズの把握に努め、市内の店舗の協力を得て、ボランティアによる買い物代行支援など、課題解決のための具体的な取り組みを実施
- 生活支援サービス「お助けサポート事業」を立ち上げ、生活支援ボランティアの育成を行い、不燃物のごみ出しや蛍光灯の取り換え、布団乾燥など、生活上の困りごとに対してボランティアによる生活支援サービスを実施
- 高齢者や障がい者などで、自分で可燃物のごみ出しができない世帯を対象としたごみ出しサポート事業を実施

○権利擁護の充実

- 日常生活自立支援事業の利用者増加にともない、事業の担い手不足の解消を図るために、毎年、生活支援員養成講座を開催
- 認知症、知的障がい、精神障がいを抱える人以外の身体障がいや難病などを抱える人で、日常的な金銭管理が必要な人には「八女あんしんサポート事業」を実施
- 令和元年度から社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、財産管理や身上保護などの後見業務を実施
- 令和2年度から社会福祉協議会が居住支援法人の認可を受け、住まい探しの支援や住み続けるために必要なサービスの提供を実施



生活支援員活動（日常生活自立支援事業）



○各相談支援窓口の連携

- ・各分野の支援者が連携するための相談支援事業所ネットワーク会議を開催

○福祉総合相談と連携

- ・地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターが主催する小地域ケア会議や日常生活圏域ケア会議に参加し、高齢者の実態把握をはじめ、地域課題の集約を行い、相談支援を実施
- ・通常的生活福祉資金に加え、コロナ禍により生活が困窮された世帯に対し特例貸付の相談対応を行うとともに、生活困窮状態が継続する世帯については、関係機関へのつなぎやフードバンクなどによる支援を実施

○公的な福祉協議会の機能強化と横断的連携

- ・自立支援庁内連絡会議や地域包括ケア推進支援会議、要保護児童対策地域協議会、障がい者等自立支援協議会など公的な福祉に関する会議を実施し、各ネットワークを活かした分野横断的に連携するための体制を整備
- ・コロナ禍による対面会議の減少に対応するため、オンライン会議や密な電話連絡など連携体制を整備

○地域を基盤とした福祉活動の支援体制

- ・八女市社会福祉法人連絡会ライフレスキュー部会と連携して、生活困窮者への生活支援として、ごみ屋敷の清掃支援などを実施
- ・ひきこもり支援や生活困窮世帯への支援を通して、支援につながりにくい地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築



八女市社会福祉法人連絡会



ごみ屋敷の清掃支援

今後の方向性

高齢者や障がい者において、交通手段の確保は重要な課題であるため、予約型乗合タクシーをはじめ、福祉有償運送等、様々な地域公共交通のあり方について検討していきます。

地域介護予防活動を重点項目として掲げ、ふれあいサロンなどに参加していない人の実態把握やフレイルチェック事業を八女市や関係機関と連携して推進していきます。

複雑化・複合化した相談の増加にともない、まるごとサポーター及び生活支援コーディネーター

ネーター、市担当課、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、包括的支援体制を強化します。

成年後見制度の利用促進を図るためには、八女市や関係機関と連携し、市民参加型による市民後見人の人材育成が必要であるため、今後、市民後見人養成講座の開催について検討します。

緊急の支援が必要な場合にも対応できるよう、八女市社会福祉法人連絡会と平常時から連携協議を行います。

基本目標 3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

- (1) 隣近所等での身近な助けあいをすすめる
- (2) 地域での組織的な支援をすすめる
- (3) 災害時の避難に備える

○啓発と福祉組織の支援

- ・ やめ社協だよりの年11回発行とホームページをリニューアルして、見やすいページづくりや地域の取り組みなど、新しい情報の更新を随時実施
- ・ 福祉委員未設置地区では、行政区長や民生委員児童委員へ継続的に働きかけ設置推進を行うとともに、コロナ禍で対面による研修が難しい状況を踏まえ、「福祉委員活動の手引き」を作成して、福祉委員活動の周知と地域の福祉問題への気づきを促し、福祉委員活動を推進

○小地域福祉活動の推進

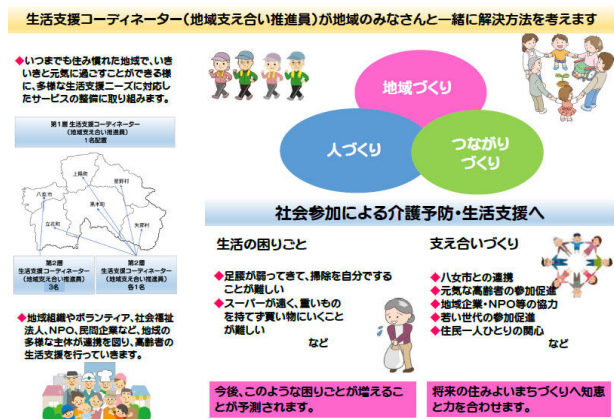
- ・ 福祉問題の早期発見、福祉情報共有の場である福祉ネットワーク推進委員会設置について、行政区長や民生委員児童委員に対して継続的な働きかけを実施

○買い物支援への協力と理解普及

- ・ 生活支援コーディネーターの地域ニーズ調査をもとにした買い物支援の体制整備
- ・ 地域の民間事業者の理解と協力による買い物支援体制整備の実現



ボランティアによる買い物支援



○移動・外出支援の周知と充実

- ・八女市から委託を受け、予約型乗合タクシーの利用登録手続きやオペレーター業務を実施

○生活困窮者支援事業の拡充

- ・市民への食品募集やフードドライブの推進を図り、食品や日用品の確保に努め、コロナ禍により急増する生活困窮世帯に提供
- ・関係機関や企業と連携し、子ども食堂の運営支援をはじめ、食材や容器などの物的支援を実施
- ・子ども食堂への支援を通して、子どものいる生活困窮世帯へ子ども宅食を実施
- ・ひきこもり支援や生活困窮世帯への支援施設として、福祉生活支援室「ほっと館やめ」を2箇所設置



子ども食堂連携会議



ほっと館やめ上陽 フリースペース

○防災訓練、避難行動要支援者支援事業

- ・自主防災組織による積極的な防災訓練実施に向けた支援
- ・防災訓練等が制限されたコロナ禍においては、感染症に配慮した災害への備えに関するチラシを全戸配布するなど可能な範囲での啓発活動を実施

○地域と協力した情報啓発

- ・自主防災組織活動を活性化させるため、行政区と連携し、防災や減災に向けた情報発信や啓発を実施
- ・地域防災力向上のために自主防災組織の結成を推進（令和3年度末時点の自主防災組織率98.9%）

○災害ボランティアセンター

- ・災害時対応の手引きの見直しを実施
- ・災害ボランティア事前登録制の運用開始



災害被災地支援活動



災害ボランティアセンター

今後の方向性

身近な隣近所での支えあいが地域福祉の基盤です。今後も、一人ひとりが支えあうための仕組みづくりに取り組んでいきます。

福祉委員設置地区については、福祉委員が個別課題を抱え込まないよう、継続的に関わりを持ち、コロナ禍での工夫した見守り方法など、研修会を開催しフォローアップを行います。あわせて、福祉委員同士での意見交換や情報共有を行い、福祉委員が活動しやすい環境整備を行います。

各地域の福祉ネットワーク推進委員会に参加し、地域住民との顔の見える関係を築き、地域課題の共有や課題解決に向けた活動を行います。

今後もコロナ禍により増え続けると予想される生活困窮世帯への支援として、福祉生活支援室「ほっと館やめ」の機能を拡充し、フードバンク事業を通して関係機関と連携しながら、制度の狭間に置かれている人の相談支援を充実します。

市内のほとんどの地域で自主防災組織が結成されたので、今後はより地域の実情に即した防災を実現するため、自主防災組織における地区防災計画の策定を支援していきます。

コロナ禍において、災害ボランティア支援の募集範囲や内容が変更されたことから、災害時対応の手引きの見直しや災害ボランティア事前登録を推進します。

基本目標 4 社会参加の意識づくり

- (1) 人権や福祉の制度、地域福祉について学ぶ
- (2) 気軽に参加できる交流の場を広げていく
- (3) 地域の活動や行事へ参加しやすい工夫をする
- (4) ボランティア活動に参加しやすくする

○対象者に合わせた学ぶ機会の提供

- ・子育て講座や認知症サポーター養成講座を開催（コロナ禍においては開催回数を制限）
- ・市民を対象に、福祉のつどいや暮らしと福祉の講座を各エリアの福祉課題や地域の実情に即した内容で開催
- ・市内小学校3年生への福祉教育教材「ともに生きる」の配布及び市内小学校などでの車いす体験や手話体験などの開催を通して、福祉教育を推進

○健康維持・増進

- ・特定健診の受診率向上のため受診勧奨通知の発送や訪問勧奨の実施
- ・コロナ禍の影響が大きかった令和2年度においては受診率が下がったが、健康ポイント事業の拡充やAIを活用した受診勧奨等に取り組み、令和3年度は受診率回復を実現

○地域活動の啓発・育成

- ・地域のリーダー育成を目的とし、未来づくり協議会の主催により「地域づくり研修会」「先進地視察研修」「市執行部との意見交換」を実施（コロナ禍においては研修会等を中止や縮小）

○交流の場を通じた地域課題の把握と人材育成

- ・ふれあいサロンを通じた地域課題や支援ニーズの把握に努め、生活支援コーディネーターと社会福祉法人の連携による買い物支援など、具体的な地域課題解決のための支援を実施
- ・不登校・ひきこもり親（家族）の会定例会に参加し、本人や世帯の抱える生活課題の実態把握を行い、訪問支援や参加支援のための具体的なメニューづくりを実施
- ・ふれあいサロン支援者講座、介護講座、ひきこもり支援講演会などを開催し、地域課題の把握と課題解決のための担い手等を育成



ふれあいサロン



ひきこもり支援講演会

○講座開催

- 生活支援サービス「お助けサポート事業」における生活支援ボランティア養成講座を実施
- 高齢者の情報格差を解消するために、市担当課と社会福祉協議会が連携しながら市全域でシニアデジタル講座を開催

今後の方向性

社会参加の意識づくりのためには、福祉について学ぶ機会や地域の活動に参加しやすいような仕組みづくりが必要です。

今後も、継続した福祉教育の推進と社会のデジタル化にともなうデジタル格差解消を目的とした講座を行うなど、対象者に応じた講座を開催します。

ふれあいサロンが公民館など、歩いていける距離にない地域については、複数のふれあいサロン設置の検討を行い、交流の場、介護予防の場としての継続的な支援を行います。

ひとりでも多くの市民がボランティアに参加できるよう、環境づくりやSNSを活用した需給調整など、ボランティアセンターの活性化を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

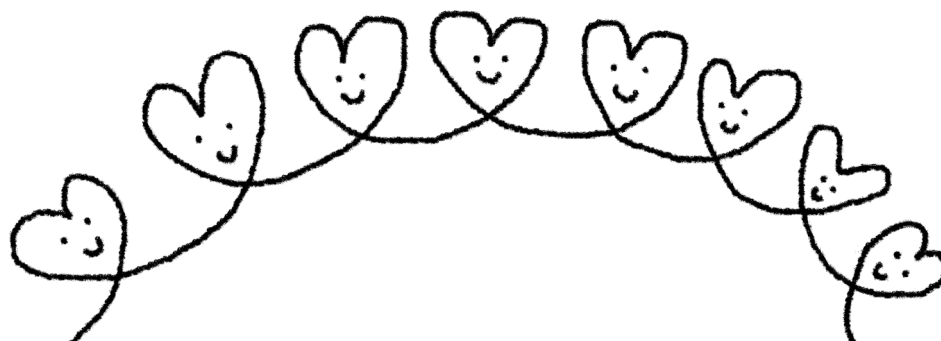
第1節 基本理念

第5次八女市総合計画では、基本政策の一つとして「安心して暮らせるしくみづくり」が掲げられており、すべての人が住み慣れた地域や家庭において、健康を維持しつつ、それぞれが生きがいと自己目標の実現を目指し生活できるよう、地域共生社会の実現と包括的な支援体制の構築を目指す旨が明記されています。また地域福祉分野では、「共に支えあい健やかに暮らせる福祉のまちをつくる」という目標が掲げられています。

第2次計画は、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に『我が事』として携わり、サービスの担い手としても『丸ごと』参画していく協働のまちづくりを目指して、「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を基本理念として掲げ計画を推進してきました。この基本理念は、第5次八女市総合計画で目指す方向と一致しており、近年の様々な社会変化の中にあっても目指すべき道筋として不変の価値を有すると考えられることから、本計画においても踏襲することとします。

基本理念

**心豊かに、共に支えあい、
安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女**



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの柱を設定します。

1 相談しやすい雰囲気づくり

福祉に関する支援についての情報提供や相談支援体制を充実させていくことで、相談しやすい雰囲気づくりを進めます。

2 連携した支援ができる体制づくり

福祉サービスの提供体制の充実を図ると共に、地域福祉の充実のために関係する組織や団体が共に協力しあっていくことで、支援を必要とする人に連携した支援ができる体制づくりを進めます。

3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

地域での身近な助けあいを進めることで絆を深め孤立化を防ぐとともに、組織的な支えあいによって安全・安心な地域づくりを進めます。

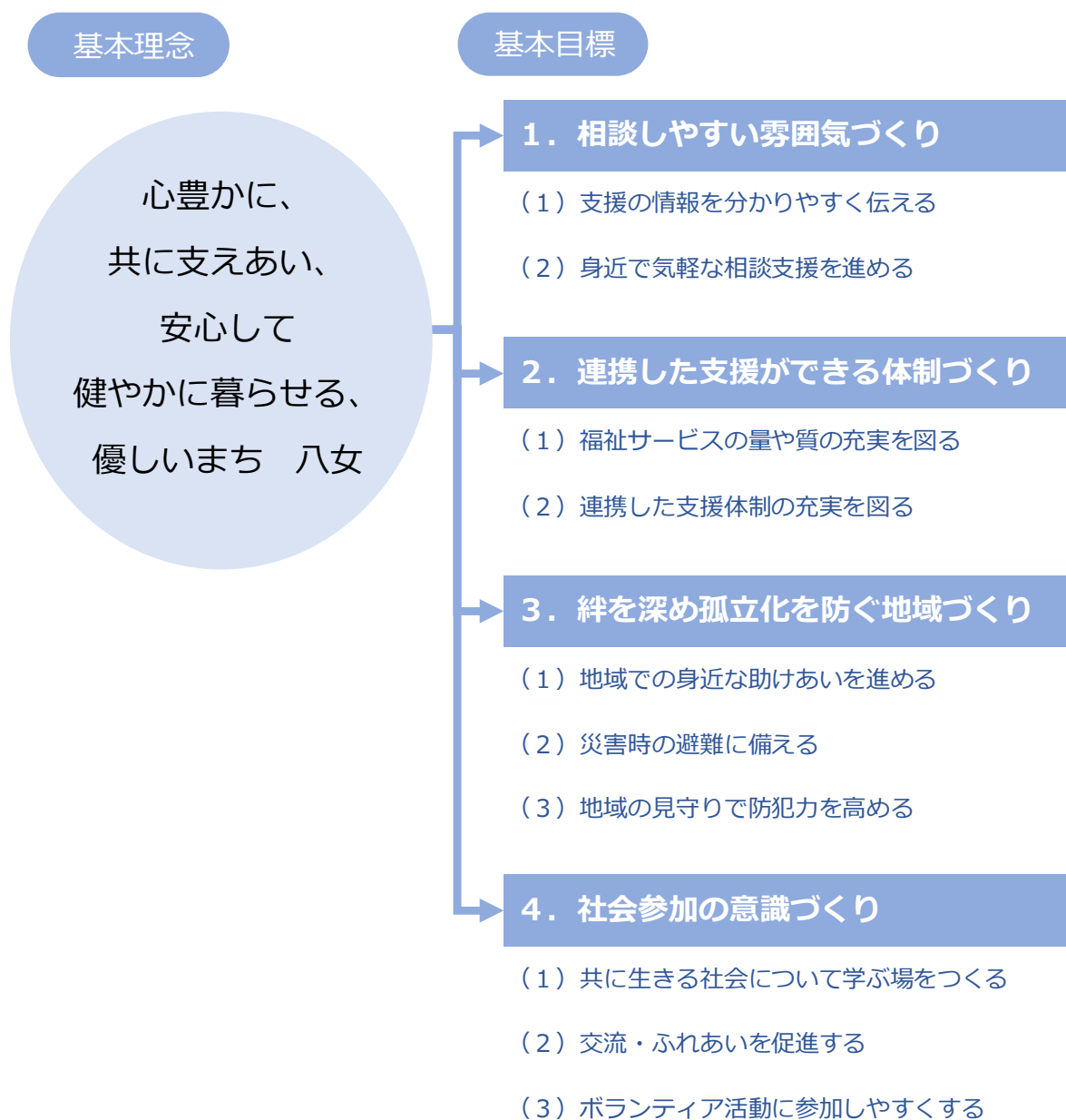
4 社会参加の意識づくり

共に生きる社会の実現に向けた意識を啓発するとともに、交流・ふれあいを促進し、ボランティア活動の推進を図ることで、人と人とのつながり（絆）を基本とした社会参加の意識づくりを進めます。

第3節 計画体系

本計画の体系は、第2次計画を活かしつつ、社会変化に応じて統合、拡充を図り、新たな地域課題等に対応しやすくなるよう工夫しました。

図表 30 計画体系



第4章 地域福祉計画

基本目標 1 相談しやすい雰囲気づくり

本市では、行政以外にも、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、NPO法人、その他様々な機関や団体が、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。アンケート調査結果からも、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で頼れる窓口としてこれらの機関や団体が市民から一定の信頼を得ていることが示されています。

しかし、従来のような、対象者の種別や縦割り型のサービス提供体制の下では相談窓口が分散され、関連する情報が断片的になりがちです。アンケート調査結果からも、「たくさんの情報があって分かりにくい（40歳代女性）」という声が挙がるなど、利用者にとっては分かりにくく、利用しにくいものになっている面もあります。

地域にどのようなサービスが存在していて、どうすればそれらのサービスが利用できるのかという情報を、そのサービスを必要とする人に、必要な時に、できるだけ分かりやすく伝えることが大切です。また、地域で悩みや問題を抱える人が、どこに相談すればよいか分からず支援が遅れてしまうといったことのないよう、いつでも身近に、気軽に相談することができる相談支援体制をさらに充実し、それを維持することが必要です。

(1) 支援の情報を分かりやすく伝える

現状と課題

アンケート調査からは、「(高齢になって車の運転ができなくなるなど) いざ困りごとが生じた場合にどのような支援やサービスがあるのかなどの情報を知りたい(30歳代女性)」、「高齢者向けの資料は工夫されているが、若者に向けた情報発信は工夫が必要(50歳代女性)」など、情報提供のあり方を巡っては、多種多様な声が挙がっています。

関係団体ヒアリングからは、団体の活動情報の発信方法として「会員などによる口コミ」が最も多く挙げられています。複雑で多様な困りごとを抱えた市民一人ひとりに対して、可能な限り寄り添いつつ、支援に関する情報を過不足なく提供する体制が必要といえます。

悩みや不安の相談先として、「市役所などの行政機関」、「社会福祉協議会」、「民生委員児童委員」が多く挙げられており、市民にとって「頼れる相談先」として認識されている実態がうかがえます。市民の期待に応えるべく、今後も引き続き、各関係機関が連携するとともに、相談支援担当者の専門性の向上を図っていくことも重要です。

取り組みの方針

- 福祉に関する支援を必要とする人が、必要な情報を、いつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

- 困りごとを抱える人の様々なニーズに適切に対応することができるよう、相談支援員の専門性を向上させると共に、丁寧な相談対応を進めるなど、相談者の利便性向上に取り組みます。
- 福祉や生活上の様々な相談に速やかに対応し、適切な支援につながるよう、行政内はもとより、相談支援事業所や関係機関の間で情報共有や連携強化を進め、福祉分野にとどまらない、他分野を含めた包括的な相談支援に取り組みます。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
知る	▶ 普段から、広報紙や回覧板、FM八女など様々な媒体から情報を収集し、いざというときに必要な福祉の情報に関心を持ちます。
伝える	▶ 難しい問題を自分や家族だけで抱え込まず、相談機関を積極的に利用し、抱えている問題や必要とする支援について伝えます。
解決に向きあう	▶ 複雑な困りごとは、まず身近な人に相談し、信頼できる支援者の力を借りつつ、解決に向きあいます。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体※の取り組み）

取り組み	内容	主体
近所づきあい	▶ 近所づきあいを大切にし、福祉に関する支援の情報を、お互いに気軽に交換しあえる関係を築きます。	隣近所
情報交換の場づくり	▶ 福祉に関する支援については、回覧板などを活用し積極的に周知し、講演会や研修会や座談会を開催するとともに、情報交換や意見交換ができる場や機会を設けます。 ▶ ふれあいサロンや子育てサークル等の場、障がいがある人やその家族の団体での集まりを活用し、情報を共有します。	地域活動団体
専門機関との協力	▶ 地域生活上の課題等は地域住民で共有し、解決策を専門的な支援機関と協力しながら協議します。	地域活動団体
見守る・つなぐ	▶ 隣近所の人や地域住民が福祉の困りごとを抱えている場合は、本人の意向に沿いながら、行政機関等の専門の相談窓口へつなぎます。	隣近所 地域活動団体

※本計画における地域活動団体とは、行政区内の自治会(町内会)や自治公民館、シニアクラブ、女性団体、子ども会育成会、自主防災組織、小学校区等の青少年健全育成会、学校及び保護者団体、民生委員・児童委員、消防団分団、交通安全協会、ボランティア団体、市民サークル団体等、市内において地域活動を行っている団体を示します。

共助 (社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み)

取り組み	内容	主体
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社協だよりやホームページ、パンフレットを充実し、紙面の文字の拡大や平易な文章表記等、分かりやすい情報提供に努めます。また、SNS (LINE等) を活用し、相談日の周知を行います。 ▶ 福祉サービス事業所等では、利用者やその家族だけでなく、地域の人たちに支援の情報やサービス内容を理解してもらうため、分かりやすいホームページやパンフレットを作成するとともに、施設見学等を積極的に開催します。 	社会福祉協議会事業所
地域の場の活用及び地域人材との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ふれあいサロン等の小地域福祉活動の場に参加し、地域で行われている福祉活動や福祉の支援に関する情報提供をはじめ、民生委員児童委員や福祉委員等と連携し、きめ細かな情報提供に努めます。 	社会福祉協議会
専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談員の専門性の向上に努めると共に訪問相談も行う等、相談支援体制の充実を図ります。 ▶ 専門性の高い相談支援への対応と相談者の利便性の向上のため、市や各相談支援事業所と情報交換や連携を強化します。 ▶ 相談支援事業所等では、相談員の傾聴力や専門性の向上に努めると共に、相談者の利便性の向上、相談者の自己選択・自己決定を大切にする意思決定支援体制の充実を図ります。 	社会福祉協議会事業所
福祉総合相談と分野横断的連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉総合相談センターでは、複雑な課題を抱える相談者の課題をひも解き、関係する機関や事業所等と協力関係を構築しながら、福祉分野の横断的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。 ▶ 分野以外の課題を抱える利用者へは、本人の意向に沿い、その課題に関係する機関や事業所等と情報を共有・連携しながら相談支援を行います。 	社会福祉協議会事業所

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文字のサイズや平易な表現等を意識し、広報八女やホームページ、SNS、FM八女、パンフレット等、様々な媒体で福祉情報を提供します。 ▶ 地域の組織や団体、保育所等や小・中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の周知・浸透に努めます。
専門相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉に関する支援についての情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図り、窓口では情報が正しく伝わるよう、意思疎通支援等の合理的配慮に努めます。

取り組み	内容
専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談担当職員の専門性向上のため、研修への参加を促し、より専門性の高い相談支援にも対応できるよう努めます。 ▶ 専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所や機関等との連携、情報交換・共有を行い、相談支援体制の強化に取り組みます。
訪問型・伴走型支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行う等、利便性の向上に努めます。 ▶ 担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけ、必要に応じて同行する等、その人に合った支援をします。
各相談支援窓口の連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で活動している相談支援員のネットワークを広げ、情報交換・共有の充実を図りながら、複雑化・複合化した福祉の課題を抱える人やその世帯を包括的かつ専門的に相談支援することができるよう努めます。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
福祉や介護や保育のことについての情報の得やすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	7.6%	25.0%	アンケート
地域包括支援センター職員の研修回数	2回	3回	介護長寿課
障がい者基幹相談支援センター職員の研修回数	30回	40回	福祉課
子育て世代包括支援センター・こども相談室あおいとり職員の研修回数	10回	15回	子育て支援課
生活困窮者自立支援関係職員の研修回数	6回 (オンライン)	8回	福祉課 社会福祉協議会
障がい者基幹相談支援センターの連絡会議開催回数	12回 (オンライン)	12回	福祉課
中核機関(成年後見制度)への相談件数	23件	50件	福祉課 介護長寿課
福祉総合相談センターへの相談件数	2,517件	3,000件	社会福祉協議会

(2) 身近で気軽な相談支援を進める

現状と課題

本市は、民生委員児童委員をはじめ、地域において福祉活動に関わっている多くの人たちの努力によって、身近で気軽に相談できる体制が構築されています。

しかし、「八女市地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）では、「何か困ったことが生じたとしても、高齢者であれば気軽に相談できる信頼のおける地域の担当者の顔が思い浮かぶものの、内部障がいのある人や子育て世帯など、支援の手が届きづらい市民にとっては、まだまだ気軽に相談できる状況には至っていないのではないか」との意見がありました。

また、アンケート調査結果の中にも、「相談したくても、支援を受けることに不安を感じたり、世間体を気にしたりしてしまう。相談を受けるのを待つだけではなく、一人ひとりへの声かけも大切なのではないか。（65～69歳男性）」といった声もありました。

団体ヒアリングからは、「マスクのために表情をうかがうことが困難になった」、「生活が苦しくなった」、「外出の機会が減った」など、コロナ禍をきっかけに生じた変化による戸惑いの声が多く聞かれました。

このことから、現在、まるごとサポーターが進めているアウトリーチでの相談支援に対するニーズが高いことが分かります。

これまで福祉に接点が無かった市民に対する相談窓口の啓発

今日のコロナ禍を契機に経済的に困窮したり、感染や病気への不安により新たな生活課題を抱えたりする市民の中には、これまで福祉的支援が必要なかったがゆえに、どこに助けを求めてよいか分からず、地域で孤立している人が存在する可能性があります。すべての市民に対して、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援」など、地域には身近で気軽に相談できる窓口があるということを周知し、いざという時に頼れる場所があることを広く市民に知ってもらうことが大切です。

取り組みの方針

- 近隣住民による安否確認や「ふれあいサロン」での交流などを通じて、身近な地域住民が互いに相談に乗り、必要に応じて行政などの相談窓口につなぐことができるよう努めます。
- 民生委員児童委員など、地域において相談活動に携わる人たちが、住民の身近で気軽な相談相手になるよう努めます。
- 行政や社会福祉協議会、相談支援を行っている福祉サービス事業所などが住民にとってより身近で利便性の良いものとなるように努めます。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
ひとりで抱え込まない	▶ 困っているときには悩みをひとりで抱え込まず、相談しやすい人にまず相談します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
気軽に相談できる近所づきあい	▶ 近所づきあいを大切にし、お互いに気軽に相談しあえる関係を築き、困っている様子を見かけたら、ひと声かけます。	隣近所
身近な相談相手	▶ 民生委員児童委員など相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。	地域活動団体
情報交換の機会を活用し連携強化	▶ 相談活動に携わる人同士で情報や意見を交換できる場や機会を設ける等、連携を強化する仕組みづくりを進めます。	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
相談しやすい体制づくりと総合相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者やその家族、地域の人たちが、気軽に相談できる雰囲気づくりと相談しやすい体制づくりに努めます。 ▶ 積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉に関する支援の利用につないでいく、アウトリーチ型の支援を進めます。 ▶ 民生委員児童委員連絡協議会活動への協力を行うとともに、顔の見える関係づくりを図り包括的な支援体制づくりに努めます。 	社会福祉協議会 事業所

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
利用しやすい相談窓口の周知と体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域において相談活動に携わる人たちや地域の相談支援事業所の周知を図ります。 ▶ 誰もが必要なときに気軽に相談できるような雰囲気と相談しやすい体制を整えます。 ▶ 地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につないでいく、アウトリーチ型の支援を進めます。 ▶ 相談支援事業所を地域における相談支援の拠点として、その機能を充実させます。 ▶ 相談者がどこに相談してよいか分からない場合でも、先に相談した身近な窓口から適切な支援へつながるような連携体制を整えます。 ▶ 民生委員児童委員連絡協議会の活動を支援し、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
民生委員児童委員からの活動報告相談件数*	16,839件	20,000件	福祉課
地域において相談活動に携わる福祉委員に対する研修の開催回数・参加者数	12回 210人	6回 245人	社会福祉協議会
福祉や介護や保育のことについての相談のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	7.3%	25.0%	アンケート

* 総合計画と同一の評価指標。

基本目標 2 連携した支援ができる体制づくり

課題が複雑化・複合化していたり、制度の狭間にあたり、支援を必要とする人が地域の中で孤立していたりする場合、それらの人を支援につなげるには、公的機関や専門職による制度に基づいた福祉サービスや支援はもちろん、地域の人々やボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助の充実が必要です。

それら複数の人・組織や団体が協力したり、お互いを補いあったりすることによってこそ、それぞれの活動や取り組みが広がり、高い効果が期待できます。よって、地域で活動する団体、行政、関係機関、企業、学校等が横のつながりの関係を強め、連携を深めていくことが大切です。

策定委員会では、長い年月にわたる関係者の努力によって、組織間の関係を徐々に深めており、従来に比べてより円滑な連携がなされつつあるという趣旨の意見がありました。単一の組織では対応が困難な、複雑化・複合化した課題が増加しつつある中で、本市のネットワークを通じた連携によって、地域の関係者とともに、現在の体制をより強固なものにしていく必要があります。

（1）福祉サービスの量や質の充実を図る

現状と課題

本市は北九州市に次いで県下第2位の広大な面積を有するため、人口の状況や交通環境をはじめとした生活環境などの地域差が大きいという特徴があります。

アンケート調査では、「矢部地区であれば車が必要不可欠であり、そのことに伴って燃料に係るコストや時間的な問題など、都市部とは異なった課題がある。そのような地域の特性に応じたサービスが必要（50歳代女性）」との声がありました。

また、団体ヒアリングからは、「高齢のため免許証を返納したい気持ちはあるものの、返納してしまうと生活に困るといって住民がいる」との声がありました。

このように、本市の地域性に加えて、地域住民の高齢化に伴う課題があることが分かります。

本市では、市民の移動・交通手段として平成22年12月から予約型乗合タクシーを市全域で運行するほか、中山間地域では社会福祉協議会やNPO法人による福祉有償運送等が展開されています。

今後、各種福祉サービスの量・質の両面でさらなる充実を図ることはもちろんのこと、地域の実情に応じた支援をしていくことが必要です。

取り組みの方針

- 法や制度に定める福祉サービスはもとより、制度外の支援も含め、必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりを進めることで、安心して暮らせる支援の充実を図ります。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
制度を知り、自らを守る	▶ 自らの生活を守る制度について学び、苦情相談窓口や福祉サービス・成年後見制度等を必要に応じて活用します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
地域の事業所を知る	▶ 地域の福祉サービス事業所の情報を知り、行事等へは積極的に参加するなど、福祉サービス事業所との交流を深めます。	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
利用者及び家族支援の充実	▶ 利用者やその家族、地域の人が住みなれた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い福祉サービスを提供します。	社会福祉協議会 事業所
地域課題把握と地域支援	▶ 地域で課題となっている新たな福祉ニーズに対し、具体的な方策を検討し、地域の組織と協働しながらその解決策を検討します。	社会福祉協議会
権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日常生活自立支援事業や法人後見支援事業、福祉資金貸付事業等の利用促進に向けて周知するとともに、事業の円滑な実施を進め、個人の尊厳とその人らしさを支えます。 ▶ 住まいと日常生活支援の一体的な提供を行い、安心の実現を目指します。 ▶ 福祉サービスへの苦情相談に対し、苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、その解決に向けて対応します。 	社会福祉協議会

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
自主的な助けあい活動の支援	▶ 地域の市民等が自主的な活動として行う生活支援、助けあいの取り組みを支援し、推進します。
事業者との意識共有	▶ 社会福祉法人をはじめとした福祉サービス事業者と共に、市民生活を支えるためのサービスの質の向上や地域貢献の取り組みについて意識を共有し、支援します。
子育て家族や家族介護者等への支援の充実	▶ 子育て家族や家族介護者等への支援の充実を図ります。
公共交通等の検討	▶ 予約型乗合タクシーの運用や福祉有償運送など地域公共交通のあり方について、地域の高齢化、子育て支援の充実も見据え、利便性を高めるための各課協議・検討を行い、交通弱者への支援を進めます。
適切なサービスの利用支援	▶ 福祉サービスを利用するに当たっての情報(第三者評価制度)や苦情解決のための支援等について、周知・啓発します。
成年後見制度の利用促進	▶ 成年後見制度に関する周知・啓発に努め、制度を安心して利用できるように支援し利用促進を図ります。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
日常生活自立支援事業の利用契約者数	130人	180人	社会福祉協議会
予約型乗合タクシーの1日平均の利用者数*	152人	200人	商工振興課
小地域ケア会議の開催回数	45回	50回	介護長寿課
成年後見制度の利用者数	222人	230人	福祉課 介護長寿課 社会福祉協議会

* 総合計画と同一の評価指標。

(2) 連携した支援体制の充実を図る

現状と課題

アンケート調査では、「子育てをしながら介護をした経験があり、のどから手が出そうなくらい助けてもらいたい時もありました(50歳代女性)」という意見がありました。市民の多くが抱えている生活上の困りごとは、この声のように複雑化・複合化しがちです。

本市には、「支援して欲しい」というニーズに対して、「支援したい」と考える市民も多く存在しています。そうした「地域の力」はまだまだ大きなものがあると言えますが、一方で複雑化・複合化した生活課題に対しては、「素人個人判断での支援は難しいと思います。ボランティアや近所付きあいに頼るのは危険性を感じます。(20歳代女性)」といった意見があることも事実です。

団体ヒアリング調査からは、市や社会福祉協議会に対して、設備面・資金面での支援の他に、人材確保、広報活動、情報提供などを望んでいる声が多く挙げられていましたが、「協力関係がとれていればどのようなことにも取り組めると思う」、「強みを活かせばなんでもできると思います」などといった力強い声もありました。

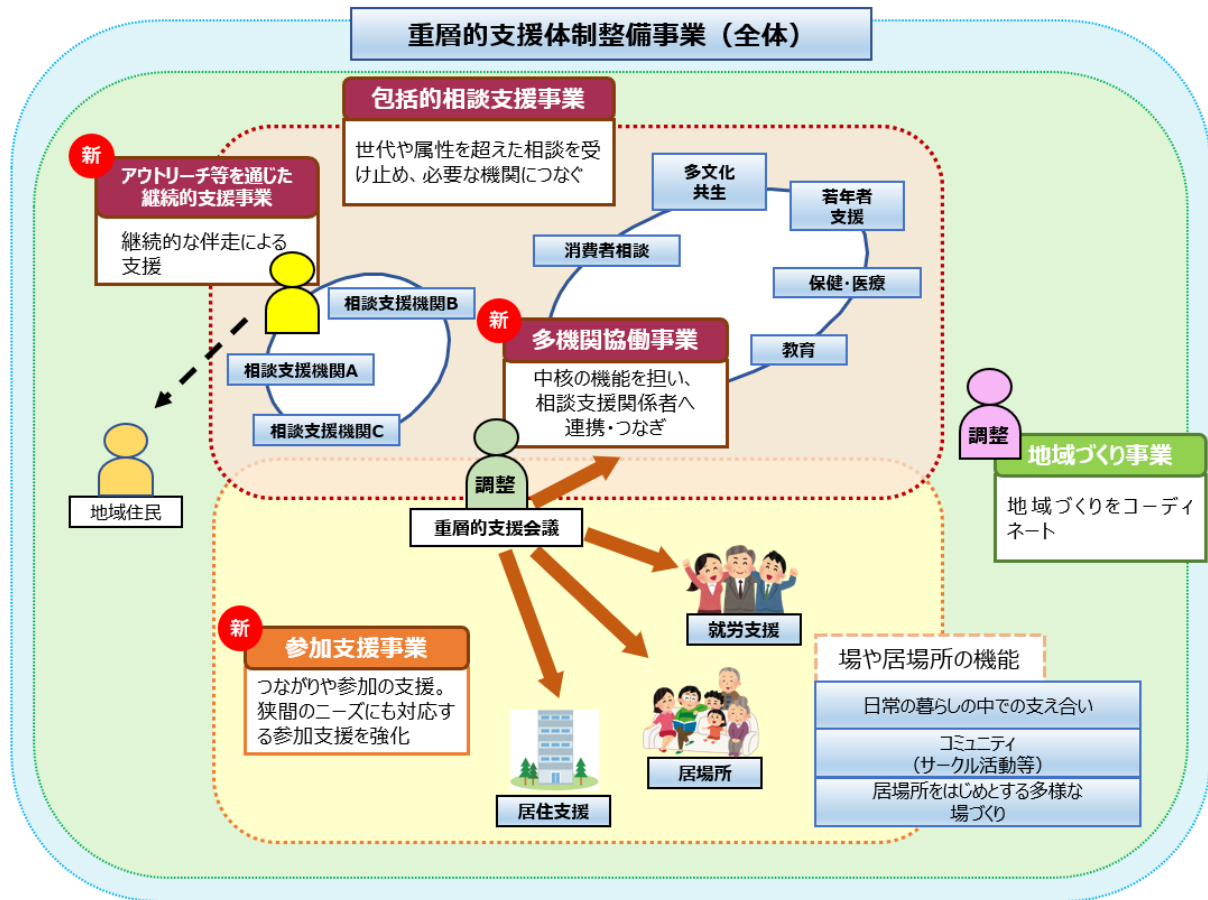
市民一人ひとりの力だけでは対処できないあらゆる課題に対して、関係する人や団体、機関が連携することで解決に導く必要があります。

地域課題の複雑化・複合化

近年、80歳代の親が、自宅にひきこもる50歳代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう「8050問題」や、子どもが病気や障がいのある家族の介護等により、本来受けるべき教育や人間関係構築の機会を得られない「ヤングケアラー」など、様々な問題が複雑に絡みあい複数の分野にまたがった課題が増加しています。また、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の支援体制では対応できない課題も増加しています。

本市では市全体の支援関係機関が、これまでに培ってきた相談支援の枠組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくりに向けた支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組むことにより「誰ひとり取り残さないまち」の実現を目指します。

図表 31 重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省

取り組みの方針

- 福祉の課題を抱える人等への速やかな支援や虐待の早期発見・防止、成年後見制度の適切な利用・不正防止のために、市の各担当部署や相談支援事業所、福祉サービス事業所等が連携を強化し、地域の組織や団体とも連携が図れるような包括的な支援ができる体制づくりを行います。
- 子ども・障がい・高齢・生活困窮といった複数の分野にまたがる複雑化・複合化した福祉の課題を抱える人や世帯には、市と社会福祉協議会が中心となって各関係機関が連携し、重層的な支援を行います。
- どこに相談してよいか分からない悩みや問題を受けとめる相談体制づくりを行います。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
気づいたら相談機関へつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的な課題を抱えている人や虐待が疑われるケースに気づいたときには、その人が適切な支援につながるよう、市の担当課や相談機関、警察などへ速やかに連絡します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
気づいたら相談機関へつなぐ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉的な課題を抱えている人や虐待が疑われるケースに気づいたときには、その人が適切な支援につながるよう、市の担当課や相談機関、警察などへ速やかに連絡します。 	隣近所
活動への理解と協力	<ul style="list-style-type: none"> 行政区やシニアクラブ、民生委員児童委員や福祉委員等による地域福祉活動について理解し、可能な限り協力すると共に、活動する人たちに対しては、お互い様の気持ちでねぎらいと言葉かけを大切にします。 	隣近所

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
新たなニーズの発掘・支援	<ul style="list-style-type: none"> 公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、新たな事業・活動の検討・実施に努めると共に、市民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新たなニーズの把握に努めます。 	社会福祉協議会 事業所
地域を基盤とした福祉的活動の支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 生活に困難を抱えている人への支援は、地域の組織や団体、事業所等の理解と協力を得ながら、八女市社会福祉法人連絡会と連携し、その解決に向けた事業連携の拡充を行います。 	社会福祉協議会
制度の狭間と複雑化・複合化した問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び団体とのネットワークを活かし、支援につながりにくい制度の狭間に置かれ課題が複雑化・複合化している人（家族）を支援するために、福祉生活支援室（ほっと館やめ）とまるとサポーターのさらなる支援機能強化に努め、重層的な支援活動を行います。 	社会福祉協議会

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
地域を基盤とした支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の組織や団体、事業所等へ理解と協力を求めながら、地域生活を基盤とした支援体制づくりを進めます。
各関係協議会や会議の機能強化と横断的連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活困窮者自立支援事業の情報共有や支援の調整を行う、自立支援庁内連絡会議の充実を図ります。 ▶ 地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会等の協議の場をさらに充実させます。 ▶ 各協議会や支援者間のネットワークで横断的に連携し、情報交換や共有を図ることで、複雑化・複合化した福祉課題や消費生活相談等の新たな課題への解決に努めます。
重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 複雑化・複合化した福祉の課題を抱える人や世帯に対し、市と社会福祉協議会が中心となって各関係機関と連携しながら、重層的な支援を行います。
断らない相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談者がどこに相談してよいか分からない場合でも、まずは最初に対応した窓口が一旦受け止め、適切な機関へつなぐなど、断らない相談支援体制づくりに努めるとともに、今後も相談窓口のあり方について検討していきます。
適切な虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待問題に対応する相談や連絡窓口の周知を図り、速やかに対応できる体制づくりと、きめ細かい支援の充実を図ります。 ▶ 虐待を受けた人を一時的に保護する場合は速やかに対応し、福祉サービス事業所等と協力するなど、避難場所の確保に努めます。 ▶ 虐待を行った養護者や保護者の抱えている問題にも着目し、総合的な支援を行います。
生活困窮者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活に困窮する人やその世帯の支援方法・情報等を支援者間で共有し、速やかな支援ができるように努めます。 ▶ コロナ禍による生活困窮者が必要な支援を受けられるよう各関係機関と連携します。
各関係機関の横断的連携による居住支援や就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯等のうち、住居確保や就労に困難を抱える人に対し、各関係機関が連携して横断的な支援を行います。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
日常生活圏域ケア会議の開催箇所と開催回数*	1箇所 4回	6箇所 36回	介護長寿課 社会福祉協議会
重層的支援体制整備事業の相談持ち込み件数	—	15件	福祉課
要保護児童対策地域協議会の開催回数	19回	88回	子育て支援課
障がい者等自立支援協議会の開催回数	1回	2回	福祉課
自立支援庁内連携会議の開催回数*	2回	4回	福祉課
福祉や介護や保育のサービスの現状で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	8.3%	25.0%	アンケート
こころの相談件数	延べ6件	延べ12件	健康推進課
地域での助けあいや支えあいの現状で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	10.5%	25.0%	アンケート
買い物等の便利さで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	25.9%	35.0%	アンケート
ごみ出しサポート事業登録者件数	368件	400件	福祉課
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク推進協議会の開催回数	1回	2回	福祉課 介護長寿課
生活困窮者自立支援の自立支援調整会議開催回数	16回	12回	福祉課

* 総合計画と同一の評価指標。

基本目標 3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

少子高齢化の進展に伴い、本市でも後期高齢者が増加傾向にあります。また、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加や、コロナ禍による外出自粛などの様々な要因によって、隣近所の気軽な助けあい、日常的な安否確認、見守りなどが、以前ほど容易ではなくなっています。

生活様式の多様化やコロナ禍など様々な理由で住民同士のつながりが希薄になり、地域社会の「支えあい」の機能を維持・充実させていくことが難しい局面が増えてきました。

しかし、今回のアンケート調査では、人々が抱える「困りごと」に対して、「支援したい」人が「支援してほしい」人を上回るという結果が出ています。この相互に思いやる気持ちが、「八女市に住み続けたい」と多くの人に思わせる根本にあるのではないかと考えられます。

この「支援したい」という気持ちは、隣近所や知りあいなど、身近な関係性の中で発揮されやすいため、まずは顔見知りの多い隣近所同士での助けあいを充実させることが重要です。そして、社会福祉協議会とともに進めている小地域ネットワークを活用しながら、地域の助けあい、見守り、声かけ活動を強化していくことが大切です。

アンケート調査において、自分や家族が高齢や病氣、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねたところ、「安否確認の声かけ」に次いで「災害時の手助け」が多く挙げられたことから、災害時の備えについても平時から進めておく必要があります。

さらには、少子高齢化が進展する中で、巧妙化する犯罪から市民を守るために、地域ぐるみの見守りによって、防犯活動を継続していくことが大切です。

(1) 地域での身近な助けあいを進める

現状と課題

アンケート調査では、「近所付きあいもよく、安心して生活ができる事に嬉しく思っています（75歳以上女性）」という意見がある一方で、「近所付きあいが薄くなったような気がしています（75歳以上女性）」、「地域でコミュニケーションを取っていない人がいて心配（60～64歳女性）」との意見もあり、地域によって隣近所の関係性が異なっている可能性があります。また、コロナ禍の収束が見通せない中で、もともとは地域のつながりが強かった地域でも、徐々に人々の関係性が希薄になっている可能性もあります。

団体ヒアリング調査からは、「最後は人と人とのやりとり、つながりが核」といった意見がありました。認知症の人やその家族、障がいがある子を育てる親、普段の生活を見守る家族が少ない子とその親、家庭にひきこもり地域との接点を持たない人、過去に罪を犯した人など地域には様々な人がいます。皆が同じ地域に生きて、共に地域を支える大切な仲間であるということを再確認し、一人ひとりが孤立しない、助けあいの仕組みづくりを考える必要があります。

取り組みの方針

- 同じ地域で生活する誰もが孤立することなく、安心した暮らしをするために、隣近所の人たちが相互に関わりを深め、お互いに支えあい、助けあえるよう、支えあい活動の啓発や支援に取り組みます。
- 民生委員児童委員や福祉委員など地域福祉の活動を行う人や行政区等の地域づくりを行う組織が連携し、情報共有を図りながら、孤立しがちな生活を送っている人や世帯への支援の充実を目指します。また、地域福祉活動を行う際の情報共有のあり方を地域の実情に合わせて確認するなど、支援者が必要な情報を把握して支援できるよう努めます。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
近所づきあいと地域活動参加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 普段から地域の一員として、近所づきあいを大切にし、活動や行事等に参加するよう心がけます。 ▶ 自分や家族のことで地域の人に知っていただきたい情報等は自ら提供します。隣近所の人たちが手助けを必要としている場合は、可能な限り応じるよう心がけます。
活動への理解と協力（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政区やシニアクラブ、民生委員児童委員や福祉委員等による地域福祉活動について理解し、可能な限り協力すると共に、活動する人たちに対しては、お互い様の気持ちでねぎらいと言葉かけを大切にします。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
気軽な声かけ、支えあい	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 隣近所でお互いに見守りを心がけ、困りごとができた場合には、お互いに声をかけあい、支えあいます。 ▶ ごみ出しや買い物、通院等の外出といった日常生活の中で、ちょっとしたことができずに困っている人がいたら、隣近所で声をかけあい、できる範囲で協力します。 	隣近所
地域ぐるみの支えあい	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症や障がい等で支援が必要な人やその家族を地域の人が理解し、支援できるように地域で研修や交流の機会を設け、お互いに協力しながら支えあえる地域づくりに取り組みます。 	地域活動団体
配慮が必要な人への見守り協力	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者世帯や認知症の人、障がいがある人、外国人など配慮が必要な人たちに対する見守り活動を充実させるため、住民と行政区、民生委員児童委員や福祉委員等の間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有を進めます。 	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
見守り協力	▶ 「認知症高齢者等SOSネットワーク」への協力など見守り活動に協力するよう努めます。	事業所
福祉組織の支援	▶ ふれあいサロン等の小地域福祉活動の場に参加する際等に、隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりと支えあいが地域福祉の基盤であることを啓発し、地域の福祉組織を支援します。	社会福祉協議会
小地域福祉活動の推進	▶ 地域における福祉委員活動や福祉部会等の組織的な取り組みを支援します。 ▶ 個人情報に配慮しながら地域福祉活動のあり方を地域の人と共に考えます。	社会福祉協議会
居場所づくりの強化	▶ 地域の実情に合わせた様々な世代が集う居場所づくりを支援し、顔の見える関係づくりと地域住民同士の交流を進め、孤立を防ぎます。 ▶ 高齢者の交流の場であるふれあいサロンでは、フレイル予防のプログラムを推奨し、介護予防の強化に取り組みます。	社会福祉協議会
社協会費・共同募金を活用した地域福祉活動の支援	▶ 共同募金や社会福祉協議会会費等の地域の助けあいのための資金となる募金活動を啓発・推進し、地域福祉をはじめとした社会福祉事業への支援を行います。	社会福祉協議会
生活支援活動の推進	▶ 外出支援活動（福祉有償運送事業）をはじめ、買い物やごみ出し支援活動の継続的な支援体制を推進します。 ▶ 福祉サービス事業所等は、買い物支援等、その事業活動の中でできるサービスを工夫するなど、地域の人々の生活を支える活動に協力します。	社会福祉協議会 事業所
生活困窮者支援事業の拡充	▶ 生活に困窮している人や世帯を対象に、食事の確保が難しい世帯への食糧及び日用品の支援（フードバンク事業）をはじめ、子ども食堂との協働による子ども宅食等を行います。	社会福祉協議会

公助（行政の取り組み）

取り組み	内容
支えあい活動の啓発・支援	▶ 様々な機会を通じて、隣近所の人たちや地域の人たち同士の関わりを深め、お互いに支えあい、助けあうことが地域福祉の基盤であることを啓発します。 ▶ 地域で行われている支えあいの活動や事業所等が行っている地域公益活動等を積極的に広報し、地域福祉活動の輪が広がるよう支援します。
小地域福祉活動の支援	▶ 社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動事業を支援します。
生活支援活動の推進	▶ 買い物支援やごみ出しサポート等の生活支援について、社会福祉協議会と連携しながら取り組みを進めます。

取り組み	内容
配慮が必要な人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症の人や障がい者、外国人など配慮が必要な人への支援に努めるとともに、その支援の必要性について周知を図ります。 ▶ ひきこもりや自殺予防のための支援の充実を図ります。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
福祉委員数*	199人	245人	社会福祉協議会
見守り連絡員数	654人	680人	社会福祉協議会
福祉部会を設置したまちづくり団体数	13団体	18団体	社会福祉協議会
福祉ネットワーク推進委員会設置箇所数	69箇所	80箇所	社会福祉協議会
近所づきあいの親密さで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	30.2%	50.0%	アンケート

* 総合計画と同一の評価指標。

(2) 災害時の避難に備える

現状と課題

本市は、平成24年7月九州北部豪雨で大きな被害を受けました。その後も、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年7月、8月の大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨と、毎年、自然災害に見舞われ、その恐ろしさを目の当たりにしています。

団体ヒアリングからも、「大雨や台風の際に災害が怖いという声を住民から聞く」との声が挙がっています。また、頻発する災害を経験し、本市における自主防災組織率が98.9%（令和3年3月末現在）になるなど、防災に対する市民の意識は高まっています。

特に、高齢者や障がい者、乳幼児、傷病者、外国人などは、いざ災害が生じた際に特別な支援が必要となります。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要支援者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。

取り組みの方針

- 普段から住民相互の見守りや防災訓練を行い、災害時の円滑な避難行動に備える活動を進めることで、いのちを守る支援の充実を図ります。
- 地域の実情に即した防災を実現するため、自主防災組織による地区防災計画の策定を推進します。
- 災害時に配慮が必要な人への支援について、検討を深めます。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
情報収集	▶ 日頃から家族で災害時の避難場所や連絡方法を確認し、防災ラジオ等による地域の情報収集に努めます。
助けあい	▶ 避難行動要支援者支援制度等の取り組みを理解し、災害弱者への支援に可能な限り協力します。また、地域の防災訓練等に参加します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
助けあい	▶ 日頃から声をかけあえる関係づくりに努め、被災時には隣近所の助けあいを大事にします。	隣近所
災害への備えと日頃のつながりづくり	▶ 日頃から避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しつつ、支援者間で可能な範囲で共有し、必要な際には地域全体で支援できる体制を築きます。 ▶ 災害時の避難行動に支援が必要な人をできる範囲で交え、必要となる様々な状況を想定して防災訓練を実施し、自主防災組織を強化します。 ▶ 自主防災組織が中心となって、地域の実情に即した地区防災計画の策定に取り組みます。	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
地域協力、災害時の備え	▶ 地域で開催される防災訓練等に積極的に参加し、事業所内でできる災害物資の確保や被災者の一時的な受け入れ協力等の検討を進めます。	事業所
災害ボランティアセンター	▶ 災害ボランティアセンターについて、運営の手引きを見直しながら充実を図ります。 ▶ 近隣市町社会福祉協議会や災害時相互協力協定団体、八女市社会福祉法人連絡会とのさらなる連携強化を図ります。	社会福祉協議会

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
防災訓練、地区防災計画策定の支援、避難行動要支援者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時に必要となる様々な状況を想定して、避難情報等の伝達訓練や防災訓練を行います。 ▶ 自主防災組織が地域の実情に即した地区防災計画を策定できるよう支援します。 ▶ 避難行動要支援者名簿の作成や活用等に関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みを進めます。 ▶ 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等について定めた避難行動要支援者個別計画の策定に努めます。
防災ラジオ等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災ラジオやホームページなどで避難に関する情報についてきめ細かい情報の発信に努めます。また、ハザードマップの内容について、分かりやすいよう充実を図ります。
地域と協力した情報発信と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自主防災組織活動が活性化するように支援し、市民の防災意識を高めるためにも行政区と連携し、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
福祉避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時に一般避難所での生活が困難な人等の受け入れ先については、合理的配慮を想定して検討を進めます。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
住民啓発事業（出前講座・防災研修）への参加者数*	101人	1,300人	防災安全課
地区防災計画の策定件数（累計）*	1件	30件	防災安全課
地域の防災体制で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	9.5%	25.0%	アンケート

* 総合計画と同一の評価指標。

(3) 地域の見守りで防犯力を高める

現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になると、隣近所の動向が分かりづらくなります。特に、コロナ禍によって住民相互の交流が極端に少なくなってしまった結果、互いへの関心がかつてに比べて薄れてしまった側面があります。

「令和3年警察白書」によると、コロナ禍で人のつながりが希薄化する中、インターネット上の会員制コミュニティである「オンラインサロン」が、帰属意識を求める人などの間で人気が高まっていることが示されています。オンラインサロンの中には主催者の連絡先や契約内容が示されず、退会手続きすらとれない事例もあり、解約トラブルを巡る相談が急増しているとのことです。

このように、消費者トラブルは時代とともに変遷し、犯罪の手口も巧妙化しています。生活様式の多様化に加え、コロナ禍による「新しい生活様式」の定着により、隣近所の様子が分かりにくくなっている現在の状況は、普段の何気ない付き合いが相互の見守りにもなっていた時代とは異なり、犯罪が生じやすく気づかれにくい状況であるとも言えます。

多様化する犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、日頃からの隣近所との付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支えあい・助けあいの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

取り組みの方針

- 「地域の安全は地域で守る」という意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
防犯活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。

互助・共助 (隣近所の協力、地域活動団体の取り組み)

取り組み	内容	主体
防犯情報の収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ▶ 福祉サービス利用者等を犯罪から守るため、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。 	地域活動団体
地域での防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。 ▶ 登下校の時間帯にあわせて買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。 	隣近所

共助 (社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み)

取り組み	内容	主体
小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。 	社会福祉協議会

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
地域の安全環境づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防犯灯など、防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。
防犯に関する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ▶ 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。
防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
悪徳商法等による被害防止を目的とした消費者啓発講座の開催件数*	17件	60件	防災安全課
地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合	8.3%	25.0%	アンケート

* 総合計画と同一の評価指標。

基本目標 4 社会参加の意識づくり

コロナ禍により、市民の交流や見守り、ボランティア活動の休止が余儀なくされており、このことが、地域福祉の推進に大きく影響を及ぼしています。

これまで様々な地域活動に参加してきた市民にとっては、コロナ禍によって社会参加の機会が減ってしまい、閉じこもりがちな生活になってしまう等の課題が生じています。また、地域のボランティア活動も自粛が長引いており、参加者の高齢化も相まって、これまでの担い手が活動から遠のいてしまうことが危惧されます。

従来地域福祉活動で培った関係性を大事にしながら、ボランティアの担い手や社会参加する市民が安心して活動を続けていけるよう、デジタル技術も取り入れながら、新たな地域福祉活動を推進していく必要があります。

(1) 共に生きる社会について学ぶ場をつくる

現状と課題

地域福祉においては、個性や価値観を認めあう住民相互の理解や連帯が不可欠です。

貧困や失業に陥った人や障がいのある人、過去に罪を犯した人など、様々な状況にある人を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「共に生きる社会づくり」の視点に立って、支えあいのまちづくりを推進していく必要があります。そのためにも、私たち一人ひとりが社会の一員として、共に生きる社会の在り方や様々な立場の方について学んでいかなければなりません。

取り組みの方針

- 共に生きる社会づくりのために、様々な立場や年齢層に応じた人権や福祉に関する学びの場や機会の充実を図ります。また、家族だけで重い課題を抱え込んでしまうことがないよう、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法等について、学ぶ場や機会の充実を図ります。
- 行政区や地域の各種団体、学校、社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流やふれあう機会の充実を図り、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
人権・福祉への関心と学び	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権や福祉について関心を持ち、学習会等に参加し、家族と情報を共有して理解を深めます。 ▶ 福祉や介護の制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法等、自分の状況に応じた学習会や交流会等に参加します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
地域での学習機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の資源や人材を活かし、地域での福祉のつどいの開催や、福祉の制度やサービス、支援の方法、育児や子育て不安の解消等に関する学習の機会を設けます。 ▶ 学習会を開催する場合は、地域住民に周知すると共に、子育てや介護中の人でも参加しやすいような工夫に努めます。 	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
対象者にあわせた学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域から協力依頼されたときは、積極的に協力し、地域住民への学ぶ機会の提供に努めます。 ▶ 児童生徒をはじめ、当事者及び家族の協力も得ながら対象者にあわせた福祉制度やサービス等に関する講座及び学習会を開催し、福祉教育の推進を図ります。 	社会福祉協議会 事業所

公助（行政の取り組み）

取り組み	内容
認知症に対する正しい理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢化に伴って増加が見込まれる認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ▶ 認知症の人への理解や対応方法を広めるため、地域や学校、市民が訪れる機会が多い事業所等において、認知症サポーター養成講座を継続開催し、内容を充実します。
デジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタル技術の活用による、新しい地域福祉活動を検討します。
参加者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学習会等を開催する場合は市民に広く周知すると共に、子育てや介護中の人等が参加しやすいような時間や場所等について配慮します。
積極的なサービスや制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者にあわせた学習会や出前講座等を継続して実施し、福祉サービスの情報や、育児や子育て不安の解消、支援の方法等に関する市民の理解を深める取り組みを進めます。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
社会福祉協議会による各種福祉講座 開催回数	35回	53回	社会福祉協議会
地区福祉のつどい 開催回数	3回	10回	社会福祉協議会
小学生等向け福祉出前講座 開催回数	19回	25回	社会福祉協議会
認知症サポーター養成講座 開催回数	5回	30回	介護長寿課
子育て講座 開催回数・参加者数	175回 2,134人	195回 2,350人	子育て支援課
ゲートキーパー養成講座 開催回数・参加者数	5回 68人	20回 500人	健康推進課
「保護司」という言葉をこれまでに『聞いたことがあり、内容も知っている』と回答した市民の割合	33.3%	50.0%	アンケート

（２）交流・ふれあいを促進する

現状と課題

本市では、高齢者の「ふれあいサロン」や子育て親子の「つどいの広場」、障がい者の「地域活動支援センター」など、利用者の状況に応じた交流の場があります。また、利用者の状況を問わず多くの方が利用できる公民館なども、身近な交流の場となっています。このような交流の場や地域行事を通して、地域住民がつながりを深め、お互いに支えあう関係性を築いてきました。

しかし、コロナ禍においては、人との交流が制限され、地域の絆やつながりが希薄化している現状があります。そのため、今後はこの地域の絆を回復させるとともに、より深めていけるような交流の場を一層充実させていく必要があります。

また、近年は行政区加入率の低下や地域行事への参加者の減少も大きな課題です。アンケート調査でも、「隣組、町内会加入が条件のようで強制的に感じた（３０歳代女性）」、「他の地域から転入して来た人と行政区への加入について揉めたことがある（４０歳代女性）」との意見もあります。

行政区の加入率が低下することは、役員の高齢化、固定化につながります。新しい担い手が不足することがより柔軟な自治会活動の妨げになりかねないことから、時代に即した地域のあり方を模索していく必要があるといえます。

取り組みの方針

- 現在推進しているふれあいサロンの充実を図り、多くの地域住民が気軽に参加し、情報交換ができる場となるような工夫を検討します。また、担い手不足を解消するためにも、新たな人材を育成したり、地域の事業者等に協力を得たりするなど、身近な交流の場を維持・継続できる取り組みを進めます。
- 地域行事は大事な社会参加の機会として、今まで以上に行政区や地域の各種団体等が連携を深めながら地域活動の活性化を図ると共に、地域に暮らす多くの人に参加できる行事の開催方法等を工夫します。また、シニアクラブや子ども会など市民で組織し活動する団体の支援を継続します。
- 地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
参加と協力	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 意識的に外出する機会を設け、ひきこもりがちにならないよう自ら心がけ、地域で取り組むふれあいサロン等へは自分や家族もできる限り参加し、健康維持や介護予防に努めます。 ➤ 自分のできる範囲でふれあいサロン等へ協力します。
地域参加	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の行事や各種団体が行う活動へ関心を持ち、家族そろって積極的に参加し、地域にふれあう機会を大切にします。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
地域住民が集える場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 小さい規模のふれあいサロン等、住民に身近なところで気軽に集える場を積極的に設け、参加を広く呼びかけます。 ➤ ふれあいサロン等の運営について、できるだけ多くの人に参加できる工夫をします。地域の人々の理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。 ➤ 参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かし、交流を深めることができるような場や機会の充実を図ります。 	地域活動団体
地域振興計画の実施と地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域で策定された振興計画等の趣旨を大切に、地域で行われている活動や行事、子ども会やシニアクラブなど各種団体の意義について周知し、その活動の活性化や継続に努めます。 ➤ 地域の活動や行事については、多様なライフスタイルを尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、地域に暮らす多くの人たちが参加できるよう工夫します。 	地域活動団体
新たな入居者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 転入世帯に対して地域の活動や行事等を分かりやすく説明し、地域活動への協力を求めます。 	地域活動団体
地域の拠点の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域活動の拠点となる地域の公民館や集会所等をバリアフリー化するなど、地域住民がより利用しやすい施設へ改修する等の検討を進めます。 	地域活動団体

共助 (社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み)

取り組み	内容	主体
地域への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域のふれあいサロンへの人材、アイデア、場所の提供等、可能な範囲で協力し、地域に開かれた事業所づくりに努めます。 ▶ 積極的に地域における取り組みを検討します。 	事業所
交流の場を通じた地域課題の把握と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で取り組まれているふれあいサロン等の活動を支援する中で、その地域の課題解決と人材育成に主眼を置いて交流の場の育成を行います。 ▶ 障がいがある人同士や家族介護者等がお互いに交流を深めることができる場や地域での世代間交流ができる機会を充実させます。 	社会福祉協議会
福祉的活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域のまちづくり団体、行政区、各種福祉団体等が実施する福祉的な活動や行事を支援します。 ▶ 高齢者等が気軽に参加できる福祉事業に取り組みます。 	社会福祉協議会

公助 (行政の取り組み)

取り組み	内容
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小地域福祉活動事業によるふれあいサロンや有償ボランティア等の地域住民主体の場づくりを支援します。
当事者交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育て家族、障がいがある人、家族介護者など、当事者同士がお互いに交流を深めることができるような場や機会の確保と充実を図ります。
公共施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共施設における合理的配慮に努めると共に、情報や施設のバリアフリー化を図り、多くの人交流の場へ参加しやすい環境づくりを促進します。 ▶ 公共施設を新設する際には、合理的配慮が必要な人等の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすい施設整備に努めます。
健康維持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康維持・増進を図るための健診や健康教室の場を設け、市民の参加を促進します。
地域活動の啓発・育成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 未来づくり協議会の研修会など地域活動の担い手となる人たちにに向けた学習会や研修等を継続します。 ▶ 市民向けの地域福祉・地域での支えあい等に関する研修を行います。 ▶ 地域のまちづくり団体や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。
地域活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政区やシニアクラブ、子ども会など市民で組織される団体が活動しやすいように支援します。
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介護予防に自ら取り組めるような通いの場の充実・コミュニティの再構築・人材育成を図り、介護予防を推進します。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
ふれあいサロンの設置箇所数	137箇所	150箇所	社会福祉協議会
特定健診受診率*	40.2%	60.0%	健康推進課
特定保健指導実施率*	91.9%	85.0%	健康推進課
未来づくり協議会の研修会等への参加者数	95人	150人	企画政策課
シニアクラブ加入者数	5,400人	5,400人	介護長寿課
地域活動や行事への参加のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	13.4%	25.0%	アンケート
行政区(町内会・自治会等)の活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	19.9%	50.0%	アンケート
行政区(町内会・自治会等)の活動以外の地域での活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	10.7%	25.0%	アンケート
住民主体の通いの場の設置数*	25箇所	30箇所	介護長寿課

* 総合計画と同一の評価指標。

(3) ボランティア活動に参加しやすくする

現状と課題

ボランティアは、地域の担い手が不足する現代において、とりわけ大切な人材です。本市では、社会福祉協議会がボランティアセンター事業を行っており、市民のボランティア活動への参加促進と支援を図っています。

ボランティアセンターでの需給調整・対応件数は、平成29年度は275件でしたが、令和3年度は366件と増加しています。

また、アンケート調査結果では、福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと回答した人は半数を超えており、市民の多くが何らかの形で地域に貢献したいという気持ちを有していることが分かります。その市民の気持ちを行動につなげる橋渡し役を、地域や団体、社会福祉協議会等とともに、行政が担っていく必要があります。

取り組みの方針

- 多くの住民が社会参加できる機会の充実を図るために、ボランティア情報の収集・提供に努めます。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるようなボランティアを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援します。

役割分担

自助（自分や家族の取り組み）

取り組み	内容
経験を活かした活動参加	▶ ボランティア養成講座等に積極的に参加し、できる範囲で趣味、特技、経験等を活かしたボランティア活動に参加・協力します。

互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）

取り組み	内容	主体
担い手の確保	▶ ボランティア団体は、活動の充実を図るため、活動内容を地域住民に周知すると共に、新たな担い手の確保に努めます。	地域活動団体
地域とボランティア団体の協力	▶ 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。 ▶ ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場への協力要請に積極的に応じる等、地域との相互協力を進めます。	地域活動団体

共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）

取り組み	内容	主体
ボランティア団体支援	▶ 市内で活動するボランティア団体の活動支援、相互交流の支援、情報交換・担い手の確保に関する支援等を行います。	社会福祉協議会
コーディネート機能の充実	▶ 各地域の範囲で、ボランティア情報の収集と発信を行うと共に、ボランティアをしたい人と求める人双方のニーズを的確に把握し、コーディネートできる取り組みを進めます。	社会福祉協議会
講座開催	▶ ボランティア養成講座を開催し、より多くの市民にボランティア活動や地域での支えあいについての学びの場を提供します。	社会福祉協議会

公助（行政の取り組み）

取り組み	内容
生涯学習を含めたボランティア育成支援	▶ 福祉ボランティアのみならず、教育活動、生涯学習活動の場等、多様な人が地域で活動できる場を持てるように各種講座の開催や活動内容の広報等を充実させます。
公共施設開放	▶ ボランティア活動に活用できるよう公共施設を広く開放し、市民の自主的な社会貢献活動を支援します。

評価指標と目標

評価指標	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)	担当課
ボランティアセンターでの需給調整・対応件数	366件	650件	社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センターまかせて会員数	333人	380人	子育て支援課
ボランティア活動への参加のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	7.0%	25.0%	アンケート

(空白頁)

第5章 地域福祉活動計画

第1節 取り組みの体系

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核団体として、地域の皆さんとともに、地域に根ざした活動を展開していきます。

第3次計画は、第2次計画を継承することを基本とし、「前例どおりではなく、常に内容や手法を工夫して現状に即した事業を進める」「課題を解決する資源がない場合は、地域の実情に即して新たな事業や資源の開発に取り組む」「全市一律ではなく、地域特性に応じたかたちでの波及を図る手法を基本とする」という方向性も継承します。

この章では、市民に「社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりを目指していくのか？」を明らかにし、「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を共通の基本理念として掲げ、施策体系を共有しながら、地域福祉を推進します。

基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり	(1) 支援の情報を分かりやすく伝える	① 広報の充実	○ やめ社協だよりの発行 ○ ホームページの活用 ○ パンフレットの活用 ○ FM八女や報道機関、SNSの活用
		② 地域の場の活用及び地域人材との連携	○ 地域の様々な場でのきめ細かな情報提供
③ 専門性の向上		○ 相談支援体制の充実	
④ 福祉総合相談と分野横断的連携		○ 福祉総合相談センター事業の実施 ○ 地域包括支援センターとの連携 ○ 障がい者基幹相談支援センターとの連携	
	(2) 身近で気軽な相談支援を進める	① 相談しやすい体制づくりと総合相談の充実	○ 必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり ○ 地域に出向いた相談支援 ○ 民生委員児童委員連絡協議会との連携

基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標 2 連携した支援ができる体制づくり	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	①利用者及び家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅福祉サービスの実施に伴う福祉課題の把握や解決 ○特別養護老人ホーム運営事業 ○授産所麻生園運営事業
		②地域課題把握と地域支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援体制整備事業の実施 ○地域介護予防活動支援事業の実施
		③権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業・八女あんしんサポート事業の推進 ○法人後見支援事業の推進 ○成年後見制度利用の促進 ○市民後見人の育成 ○居住支援の推進 ○福祉資金貸付相談の受付 ○家計相談支援事業の実施 ○苦情相談窓口の充実
	(2) 連携した支援体制の充実を図る	①新たなニーズの発掘・支援	○八女市社会福祉法人連絡会との連携による支援体制強化
		②地域を基盤とした福祉的活動の支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公益事業の推進 ○ふくおかライフレスキュー事業への参加
		③制度の狭間と複雑化・複合化した問題への対応	○重層的支援体制整備事業の推進による包括的支援体制の構築

基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり	(1) 地域での身近な助けあいを進める	①福祉組織の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○やめ社協だよりやホームページの活用 ○見守り連絡員の設置の推進 ○福祉委員の設置の推進と協力
		②小地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉ネットワーク推進委員会の設置の推進と協力 ○福祉部会の設置の推進と協力 ○個人情報に配慮しながら進める地域福祉活動
		③居場所づくりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○フレイルサポーターなどを活用した通いの場の活性化 ○子どもの居場所づくりの推進 ○ひきこもり支援及び生活困窮者支援の拠点施設の運営
		④社協会費・共同募金を活用した地域福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○自主財源を活用した地域福祉活動の推進
		⑤生活支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○予約型乗合タクシーの情報提供 ○外出支援ボランティアの育成・確保 ○買い物支援の推進 ○ごみ出し支援事業の推進 ○生活支援サービス「お助けサポート事業」の推進
		⑥生活困窮者支援事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○フードバンク事業の充実 ○子ども宅食の充実
	(2) 災害時の避難に備える	①災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンター機能の強化 ○八女市社会福祉法人連絡会との連携による災害支援
	(3) 地域の見守りで防犯力を高める	①小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のネットワークによる平常時の見守り機能の強化

基本目標	取り組みの内容	取り組みのキーワード	事業・活動
基本目標 4 社会参加の意識づくり	(1) 共に生きる社会について学ぶ場をつくる	①対象者に合わせた学ぶ機会の提供	○暮らしと福祉の講座の開催 ○福祉のつどいの開催 ○デジタルシニア講座の開催 ○福祉教育の推進
	(2) 交流・ふれあいを促進する	①交流の場を通じた地域課題の把握と人材育成	○ふれあいサロン活動の支援 ○在宅介護者の会活動への協力 ○不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力
		②福祉的活動への支援	○各種の福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力 ○八女市金婚式の開催 ○多世代交流事業の推進
	(3) ボランティア活動に参加しやすくする	①ボランティア団体支援	○広報啓発活動の充実 ○ボランティアセンターの運営強化 ○ボランティアの育成 ○ボランティア登録の推進と保険の加入促進
		②コーディネート機能の充実	○ボランティアコーディネート機能の充実
		③講座開催	○各種ボランティア講座の開催

第2節 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容を以下に記載します。事業進捗計画表については、新規及び拡充事業、見直しを要する内容について記載します。

基本目標 1 相談しやすい雰囲気づくり

【重点的な取り組み】

- ◆市民に情報を分かりやすく適切に提供するとともに、相談支援体制を強化し、専門機関と連携して適切な支援につなげる仕組みづくりを進めます。
- ◆福祉総合相談機能を充実し、福祉・保健・医療など、関係機関との連携を図り、複雑化した福祉の課題を抱える人や世帯に、速やかに対応できるよう、横断的な相談支援を進めます。

(1) 支援の情報を分かりやすく伝える

① 広報の充実

■やめ社協だよりの発行（年12回）

福祉の情報紙として「やめ社協だより」を発行し、社協の事業・活動とともに、地域の福祉問題や地域で行われている福祉活動の情報を広く掲載します。内容の充実を図り、読みやすい紙面づくりに取り組むために、広報編集委員会を設置し、多くの市民に読んでもらえるような紙面づくりや音声コードを掲載するなど、高齢者や障がいのある人に配慮した文字や文章の工夫に努めます。

■ホームページの活用

ホームページを随時更新し、福祉活動や福祉に関する支援の情報についても、最新の情報を掲載していきます。分かりやすい福祉情報を提供できるようなページの工夫や各支所専用ページを充実させ、各支所の情報掲載に努め、地域の特色の発信や提供を行います。

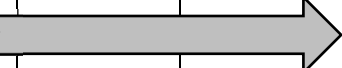
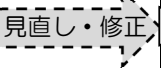
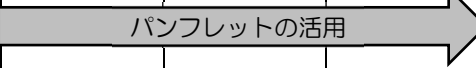

関係機関とリンクするなど、ホームページを充実させ、他の関係機関の情報を得やすい環境を整えます。

■パンフレットの活用

社会福祉協議会の組織や事業内容の情報について市民に発信や提供を行い、地域福祉活動への参加を得るために、パンフレットを見直し、活用します。

■FM八女や報道機関、SNSの活用

FM八女や報道機関、SNSを活用した広報活動を行います。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
やめ社協だよりの発行	年 12 回発行 				
パンフレットの活用	見直し・修正 	パンフレットの活用 			見直し・修正 

② 地域の場の活用及び地域人材との連携

■地域の様々な場でのきめ細かな情報提供

民生委員児童委員や福祉委員など、地域において相談活動に携わる人たちと連携し、相談に来ることができない人のもとや、まちづくり団体ごとに設置する福祉部会、福祉ネットワーク推進委員会やふれあいサロンなどの地域の集まりに積極的に出向き、相談支援や地域で行われている福祉活動に関する情報の提供を行います。あわせて、民生委員児童委員及び主任児童委員、福祉委員をはじめ、地域の人々と協力しあえる関係を作り、きめ細かな情報提供に努めます。

③ 専門性の向上

■相談支援体制の充実

困難を抱えた人に寄り添う専門性を持つ職員の育成に努めます。相談活動に携わる職員に対し、相談を受容し丁寧に対応できる研修を行うとともに、外部研修への積極的な参加や社会福祉士などの資格取得を支援しながら、職員の資質と専門性の向上に努めます。あわせて、専門性の高い相談支援への対応と相談者の利便性の向上のため、市担当課及び地域包括支援センターなど、各相談支援機関や専門職との間で役割分担や支援目標の共有を行い、連携を強化します。

④ 福祉総合相談と分野横断的連携

■福祉総合相談センター事業の実施

社会福祉協議会には、取り組みの公共性の高さやネットワークの幅広さから、多機関や多業種の組織や団体をつなぐ役割が求められています。この特性をふまえ、本所・各支所に福祉総合相談センターを設置し、子どもから高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者など、様々な分野の横断的な相談支援を進めます。

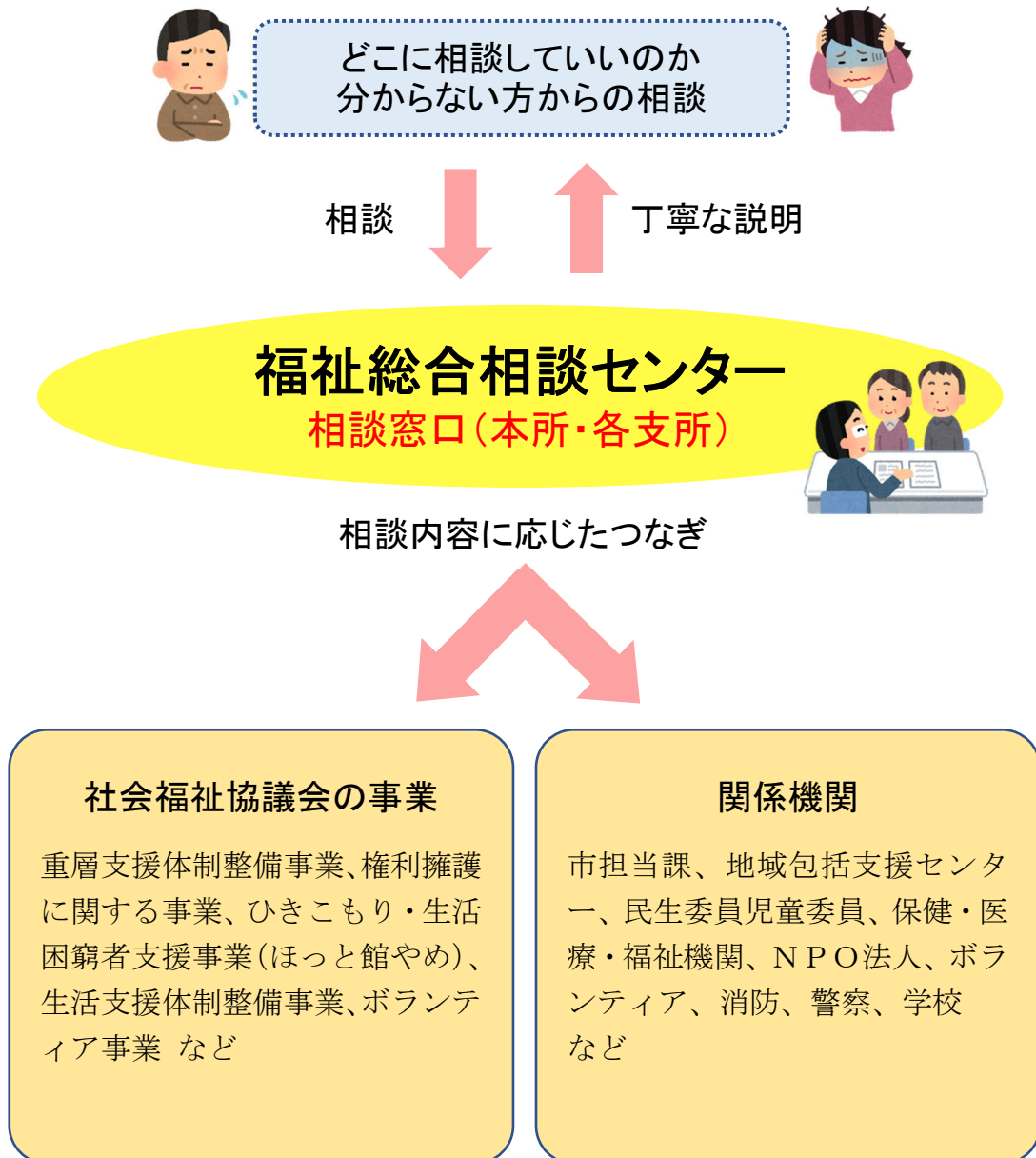
■地域包括支援センターとの連携

地域包括ケアシステムの視点を共有し、小地域福祉活動と日常生活圏域ケア会議や小地域ケア会議などの地域包括支援センター活動との連携を図ります。

■障がい者基幹相談支援センターとの連携

障がい者基幹相談支援センターと連携して、障がいのある方やその家族などからの相談に対応するとともに、福祉サービスの利用支援をはじめとする様々な社会資源や成年後見制度など、権利擁護のために必要な制度を利用するための支援を行います。

福祉総合相談センターのイメージ



(2) 身近で気軽な相談支援を進める

① 相談しやすい体制づくりと総合相談の充実

■必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり

市民の身近な相談窓口として、生活上の困りごとに関する相談窓口を設け、心配ごと相談や法律相談、司法書士相談の開催をはじめ、相談に携わる人たちへの研修会を開催し、相談事業の充実を図ります。また、多様な相談窓口がある現状をふまえ、心配ごと相談運営の一部見直しを行うとともに、相談日以外にも福祉総合相談センターで相談を受け付けるなど、必要な人が気軽に利用できる雰囲気と相談しやすい体制を整えます。

■地域に出向いた相談支援

まるごとサポーターの活動として、地域に出向いていくこと（アウトリーチ）を徹底し、制度の狭間にある支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた対応と支援のネットワークづくりに取り組みます。

■民生委員児童委員連絡協議会との連携

民生委員児童委員活動と社会福祉協議会活動は地域福祉を進める、いわば車の両輪であり、民生委員児童委員連絡協議会活動への協力を行うとともに、顔の見える関係づくりを図るため、毎月1回開催される校区会長会及び校区ごとに開催される定例会に参加し、協力関係を強化します。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な人が気軽に利用できる雰囲気づくり（心配ごと相談運営の見直し）	見直し	継続実施			

たとえばこのような困りごとをいくつも抱えていませんか？



まるごとサポーターがあなたやご家族の悩みを受け止め、解決に向けて一緒に考えていきます。

基本目標 2 連携した支援ができる体制づくり

【重点的な取り組み】

- ◆福祉サービスの向上に努め、より質の高い福祉サービスの提供により、利用者や家族への支援に努めます。
- ◆地域共生社会の実現のために、ボランティアによる住民参加型福祉サービスをはじめとした地域支援事業の充実を図ります。
- ◆認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、安心して生活を送ることができるよう支援する体制の更なる基盤強化に努めます。
- ◆深刻な福祉課題や生活課題ほど潜在化していることから、民生委員児童委員をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉法人などと連携して、訪問によるニーズ把握に努めます。
- ◆「社会的つながりが弱い人」に寄り添い、誰もが違いを認めあい、お互いに支えあうことができる関係性及び支援体制づくりに努めます。

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

① 利用者及び家族支援の充実

■在宅福祉サービスの実施に伴う福祉課題の把握や解決

在宅福祉サービス（介護保険法や障害者総合支援法に基づく事業、市委託事業）を実施する中で、法定のサービス提供のみならず、利用者及び家族の生活課題や福祉問題の発見に努めます。あわせて、まるごとサポーター及び生活支援コーディネーターの活動により、利用者ニーズや生活課題を把握し、必要なサービスの充実を図ります。

■特別養護老人ホーム運営事業（矢部支所）

介護保険法に基づく介護老人福祉施設「ゆいのもり」の運営及び同施設での短期入所生活介護事業などを実施します。施設の機能を活かし、施設スタッフ（看護師、栄養士、介護福祉士）をふれあいサロンなどへ派遣し、介護の仕方や栄養指導、介護サービスなどの情報提供を行います。その他、福祉サービス利用者や地域の子どもたちなどの参加による多世代交流事業「ふれあい田んぼ」に取り組みます。

■授産所麻生園運営事業（星野支所）

身体や精神上的の理由、または世帯の事情により就業能力が限られている人に対して、就労または技能の習得のために必要な支援を目的に実施します。授産施設の機能を活かし、自立と生活の安定を図るため、生活支援や就労などの活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など、地域で暮らすニーズに対応していきます。



ふれあい田んぼ



授産所麻生園

② 地域課題把握と地域支援

■生活支援体制整備事業の実施

個別支援だけでは解決できない地域課題の解決を図るために、買い物や移動などの新たな課題や福祉ニーズを整理し、地域の組織と協働しながら地域支援活動を展開します。

八女市から委託を受けて生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターなど、関係する組織団体との協議を深めながら生活支援体制の整備を進めます。

○協議体の機能強化及び地域づくり支援

福祉部会をはじめ、日常生活圏域ケア会議を活用した「協議体」の機能強化に取り組みながら、高齢者の生活課題及び地域の課題把握に努めるとともに、市担当課をはじめ、関係団体との横断的な連携を図り、支えあいの地域づくりを目指します。

また、市担当課及び各校区のまちづくり団体と連携しながら、行政区（町内会・自治会等）が実施する福祉的な活動や行事を支援していくために、コロナ禍に配慮したボランティアや講師派遣の提案を行います。あわせて、地域づくりに継続的に取り組む幅広い関係者の参加を促し、生活支援や就労支援を一体的に行うなど、地域ぐるみの「共生」をつくる支援の仕組みづくりについて検討します。

○地域介護予防活動の推進

ふれあいサロン以外の「通いの場」の把握に努めるとともに、ふれあいサロンに来られない人がふれあいサロン以外の「通いの場」に参加している状況や双方に参加していない人の実態把握を切り口として、八女市や関係機関との連携による介護予防の取り組みについて検討します。

○生活支援体制の基盤強化

市担当課及び関係機関、まるごとサポーターと連携して、訪問による生活支援サービスが必要な高齢者の実態把握に努め、住民同士の助けあいによる生活支援サービス「お助けサポート事業」につなげます。

あわせて、多様な生活支援サービスのニーズに対応するため、ボランティアコーディネーターと連携して、生活支援ボランティアの養成と登録を推進します。

■地域介護予防活動支援事業の実施

○フレイルサポーターの育成及び登録の推進（新規）

コロナ禍も重なり、今後増加が予想されるフレイル（加齢により筋力や認知機能、社会とのつながりが低下した状態）対策として、八女市と連携して、介護予防講演会の開催をはじめ、フレイルサポーター養成講座を開催し、フレイルサポーターの育成及び登録の推進に努めます。フレイルサポーターの派遣を通して、介護予防活動による健康と福祉のまちづくりの推進を図ります。

○専門指導士の派遣

運動機能及び口腔機能の向上など、専門指導士をふれあいサロンに派遣し、高齢者の介護予防に努めます。

事業名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域介護予防活動支援事業の実施	フレイルサポーターの育成及び登録の推進	新規	継続実施			



職員による事業説明



ふれあいサロンへの専門指導士派遣



フレイルサポーター



ボランティアによる蛍光灯交換

③ 権利擁護の充実

■日常生活自立支援事業・八女あんしんサポート事業の推進

判断能力が不十分なために、日常生活に困っている人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う生活支援員の養成に努めながら、日常生活自立支援事業を推進します。また、その事業に該当しない身体障がい者やその他必要とされる人については、独自事業である八女あんしんサポート事業の利用を促進します。

■法人後見支援事業の推進（拡充）

八女市社会福祉協議会の法人後見の特徴である、「法人としての組織的対応」、「日常生活自立支援事業と連動した一体的な支援」をふまえ、成年後見制度の相談をはじめ、申立書類の手続き支援を拡充し、法人として成年後見人などになり、財産管理や身上保護など継続的な支援を行います。支援にあたり、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとして本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握しながら後見業務を行います。

■成年後見制度利用の促進

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、八女市から成年後見制度利用促進中核機関運営事業の委託を受け、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築するとともに、市民に分かりやすい広報啓発や申立支援をはじめ、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ができる体制整備、親族後見人などへの支援を行います。

■市民後見人の育成（新規）

「地域福祉の視点を重視した市民による後見活動」を進めていくために、八女市と連携して、受任体制の強化と後見業務の一部を担う市民参加型による「市民後見人」の人材育成に努めます。

■居住支援の推進

住まいは生活の基点となります。誰もが安心して生活できるようにするため、住まい探しの支援や住み続けるために必要なサービスの一元的な提供、調整を行います。

○居住支援法人活動の実施

高齢者や障がい者、外国人、子育て世帯など、住まいをなかなか見つけられない人に対して部屋探しから入居中の困りごとまで、住まいに関する多岐にわたる相談に対応します。あわせて、不動産業者や市担当課などと協力し、住まいのセーフティネットを構築します。

■福祉資金貸付相談の受付

低所得世帯や高齢者及び障がい者世帯など、必要に応じて、生活困窮世帯への各種資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更生を促進します。

民生委員児童委員及び福祉事務所と協力し資金貸付の相談対応を行うとともに、資金貸付後も引き続き、継続的に困っている生活困窮世帯に対し、必要に応じて、関係機関へのつなぎやフードバンクなどによる支援を行います。

■家計相談支援事業の実施

福祉事務所や関係機関と協力し、生活困窮世帯の自立に向けて、生活困窮者自立支援法による家計相談支援事業を受託し、事業を実施します。実施にあたり、消費生活

相談窓口、多重債務相談窓口、福祉事務所、弁護士などと連携して、各種制度につなげながら支援します。

■苦情相談窓口の充実

社会福祉協議会が提供するサービスへの苦情に対し、相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置するとともに、第三者委員会において公平な立場での苦情解決と調整を行います。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
法人後見支援事業の推進	拡充	継続実施			
市民後見人の育成	新規	継続実施			

(2) 連携した支援体制の充実を図る

① 新たなニーズの発掘・支援

■八女市社会福祉法人連絡会との連携による支援体制強化

社会福祉法人には、福祉サービスの供給確保の中心としての役割があります。最近ではさらに、地域の中で生活していくために必要な福祉サービスにつながりにくい、制度の狭間に置かれている人について、関係者との連携の中で課題を発見し、きめ細かく柔軟に対応するなどの様々なニーズに応えることが求められています。そのため、八女市社会福祉法人連絡会と連携して、それぞれの分野の専門性を活かした支援のネットワーク体制を強化します。あわせて、コロナ禍で開催が困難になっている社会福祉法人連絡会役員会などの開催方法を見直し、課題解決に向けた具体策などについて共有化を図りながら、支援体制の強化に努めます。

○八女市社会福祉法人連絡会及び役員会、研修会の開催

○八女市社会福祉法人連絡会ライフレスキュー部会会議の開催



八女市社会福祉法人連絡会研修・交流会



ごみ屋敷の清掃支援

② 地域を基盤とした福祉的活動の支援体制の拡充

■地域公益事業の推進

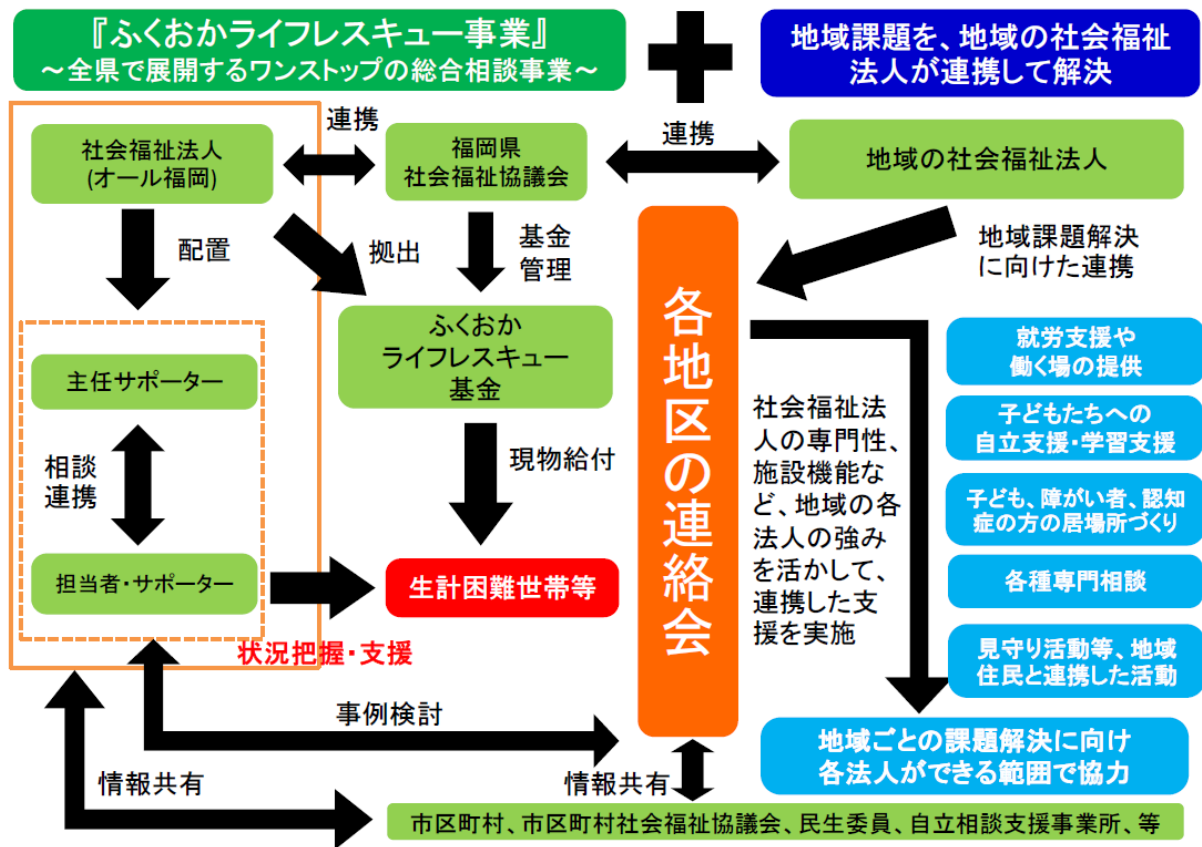
今日、福祉に求められているニーズは多種多様化しており、公的支援だけでは不十分なケースや福祉分野のみでは解決できないケースが多くあります。各種福祉制度の対象とならない人や制度による支援が足りない地域への対応など、公的支援では対応できていない部分を補う、インフォーマルな支援を推進します。

各法人の専門性や強みを活かして、福岡県社会福祉協議会をはじめ、八女市社会福祉法人連絡会と連携して、ごみ屋敷の清掃や災害時の支援活動など、その地域ごとのニーズに応える地域公益事業を推進します。

■ふくおかライフレスキュー事業への参加

八女市内の社会福祉法人がふくおかライフレスキューサポーター養成研修に参加し、サポーター登録の推進を図るとともに、「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「虐待やDVを受けている」などの相談について、サポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら、各種制度やサービスにつなぐなど、生活が安定するまでの支援を行います。緊急の場合は、福岡県社会福祉協議会や八女市社会福祉法人連絡会ライフレスキュー部会と密に連携して、迅速な対応を行います。

社会福祉法人の連携 イメージ図



③ 制度の狭間と複雑化・複合化した問題への対応

■重層的支援体制整備事業の推進による包括的支援体制の構築

個別の専門支援機関だけでは制度の狭間で解決につながりにくい、地域住民の複雑化・複合化した課題や支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、重層支援コーディネーター及びまるとサポーターを配置します。具体的な事業については、八女市からの委託事業として「多機関協働事業」「アウトリーチ等継続的支援事業」「参加支援事業」を受託し、福祉総合相談センター事業をはじめ、生活支援コーディネーターによる地域支援事業、福祉生活支援室（ほっと館やめ）のひきこもり支援を活かし、①断らない相談支援②地域とのつながりづくり及び参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

重層的支援体制整備事業を通して、ニーズの把握や課題抽出、支援目標の設定、地域の現状分析や問題の発見、社会資源の開発など、地域の生活課題解決に要する技量を高めます。あわせて、より多くの人や団体の参加・協力を得て、多様な主体がそれぞれに持ち味を生かした力を発揮できるようなアプローチを行い、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に努めます。また、参加支援を拡充するために、福祉生活支援室（ほっと館やめ）の増設について検討します。

事業名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
重層的支援体制整備事業の推進による包括的支援体制の構築	多機関協働による相談支援の充実	継続実施				
	アウトリーチ等による継続的支援の充実	継続実施				
	地域とのつながりづくり及び参加支援の拡充（ほっと館やめの増設）	準備期間・検討	拡充	実施		



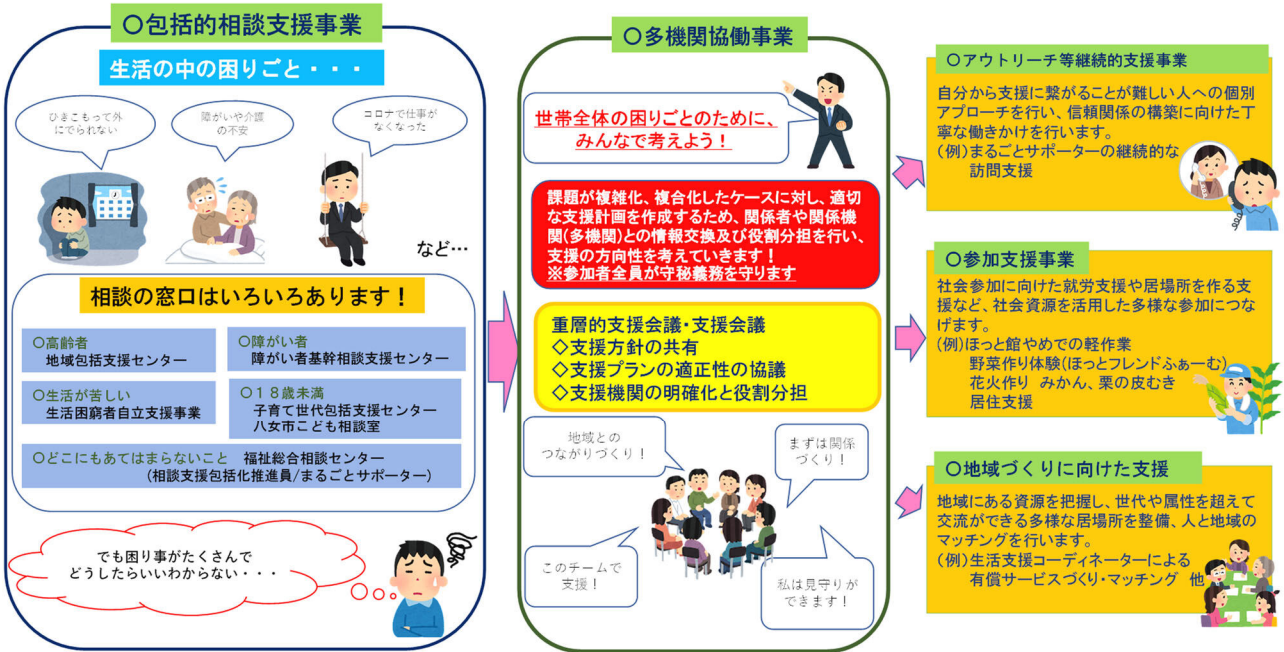
ほっとフレンドふぁーむ



ほっと館やめ お料理教室

つながりを広げて暮らしをささえます！

～八女市の重層的支援体制整備事業～



八女市方式による「地域共生社会に向けた包括的支援体制」づくり



基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

【重点的な取り組み】

- ◆地域には特性があり、それぞれの現状と課題もあります。その中で地域づくりを進めていくためには、住民同士がそのことを踏まえながら住民自身で話しあうことが重要になります。このような話しあいの場づくりや協議を進めるための関わりを持ちながら、住民の絆を深める地域づくりの支援を進めます。
- ◆コロナ禍において、地域内の気になる人を把握し、継続的に見守っていく必要性は更に高まっています。対面が難しくても様々な工夫により、地域でお互いに気にかけて、寄り添う力を高めながら要援護者の在宅生活を支えるために、公的サービスとともに家族や近隣住民などお互い顔の見える範囲での助けあい活動によって、地域から孤立させない取り組みを行います。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、基本的には社会参加及び居場所づくりの活動は難しいものの、外出することなく自宅に閉じこもることによる高齢者の機能低下や子どもがいる世帯の孤立化は深刻であることから、様々な感染対策を行い、居場所を確保する取り組みを行います。
- ◆生活困窮者に対する支援事業として、フードバンク事業及び子ども食堂支援、学習支援活動への協力など、事業の充実を図ります。
- ◆いつ、どこで起きるか分からない自然災害への備えが喫緊の課題となっています。コロナ禍に対応した、災害時に迅速に機能するネットワークの構築など、災害ボランティアセンターの基盤整備を行います。

(1) 地域での身近な助けあいを進める

① 福祉組織の支援

■やめ社協だよりやホームページの活用

社協だよりやホームページを活用して、隣近所の人たちなどによる地域の支えあい活動の取り組みを紹介し、お互いに支えあい、助けあう活動が地域福祉の基盤であることを啓発します。

■見守り連絡員の設置の推進

隣近所で毎日のように顔をあわせ、見守りができる「見守り連絡員」の設置を進めます。

■福祉委員の設置の推進と協力

地域福祉活動への協力者として、世帯数が多い行政区（町内会・自治会等）や広範な行政区（町内会・自治会等）を中心に「福祉委員」の設置を進めます。研修会や相談支援によるフォローアップも行います。

福祉委員は、民生委員児童委員や行政区長の協力者として、見守りを通して、福祉問題の早期発見に努めます。



◆◆福祉委員の役割◆◆

① 見つける
見守り・声かけ

② しらせる
専門機関へ連絡

日常生活の中で、無理なくできる範囲での見守りや声かけを行い、住民の困りごとやちょっとした変化に気づく（見つける）こともひとつの役割です。

日頃の見守りや声かけにより、気になることに気づいたり発見したりした際は、ひとりで抱え込まず、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ知らせることもひとつの役割です。

② 小地域福祉活動の推進

■福祉ネットワーク推進委員会の設置の推進と協力

小地域福祉活動の基本となる行政区（町内会・自治会等）や民生委員児童委員の担当区において、福祉情報の共有や福祉問題の早期発見、連絡体制づくりなどの協議の場として「福祉ネットワーク推進委員会」の設置を進めます。

■福祉部会の設置の推進と協力

市内21のまちづくり団体ごとに、「福祉部会」の設置を進めます。福祉部会は地域の生活問題、福祉課題の情報共有や解決に向けた話しあいなど、地域福祉の核となり、地域の実情に応じた活動を行います。あわせて、福祉のつどいを開催しながら、福祉活動の啓発なども行います。

生活支援コーディネーターは、未来づくり協議会が主催する研修会に参加し、地元で行われている地域づくり活動などの現状や課題を把握するとともに、福祉部会の中で説明会や懇談会を開催し、福祉情報の提供や共有を行い、小地域福祉活動の紹介及び助けあい、支えあい活動の推進に努めます。

■個人情報に配慮しながら進める地域福祉活動

地域福祉活動を進めるためには、日常的なつながりや支えあいなどを通して、お互いを知ることが大切です。そのためには、要援護者などの情報共有が必要になります。情報の共有には、個人情報やプライバシーを保護する観点から十分な配慮が必要です。しかし、個人情報保護法を形式的に適用した結果、地域住民を助けられないという事態を避けるため、情報の共有やその範囲（必要な情報とは何か）などを確認しながら、日常的な地域福祉活動を支援します。



福祉ネットワーク推進委員会



福祉委員研修会

③ 居場所づくりの強化

■フレイルサポーターなどを活用した通いの場の活性化（新規）

フレイルサポーターを活用することにより、コロナ禍で自粛を余儀なくされている、ふれあいサロンなどの「通いの場」の活性化を図るとともに、「通いの場」を活用し、市担当課をはじめ、保健事業コーディネーターや医療機関と連携して、介護予防を推進します。

■子どもの居場所づくりの推進

地域の実情を知る生活支援コーディネーターやまるごとサポーター、ボランティア、関係機関と連携して、子どもたちが安心して立ち寄り過ごせる居場所づくりを推進し、子どもたちの育ちやその保護者を温かく見守り支える地域づくりにつなげます。

○地域における子どもの居場所づくりの拡充

地域の実情やニーズにあった、子どもたちが安心して立ち寄り過ごせる居場所づくりを拡充します。

○関係機関との連携による子ども・子育て世帯のSOSの早期発見・早期対応

関係機関と連携を強化し、子どもへの居場所の周知や居場所を必要とする子どもの利用促進に努めます。また、訪問支援などの際に、日常生活の中での子どもやその保護者の困りごとを把握した際は、必要な支援につなげます。

○子ども食堂支援

関係機関や企業と連携して、子ども食堂を実施する団体に対し、運営支援をはじめ、フードバンク事業の活用を含めた物的支援を行います。

○学習支援活動への協力

子どもの支援を行う団体が実施する学習支援活動に協力するとともに、団体とのつながりを深めます。あわせて、高校生による学習支援ボランティアのコーディネートを行います。

■ひきこもり支援及び生活困窮者支援の拠点施設の運営

ひきこもり支援やフードバンク事業による生活困窮者支援の拠点施設として、福祉生活支援室「ほっと館やめ」を運営します。また、八女市と連携を強化し、下記の支援事業を通してひきこもりや生活困窮に関する相談窓口の充実に努め、訪問支援やフリースペースを活用した料理教室、軽作業といった参加支援を実施します。

○ひきこもりサポート事業

・不登校、ひきこもりに関する相談支援

不登校、ひきこもりに関する相談窓口として、必要に応じて関係機関につなぐとともに、フリースペースを活用した参加支援を行います。

・当事者団体や関係機関との連携による支援

不登校・ひきこもり親の会や精神対話士などの支援者、医療機関との連携による個別支援を行います。

・農業などを通じた居場所づくりの確保による社会参加の促進

野菜づくりや一時雇用（臨時）などを通じた参加支援及び授産施設との連携による家庭内作業などを通じた参加支援を行います。

・教育関係機関及び相談支援機関との連携

八女市教育支援センター「あしたば」との連携による軽作業体験を通じた相談支援及び参加支援を行います。

・ひきこもりに関する講演会の開催

ひきこもりに関する福祉課題への気づきとひきこもりを身近な問題と捉えるための講演会を開催します。

・外国人支援団体との連携による相談支援

外国人支援団体及び関係機関との連携による個別支援を実施します。

○フードバンク事業

市民や民間企業への食品募集によるフードバンク事業の展開及び子ども食堂支援を行います。

○セルフヘルプ（自助）グループへの支援

様々な生きづらさや共通の課題を持つ人が自主的につながり、共感しながら悩みを打ち明け、問題解決のために経験や情報を分かちあい、相談活動や社会に理解を広める活動を行うグループの組織化及び支援を行います。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
フレイルサポーターなどを活用した通いの場の活性化	新規	継続実施			
子どもの居場所づくりの推進	準備期間・検討	拡充	継続実施		



子ども食堂



子どもの居場所づくり支援

④ 社協会費・共同募金を活用した地域福祉活動の支援

■自主財源を活用した地域福祉活動の推進

社協会費や赤い羽根共同募金は、地域住民がお互いに助けあいながら行う地域福祉活動を支援していく重要な役割を担っていることについて、広報などを活用して啓発します。社協会費や共同募金の使途を丁寧に説明することで、募金（寄付）に対する理解と協力を求め、今後も地域福祉活動の財源として確保し、活用していきます。



街頭募金運動



⑤ 生活支援活動の推進

■ 予約型乗合タクシーの情報提供

予約型乗合タクシーの利用登録手続き及びオペレーター業務を行います。あわせて、利用登録や申請の仕方を知らない方には、改めて利用方法などについて広く啓発し、情報提供を行います。

■ 外出支援ボランティアの育成・確保

高齢者、障がい者の外出支援活動として、福祉有償運送事業の運転ボランティアを育成するために講習会を開催し、移動困難者への支援体制づくりを進めます。あわせて、生活支援コーディネーターの活動により、移動支援に係るニーズや資源を把握し、必要なサービスの検討を行います。

■ 買い物支援の推進

買い物は日常生活にとって欠かせないものであると同時に、買い物支援による交流や見守り活動は地域で行う生活支援の一部にもなっています。地域の特性やニーズにあった買い物支援に取り組むとともに、生活支援コーディネーターによる協力店舗の開拓など、資源の掘り起こしを進めながら買い物支援を広げていきます。

○ 地域での買い物支援の拡充

その地域の特性やニーズにあった買い物支援に取り組みます。

○ 小地域福祉活動との有機的な連携

買い物は出かける動機づけになりやすく、閉じこもり予防や介護予防の効果もあるため、ふれあいサロンなどの小地域福祉活動との有機的な連携を図ります。

○ 宅配に関する店舗情報の整備

食料品や日用品などを自宅まで配達されている地元店舗の情報を載せた「買い物資源一覧表」の整備を引き続き行い、地域包括支援センターと共有化を図ります。

○ 協力店舗・事業所の開拓

買い物支援を広げていくために生活支援コーディネーターによる協力店舗及び事業所の開拓を行います。

■ ごみ出し支援事業の推進

ごみ置き場まで持っていくことが困難なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及び障がいのある方がいる世帯などを対象に、社協ボランティアセンターに登録いただいた生活支援ボランティアを派遣し、見守りを兼ねた可燃ごみ出しの支援を行います。ごみ出し支援の取り組みを通して、生活支援コーディネーターやまるごとサポーター、市担当課、関係機関などによる重層的な見守りにつなげていきます。

■ 生活支援サービス「お助けサポート事業」の推進

電球の交換や買い物、布団乾燥など、日常生活の中でちょっとした困りごとについて、社協ボランティアセンターに登録いただいた生活支援ボランティアがお手伝いする、生活支援サービス「お助けサポート事業」を推進します。



矢部地区の買い物支援



ごみ出しサポート事業

⑥ 生活困窮者支援事業の拡充

■フードバンク事業の充実

広報などを活用した市民への食品募集や事業所へのフードドライブの推進を図り、食品や日用品の寄付物品の確保に努め、コロナ禍により急増する生活困窮世帯などに対して提供します。また、フードバンク事業を通して、関係機関との連携を強化し、制度の狭間に置かれている人の相談支援の強化に努めます。

■子ども宅食の充実

まるごとサポーターの機能を発揮し、市担当課や子ども食堂と連携を強化して、居場所が必要にもかかわらず、子ども食堂に参加できていないなど、支援の必要な世帯の把握に努めます。あわせて、子ども食堂からお弁当づくりの協力を得て、訪問支援を兼ねた宅配を行います。



「よらん野」による野菜提供



住民による食品寄附



フードバンク事業



子ども宅食支援

（2）災害時の避難に備える

① 災害ボランティアセンター

■災害ボランティアセンター機能の強化

近年、自然災害が頻発する中、コロナ禍においては、全国から広く災害ボランティアを募ることが難しくなっており、市内や福岡県内といった身近な地域での人材確保や協力・連携が求められています。いつ発生するか分からない自然災害への備えとして、組織的・効果的な支援活動ができるよう、災害時の相互協力協定団体との連携や研修会を開催するとともに、福祉と防災の分野の枠を越えて平常時と災害時をつなぐ取り組みを行いながら、災害ボランティアセンターの基盤整備を行います。

- 災害時相互協力協定団体との連絡会及び災害ボランティアセンター設置訓練など研修会の開催
- 災害時対応の手引きの見直し
- 福岡県社会福祉協議会や近隣の社会福祉協議会との連携
- 災害ボランティア事前登録の推進

■八女市社会福祉法人連絡会との連携による災害支援

八女市社会福祉法人連絡会との連携を通して、災害時に迅速な支援活動を行います。特に、災害ボランティアセンターの設置までには至らない災害においては、発生時から3日以内の迅速な支援活動を行います。

事業名		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
災害ボランティアセンター機能の強化	災害時の相互協力協定団体及び近隣社協との連携強化	拡充	継続実施			
	災害時対応の手引きの見直しと運用	見直し	運用			見直し
八女市社会福祉法人連絡会との連携による災害支援		継続実施				



災害時相互協力協定団体連絡会



災害時協定団体による災害支援

(3) 地域の見守りで防犯力を高める

① 小地域ネットワーク活動の推進

■地域のネットワークによる平常時の見守り機能の強化（拡充）

コロナ禍において、普段通りの日常生活を続けることが困難な状況にあります。平常時からの人とのつながりが安心・安全につながることを踏まえ、孤立死対策、防犯、防災の決定打としての「ご近所福祉」を推進するため、民生委員児童委員や市担当課、関係機関と連携を強化し、福祉委員活動や福祉ネットワーク推進委員会活動などの裾野を広げ、地域の防犯力の向上に努めます。

○消費者問題の被害などを未然に防ぐことをテーマにした、地区福祉のつどいや福祉委員研修会を開催します。

○福祉マップ作成支援などを通して、地域で孤立している人々を把握し、地域に元々存在する助けあいや支えあい、地域づくり活動につなげながら、平常時の見守りネットワーク体制を強化します。平常時の見守り機能を強化することにより、犯罪に巻き込まれるといった、更に深刻な状態にならないようする予防機能の強化につなげます。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域のネットワークによる平常時の見守り機能の強化	拡充	継続実施			



福祉マップづくり



民生委員児童委員・福祉委員研修



福祉のつどい（地域防災講演）



行政区長・民生委員児童委員・福祉委員意見交換会

基本目標 4 社会参加の意識づくり

【重点的な取り組み】

- ◆福祉課題を自分のこととして感じられるように、その時々福祉課題をテーマに講座やつどいなどによる情報発信を行い、「福祉でまちづくり」の土壌を築く取り組みを進めていきます。
- ◆対象者に合わせた講座開催などを通して、デジタル活用の支援を図ります。
- ◆地域共生社会の実現に向け、共生の思想を定着させ、個人の尊厳を守る社会への転換に資する福祉教育を展開します。
- ◆ボランティア活動に参加していない人やボランティア活動を知らない人もまだまだ多く、ボランティアの高齢化や担い手不足が大きな課題であることを踏まえ、ボランティアに関する情報提供を積極的に行います。
- ◆既存ボランティア団体と連携して、ボランティア講座の開催などを通してボランティアの育成を行います。
- ◆ボランティア活動を行う個人や団体に登録をしてもらい、利用したい人の希望にあった活動内容を選択できるような需給調整を行う仕組みづくりを進めます。

(1) 共に生きる社会について学ぶ場をつくる

① 対象者に合わせた学ぶ機会の提供

■暮らしと福祉の講座の開催（拡充）

地域での福祉課題・生活課題について広くテーマを設定し、年間を通して取り組みます。地域により福祉課題・生活課題は異なるため、本所・支所エリアの状況に即した講座を開催します。

■福祉のつどいの開催（拡充）

福祉部会及び各校区のまちづくり団体と協議しながら、地域の福祉課題を提起する場・啓発の場として福祉のつどいの開催を推進します。

■デジタルシニア講座の開催（拡充）

社会のデジタル化に対応するため、市担当課と連携して、高齢者がスマートフォンの機能などを学び、使いこなすことができるよう、デジタルシニア講座を開催します。
あわせて、スマートフォンを日常生活や日頃からの福祉活動にも活用できるような支援を行います。

■福祉教育の推進（拡充）

○福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

福祉教育教材「ともに生きる」を市内の小中学校に活用していただくように進めます。

○福祉体験学習・講座の支援（小・中学校等）

市内の学校などで福祉体験学習（車いす体験・高齢者疑似体験）や講師派遣のコーディネート（手話体験・点字体験等）、当事者団体との交流を行います。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
暮らしと福祉の講座開催	拡充	継続実施			
福祉のつどいの開催	拡充	継続実施			
デジタルシニア講座の開催	拡充	継続実施			
福祉教育の推進	拡充	継続実施			



デジタルシニア講座



福祉のつどい



暮らしと福祉の講座



福祉出前講座



（2）交流・ふれあいを促進する

① 交流の場を通じた地域課題の把握と人材育成

■ふれあいサロン活動の支援（拡充）

高齢者や障がいのある人などが気軽に参加でき、孤立防止や認知症、寝たきり予防の効果も期待できる交流の場として、継続的なふれあいサロン活動への支援を行います。あわせて、各日常生活圏域の生活支援コーディネーターとふれあいサロンの連携を強化し、地域課題や支援ニーズの把握、地域人材・資源の発掘に取り組みます。

【具体的な支援内容】

- ふれあいサロン立ち上げの支援をはじめ、支援者講座及び連絡会議の開催、運営費の助成、ふれあいサロン活動を担う当事者団体への支援を行います。
- 歩いていける範囲にふれあいサロン会場がない面積の広い地域には、複数のふれあいサロン設置を検討します。
- 運動や体操を取り入れたプログラムを推奨し、介護予防機能の強化に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、一時的に会場に集まれなくなった際にもつながる取り組みについて検討します。

■在宅介護者の会活動への協力

在宅介護者の会が実施する介護者のつどいやリフレッシュ事業などの支援を行うほか、介護や認知症の課題を地域のこととして考えていく場づくりとして、各種講座を開催します。

■不登校・ひきこもり親（家族）の会活動への協力

不登校・ひきこもり親（家族）の会が実施するつどいの支援を継続的に行います。相談事業を通して電話や来所などによる、ひきこもりに関する相談に応じ、適切な支援機関へつなぐなど、ひきこもり支援を推進します。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ふれあいサロン活動の支援	拡充	継続実施			



ふれあいサロン



家族のための介護について考える講座

② 福祉的活動への支援

■各種の福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力

地域福祉を推進するため、シニアクラブや身体障害者福祉協会など、各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力を行います。

■八女市金婚式の開催

八女市在住の結婚50周年を迎えたご夫婦に対し、記念式典を開催し、交流の場を広げていきます。

■多世代交流事業の推進

世代間の交流が希薄である今、3世代がふれあえる交流事業を地域の実情に応じて実施します。



八女市身体障害者福祉協会総会



八女市金婚式

(3) ボランティア活動に参加しやすくする

① ボランティア団体支援

■広報啓発活動の充実（拡充）

やめ社協だよりやホームページ、FM八女を活用してボランティアに関する情報提供を行うとともに、様々な機会やツールを活用したボランティア活動の周知・啓発を行います。

■ボランティアセンターの運営強化（拡充）

ボランティアセンターの運営を強化するためにボランティアコーディネーターを配置し、現在活動している団体の紹介や登録の見える化を行い、SNSを活用した需給調整など活動の活性化を図ります。また、困りごとが複雑化する中で、ボランティアの担い手も個人、地域の団体、NPO法人、企業、協同組合など、多様になっています。これらの多様なボランティアをつなぎ、制度の狭間にある課題や専門性の高い課題に対応するボランティアの養成など、ボランティアセンターの運営を強化します。

■ボランティアの育成（拡充）

ボランティアの育成を図るために、各種ボランティア活動の支援を行うとともに、新たにひとりでも多くの市民が「自分にできること＝ボランティア」として、参加・行動することができる環境づくりに取り組み、ボランティアの発掘や受け皿づくりを進めます。あわせて、市担当課と連携して、生活支援コーディネーターを中心に生活支援ボランティアの育成を強化し、担い手の裾野を広げていく体制づくりに努めます。

○各種ボランティア活動への支援

○退職者・シニアなど、幅広い層の社会参加を促進する新たな活動プログラムの開発

○分野を越えた多様な人や団体との協働による活動の開発

ボランティアセンターのコーディネート機能と農業など、福祉分野以外とも連携したボランティア活動づくり

■ボランティア登録の推進と保険の加入促進（拡充）

ボランティア登録の推進を図るとともに、ボランティア活動中に起こる様々な事故に備えて、ボランティアの登録及び保険加入を推進します。

② コーディネート機能の充実

■ボランティアコーディネート機能の充実（拡充）

ボランティア活動を推進し、相談、斡旋及び需給調整などのコーディネート機能の充実に努めます。

○ボランティア活動についての相談、斡旋

○福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備

③ 講座開催

■各種ボランティア講座の開催（拡充）

ボランティア入門講座や実践講座など、活動別の講座内容を充実させるとともに、ボランティア活動や地域での支えあいについて、学びの場を提供します。

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
広報啓発活動の充実	拡充	継続実施			
ボランティアセンターの運営強化	拡充	継続実施			
ボランティアの育成	拡充	継続実施			
ボランティア登録の推進と保険の加入促進	拡充	継続実施			
ボランティアコーディネート機能の充実	拡充	継続実施			
各種ボランティア講座の開催	拡充	継続実施			



生活支援ボランティア養成講座



傾聴ボランティア講座

◆ボランティア登録の推進

ボランティアコーディネーターより希望活動内容などの聞き取りを行います。登録された方は万が一にそなえてボランティア保険に加入します。



◆ボランティアの受給調整

ボランティア活動を始めたい人やボランティア活動を必要とされている方の相談を受け、受給調整を行います。



◆ボランティアの育成（講座、学習会、研修会）

ボランティアの育成と活動への理解と参加、福祉に関する啓発を目的にボランティア団体と協力しながら、ボランティア養成講座や傾聴ボランティア養成講座、点訳教室などの講座を開催しています。



第6章 再犯防止推進計画

第1節 計画策定の経緯

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、また再犯の防止等に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これを受けて国では平成29年12月に「再犯防止推進計画」を、福岡県でも平成31年に「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

本市においても、過去に犯罪や非行をした人の立ち直りの支援と、地域社会の一員として生活できるよう住民の理解と促進を図るため、「八女市再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定することとしました。

第2節 計画策定の趣旨

令和3年版犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は平成14年に最高値に達して以降は減少を続けており、平成26年以降は毎年、戦後最少を更新しています。

しかし、犯罪により検挙された人のうち、再犯者であった者の割合を示す「再犯者率」は年々高くなってきており、令和2年は49.1%で、調査を開始した昭和47年以降、過去最高の数字です。(P12、「図表5 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率」参照)

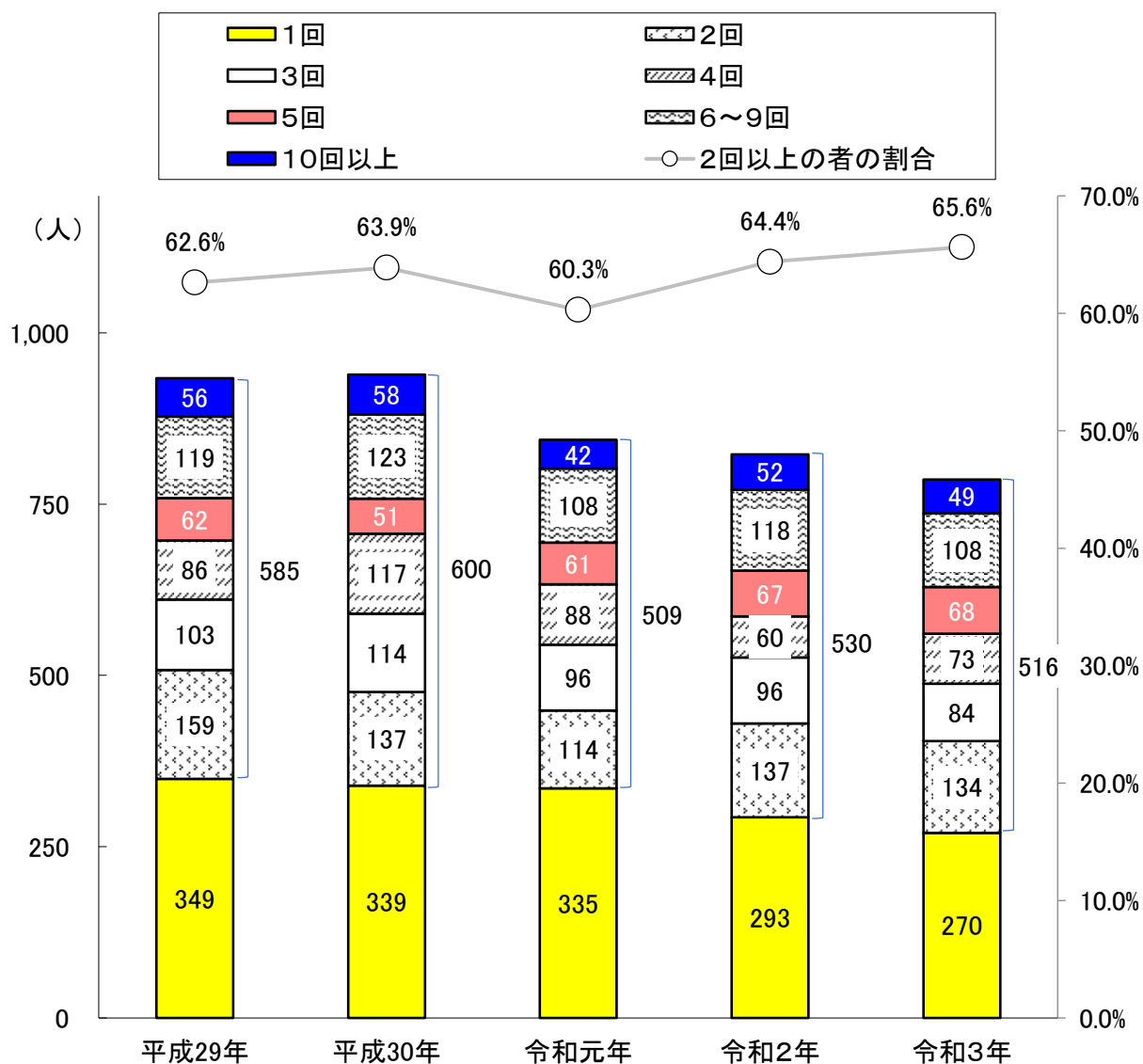
福岡県における再犯者率は令和2年で47.5%であり、全国の49.1%に比較すると低い値となっているものの、やはり福岡県においても高い水準にあると言えます。また、刑務所等に入所する人を年ごとにみると、福岡県では再入所する人が全体の6割を超えており、再犯者による犯罪が非常に高い水準で推移しています。

罪を犯す人には様々な背景があり、貧困や差別、孤独などの生きづらさが影響している人もいます。また刑期を終えて出所しても、住むところがない、高齢で身寄りがいない、仕事が見つからないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えています。それらを抱えたまま日々を過ごし、地域社会になじめず、行政などの支援機関との関わりも持たず、結果として犯罪を繰り返してしまう人もいます。

再犯を起こす前の段階で、適切な行政サービス等につなげることが必要であり、地域社会全体で円滑な社会復帰に向けた支援を行うことが重要です。

「八女市再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

図表 32 新受刑者の入所回数ごとの人数と2回以上の者の割合（福岡県）



資料：法務省矯正局

※上のグラフは新受刑者に占める2回以上の入所者の割合を示すものであり、再犯者率の数値と単純比較することはできません。しかし、このグラフからは、入所者の中には入所回数が10回以上にもなる人も少なからず存在していることが見て取れます。

第3節 本市における再犯の状況

八女警察署管内※において、犯行時年齢が20歳以上の刑法犯総数は令和3年で112人ですが、そのうち再犯者は53人であり、再犯者率は47.3%となっています。全国の50.0%、福岡県の48.7%と比較すればわずかに低い値であるものの、検挙された人のほぼ半数が前科または前歴を有していることとなります。

全国の再犯者率は調査を開始した昭和47年以降、過去最高水準で高止まりしていますが、福岡県の再犯者率は、平成29年においては全国より高かったものの、平成30年に全国と並び、令和元年以降は全国を下回って推移しています。

八女警察署管内は、犯罪件数が少ないため再犯者率の推移傾向を把握することは困難ですが、平成29年から令和3年において、4割から5割が再犯者であることが分かります。

※八女警察署の管轄区域は八女市と広川町です。よって、八女警察署のデータには広川町のデータも含まれます。

【 図表 33 の統計データについて 】

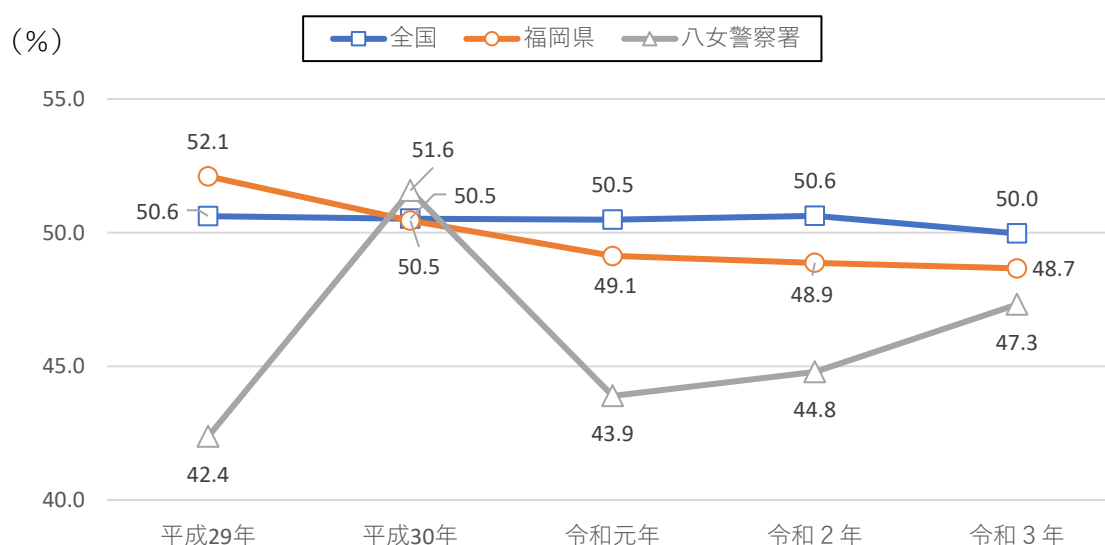
次ページに示す「図表 33 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）の推移」は、法務省矯正局からの提供データをもとに八女市が作成したもので、犯行時年齢が20歳以上のものを計上しています。そのため、全国と福岡県の再犯者率については、前節で示した値（20歳未満を含めた値）と異なります。

警察署単位のデータにおいては母数が著しく少なくなるため、個人情報保護の観点から、20歳未満のデータは警察から法務省矯正局へ提供されていません。

図表 33 においては、本市（八女警察署）の状況を全国や福岡県と同じ条件で比較するため、20歳以上を計上したものとなっています。ただし、先述したとおり、警察署単位のデータは母数が限られているので、数値の取り扱いには注意が必要であり、単純に比較することはできません。よって、図表 33 のデータについては、あくまでも参考データとして参照ください。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科または前歴を有するものをいいます。

図表 33 刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）の推移



(全国)

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
刑法犯総数	187,702	182,124	172,197	164,678	159,692
初犯者	92,674	90,101	85,245	81,294	79,883
再犯者	95,028	92,023	86,952	83,384	79,809
再犯者率	50.6%	50.5%	50.5%	50.6%	50.0%

(福岡県)

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
刑法犯総数	8,810	8,540	8,998	8,478	8,309
初犯者	4,219	4,231	4,577	4,334	4,265
再犯者	4,591	4,309	4,421	4,144	4,044
再犯者率	52.1%	50.5%	49.1%	48.9%	48.7%

(八女警察署)

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
刑法犯総数	151	190	164	125	112
初犯者	87	92	92	69	59
再犯者	64	98	72	56	53
再犯者率	42.4%	51.6%	43.9%	44.8%	47.3%

資料：法務省矯正局提供データをもとに八女市が作成

第4節 計画における重点課題と計画体系

平成29年12月、再犯防止推進法に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定されました。国の再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、115の具体的施策が盛り込まれています。

国の「再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した就学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 地方公共団体との連携強化
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備

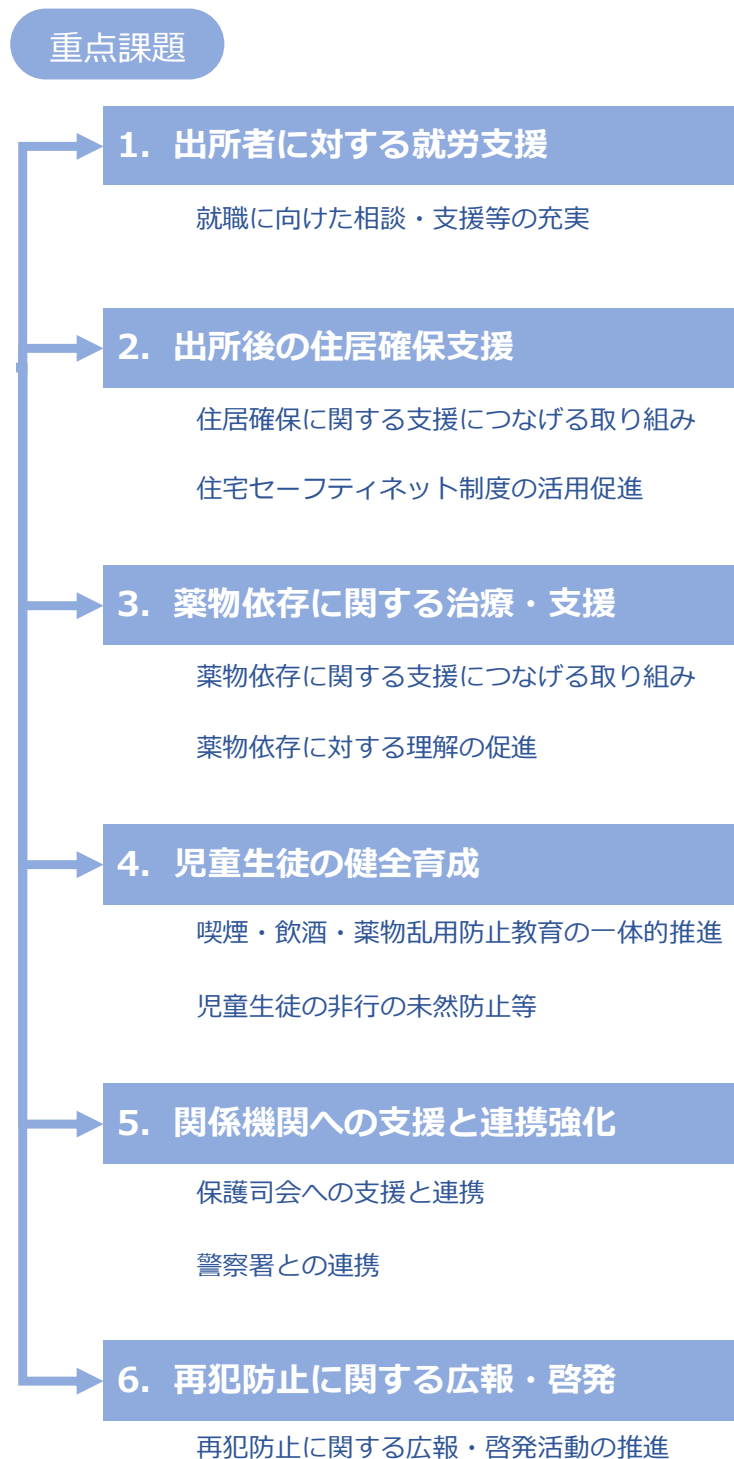
本市においても、国や福岡県、警察や民間団体等と連携しながら、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。

「八女市再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 出所者に対する就労支援（就労・住居の確保）
- 2 出所後の住居確保支援（就労・住居の確保）
- 3 薬物依存に関する治療・支援（保健医療・福祉サービスの利用の促進）
- 4 児童生徒の健全育成（学校等と連携した就学支援の実施）
- 5 関係機関への支援と連携強化（地方公共団体との連携強化）
- 6 再犯防止に関する広報・啓発（民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進）

* 括弧内は対応する国の「再犯防止推進計画」における重点課題

図表 34 計画体系



第5節 今後の取り組み

犯罪をした人々が再び罪を犯すことがないように、社会復帰のための支援に加えて、地域社会で孤立しないような受け入れ体制をつくり、息の長い支援を行っていくことが重要です。

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの一環として、皆が社会の一員としてお互いを尊重し、支えあうことで、立ち直ろうとする人を受け入れることができる地域社会の実現を目指します。

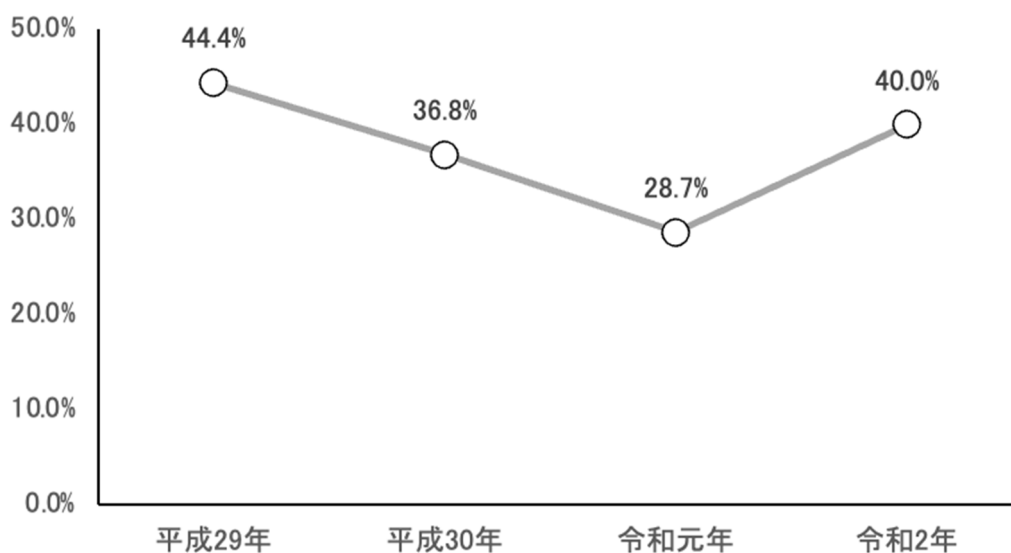
1 出所者に対する就労支援

現状と課題

八女警察署によると、管内における令和2年の刑法犯総数に占める無職者の割合は、40.0%となっています。

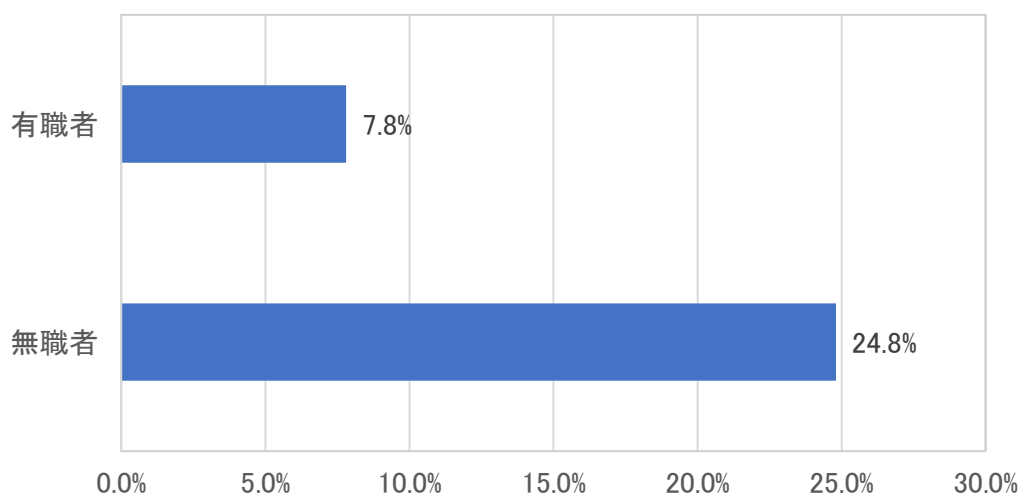
仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいと言われています。再犯防止に向けて就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

図表 35 刑法犯総数に占める無職者の割合（八女警察署管内）



資料：八女警察署

図表 36 保護観察終了時の職の有無と再犯率（全国）



※平成 25～29 年の5年間について、無職で保護観察を終了した者と有職で保護観察を終了した者との再犯率を比較(法務省保護局による)

資料：政府広報オンライン

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
就職に向けた相談・支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福岡県障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センター デュナミス）や福岡県発達障がい者支援センター（あおぞら）、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、犯罪をした者の特性に応じた就職、就労定着を図るために、福祉的支援制度を活用します。 ▶ 非行少年の就職及び就労の定着を図るために、少年サポートセンター、ハローワーク等と連携します。 ▶ 就労支援に関する制度及び支援窓口が、一層身近なものとなるように、周知・広報に努めます。 ▶ 協力雇用主の拡大に向けて保護司会と連携し、制度の周知に努めます。 	福祉課

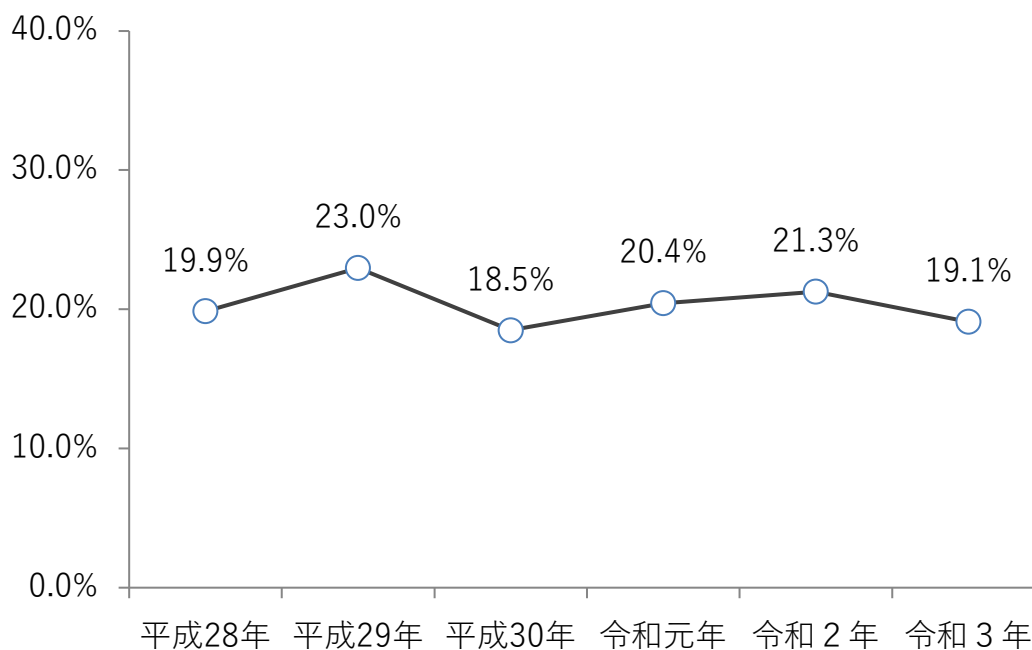
2 出所後の住居確保支援

現状と課題

罪を犯した人の中には、身元保証人を得ることが困難だったり、家賃滞納歴により民間家賃保証会社が利用できなかつたりして、住居を確保できないまま刑務所等から出所する人がいます。福岡県内でも令和3年において19.1%の人がそうした状況であり、生活拠点が無いことで多くの課題を抱えることとなります。また、出所時に帰住先がある人よりも、ない人の方が再犯に至りやすいという数字も出ています。

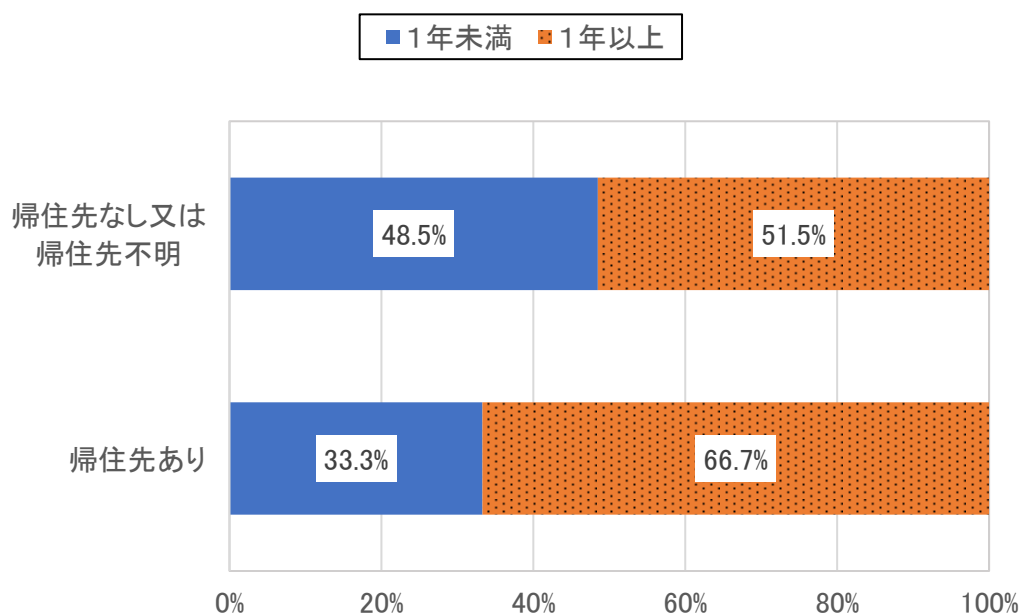
適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上でも重要であることから、出所後の住居確保に向けた対策を講じる必要があると言えます。

図表 37 刑務所出所時に帰住先がない者の割合（福岡県）



資料：法務省矯正局

図表 38 適当な帰住先と再犯に至るまでの期間（全国）



資料：政府広報オンライン

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
住居確保に関する支援につなげる取り組み	▶ 住居確保に関する相談が生じた際は、対象者の状況に応じて、公営住宅や福祉の既存制度の活用も検討しながら、適切な相談先や支援につなげます。	福祉課
住宅セーフティネット制度の活用促進	▶ 福岡県と連携しながら、居住支援法人の紹介など住居確保の情報提供に努めます。	定住対策課

3 薬物依存に関する治療・支援

現状と課題

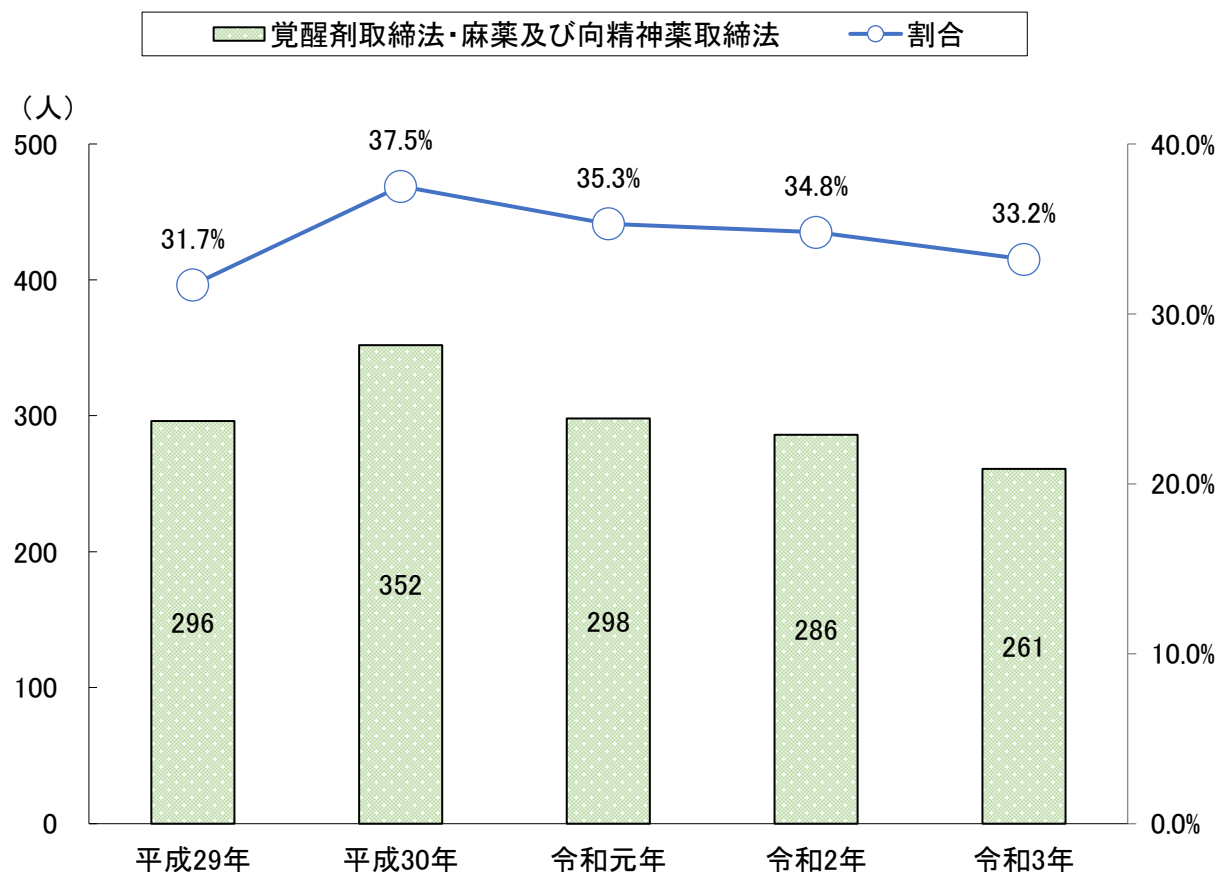
令和3年に福岡県内で刑務所に入所した人のうち、覚醒剤取締法または麻薬及び向精神薬取締法によるものは33.2%に上ります。近年は大麻の検挙者数が増加しており、その多くは若者です。

違法薬物の使用などの罪を犯した人、特に薬物依存症患者については、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症が回復できる病気であるという認識のもと、保健・医療機関や民間団体などが専門的な治療や支援を行いながら社会復帰に向けて取り組む必要が

あります。

薬物依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、暮らしに大きな影響を与えます。周囲の人々が理解を深め、適切に対応できるようにするために、情報提供や相談支援を充実させるとともに、社会全体へ向けた広報啓発活動も重要です。

図表 39 新入所者のうち薬物使用等の罪を犯した人の人数と割合（福岡県）



資料：法務省矯正局

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
薬物依存に関する支援につなげる取り組み	▶ 薬物依存に関する相談が生じた際は、福岡県や社会福祉協議会、医療機関、民間支援施設、自助グループ等と連携し、適切な治療や支援につなげます。	福祉課
薬物依存に対する理解の促進	▶ 規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。	健康推進課

4 児童生徒の健全育成

現状と課題

将来を担う児童生徒の健全育成を図るためには、再犯防止はもちろんですが、まずは非行の未然防止や早期対応を充実させることが必要です。

非行に走る少年にも大人と同様、様々な背景があります。本人の規範意識の低さもあるかもしれませんが、家庭の問題や友人関係、学校生活、また社会状況の変化など様々な要因が考えられます。

子どもの成長に合わせ、家庭や学校、地域社会などが一体となって非行防止に取り組むことが大切です。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	▶ 児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。	学校教育課
児童生徒の非行の未然防止	▶ 小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。	学校教育課

5 関係機関への支援と連携強化

現状と課題

犯罪により刑務所等へ入所した人も、非行により少年院等に入所した人も、一定の期間を経たら施設を出て、地域社会の一員として生活することになります。しかし就労・就学や住居、健康状態、隣近所との人間関係など、様々な課題を抱えた状態に置かれ、そうした問題を一人で抱え込み、解決に至らず再犯に及びことも考えられます。

更生保護に当たっては、民間ボランティアである保護司が親身に寄り添い、立ち直りの手助けを行っていますが、広範にわたる生活課題の解決や支援については、行政や警察など各関係機関が連携し、再犯防止施策の推進に取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
保護司会への支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 八女保護司会八女支部への補助金の交付など、更生保護活動を行う保護司会の活動に対する支援を行います。 ▶ 社会復帰する上で福祉的支援を要する人には、保護司会と連携して適切な支援を行います。 ▶ 保護司会と連携し、保護司の人材確保に協力します。 	福祉課
警察署との連携	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 八女警察署と連携し、防犯教室や犯罪防止教室等を実施します。 	防災安全課

6 再犯防止に関する広報・啓発

現状と課題

過去に罪を犯した人たちが社会復帰するためには、孤立することなく再び地域社会の一員として生活していけるよう社会全体で支援していくことが重要です。

「社会を明るくする運動」をはじめ、民間団体等による再犯の防止等に関する活動について広報・啓発をしていくことで、人々の「誰一人取り残さない」社会の実現への意識が高まると考えられます。

犯罪の防止と、犯罪をした人たちの更生について理解を深め、安全・安心な地域社会を築くために、より多くの市民に広報・啓発を行い、関心と理解を得る必要があります。

具体的な取り組み

取り組み	内容	担当
再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再犯防止啓発月間（7月）において、各種会議や広報八女、FM八女、インターネットでの情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。 ▶ 保護司会と連携し、社会を明るくする運動などを通して広報活動を行っていきます。 	福祉課

第7章 計画の推進に向けて

第1節 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門や保健福祉環境事務所、警察署、医師会等との連携を図りながら、社会福祉協議会とともに計画を推進していきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、住民参画を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ちます。そのため、計画の実行に当たっては、策定時と同様、地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉の基本理念や地域住民による福祉活動への支援策などにおいて、両計画の足並みを揃え、情報を共有し、連携を図ります。

既に地域で様々な活動をしている行政区、まちづくり団体、民生委員児童委員、人権擁護委員、保護司、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、シニアクラブ、その他各種団体とも連携を図りながら協働での地域福祉推進に努めます。

第2節 計画の推進

本計画の基本理念は「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち八女」であり、これが本市が目指す姿です。

地域福祉計画では、基本理念を達成するために4つの基本目標を設定し、それぞれアンケート調査や各種統計資料から明らかにした現状と課題を踏まえ、それぞれの主体ごとに期待される取り組みを明記しました。

これらの取り組みは、特定の住民や組織だけが担うものではなく、それぞれの得意なことや興味・関心に合わせて、本来、すべての住民が担い得るという視点に立ったものです。

基本目標ごとに盛り込まれた役割分担では、自助（自分や家族の取り組み）、互助・共助（隣近所の協力、地域活動団体の取り組み）、共助（社会福祉協議会、非営利法人を含む事業所等の取り組み）、公助（行政の取り組み）の4つの主体ごとに記載し、中でも地域住民・団体を、市や社会福祉協議会、事業者等よりも前段に位置づけています。住民一人ひとりが地域における支えあいやふれあい、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報八女や市ホームページ等で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

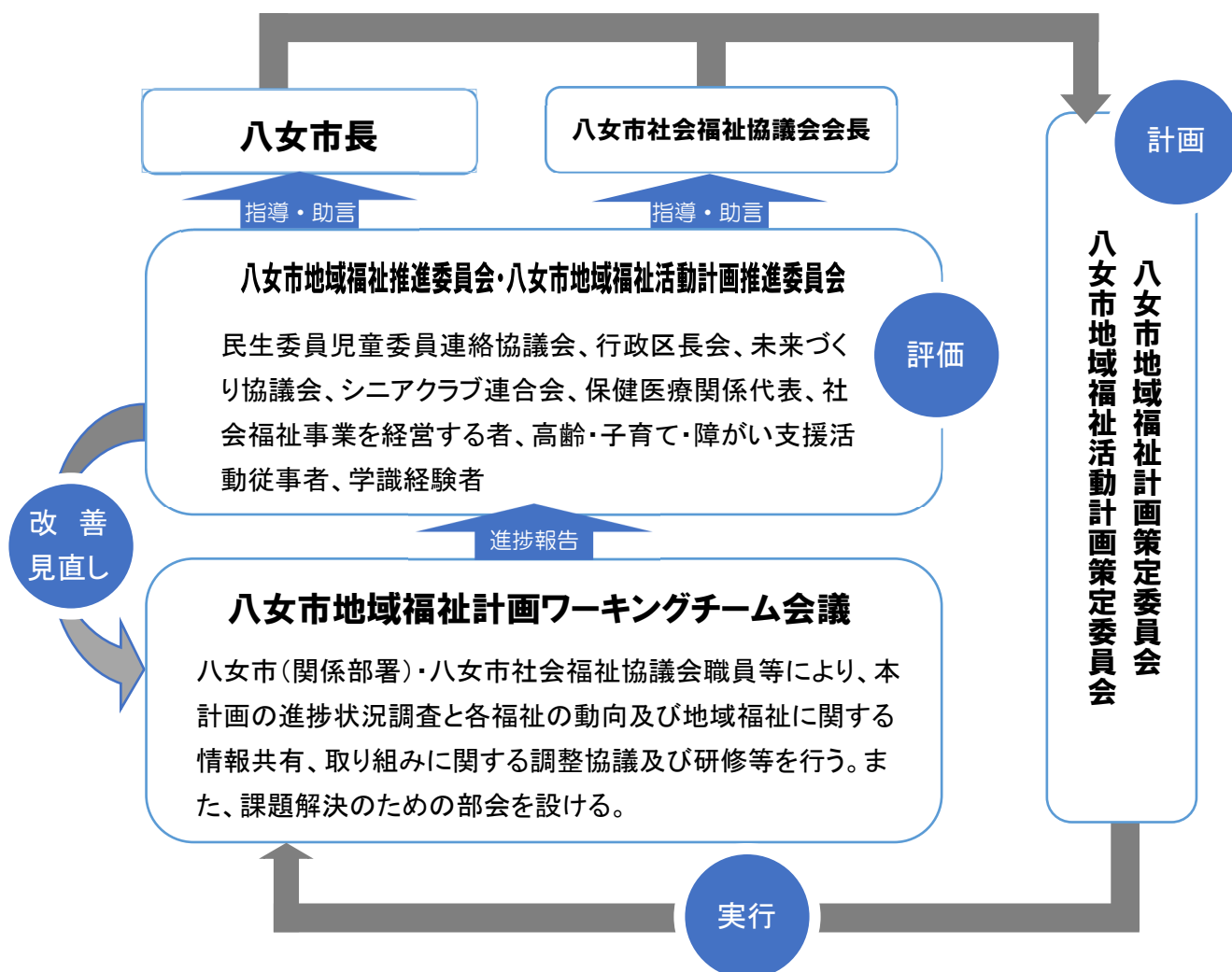
第3節 計画の進行管理

本市では「八女市附属機関の設置に関する条例」（昭和56年八女市条例第2号）第3条及び「八女市地域福祉推進委員会規則」（平成25年八女市規則第22条）の規定に基づき、八女市地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉計画に係る事業の推進について審議し、必要な指導及び助言を市長に行っています。

また、八女市社会福祉協議会においても「地域福祉活動計画推進委員会設置要綱」に基づき、地域福祉活動計画推進委員会を設置し、地域福祉活動計画の推進に関する評価検討を行い、社会福祉協議会会長への報告を行っています。

市と社会福祉協議会は、地域福祉推進において今後も同じ方向性を維持し、それぞれの立場で事業を行う必要があります。このため、両委員会の委員を同一の人に委嘱し、両委員会を必要に応じて同時開催するなど、地域福祉推進の方向性と取り組み状況の確認をし、必要に応じて取り組み内容の見直し等を協働して行います。

また、地域の実情に応じ、その課題解決に向けた具体策の検討を行うため、必要に応じて、八女市地域福祉計画ワーキングチーム会議内に課題別部会を設けます。



(空白頁)

資料編1 地域の状況

八女市内21まちづくり団体の様子

※「2 地域の取り組み」は、各地域の地域振興計画を参照し、掲載しています。
また、地域振興計画における各地域のフレーズも併せて紹介しています。

※「3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見」については、
民生委員児童委員へのアンケート内容及び生活支援コーディネーターによる
地域住民への聞き取り調査をもとに記載しています。



福島地域



人口： 6,544 人（ 2,851 世帯）

- ・ 65 歳以上 1,976 人
（うち、ひとり暮らし 593 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 3,424 人
 - ・ 18 歳未満 1,144 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

伝統文化と町並み風情を生かした 誰もが暮らしやすく にぎわいのあるまち

1 ひと・資源

行政区長	23 人
公民館長	23 人

民生委員児童委員	15 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	4 人
見守り連絡員	0 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	2 カ所
ふれあいサロン	4 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍で、地域行事を中止される所が多く、ふれあいサロンもほとんどの地区が中止され、住民の交流の場が減少した。
- ・ ふれあいサロンについては、食事会を持ち帰り弁当に変更するなど、感染対策を講じながら行われるようになったが、長期間休止されていたこともあり、今まで参加されていた方が、施設に入所したり、入院されたりして参加者が減った地区もある。
- ・ 校区内でも、人口減少する地区もあれば、宅地が増え人口増加している地区もある。人口が増えている地域では、新しく来られた方が多く、隣近所のつながりが希薄になっていくことも懸念される。

地域を支える人の様子

- ・ 高齢者の閉じこもり予防のため、ふれあいサロン開催の際は参加予定者宅に声かけを行い積極的に参加の呼びかけが行われている。
- ・ 行政区長、民生委員児童委員、シニアクラブ、公民館長、子ども会役員などのメンバーが中心となって、福祉ネットワーク推進委員会を構成し、それぞれの活動や地域課題を共有され、地域で支えあう地域づくりの取り組みが行われている。
- ・ ごみ出しが困難な高齢者に対して、隣近所の方がお手伝いされている。

2 地域のとりくみ

■福島地区まちづくり協議会 ○活動の拠点施設：おりなす八女研修棟、上稲富公民館

行政区長会	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会
やめ女性の会	シニアクラブ	子ども会育成会
消防団第1分団	福島小学校 PTA	福島中学校 PTA

■福島地区地域振興計画

【平成 29 年 3 月策定】

基本方針	主要施策
I 安全で快適な生活空間の創造をめざすまちづくり	(1) 河川・水路・堀等の環境保全の推進 (2) 道路環境の改善 (3) 公園の整備促進
II 歴史文化や町並みなどの、地域資源を活かした活気のあるまちづくり	(1) 町並みの継承と発展 (2) 空き店舗、空き家対策 (3) 伝統産業の継承発展
III 誰もが安全・安心で、支え合い助け合いができるまちづくり	(1) ふるさと夏祭りの継承・発展 (2) 多世代交流イベントの企画・実施 (3) 地域づくり人材育成事業 (4) 一人暮らしの高齢者支援

地域の課題

- 行政区によっては、世帯数の減少や高齢化が進み、地域を支える行政区長や民生委員児童委員などのなり手が少なくなっている。
- 新しく転入されてくる方やアパートが増えており、隣近所を知らない方が多く、つながりが希薄になっている。
- 公民館がない地区もあり、住民同士で集まる機会が限られている。
- ふれあいサロンやシニアクラブは役員のなり手不足により、年々減少しており、残っている所はわずかである。

地域の強み

- 近所に行政機関及び商店、病院など、多くの施設が集中して存在するため、他の地域に比べて、利便性がよく生活しやすい地域である。
- 小規模の行政区では、隣近所同士の顔の見える関係ができており、地域のつながりは強い。
- 伝統行事が受け継がれていることや白壁、土橋市場など、昔ながらの景観が残っている。

地域のこれから

- 住民同士での助けあいのネットワークづくりの強化が必要。
- 住民とつながる場や介護予防のため、高齢者の通いの場を増やしていくことが必要である。
- 大人から子どもまで、住民同士の顔の見える関係づくりができるよう、多世代が交流できる場があるといい。

長峰地域



人口： 6,175 人（ 2,527 世帯）

- ・ 65 歳以上 1,743 人
（うち、ひとり暮らし 425 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 3,275 人
 - ・ 18 歳未満 1,157 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

史跡と共存する田園都市 自然と歴史と人々が共生し、
うるおいと活気のあるまちづくり

1 ひと・資源

行政区長	8 人
公民館長	8 人

民生委員児童委員	11 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	0 人
見守り連絡員	0 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	4 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、地域行事を中止もしくは縮小される所が多く、地域住民の交流は減少した。
- ・ ふれあいサロンにおいても、コロナ禍でほとんどの地区が中止となった。
- ・ アパートも多く存在しており、隣に誰が住んでいるかわからないといった声も聞かれ、地域のつながりが希薄になっている。
- ・ 夜間勤務や土日勤務など、生活の多様化で隣組費などの集金では困難な状況も増えてきている。
- ・ 以前は、県営団地に移動販売車が来ていたが、利用者の減少により最近は来ていない。

地域を支える人の様子

- ・ コロナ禍により、ふれあいサロンが中止された際には、世話人さんが、ふれあいサロンの参加者宅を訪問して、安否確認や家でもできる折り紙などの資材を配布され、地域とのつながりを維持されていた。
- ・ 認知症高齢者への理解について近隣住民同士が現状を共有され、回覧板の順番の変更など、近隣住民で支援されている。
- ・ 資源ごみ回収の際、自分で持っていけない高齢者宅に世話人さんが自宅に取りに行かれるなどの支援が行われている。

2 地域のとりくみ

■長峰校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：吉田公民館

行政区長会	公民館長会	青少年健全育成会	長寿会	子ども会育成会
民生委員児童委員連絡協議会	消防団第2分団	人権擁護委員	交通安全協会	長峰小学校PTA
福島中学校PTA	福島中学校	長峰小学校	福島高校	八女警察署(福島交番)
JA北支店	JA女性部			

■長峰校区地域振興計画

【平成29年3月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 安全・安心で地域がつながるまちづくり	○防災対策（河川・丘陵地の整備、自主防災組織の円滑な運営） ○防犯対策（街灯（防犯灯）の整備、犯罪被害防止啓発活動ほか） ○交通安全対策（交通安全啓発活動、交通安全自主活動ほか）
II 誰もが支え合いふれあえるまちづくり	○高齢者支援（高齢者支援活動、居場所づくり活動ほか） ○子育て支援（健全育成推進活動、地域で支える子どもの成長支援ほか） ○健康推進（健康づくりと予防活動） ○地域コミュニティ育成（校区ふれあい事業ほか）
III 住み良く生き生きとした元気なまちづくり	○農業振興（耕作放棄地・遊休農地等の活用、農業後継者の育成ほか） ○交通対策（八女市乗り合いタクシーの利用推進、小地域での送迎活動） ○定住化支援（八女市の定住支援事業の周知） ○生活環境対策（悪臭・騒音への対応）
IV 自然・環境を育むまちづくり	○自然環境保全（自然を大切にすること意識活動、不法投棄等の防止活動ほか） ○空き家・空き地対策（空き家・空き地問題に対する啓発推進ほか）
V 史跡や歴史を資源として、特徴ある文化を作り出すまちづくり	○伝統行事・地域行事継承（歴史・伝統行事を伝える意識の向上ほか） ○史跡保全・観光推進（観光資源としての活用）

地域の課題

- ・隣組への未加入世帯が増えており、地域とのつながりが希薄になっている。
- ・県営住宅では特に、他地域から転入される方も多く、隣近所同士わからないという方も多い。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者世帯の方の地域での孤立が懸念される。
- ・燃えるごみも出すことが困難という方も増えてきており、地域で支える仕組みづくりが必要である。
- ・地区によっては、近所に商店がなく、買い物が困難な高齢者も存在している。
- ・公民館まで遠く、高齢者は地域行事や集まりなどに参加しにくい。

地域の強み

- ・新しい家も増加し人口も増加傾向であり、地域の若い世代は多い。
- ・地域行事もまだ多く残っており、地域住民との交流の場となっている。
- ・病院やスーパーが近くにあるため、生活がしやすい。
- ・校区行事も行われており、校区単位での住民交流ができる。

地域のこれから

- ・若い世代の方も多い地域であるため、若い方が行政区や地域行事への参画が増えれば、強い地域になるのではないかと。
- ・大雨の際は浸水する地域も多く、今後、災害時への避難行動や見守り体制の強化が必要ではないかと。

上妻地域



人口： 6,555 人 (2,822 世帯)

- ・ 65 歳以上 1,973 人
(うち、ひとり暮らし 532 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 3,475 人
 - ・ 18 歳未満 1,107 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

自然・伝統と共生するまち上妻

1 ひと・資源

行政区長	10 人
公民館長	10 人

民生委員児童委員	14 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	8 人
見守り連絡員	7 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	10 カ所
ふれあいサロン	2 カ所
福祉のつどい	1 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ 主要道路付近について公共交通は利用しやすいが、それ以外の地域における交通の問題がある。
- ・ コロナ禍により、行政区ごとの行事や祭りなどが中止となっている。
- ・ コロナ禍にあわせた取り組み方法を協議し、花いっぱい運動や福祉のつどいなどの校区全体行事を実施している。
- ・ 団地やアパートに居住している方や若年層との交流が減少している。
- ・ 民間アパート以外はそれなりに地域交流がある。
- ・ 地域全体としては協力体制が整っている。
- ・ 団地における隣近所との関係性が希薄化している。

地域を支える人の様子

- ・ 民生委員児童委員の活動が充実している。
- ・ 行政区長、民生委員児童委員、交通安全協会の方々などで登校時の見守りや地域の見守りを行っている。
- ・ 災害時のために行政区の連絡網を作成している。独居高齢者への呼びかけは民生委員児童委員が実施している。

2 地域のとりのくみ

■上妻校区まちづくり協議会 ○活動の拠点施設：上妻小学校ミーティングルームほか

行政区長会	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会	青少年健全育成会	シニアクラブ
婦人会	子ども会育成会	消防団第3分団	上妻小学校PTA	南中学校PTA
交通安全協会上妻支部	上妻よらんかい	防犯協会上妻支部	JA女性部	個人

■上妻校区地域振興計画

【平成29年3月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 豊かな自然と美化で癒されるまち	○自然・景観（環境衛生）（環境教育の推進、啓発・モラル向上の取り組みほか） ○道路、河川愛護・耕作放棄地（自然環境美化保全活動ほか）
II 暮らしと健康・福祉が充実したまち	○暮らし（買い物・交通・健康）（買い物・通院等の支援、八女市乗り合いタクシーの積極的推進と利用、健康教室・介護予防講習会の開催ほか） ○高齢者対策（高齢者の日常生活支援ほか） ○子育て支援（地域で支えていく子どもの成長支援ほか）
III 備えと地域連携で安全・安心なまち	○防災・防犯（自主防災組織の機能強化、犯罪予防及び抑制活動ほか） ○交通安全（交通安全教室の開催ほか） ○空き家（空き家問題に対する意識の醸成と啓発活動ほか）
IV 伝統文化や住民のつながりを大切にするまち	○コミュニティ（人・地域行事・集落施設）（上妻まつりの充実ほか） ○歴史文化・伝統行事（歴史・伝統文化を守り伝える活動ほか）

地域の課題

- ・団地やアパートに居住している方や若年層との交流が減少している。
- ・隣組のつきあい方が薄れてきているように感じる。
- ・経済的に厳しい家庭が増えてきているようにも感じる。
- ・コロナ禍で集まる機会が減少し、ふれあいサロンも解散した。通いの場が減少している。
- ・新築やアパートに入居される若年層の方で町内会に入られない世帯は、地域との関係性が乏しい。
- ・以前から住んでいる方と転入された方との交流が少ない。

地域の強み

- ・学校と民生委員児童委員の連携が取れていて、課題へのアプローチやその後の支援体制が整っている。
- ・地区によっては、近所付き合いは良好である。
- ・ボランティア活動などへの参加者が多く、地域のために積極的に協力される。
- ・行事が充実していて、多世代でのコミュニケーションが取れる環境がある。
- ・病院やスーパーなどの店舗が多く、暮らしやすい。

地域のこれから

- ・近所付き合いを密にして、人と人のつながりを大事にしていく。
- ・地域共生社会に関して行政と地域が連携して、「支える・支えられる」関係性を構築する。
- ・地域ニーズを把握して、地域住民と一体となって取り組みを検討していく。

三河地域



人口： 3,245 人 (1,313 世帯)

- ・ 65 歳以上 1,146 人
(うち、ひとり暮らし 234 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,607 人
 - ・ 18 歳未満 492 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

自然と人にやさしく 安全・安心なまちづくり ~人と自然がとけあうまち 三河~

1 ひと・資源

行政区長	9 人
公民館長	9 人

民生委員児童委員	8 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	0 人
見守り連絡員	0 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	1 カ所
福祉のつどい	0 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ 市中心部に近く、病院や商業施設もあり、生活環境は整っている地域である。
- ・ コロナ禍により、行政区ごとの行事や祭りなどが中止となっている。
- ・ 昔から住んでいて田んぼや畑をしている方が採れた野菜を近所の方へ配るなど、ご近所付き合いが良好である。
- ・ 小学生の登下校を見守る「あいさつ運動」が行われていて、交通安全や防犯対策になっている。

地域を支える人の様子

- ・ 校区まちづくり協議会による活動や民生委員児童委員による見守り訪問が行われている。
- ・ 民生委員児童委員が複数行政区を担当していて、対象者とのつながりが無く、関わりが難しい場合がある。
- ・ 行政区長や町内会長を中心とし、道路・河川清掃、グラウンドゴルフ大会などの地域行事を行っている。

地域の課題

- ・ ふれあいサロンが 1 カ所のみで、通いの場が少ない。
- ・ 民生委員児童委員が複数行政区を担当している行政区では、福祉委員や見守り連絡委員の設置が望まれる。
- ・ 高齢者のみ世帯の方が施設入所などにより、空き家が増えてきている。

2 地域のとりのくみ

■三河校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：共生の森ほか

行政区長会	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会
三河小学校 PTA	南中学校 PTA	青少年健全育成協議会・安全対策会議
シニアクラブ	消防団第4分団	交通安全協議会

■三河校区地域振興計画

【平成28年3月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 自然と伝統との共生を活かしたまちづくり	○住民主体の清掃・美化活動 ○不法投棄パトロール隊の設置 ○歴史・文化の継承啓発講座 ○史跡等の案内板とマップ作製ほか
II 安全で安心して暮らせる豊かなまちづくり	○安全・安心対策（防犯灯・カメラ、防犯講習会ほか） ○健康対策（特定検診受診率向上、健康講座、食育講習会ほか） ○少子化（子育て）対策（開かれた保育園・学校・地域行事、子育て世代への支援ほか） ○高齢者・福祉対策（ふれあいサロンの充実、「向こう三軒両隣」小さな親切運動ほか）
III 人と人との繋がりを豊かにするまちづくり	○人と地域力の向上（地域コミュニティ充実のための多目的広場その整備ほか） ○あいさつ運動ほか
IV 産業の充実で若い人が集まるまちづくり	○集落営農組織の再構築支援協力 ○農地保全と利活用対策 ○担い手の育成 ○高齢者と女性が元気で輝く地産地消の推進ほか

- ・コロナ禍で行事やイベントが減少し、多世代交流の機会が少なくなっている。
- ・田園地帯も多く、高齢者の移動問題（買い物・通院等）がある。

地域の強み

- ・健康増進施設「べんがら村」があることで、市民をはじめ、観光客などが集まる拠点となっている。
- ・矢部川や田園など、自然豊かな地域である。農家の方が子ども達や外国人など、幅広い方々に農業体験の場を提供することができたら地域活性化につながるのではないかな。

地域のこれから

- ・健康増進施設「べんがら村」を活かして、地域の活性化につなげる取り組みを検討する。
- ・行政区ごとの行事やイベントを継続して実施し、地域住民のつながりをつくり、子どもから高齢者までお互いに支えあう意識づくりを構築する。
- ・農家の方が子ども達や外国人など、幅広い方々に農業体験の場を提供することができたら地域活性化につながるのではないかな。
- ・移動問題（買い物・通院等）解決のために、地域での助けあいや移送サービスの検討が必要。
- ・多世代交流のために福祉のつどいなどのイベントを実施できればと思う。

八幡地域



人口： 2,153 人（ 875 世帯）

- ・ 65 歳以上 866 人
（うち、ひとり暮らし 182 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,024 人
 - ・ 18 歳未満 263 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

親子三世代が仲良く暮らせる校区

1 ひと・資源

行政区長	13 人
公民館長	13 人

民生委員児童委員	6 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	1 人
見守り連絡員	15 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	5 カ所
福祉のつどい	1 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・八幡校区では八幡小学校の子どもたちを支えるとともに、子どもたちからも支えられるといった双方の支えあいを行い、八幡校区を元気にしていく地域コミュニティ協議会がある。ボランティアとして大人が学校に行き、読書、授業、行事などに参加協力し、大人も子どもたちも地域を知る、周りの人間を知る、故郷の素晴らしさの再発見、「人間力」「地域力」を高める活動を行っている。しかし、課題として一部の大人の協力者に限られている。
- ・コロナ禍により、町内の敬老会の行事はほとんど中止になった。清掃活動は全世帯で行い、班に分担して行われた。80歳以上の方や身体的に無理な方は軽い清掃となっている。
- ・昔から開催されている祭り（地域の神社や墓まつり、虚空蔵神社他）もコロナ禍により役員のみ参加で簡素化または実施されないことが目立ってきている。これを機に人口減少、継承者不足他の要因から廃止行事が出てくるなど、歴史的行事の存続が危ぶまれている。

地域を支える人の様子

- ・町内会、体育部、宮総代、消防団、交通指導員、民生委員児童委員、それぞれに関する行事などの企画立案から実施に責任を持って行っているが、なかなか代表者が決まらない。
- ・高齢者施設（グループホーム）があり、緊急災害時に連携ができる。ごみ出しなど、近隣住民が支えあう関係が続いている。
- ・地域の人から連絡が来るなど、協力される方がいる。
- ・しあわせ交流館があり、日頃から心配ごとの相談や協力を行っている。

2 地域のとりくみ

■八幡校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：西公民館

行政区長会	民生委員児童委員連絡協議会	青少年健全育成会	消防団第5分団
交通安全協会八幡支部	めだか塾	よかところ会	八幡校区女性部
子ども会育成会	八幡小学校 PTA	西中学校 PTA	AFC
読書ボランティア	解放同盟下川犬・北国武支部	八女しあわせ交流館	八幡小学校
西中学校	西公民館	校区勤労協	体育部会

■八幡校区地域振興計画

【平成26年3月策定】

基本目標	主要施策
I みんなで汗と知恵と出し合う地域づくり	(1) 地域交流活動 (2) スポーツイベントの充実 (3) 協働まちづくりの人材育成
II 思いやりと助け合いの人にやさしい地域づくり	(1) 人権意識の向上
III 自然と共生した住みやすい地域づくり	(1) 公共用水・道路及び施設の維持管理 (2) 自然環境の保全 (3) 農村の景観形成
IV 伝統文化を守り、新しい文化を創造する地域づくり	(1) 伝統文化の継承 (2) 伝統文化財の保存 (3) 伝統文化・芸術活動の推進
V 子どもたちが安全で健やかに育つ地域づくり	(1) 子育て支援の充実 (2) 生きる力の理解促進
VI 高齢者やみんなが元気で生きがい・やりがいを発見できる地域づくり	(1) 高齢者への支援 (2) 健康づくりの推進 (3) 「生きがい・やりがい」特技を活かした産業づくり
VII 安心・安全の地域づくり	(1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の実施 (3) 交通安全対策の充実

地域の課題

- 子どもや子育て世代の人口の減少、高齢化が進行し独居世帯や高齢者のみ世帯が増加。コロナ禍になり地域行事が中止になったり、減っていたりで活気がなくなった。
- 後期高齢者をどう支えるか。協力員やそれに準ずる人をどうするか。2町内が担当、民生委員児童委員が居住する地域とその他の地域との調整。
- 町内では高齢化が進んでいて共同作業による町内環境の維持が難しくなっている。
- ひとり暮らし高齢者が増えて、気の合った高齢者同士が生活し助けあえる環境作りが必要だと思う。

地域の強み

- 周りを見渡すと空き家、空き地が多くなってきているが、このことを強みに若い人たちが移住してきてくれたらと思う。
- 農業に関する技術力の高さ。広大な田畑用地、ゆったりと建っている宅地。
- 矢部川という素晴らしい景観。近所同士の助けあい。
- 八女市の中でも農村というイメージが強い地域であり、地縁組織の絆も強い。

地域のこれから

- 校区内に職場を確保するために企業誘致をするか、それが無理であるなら通勤圏内に職場の確保ができれば子育て世代の人口が増えると思う。
- 地域の中で笑顔で生活を送ることができるようにするためには、私たちの日頃からの何気ないあいさつや声かけが大切だと思う。

川崎地域



人口： 1,784 人 (770 世帯)

- ・ 65 歳以上 788 人
(うち、ひとり暮らし 195 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 849 人
 - ・ 18 歳未満 147 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

共に助け合い支え合い 安心して住める 安全なまちづくり

1 ひと・資源

行政区長	4 人
公民館長	4 人

民生委員児童委員	6 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	2 人
見守り連絡員	0 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	4 カ所
福祉のつどい	0 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、以前まで開催されていた「川崎よか祭り」が中止となり校区内で住民の方と顔を合わせる機会が減少している。
- ・ 各行政区においてふれあいサロンが開催されているが、コロナ禍の影響により、開催時間の短縮や会食が減少し、参加人数が減少している。
- ・ シニアクラブの解散や婦人会の活動の減少。
- ・ 草刈りや子ども会での芋掘りや収穫など、川崎壮年会にて活動を実施されている。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、公民館館長、各隣組長、民生委員児童委員、福祉委員、子ども会。
- ・ みどりの会による草刈りやご近所の方々及び消防団による声かけ。
- ・ 子ども食堂や学習支援のボランティア。
- ・ 災害発生時に防災組織による避難要請など。

地域の課題

- ・ 若年夫婦や子どもの減少。
- ・ 高齢者独居や高齢者夫婦世帯の増加。
- ・ 空き家の増加により、台風などの災害発生時、危険な家が多数存在する。
- ・ 小学校の児童数減少。さらに若年夫婦が減少し子どもの人数が減少すると思われる。

2 地域のとりのくみ

■川崎校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：東公民館

行政区長会	青少年指導員	青少年健全育成会	自治公民館長会	交通安全協会
少年補導員	民生委員児童委員連絡協議会	消防団第7分団	中学校 PTA	小学校 PTA

■川崎校区地域振興計画

【平成 28 年 3 月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 安全・安心な生活環境で暮らせるまちづくり	○交通安全対策（交通安全教室開催ほか） ○防災対策（避難・誘導訓練ほか） ○防犯対策（情報提供、防犯講習会の開催、防犯灯の設置ほか）
II ふれあいを大切に健康で育むまちづくり	○高齢者支援・健康づくり・地域福祉対策（憩いの場（公園）の整備、福祉部会の設置（小地域福祉ネットワーク活動の展開）ほか）
III 地域みんなで子育てを支えるまちづくり	○子育て支援・教育環境対策（地域で支える小学校運動会、地域住民が参加する授業参観、高齢者・地域住民と子どもの交流ほか）
IV 伝統文化を継承し地域が助け合うまちづくり	○歴史、文化活動・地域コミュニティ対策（地域住民の居場所づくりほか）
V 自然豊かな環境と伝統産業を育むまちづくり	○産業の振興（農業・伝統産業）・自然環境対策（後継者育成事業の要請、花いっぱい運動ほか）

- 地域にスーパーや小売店がなく、買い物困難者が見受けられる。そのことから、運転免許証を返納できない方も多い。
- ふれあいサロンなどの参加者が高齢化となり、今後の世話人やボランティアの後継者問題、存続の危機がある。

地域の強み

- ご近所同士に付き合い（地縁関係）がしっかりしている。
- 災害発生時、連絡網などによりネットワークが構築されている。
- 校区内も一部ではあるが、病院や郵便局がある。
- 行政区長から回覧板にて、地域の危険箇所や道路工事が開始される場所など詳しく情報を発信いただく。
- 地域のボランティア活動が盛んである。

地域のこれから

- お互いに助けあいながら、現状のまま維持することができればよい。
- 5年先、10年先を見据えて買い物や移動の問題などが解決できるような取り組みができるようになればよい。
- 地域住民みんなが集える「川崎よか祭り」の復活。
- 子育て世代が暮らしやすくなるような地域づくり。学校や交通の便、買い物に不自由がなく、また災害への備えがしっかりしているような地域。

忠見地域



人口： 3,282 人（ 1,311 世帯）

- ・ 65 歳以上 1,043 人
（うち、ひとり暮らし 217 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,713 人
 - ・ 18 歳未満 526 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

将来 住みよく 活力ある 忠見校区を目指して

1 ひと・資源

行政区長	8 人
公民館長	8 人

民生委員児童委員	7 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	0 人
見守り連絡員	8 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	5 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、多くの地域行事が中止・縮小するなど、住民同士の交流の機会が減少した。
- ・ コロナ禍でも地域の道路愛護や公民館、お宮の清掃などは実施されている。
- ・ 校区のミニバレー大会やふれあいサロン、グラウンドゴルフは行われている。
- ・ 農業をされている方も多い。健康で元気に仕事をされている姿が印象的。
- ・ 地域のパトロール隊の見守りが毎月 15 日に行われている。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、副行政区長、公民館長、隣組長、民生委員児童委員、体育部長、シニアクラブ、子ども会などの連携が図られている。見守り連絡員も地域の大切な支え手となっている。
- ・ 農業を営む若い方も多いため、地域の消防団や地元の行事の際に頼りになる。
- ・ ご近所同士の助けあいが日常生活を支えている。

地域の課題

- ・ シニアクラブへ入会する方が減少している。そのため、役員の後継者問題などもある。
- ・ 子育て世代の都市部への転居により、空き家が増えている。
- ・ 独居の方が増えており、緊急時の対応に遅れてしまいそうで心配。
- ・ 地域にスーパーや小売店がなく、買い物困難者が見受けられ、運転免許証を返納できない方も多い。
- ・ 通院や買い物への移動手段に困っている。
- ・ アパートに住んでいる方々との交流がない。

2 地域のとりくみ

■ 忠見校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：校区内公民館

行政区長会	公民館長会兼副区長会	民生委員児童委員連絡協議会	忠見小学校 PTA
中学校 PTA	シニアクラブ	消防団第6分団	青少年健全育成会
子ども会育成会			

■ 忠見校区地域振興計画

【平成 29 年 3 月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 安全・安心で暮らせる快適なまちづくり	○防犯対策の充実（街路灯、防犯カメラ設置、防犯講習会ほか） ○防災対策の充実（自主防災組織強化、危険箇所調査） ○交通安全対策の充実（交通安全教室、通学危険箇所整備ほか） ○生活環境の保全充実（環境ネットワークの整備ほか）
II 老若男女ふれあいを大切に育むまちづくり	○福祉・健康対策の充実と推進（ふるさとタクシー利用推進ほか） ○子育て・教育対策の支援と充実（子育て世代への支援ほか） ○地域コミュニティの推進（校区ふれあい事業の充実ほか）
III 地域が元気で生き生きするまちづくり	○産業づくりの推進（企業誘致促進、交流と体験ほか） ○観光・交流の促進（資源の掘り起こしと活用ほか）
IV 自然を身近に感じ、環境にやさしいまちづくり	○自然環境の保全（河川整備、モラル改善事業啓発）
V 歴史と伝統を大切に、新しい文化のまちづくり	○歴史・文化の保存と継承（忠見校区の歴史と文化の振興ほか）

地域の強み

- ・隣近所の方と仲が良くつながりが強い。
- ・コロナ禍の中でも地域の中で行われている行事がある。
- ・地域の社会福祉法人より買い物困難者への支援が実施されている。
- ・農業が盛んであり、畑仕事をされている高齢者を多く見かける。

地域のこれから

- ・子育て世代が暮らしやすくなるような地域づくり。学校や交通の便、買い物に不自由がなく、また災害への備えがしっかりしているような地域。
- ・安心、安全で暮らせる地域になるとよい。
- ・コロナ禍前のようなスポーツ行事が行われ、老若男女が集えるような場所が復活するとよい。
- ・安心して生活ができる環境（悪臭問題等含む）。
- ・独居の方や高齢者夫婦世帯の方が、不安なことや困ったことがあった際に、身近に相談できる機関があると助かる。

岡山地域



人口： 7,997 人 (3,339 世帯)

- ・ 65 歳以上 1,974 人
(うち、ひとり暮らし 438 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 4,509 人
 - ・ 18 歳未満 1,514 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

今も未来もこころのふるさと 共に支え合う心を大切に、安心して住み続けたいまちづくり

1 ひと・資源

行政区長	11 人
公民館長	11 人

民生委員児童委員	12 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	2 人
見守り連絡員	27 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	6 カ所
福祉のつどい	1 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ふれあいサロンの開催により高齢者の交流、健康づくりの場となっている。ミニソフトバレー大会が開催された。
- ・コロナ禍により行政区の総会は代議員のみ、道路愛護は各自家の周りのみになり、球技大会や焼き肉パーティーなどの行事は中止になり、ふれあいサロンは回数が減り、地域で集まることが少なくなっている。
- ・田畑が住宅に変わり、車の往来が増えており、地域行事はコロナ禍により中止され、これから今までの取り組みは大きく変わるのではないかと懸念されている。
- ・朝、子どもたちの見守りの中で、子どもたちが気持ちよくあいさつをしてくれて、元気をもらっている。
- ・高齢者世帯のところへは別居の家族がよく来られている。

地域を支える人の様子

- ・行政区長などいろんな人がいるが、何より隣近所の方々の見守りが多く、助かっている。
- ・町内会やシニアクラブなどの活動も盛んで道路愛護も殆どの方が参加されて交流の機会となっている。
- ・行政区長さんは行事（サロン、掃除、婦人会の集まり）など、常に見守りに来てくださっている。民生委員としてもおたずねすることも多く、気持ちよく指導くださり安心。ほか地域役員や子育て支援の方など、いつも仲良くされている様子がうかがえる。
- ・昔ながらの隣組、絆が残る地域も多いので、高齢者の孤立が防がれている。
- ・隣近所が近いので声かけができる。

2 地域のとりくみ

■岡山校区まちづくり協議会

○活動の拠点施設：室岡公民館

行政区長会	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会	子ども会育成会
岡山小学校 PTA	西中学校 PTA（岡山校区）	青少年健全育成会・防犯協会	シニアクラブ
消防団第8分団	岡山公園を守る会	人権を守る岡山の会	八女交通安全協会

■岡山校区地域振興計画

【平成 27 年 3 月策定】

基本目標	主要施策（協働を主に抜粋）
I 安全・安心で暮らせる快適なまちづくり	○防犯対策の充実（街路灯・防犯カメラの設置、防犯講習会ほか） ○防災対策の充実（自主防災組織強化、危険箇所の調査対応） ○交通安全対策の充実（交通安全教室、通学路危険箇所整備ほか） ○生活環境の保全充実（住環境ネットワークの整備、緊急時安全道路整備）
II 老若男女ふれあいを大切に育むまちづくり	○福祉・健康対策の充実と推進（ふる里タクシー利用推進、元気高齢者活動支援、地域住民の健康維持と環境づくりの整備ほか） ○子育て・教育対策の支援と充実（子どもと高齢者の交流促進ほか） ○地域コミュニティの推進（校区ふれあい事業の充実ほか）
III 地域が元気で生き生きするまちづくり	○産業づくりの推進（岡山ブランドの開発製造支援、農地保全と法人化） ○観光・交流の促進（資源の掘り起こしと活用ほか）
IV 自然を身近に感じ、環境にやさしいまちづくり	○自然環境の保全（モラル改善事業の啓発ほか）
V 歴史と伝統を大切に、新しい文化のまちづくり	○歴史・文化の保存と継承（岡山校区の歴史と文化の振興ほか）

地域の課題

- ・地域の範囲は広く、人口も増加しており地区の出入りの頻度が高いため、住人の把握が難しい。田舎でありながら都会的な課題が多いように感じる。
- ・赤ちゃん訪問の際、電話をしても出ず、不在連絡票を入れても連絡がない。アパートが多く、地区との関わりは必要ではないと思う方もいるのではないかと感じる。
- ・高齢者世帯が増えてくると思われる状況の中で地域のコミュニティ、行事をどのような体制で継続、進めていくかは大きな課題。

地域の強み

- ・新しい住宅建築もよく見かけるようになり、若い世帯が増えている。新生児の誕生も市内校区では岡山校区が一番多く、毎月市内の新生児の約 20%～30%を占めている。このように人口減少が進む八女市内において、新生児の誕生が多いということは将来に向け、大きな財産になると思っている。
- ・何かやるとなると皆さんが一体となり、力を合わせて楽しまれているという強みは常に感じている。

地域のこれから

- ・地域の新しい若い世代と高齢者世代がうまく調和がとれて地域のいろいろな行事、関わりが上手く進められればと思う。もう一度コロナ禍前の社会に戻り、地域のコミュニティが活性化されればと思う。
- ・高齢者、子どもたちと共に楽しめる場所があれば皆さん元気で明るく過ごしていただけるのではと思う。
- ・子どもが安心して遊べる施設（公園など）ができると思う。

黒木地域



人口： 3,204 人 (1,309 世帯)

- ・ 65 歳以上 1,304 人
(うち、ひとり暮らし 288 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,498 人
 - ・ 18 歳未満 402 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

みんなで築こう住みよいまち くろぎ

1 ひと・資源

行政区長	11 人
公民館長	11 人

民生委員児童委員	8 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	21 人
見守り連絡員	98 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	8 カ所
ふれあいサロン	10 カ所
福祉のつどい	0 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、地域の行事（総会、グラウンドゴルフ、祭り、子ども神輿、どんど焼き、ふれあいサロン）などが中止になり、人と人が関わる機会が少なくなり活気が失われてきている。
- ・ 高齢世帯やひとり暮らしが増えてきた。子どもが減少し、子ども会の行事ができなくなってきた。
- ・ シニアクラブのしめ縄づくりに青壮年クラブや子ども会にも参加を呼びかけた。地域の行事参加と伝承の機会となり、地域の絆が深まればと思う。
- ・ どんど焼は、以前は全員参加だったが、現在は公民館行事で関係者のみの参加となっており、一般の住民が参加しにくい。また、場所の確保が難しくなりつつある。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、民生委員児童委員、公民館長、宮総代、消防団長、福祉委員、見守り連絡員、シニアクラブ、隣人。
- ・ 住民に何かあれば隣組の誰かが知らせてくれるので、行政区長や民生委員児童委員で対応している。

地域の課題

- ・ ひとり暮らし、高齢者のみの世帯が増えてきている。
- ・ 施設に入所する人が多くなっているため、空き家が増えてきている。
- ・ シニアクラブの役員のなり手がなく、解散となった。
- ・ 地域事業への参加者が少ない。コロナ禍により、感染の不安などで参加者が少なくなった。
- ・ 若い人は仕事で不在が多く、行事で会っても誰か分からないことが多い。

2 地域のとりくみ

■黒木地区自治運営協議会

○活動の拠点施設：開発センター

行政区長会	自治公民館長会	自治会女性部	青壮年連絡協議会
青少年健全育成会	シニアクラブ	民生委員児童委員連絡協議会	

■黒木地区振興計画

【平成 26 年 3 月策定】

基本方針	主要施策		
I 自然豊かな環境の中で、安心・安全に暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化の意識啓発活動 ○きれいなまちづくり大作戦 ○自然の景観を守る地域づくり ○交通安全の推進 ○防犯灯の設置 		
II 健康でふれあい、共に支え助け合うまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習やスポーツの推進 ○健康づくり活動 ○高齢者支援の充実 		
III 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○世代間交流と連携 ○地域で見守り育てる環境づくり ○若者の定住促進 ○学校との連携 		
IV 歴史文化の価値を認め、地域資源を生かしたまちづくり	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地の活用 ○有機農業の推進 ○後継者対策 ○ご当地グルメ開発 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○観光 PR の向上 ○商店街の活性化 ○文化の継承 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地の活用 ○有機農業の推進 ○後継者対策 ○ご当地グルメ開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光 PR の向上 ○商店街の活性化 ○文化の継承
<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地の活用 ○有機農業の推進 ○後継者対策 ○ご当地グルメ開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光 PR の向上 ○商店街の活性化 ○文化の継承 		

- ・荒れている田畑が増えている。
- ・子ども会の世話人のなり手がなく廃止された地域もある。
- ・何をすることも移動の問題がある。
- ・車の運転ができなくなった時の買い物が大変である。

地域の強み

- ・人家が接近しているので隣人同士の交流が多い。ご近所同士での助けあいがある。
- ・ひとり暮らしの方の様子や入院などの連絡をしていただける。
- ・区域内の見守りは歩いて回ることができる。
- ・高齢者の見守りは、民生委員児童委員、行政区長、見守り連絡員、隣組長、隣人みんなで見守っている。

地域のこれから

- ・コロナの関係で見守り活動やふれあいサロン活動ができなかったが、コロナが早く収束し、以前のようにふれあいサロン活動や地域活動が活発にできるようになればと思う。
- ・地域活動に参加されない方にどう対応して活動に参加してもらうかが課題である。地域を盛り上げる気運をみんなで作らなければ発展しないと思う。
- ・地域のネットワークで見守り活動やふれあいサロン活動を実施しているが、今後、見守りをより充実させ、地域活動に参加されない方にどう対応していくかが課題である。

豊岡地域



人口： 2,157 人（ 864 世帯）

- ・ 65 歳以上 941 人
（うち、ひとり暮らし 189 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 951 人
 - ・ 18 歳未満 265 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

みんなで築こう豊岡の郷

1 ひと・資源

行政区長	8 人
公民館長	8 人

民生委員児童委員	6 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	13 人
見守り連絡員	56 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	8 カ所
ふれあいサロン	7 カ所
福祉のつどい	1 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により区民全体で取り組む行事が開催されていない。
- ・ 河川清掃、道路愛護、公民館清掃。高齢者の増加に伴い、参加者が減少傾向にある。
- ・ どんど焼きと防災訓練を同日に実施。グラウンドゴルフは子ども会も参加して交流を図っている。
- ・ 子ども会の行事として資源回収を計画され、各世帯をまわってもらっている。
- ・ どんど焼きは、子ども会で行っていたが、子どもの減少で子ども会だけでは難しくなったため、行政区や消防団も協力して実施している。
- ・ どんど焼きをする場所が少なくなっており、縮小している。

地域を支える人の様子

- ・ 正副行政区長、公民館長、民生委員児童委員、福祉委員、区議員、隣組長、シニアクラブ会長、子ども会会長。
- ・ 月 1 回定例会を開催し、報・連・相の場を設けている。
- ・ グラウンドゴルフ愛好会でお互いの見守り健康の維持に努められている。
- ・ 民生委員児童委員、福祉委員、見守り連絡員で高齢者の見守りや話し相手になり、何かあれば連絡を取り合っている。

地域の課題

- ・ シニアクラブは加齢とともに出席参加される方が減り、新しく入会される方がいない。
- ・ 少子高齢化が加速し、世帯数の減少により区の運営費が減り、支障をきたしている。

2 地域のとりくみ

■豊岡地区自治運営協議会

○活動の拠点施設：豊岡コミュニティセンター

行政区長会	自治公民館長会	シニアクラブ	民生委員児童委員連絡協議会
消防団第 16 分団	子ども会	青少年市民の会	交通安全協会

■豊岡地区振興計画

【平成 27 年 3 月策定】

基本目標	基本方針
I 生活環境の向上、基盤整備による安心、安全な地域づくり	○道路整備 ○上下水道の整備 ○防犯対策 ○災害対策 ○耕作放棄地対策 ○公園整備 ○用水路整備
II 住民の定住促進による活気に満ちた地域づくり	○いきいきとした地域づくり
III 社会福祉及び文化の充実による心安らぐ地域づくり	○老若男女を問わずすべての住民が安心して暮らせる地域づくり

- ・コロナ禍により、近隣との交流も減り状況把握が難しくなった。
- ・若い人の減少と地域の行事に関与したくないという考えもあり、様々な活動継続が難しい。
- ・地域行事で盛り上がっていくことはよいことだが、担い手不足が問題である。

地域の強み

- ・高齢者は多いが散歩やウォーキングをされ、比較的元気である。
- ・区民の理解や協力が得やすい。ひとり暮らし世帯や高齢世帯に対しても近隣住民の目配りや気配りが届いている。
- ・60～70 歳代の方が元気で、行事などに積極的に関わっている。
- ・国道沿いに位置するため定期バス利用は便利。

地域のこれから

- ・コロナ禍と付き合いながら、少しでもふれあいの場を作っていきたい。
- ・若い世代の定住者が増えてほしい。空き家バンクの登録の推進。
- ・地域で交流できる行事が必要で、それらを通して住民の課題など、早期発見につながるような地域にするために、行政区内の役員や団体など、風通しの良いネットワークが上手く回っている地域にしたい。
- ・隣近所同士でお互いに気遣いながら支えあっていくことが大切であり、これから「ここに住んで良かった」と言える地域づくりをしたい。

串毛地域



人口： 865 人（ 347 世帯）

- ・ 65 歳以上 447 人
（うち、ひとり暮らし 82 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 351 人
 - ・ 18 歳未満 67 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

健康でくらしやすい里・串毛

1 ひと・資源

行政区長	7 人
公民館長	7 人

民生委員児童委員	4 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	7 人
見守り連絡員	3 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	4 カ所
ふれあいサロン	7 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、今まで行われた行事はすべて中止となった。
- ・ 公民館清掃、コミュニティセンター清掃、お宮掃除、河川掃除、道路愛護、敬老会、ふれあいサロン、天満宮祭、水天宮祭、祇園祭。
- ・ 3 年ぶりに祭り（田代風流）が開催される。
- ・ シニアクラブの世話が嫌で退会される方がいる。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、公民館長、民生委員児童委員、福祉委員、青少年育成委員、体育委員、隣組長、消防団、AFC（JA）
- ・ 少人数になり、人選が大変。何回も同じ人が受けなければならない。若い人が不在で大変である。
- ・ 隣近所の見守り活動を行っている。
- ・ 近所の方に異変がある時は、民生委員児童委員や福祉委員に連絡して安否確認を行っている。

地域の課題

- ・ コロナ禍による区民の交流機会の減少。隣組構成員の高齢化による役員選出の困難。高齢化に伴う道路愛護などの行事への参加者の減少。
- ・ 高齢化が進み、買い物や病院への交通の心配がある。
- ・ 高齢者の運転免許証返納が多く、それによって息子たちの仕事にも影響が出てくる。

2 地域のとりくみ

■串毛地区自治運営協議会

○活動の拠点施設：串毛コミュニティセンター

行政区長会	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会	シニアクラブ
青少年健全育成会	小学校PTA	中学校PTA	消防団第17分団
AFC			

■串毛地区振興計画

【平成25年3月策定】

基本目標	主要施策
I 便利で快適な生活環境が整った社会	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家を有効活用する ○防犯対策 ○住宅・施設の整備 ○県道・市道の改良・整備・管理 ○県道・市道の災害復旧 ○避難箇所 ○砂防、治山工事 ○運用の見直し
II ゆとりある、連帯感に満ちた思いやりのある社会	<ul style="list-style-type: none"> ○生きがいを感じる行事、活動 ○環境づくり ○気軽につきあえる場をつくる ○近所づきあいの充実 ○新たな「場」をつくる ○活動の場所 ○活動の充実 ○組織の強化
III 環境を重視した美しい自然に恵まれた社会	<ul style="list-style-type: none"> ○杉等の伐採 ○道路法面、河川敷の整備 ○継続的な森林の管理

- ・若い人たちがいない。人口減が大きく、高齢者が年々増えてきている。その中でそれぞれの役員を例年通り選んでいくのが難しくなっている。
- ・ふれあいサロンに限らず地域行事への男性参加者が少ない。
- ・ふれあいサロンに来てほしい人が来ない。

地域の強み

- ・隣組員間の信頼感の維持ができています。
- ・人間性が良い。誰にでも優しい。
- ・福祉ネットワークは地域の状況から考えて、今後も大切にしていける必要がある。

地域のこれから

- ・個々の個性が尊重される地域交流が活発に行われ、相互扶助が根付く地域。
- ・住みやすい地域、交通、仕事。
- ・予約型乗合タクシーの充実。
- ・小地域福祉ネットワークは大切になってくる。地域の実情で地域の中の組織編成をした方がよいと思う。
- ・地域の大きな集まりよりも、ご近所同士での集まりの場づくりが必要である。
- ・一人暮らし世帯の増加や職業の多様化で顔を合わせる機会が減っているため、人と会話できる身近な場づくりが必要である。

木屋地域



人口： 1,322 人（ 580 世帯）

- ・ 65 歳以上 657 人
（うち、ひとり暮らし 159 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 558 人
 - ・ 18 歳未満 107 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

ささえあい みんなてきずこう かがやく郷 木屋

1 ひと・資源

行政区長	10 人
公民館長	10 人

民生委員児童委員	7 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	20 人
見守り連絡員	37 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	8 カ所
ふれあいサロン	13 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、スポーツ大会や村まつりなどの中止が相次いでいたが、少しずつ再開されてきた。
- ・ どんど焼きはやり方を変えて実行し、子どもからお年寄りまでみんなで集まることができた。
- ・ よど祭りがあり、準備では地域一丸となって草刈りや掃除などを頑張っている。
- ・ お宮大祭、秋の願就祭が行われた。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、公民館長、シニアクラブ、女性部、民生委員児童委員、福祉委員、それぞれの立場で協力し活動している。
- ・ 行政区長をはじめ、福祉委員が台風の時や雨の時は声かけをしてくれる。
- ・ 高齢者が多く、少子化なので、空き地を借りて多くの人が集えるように芋ほり体験などをしてもらっている。

地域の課題

- ・ 高齢者が多くなり、若い人が少なくなった。
- ・ 高齢者のみの世帯が多くなり、免許証返納により日常の買い物や病院行きなどの交通手段に問題点が出てくると思う。
- ・ 地域が山に囲まれているので、台風や大雨の時、避難する際に途中で災害に巻き込まれるように思われる。災害時の対応をどうするかが問題。

2 地域のとりくみ

■木屋地区自治運営協議会

○活動の拠点施設：木屋地区改善センター

行政区長会	自治公民館長会	女性部	AFC
財産区管理会	シニアクラブ	青少年健全育成会	消防団第18分団
交通安全協議会	民生委員児童委員連絡協議会	竹の幸ほらん会	青壮年連絡協議会

■木屋地区振興計画

【平成26年3月策定】

基本目標	基本方針
I 生活環境の向上など、地域ぐるみで育て、安全・安心なまちづくりをめざします	(1) 地域の安全、子どもの安全を守り、安心して暮らせる地域づくり (2) 災害から地域を守り生命、財産を守る地域づくり (3) 生活環境づくり
II 福祉や文化の充実など、助け合い、支え合い、こころやすらぐまちづくりをめざします	(1) 高齢者、障害者が安心して暮らせる地域づくり (2) 子どもたちがすくすくと育つ地域づくり (3) みんなが健やかにいきいきと暮らせる地域づくり
III 産業・経済及び住民の交流促進など、いきいきと活気あふれるまちづくりをめざします	(1) いきいきとした活気に満ちた地域づくり (2) 交通網、通信網の整備による情報豊かな地域づくり

地域の強み

- ・近所の人との関係が良い。
- ・隣近所同士、声かけなどをしてお互いに支えあい、生活している。
- ・何歳になっても畑仕事や山仕事ができること。
- ・災害時の対応として地域にあった声かけ方法などを話しあった。
- ・民生委員児童委員と福祉委員で連携を凶っている。

地域のこれから

- ・井戸端会議の復活。2、3人でもいいので昼間話せる場を作る。
- ・若い人が住んで何らかの形で協力していただき、地域で支えあっていければいいと思う。そのためには若い人が定住して働く職場が確保できれば良いと思う。
- ・老若男女問わず、あいさつや声かけなどをして地域みんなが支えあい、つながり、楽しく住みやすい地域になったらいいと思う。
- ・ひとり暮らし高齢者が多い中、安心して住めるように、地域の見守りや近所の目配りや気配りをしていただきたい。
- ・地域の実情でやり方は様々あると思うが、無理なく見守り活動を行ってほしいと思う。
- ・若い世代が参加できるような機会が必要である。

笠原地域



人口： 749 人（ 313 世帯）

- ・ 65 歳以上 395 人
（うち、ひとり暮らし 77 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 299 人
 - ・ 18 歳未満 55 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

自然環境を活かした安心して暮らせる地域づくり

1 ひと・資源

行政区長	6 人
公民館長	6 人

民生委員児童委員	4 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	8 人
見守り連絡員	28 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	4 カ所
ふれあいサロン	7 カ所
福祉のつどい	1 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ 秋祭り、グラウンドゴルフ大会、笠原まつり、師走祭り、お宮掃除、茶のくに八女ハーフマラソン

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、民生委員児童委員、福祉委員、ふれあいサロン協力者、消防団、青少年育成会、女性部、NPO 法人山村塾

地域の課題

- ・ 高齢者の家庭が多くなり、お宮の祭りの旗立ても大変になった。
- ・ 高齢者が多くなり、だんだん集まりが悪くなっている。若い人が出ていくため、土地が荒れていく。
- ・ 若い人がもう少し地元に残ってくれたらと思う。
- ・ ふれあいサロンの参加者を呼びかけるが参加者が決まってい、新しい方が来ない。

地域の強み

- ・ 福祉施設が場所を提供して、毎月体操教室を計画してくれているため、施設の利用者だけでなく、地域住民の誰もが参加できる交流の場となっている。

2 地域のとりのくみ

■夢かさほら自治運営協議会

○活動の拠点施設：笠原集会所

行政区長会	自治公民館長会	財産区管理会	消防団第19分団	民生委員児童委員連絡協議会
小学校PTA	青少年健全育成会	シニアクラブ	商工会	農業委員会
女性部	JA 監事	区有林管理委員会	笠原まつり実行委員会	奥八女自然楽校

■笠原地区振興計画

【平成27年3月策定】

基本目標	主要施策（協働部分を中心に抜粋）
I 自然と共生して暮らす	(1) 農林業の活性化 (2) 耕作放棄地への取り組み (3) 笠原の暮らしを楽しむ
II 安全安心に暮らす	(1) 道路整備と管理 (2) 河川整備と管理 (3) 公共交通 (4) 防犯、防災
III 若い世代が楽しく暮らす	(1) 教育 (2) 若者世代の定住
IV 高齢者が生きがいをもって暮らす	(1) 福祉と介護 (2) 寄り合いの場づくり
V 公共施設や地域資源を活用する	(1) 笠原小学校跡地の活用 (2) 旭座人形芝居会館の活用 (3) お茶の里公園（きのこ村キャンプ場、お茶の里記念館等）の活用 (4) 笠原東交流センター「えがおの森」の活用 (5) その他いろいろな地域資源の活用
VI 地域づくりに自ら取り組む	(1) 住民間の交流事業 (2) 地域外との交流・連携 (3) 各行政区、各地域の重要な取り組み (4) 自治運営協議会のあり方

- 若い人はいなくなったが、宿泊施設があるため、土日には都会から大勢子どもたちが来てくれて、元気な声を聞くことができる。
- 自宅でご近所の方を呼んで体操教室とおしゃべり会をされており、高齢者の通いの場となっている。
- ふれあいサロンが各地域で行われていて、参加者は毎回楽しみにされている。
- 笠原まつりやハーフマラソンなど、地域外からの参加者がある行事は地域を上げて盛り上げている。
- 山村塾の施設は避難所としても協力いただいているので住民は安心できる。
- 山村塾の活動により、ボランティアと地元住民との交流が行われており、地域の活性化となっている。

地域のこれから

- 若い人がもう少し地元に残ってくれたらと思う。
- 高齢者が今後も増えるので、行政区長や民生委員児童委員、福祉委員、シニアクラブなどと連携したネットワークの強化が必要になる。
- ふれあいサロンへの参加促進が必要である。特に日中独居の方や男性の参加が必要。

大淵地域



人口： 913 人 (421 世帯)

- ・ 65 歳以上 517 人
(うち、ひとり暮らし 112 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 352 人
 - ・ 18 歳未満 44 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

自然と歴史が人を育む大淵の里

1 ひと・資源

行政区長	8 人
公民館長	8 人

民生委員児童委員	7 人
主任児童委員	0.3 人

福祉委員	23 人
見守り連絡員	29 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	8 カ所
ふれあいサロン	7 カ所
福祉のつどい	1 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍によりほとんど行事は行っていない。
- ・ 村祭り、道路愛護、ふれあい清掃、グラウンドゴルフ、ふれあいサロン。
- ・ どんど焼き、春祭り、よど祭り、先祖祭り。
- ・ 農閑期に集中している行事が多い。地域の行事は高齢者が支えている。今後、後継者がいなければ行事の存続も難しい。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、民生委員児童委員、シニアクラブ、女性部、分館長、隣組長、福祉委員、お巡りさん。
- ・ 行事によってそれぞれの担当が主となり、地域の方に働きかけてお互いに協力しあいながら、行事や作業が行われている。

地域の課題

- ・ 4地区を1つの行政区としているが、各地区車で巡回しないといけないので、実態を把握するのに時間がかかる。
- ・ 少子化で子どもがいない。地域行事においても若い方が少なく、高齢の方に負担がかかっている。
- ・ 予約型乗合タクシーはあるが、それも利用できなくなったときに買い物や病院への通院が不安になる。

2 地域のとりのくみ

■大淵地区自治運営協議会

○活動の拠点施設：大淵基幹集落センター

行政区長	自治公民館長会	民生委員児童委員連絡協議会	シニアクラブ	女性の会
子ども会	小学校PTA	中学校PTA	青少年健全育成会	AFC会
JA青年部	JA女性部	商工会	消防団第20分団	森林組合
有害鳥獣駆除員	交通安全協会	大淵財産区管理会		

■大淵地区振興計画

【平成28年3月策定】

基本目標	具体的事項（協働部分を中心に抜粋）
I 自然の恵みを未来へつなぐ	○産業の振興（集落営農の体制整備、6次産業化推進ほか） ○資源を活かした観光振興（五條家の歴史を中核とした観光コースづくり、農業体験イベントほか）
II 地域の宝“再発見”	○自然環境（親水公園整備、湧水の保全と整備・PRほか） ○生活環境（空き家活用ほか） ○観光（ホームページ、地名案内板、散策路等設定） ○景観（自然ギャラリー指定と整備ほか） ○財産（大淵財産区活用、大淵体験交流施設連携活用ほか） ○行事（伝統行事の組織的継承）
III 世代を超えた文化の継承	○各行政区・各地域の取り組み（交流の維持、多世代交流の継承、諸行事の参加維持を図るため再吟味ほか） ○伝統文化（伝統文化を計画的に収録・記録ほか） ○組織体事業（「五條家御旗祭り」の伝統的継承ほか） ○交流事業（大淵体験交流施設を拠点とした行事企画ほか）
IV 安らかなくらしの里	○交通（道路改良ほか） ○防犯（防犯意識の高揚、声かけほか） ○防災（水利確保、避難所整備、防災活動の再構築ほか）
V 熟年の力を生かした人づくり	○高齢者対策（買い物ニーズ調査、耕作放棄地の共同管理推進） ○子育て及び青少年育成（子育て支援室、交流広場ほか）

- ・高齢化が進み地域行事を計画しても参加者が少ない。
- ・空き家が増えていく。

地域の強み

- ・地区の世帯は顔なじみの方が多く、様子を伺うことができる。お互いにお世話様の気持ちがあり、行事などが取り組みやすい。
- ・毎月1回の集会で顔が見られるので安心。それぞれの年代で友達会を作り楽しんでいる。
- ・集落単位ではあるが、家族みたいに何かあったらみんなですぐに集まって世話をしてくれる。
- ・各地区の団結が強い。
- ・声かけあいながら、みんなで助けあって生活をしている。

地域のこれから

- ・地域の方々には顔見知りではあるが、何事にも参加する人、しない人様々である。高齢化で負担がかからないように気軽に相談できるようなコミュニケーション作りができる場面づくりができれば良いのではと思う。
- ・高齢化が進み、いろんな問題が出てくる。
- ・道路が広くなれば良いと思う。みんな元気でこのままでよい。
- ・正直分からない。若者が帰って来られるとは思わない。
- ・若い人が入ってくれたらいいなと思う。

光友地域



人口： 3,750 人 (1,513 世帯)

- ・ 65 歳以上 1,536 人
(うち、ひとり暮らし 319 世帯)
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,782 人
 - ・ 18 歳未満 432 人
- (令和 4 年 12 月 31 日現在)

緑あふれる自然 つなぎ合う人 共にすみよい地域づくりを
目標に向かって進もう！

1 ひと・資源

行政区長	13 人
公民館長	13 人

民生委員児童委員	11 人
主任児童委員	0.5 人

福祉委員	22 人
見守り連絡員	64 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	6 カ所
ふれあいサロン	9 カ所
福祉のつどい	0 カ所

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍のため、多くの地域行事が中止・縮小するなど、住民同士の交流の機会が減少したが、集落や隣組ごとの小さな集まりは行うことができている。また、ふれあいサロンでは、感染対策に配慮しながら継続できている。シニアクラブでは、多くが十分な活動ができなかった。
- ・ 少子高齢化のため、地域行事は縮小傾向にあるが、地域の役員らは地域の慣習や伝統を継続させていく意思を共有しており、様々な工夫をしながら地域活動が継続されると思う。
- ・ 防災・減災活動として、自主防災組織の隊整備や消火設備の放水訓練などが行われている。環境美化活動も含め、一つの地域住民のコミュニケーションの機会ともなっている。
- ・ 70 歳以上で農業をされている方も多い。健康で元気に仕事をされている姿が印象的。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、自治会長、公民館分館長、隣組長、班長、民生委員児童委員、福祉委員、シニアクラブ、子ども会などの連携が図られている。見守り連絡員も地域の大切な支え手となっている。
- ・ Uターンして両親宅の近くで暮らすようになった家庭が数件あり、若い世代がいてくれるのは心強い。
- ・ ご近所同士の助け合いが日常生活を支えている。
- ・ 地域活動として、ごみ出し支援の体制が整備されている地域がある。

地域の課題

- ・ 少子高齢化と人口減少による地域力の低下を感じる。地域の行事や活動を負担に感じるようになってきた。しめ縄づくりなどでは、手作りだったものが既製品を購入するなどして継続のための工夫が行われている。また、地域の役職の選出が年々難しくなっている。
- ・ 空き家が多い。隣組の構成軒数にもばらつきが出てきた。隣組単位で地域活動の役割を担うことがあがるが、それぞれで負担感が異なる。

2 地域のとりくみ

■光友地区地域振興会議

○活動の拠点施設：立花支所庁舎南別館

行政区長会	民生委員児童委員連絡協議会	交通安全協会光友支部
振興会議	立花小学校 PTA	立花中学校 PTA
消防団第21分団	光友地区シニアクラブ	JA 女性部
光友駐在所	個人	

■光友地区地域振興計画

【平成25年4月策定】

基本目標	基本方針
I 安心安全のまち光友づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い町 ○暮らしを支える道路交通網の整備と交通安全対策 ○利便性の高い情報発信と活用促進 ○竹炭を活用した「光友安全宣言」の農産物栽培 ○防犯対策
II 自然との共生で、緑あふれ心なごむ地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○美しい川と安全な川を取り戻す（景観の形成・安全性の向上） ○公園・緑地の維持活用
III 高齢者のんびり、子どもも男も女も元気で、人にやさしい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがいづくり ○支え合い、声かけ合う安心な地域 ○地域全体で子どもを育てる取り組み ○世代間交流に多くの区民が参加する地域づくり
IV 伝統文化を活かした豊かな地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の伝統行事、文化の継承 ○観梅会の維持・充実 ○地域の宝（資源・財産）の活用

- ・若い世代もいるが、子育てや仕事で忙しく地域活動への参加が難しい様子。若い世代の参画が地域活動の継続や新たな展開のカギとなる。

地域の強み

- ・隣組（班）のつながりが強い。
- ・地域に小中学校がある。また、市役所支所、社会福祉協議会、公民館（働く女性の家）、医療機関もあり、徒歩、自転車などでも行ける。
- ・災害の心配が少ない。
- ・国道3号線が通り、旧八女市にも近く、交通の利便性が良い。予約型乗合タクシーで旧八女市まで行くことができる。
- ・集落が寄っている（隣が近い）。
- ・住人相互の関わりがあり、協力的である。地域に支えあいと声をかけあう雰囲気はある。

地域のこれから

- ・お互いに助けあいながら、現状のまま維持することができればよい。
- ・令和4年度に新しい地域振興計画の策定に取り組んでいるので、このことがきっかけとなり、住みよい地域づくりが進むことに期待している。
- ・隣組（班）のしくみを活用した見守りや支えあいの体制が重要になる。連携を図ることで、福祉ネットワークが構築できる。
- ・地域ぐるみでつながりを持つことが必要。ふれあいサロンを男女の差なく、多くの人が参加できるような場所にしたい。
- ・健康に留意してコミュニケーションが取れる地域（ご近所つきあい）。
- ・もっと若い人が多くなればよいと思う。子ども達が増えればよいと思う。
- ・農業の後継者がいなくて農業をやめる世帯が増えることが心配される。
- ・福祉の情報が行き渡るしくみが必要。

北山地域



人口： 1,738 人（ 692 世帯）

- ・ 65 歳以上 697 人
（うち、ひとり暮らし 141 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 845 人
 - ・ 18 歳未満 196 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

自然を生かし、子どもや高齢者にやさしい地域づくり

1 ひと・資源

行政区長	4 人
公民館長	4 人

民生委員児童委員	5 人
主任児童委員	0.5 人

福祉委員	13 人
見守り連絡員	29 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	4 カ所
ふれあいサロン	3 カ所
福祉のつどい	1 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により多くの地域行事が中止され、以前に比べ、地域のつながりが希薄になってきているように感じる。
- ・ 北山地区地域振興会議を中心に男の子焼の里「れんげ祭り」、踊る北山夏祭り、千間土居公園美化活動、山下城址本丸跡整備、あいさつ運動などが行われている。また、男ノ子焼の里保存会や筑南小中学校のありかたを考える会、筑南早朝ラジオ体操会、北山よかとこさるこう会、飛形パソコン教室などの地域団体活動が行われており、北山地区地域振興会議がバックアップしている。
- ・ 上の原悠々会（シニアクラブ）と第3保育所園児とのふれあい農園を通じた交流事業が行われている。
- ・ 水害の多い地区がある。また、市の指定避難所が集中する安全な地区もある。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、自治会長、公民館分館長、隣組長、民生委員児童委員、主任児童委員、北山レディースなど。また、北山地区地域振興会議（実行委員含む）の役割も大きい。コロナ禍でも、地域のためにできることを工夫しながら活動されていると思う。
- ・ 行政区長、自治会長、民生委員児童委員との連携がとれている。見守り活動や意見交換が毎月の区の集会時に話し合われており、情報の共有ができています。また、民生委員児童委員の活動では、自治会長や隣組長、見守り連絡員による見守りにより助けられている。何かあれば情報が入る。
- ・ 地域の皆さんが積極的にご近所の方に目を向けてもらうようになった。
- ・ 幅広い年齢の方々が地域の役職のメンバーにおり、個々の持ち味を出せば、今後も地域の取り組みはうまくいくと思う。

2 地域のとりのくみ

■北山地区地域振興会議

○活動の拠点施設：北山コミュニティセンター

行政区長	隣組長	交通安全協会北山支部
民生委員児童委員連絡協議会	筑南小学校 PTA	筑南中学校 PTA
北山レディース	商工会北山支部	消防団第 23 分団
箱わな会	北山駐在所	

■北山地区地域振興計画

【平成 27 年 3 月策定】

基本目標	主要施策
I 人にやさしい地域	(1) 住民の健康 (2) 子育て支援対策 (3) 高齢者福祉・介護対策 (4) 地域住民の交流・生きがい対策
II 安心・安全な地域	(1) 環境・景観対策 (2) 地域の情報網の拡充 (3) 夜間照明の充実・危険箇所の解消 (4) 防災組織の整備や防災訓練
III 生活基盤の充実した地域	(1) 空き家を生かした定住者促進対策 (2) 道路整備 (3) 生活基盤の整備
IV 伝統・文化に満ちた地域	(1) 観光の振興 (2) 文化、伝統芸能の振興（復活）

地域の課題

- ・地域の行事などに比較的壮年期の年代の参加が少ないと感じる。
- ・高齢化や核家族化が進むにつれて、ごみ出しの課題が増えてきているように感じる。
- ・避難行動の体制づくりによる日常的な見守り活動の広がりが期待されるが、被災する可能性が高い地域と被災したことがない地域では、住民の方の意識の違いを感じる。
- ・コロナ禍により、中止せざるを得なかった地域行事の伝承が上手くいくか、心配な面もある。
- ・さらなる見守りや連携のネットワークの強化に期待したい。

地域の強み

- ・北山地区地域振興会議を中心とした地域づくりの体制。また、地域の様々な活動団体を支えるしくみがある。
- ・自然が豊かで、地域住民が集う行事（祭り等）がある。
- ・地域の中に支えあい、助けあいの雰囲気がある。
- ・地域内に小中学校がある。

地域のこれから

- ・祭りや行事を盛んにして交流の場を増やせたらいい。これからも少子高齢化は進むと思うので、支えあい・助けあいのある安全安心な地域になってほしい。
- ・ご近所同士、地区の住民同士の声かけや見守りが広がってほしい。そうなることで地域の役割がもっと活動しやすくなると思う。
- ・地域の小さな取り組みを大切にしたい。地域全体の取り組みも合わさることで地域活動は活性化し、継続されていく。そして、様々な年代が地域活動へ参画することで、発想豊かな新しい取り組みも生まれてくると思う。

白木地域



人口： 1,250 人（ 529 世帯）

- ・ 65 歳以上 655 人
（うち、ひとり暮らし 125 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 520 人
 - ・ 18 歳未満 75 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

地域を活かした、人にやさしい暮らしづくり

1 ひと・資源

行政区長	3 人
公民館長	3 人

民生委員児童委員	5 人
主任児童委員	0.5 人

福祉委員	0 人
見守り連絡員	13 人
福祉部会	0 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	1 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により多くの地域の行事が中止となった。
- ・ 白木地区地域振興会議により旧白木小学校の管理が行われ、紅葉時期には木々に照明を付けたり、道に竹照明を置いたりするなど、ライトアップされている。また、収穫祭もある。
- ・ 1 月 10 日前後にさぎっちょを行っている。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、自治会長、公民館分館長、隣組長、民生委員児童委員など。
- ・ 白木地区地域振興会議を中心に地域づくりが行われている。
- ・ 隣近所の支えあい、助けあいがある。

地域の課題

- ・ 少子高齢化や人口減少、核家族化による地域力の低下が大きな課題。地域の役職などの担い手が不足していることや地域活動への参加者が減少している。
- ・ 住民同士の支えあいや助けあいは地域に根付いているが、ご近所といっても離れている世帯もあり、助けあいだけでは難しい場合もある。また、高齢者夫婦などの世帯であったときは支えあいながら何とか生活できていたものが、高齢者のひとり暮らしになったことで、生活するのに支障が出ている世帯もある。施設に入るにも順番待ちで入れず、離れた家族のところにも行けないと不安を抱える声を聞く。

2 地域のとりのくみ

■白木地区地域振興会議

○活動の拠点施設：白木コミュニティセンター

行政区長	地区区長	JA 女性部	JA 青年部	しらき青空の会
消防団第24分団	筑南小学校 PTA	筑南中学校 PTA	青少年育成地区民会議	八女市商工会
白木郵便局	交通安全協会白木支部	ふむふむ	夢あいグループ	ほたる会
夢たちばなビレッジ	スポーツフェスティバル	筑南中学校	筑南小学校	少年野球
民生委員児童委員連絡協議会	しらきんこ管理委員			

■白木地区地域振興計画

【平成 26 年 4 月策定】

基本目標	主要施策
I 高齢者・子ども、人にやさしくらし	(1) 高齢者福祉・介護対策 (2) 子育て支援対策
II 地域資源を活かしたくらし	(1) 観光の振興 (2) 産業の振興 (3) 白木コミュニティセンターの活用 (4) 旧白木小学校の活用
III みんなで支え合うくらし	(1) 地域住民の交流・健康増進・改革 (2) 定住促進対策
IV 安全安心なくらし	(1) 夜間照明・危険箇所の解消 (2) 防災組織の整備・防災訓練 (3) 道路・河川整備 (4) 地域情報網の充実

地域の強み

- ・隣近所同士での支えあい、助けあいがある。
- ・毎年 9 月 23 日には「三社まつり」が開催される。地域住民などで出店をしたり、歌手などを呼んでいろいろな催しが行われたり、花火も上がる。「収穫祭」も含め、地域が盛り上がる祭りがあることは強みだと思う。
- ・地域の活動のために資金を集める「しらきんこ」のしくみがある。
- ・八女市の指定文化財である「旧大内邸」がある。また、キャンプ場の「夢たちばなビレッジ」がある。

地域のこれから

- ・誰もが自由に入出りできる居場所を作ってはどうだろうか。住民同士の交流の場ともなり、情報の共有や収集の場にもなる。住民の方の不安や困っていることに気づけるのではと思う。
- ・少子高齢化や人口減少などにより、地域の課題を地域の力だけで解決することは難しい。地域外の方や民間企業、その他の力が必要である。関係人口を増やし、様々な方々と地域が合わさりながら地域活動に取り組む地域づくりが大切になると思う。
- ・地域の文化や習慣を伝承していくことは大事なことだと思うが、前例や慣習にとらわれない発想も同じくらい大事なことではなかろうか。

迎春地域



人口： 1,502 人（ 653 世帯）

- ・ 65 歳以上 779 人
（うち、ひとり暮らし 165 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 624 人
 - ・ 18 歳未満 99 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

1 ひと・資源

行政区長	5 人
公民館長	5 人

民生委員児童委員	8 人
主任児童委員	0.5 人

福祉委員	7 人
見守り連絡員	36 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	2 カ所
ふれあいサロン	1 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、人が集まる行事ができなかった。区の総会、シニアクラブの総会、子ども会の行事など全て中止。また、ご近所同士の井戸端会議の機会も少なくなっており、近所のことも知らないことが多くなっている。
- ・ 以前から、買い物困難者の課題があり、迎春地域振興会議を中心に協議が行われてきた。グリーンコープと協議し、令和 4 年 10 月よりグリーンコープによる出張店舗による買い物支援が始まった（迎春 4 区、迎春 5 区）。
- ・ シニアクラブやふれあいサロンが減少している。

地域を支える人の様子

- ・ 地域の役職の高齢化も目立つようになった。
- ・ 毎月、行政区長と自治会長、民生委員児童委員との会議や自治会長と隣組長との情報交換が行われており、情報の共有がうまくできている。
- ・ 迎春地域振興会議が協議体となり、地域活動に取り組まれている。
- ・ 若い世代の参画もあり、柔軟な発想で地域づくりが行われている。

地域の課題

- ・ コロナ禍により、停滞する地域活動がコロナ収束後に元のように活動できるか心配。
- ・ 空き家が増えている。管理されていない空き家などは特に老朽化している。

2 地域のとりのくみ

■NPO 法人迎春地域振興会議

○活動の拠点施設：迎春ふれあいセンター

行政区長	消防団第22分団	立花小学校PTA	立花中学校PTA
迎春保育園	交通安全協会迎春支部	迎春駐在所	八女消防署立花分署
民生委員児童委員連絡協議会	JA 女性部迎春支部	JA 立花支店	八女市商工会迎春地区
シニアクラブ迎春地区	迎春地区民体育祭実行委員会	迎春郵便局	松尾百姓村
REV	加工部会	有害鳥獣対策部会	

■迎春地域振興計画

【平成26年3月策定】

基本指針	主要施策（振興会議主体分を一部抜粋）
I 安全・安心の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 危険箇所の解消（照明設置、自主防災活動日常訓練など）
II 地域住民がお互いを尊重し、助け合うコミュニティ形成	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉・介護対策（買い物困難者の援助、独居高齢者の見守りほか） 地域住民相互の交流（敬老会、迎春地区民体育祭、蛸祭り）
III ゆとりある生活ができる農業・産業の確立	<ul style="list-style-type: none"> 農業の振興（耕作放棄地の解消、農業を観光資源とする産業の振興ほか） 雇用場所の確保（施設跡地利用要望） 耕作放棄地の解消（竹林オーナー、猪・有害鳥獣被害防止ほか）

- ・ 少子高齢化や人口減少により、地域行事や伝統行事、美化活動などへの参加者が少なくなっている。また、一部の人に負担がかかっている。
- ・ 若い世代が少ない上、日中は仕事のため不在となることが多い。家族の体調不良時や災害などの対応に不安を感じている。

地域の強み

- ・ 地域住民のつながりが強く、支えあい、助けあいの精神が地域に根付いている。
- ・ 災害があった時、建設関連の会社があるので心強い。
- ・ 国道3号線が通っている。
- ・ 道の駅たちばながある。
- ・ 自然が豊か。

地域のこれから

- ・ 高齢者世帯が増加し、認知症の方も増加すると考えられる。今ある地域のつながりの中で、あたたかく見守られるといい。
- ・ 高齢者ひとり暮らしのつどいの場など、人が集まる場所を作ってはどうか。
- ・ 若い世代が暮らしやすい地域になるといい（雇用の場、自然、子育てしやすい環境）。子どもが地域で遊んでいる風景。

上陽地域



人口： 2,639 人（ 1,275 世帯）

- ・ 65 歳以上 1,158 人
（うち、ひとり暮らし 281 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 1,238 人
 - ・ 18 歳未満 243 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

活気にあふれ、安らぎのあるまちづくり

1 ひと・資源

行政区長	10 人
公民館長	30 人

民生委員児童委員	15 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	31 人
見守り連絡員	127 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	3 カ所
ふれあいサロン	9 カ所
福祉のつどい	1 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、多くの地域行事が中止・縮小するなど、住民同士の交流の機会が減少したが、集落ごとに行事は行政区長や自治会長を中心に実施。
- ・ 道路愛護、お宮掃除、公民館掃除、缶ごみ拾い、地蔵尊、弘法さん、彦山神社祭り。
- ・ シニアクラブによるグラウンドゴルフ大会、ふれあいサロンなど。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、自治会長、公民館分館長、隣組長、シニアクラブ、民生委員児童委員、福祉委員、消防団との連携。
- ・ ご近所同士の助けあいが日常生活を支えている。
- ・ 動ける人が積極的に支援を行う。
- ・ 地域住民の方がボランティアで、空き家の草刈りや荒れ地の除草作業などが行われている所もある。

地域の課題

- ・ 少子高齢化と人口減少による地域力の低下を感じる。
- ・ 役職を受けられる期間が短く、情報共有や連携が上手くできない。
- ・ 家庭内の困りごとなど、口外せず見栄を張りがちである。

2 地域のとりくみ

■上陽地区まちづくり協議会（10支部）

○活動の拠点施設：上陽公民館、

ほたと石橋の館、ふるさとわらべ館

行政区長会	公民館連絡協議会	民生委員児童委員連絡協議会
青少年健全育成会	消防団上陽支団	上陽北浜学園 PTA
上陽校区福祉会	支部（10組織）	NPO 法人八女 SUN・SUN
さるこ部会	上陽歴史探訪の会	

■上陽地区地域振興計画

【平成 26 年 4 月策定】

基本目標	主要施策
I 安心安全の維持	(1) 自然災害に対する安全対策 (2) 道路交通網整備と交通安全対策 (3) 防犯対策 (4) 水源の確保 (5) 行政との協働
II 高齢者の支援	(1) 高齢者の生きがい対策 (2) 高齢者の生活支援 (3) 健康づくり対策
III 子育ての支援	(1) 子どもの育つ環境
IV 伝統文化の継承	(1) 伝統行事、文化の継承
V 地域交流	(1) コミュニティ活動の促進
VI 産業振興	(1) 農業収入の安定化 (2) 後継者や担い手育成
VII 公共施設の活用	(1) 既存施設の活用 (2) 学校跡地の活用
VIII 上陽ならではの魅力づくり	(1) 観光資源の活用 (2) 情報通信発信と活用促進 (3) 都市農村交流

- 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの連携強化。
- シニアクラブや子ども会などがなくなり、地域の交流もなく、希薄化している。
- 昼間独居となる高齢者が多くなり、緊急時の対応が心配。

地域の強み

- 地域に何か起こると、翌日には地域全体に情報が拡散しており伝達が早い。
- 隣近所は昔ながらの知り合いで、互助の関係が厚い。
- 地域の伝統行事が高齢化している中でも、役員を中心に行われている。
- 若い世代が、他の地域に比べ多いところもある。

地域のこれから

- 町内付近に雇用の場が確保でき、若い世代が定住できるような環境づくり。
- 空き家の解消とUターン・Iターンによる人口減少の歯止め。
- ふれあいサロン以外のつどいの場で、だれにも気兼ねすることなく、気軽に交流できたり活動したりする場があれば良い。
- 高齢者が安心して外出できる環境が必要（買い物・病院等）。
- 町内の配食ボランティアやごみ出し支援ボランティアなどの地域住民がお互いに支援しあえる地域づくり。

矢部地域



人口： 961 人（ 467 世帯）

- ・ 65 歳以上 510 人
（うち、ひとり暮らし 168 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 355 人
 - ・ 18 歳未満 96 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

ともに生き、支えあい、安心して暮らせる矢部村

1 ひと・資源

行政区長	6 人
公民館長	6 人

民生委員児童委員	12 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	6 人
見守り連絡員	8 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	0 カ所
ふれあいサロン	13 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ 10 月に矢部清流学園と矢部地区の合同体育祭が 3 年ぶりに開催されたが、人口減少や少子高齢者により参加者が少なくなった。
- ・ コロナ禍でもあり、集落での村祭りなどが中止されている。
- ・ 10 月に八女津媛神社の「浮立」伝承活動として、矢部清流学園へ指導を行っている。
- ・ 村祭りでのしめ縄づくりも高齢化で苦労している。
- ・ ふれあいサロンやシニアクラブの活動は行っているが、入会していない人が増加してきた。
- ・ 近所の子どもたちもスクールバスで登校するようになり、子どもの声が聞こえない。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、隣組長、消防団、民生委員児童委員、福祉委員、ご近所さんなど、地域に何かあればみんなで助けあっている。
- ・ 各地区で行われている月 1 回の定例常会もコロナ禍により、自粛したり回覧板に変更したりしており、最近では年に数回のみ開催となっている。
- ・ 地域の方が地区の避難所として自宅を登録されている。
- ・ 地域包括支援センターに相談でき、支援につながっている。

地域の課題

- ・ 高齢化により道路愛護や地域行事などが困難になってきている。
- ・ 交通の不便、人口減少、杣のささに日用品雑貨を置いてもらいたいとの声を聞く。
- ・ 耕作放棄地の増大や獣害の多発。
- ・ 地元商店などの閉店により買い物支援が必要となる。
- ・ 人口減少や交通が不便である。

2 地域のとりのくみ

■矢部地域づくり協議会（6支部）

○活動の拠点施設：矢部公民館

各区協議会会長	民生委員児童委員連絡協議会	シニアクラブ	社会福祉協議会矢部支所
青少年健全育成会	NPO コスモネット	消防団矢部支団	矢部公民館
矢部青年団	一般財団法人秘境杣の里	保育園保護者会	矢部清流学園 PTA
各部長	有識経験者		

■矢部地域づくり計画

【平成 26 年 3 月策定】

基本方針	具体的な取り組み
I 村づくり部会 「ひと」「自然」を活かし、 村を元気に！	<ul style="list-style-type: none"> ・「矢部まつり」等年中行事の開催（支援を含む） ・各種イベントの開催で地域活性化を図る ・男女共同参画の推進に取り組む ・伝統行事の保存や伝統文化の継承 ・地域特産物の掘り起こし ・観光資源の保全及び発掘 ・矢部村 PR 活動 ・山村留学の推進
II 文化・教育部会 やさしさと豊かさでひと づくり！	<ul style="list-style-type: none"> ・その他地域交流の場づくり ・「世界子ども愛樹祭コンクール」の協力 ・「公民館まつり」等イベントの開催（協力をを含む） ・子育て支援の充実 ・各種体験教室、講習会の実施
III 環境・安全・福祉部 会 安心で安全に、暮らせる村 に！	<ul style="list-style-type: none"> ・道路愛護・環境美化運動等のキャンペーンの開催 ・交通危険箇所の把握と改善 ・交通安全、防犯に関する講話・講習会の実施 ・防災・防火訓練の実施 ・道路関連施設（道路残地を利用した駐車場等）の整備 ・高齢者世帯への支援活動 ・地域福祉活動
IV スポーツ部会 楽しいことはみんなでや ろう！	<ul style="list-style-type: none"> ・「矢部地区体育祭」の実施 ・「桜まつり健康マラソン大会」の協力 ・その他各スポーツ大会の実施（協力をを含む） ・登山客に対する PR 活動

- ・シニアクラブでは高齢化が進み、活動するにも人数が少なく不安である。
- ・まだ大丈夫と思って介護認定を受けていなかった人が急に忘れ物がひどくなり、入所したい所へ入所できないことがある。

地域の強み

- ・元気な高齢者が多く、生きがいを持って農作業などに励まれている方が多数いる。
- ・助けあいの精神が強い。ただし、高齢化に伴い、自分のことで精一杯な状況もある。
- ・八女津媛神社があること。
- ・祭りや行事の手伝いのために村外の世話役を手伝ってくれる人。
- ・何か行動する時に全ての面でまとまりがある。声かけにて参加してもらえる。
- ・国道 442 号線が走っていてバスはある。予約型乗合タクシーも 2 台配車してあり、連絡すればすぐ来てくれるが、休日の運行がないことへの不満がある人もいる。

地域のこれから

- ・八女津媛神社への参拝者が増え、ますます栄えることを願う。
- ・若い人の定住。人口が増えること。助けあっていける地域。
- ・少人数でも集まり「元気ですよ」と言える場所を作りたい。
- ・地域の方が仲良しで思いやりの精神で協力しあうことが大切。
- ・要介護 1、2 の方の支援と家族のケア。
- ・ひとり暮らしの方が心配なので、社会福祉協議会、行政との連携がうまくできれば良い。
- ・空き家が多くなり、移住して来られる人が空き家に入られたら良いと思う。空き地、空き田んぼを活用し農作物をつくりながら、老後を豊かに生活できればいいと思う。
- ・高齢者と仲良く楽しく過ごせたらいいと思う。

星野地域



人口： 2,141 人（ 968 世帯）

- ・ 65 歳以上 1,019 人
（うち、ひとり暮らし 322 世帯）
 - ・ 18 歳以上 65 歳未満 928 人
 - ・ 18 歳未満 194 人
- （令和 4 年 12 月 31 日現在）

地域住民の住み慣れた地域で共に助け合いながら、安心して生きがいをもって、
健やかに暮らせる豊かな生活の実現を目指します

1 ひと・資源

行政区長	8 人
公民館長	8 人

民生委員児童委員	15 人
主任児童委員	2 人

福祉委員	17 人
見守り連絡員	52 人
福祉部会	1 カ所
福祉ネットワーク	4 カ所
ふれあいサロン	8 カ所
福祉のつどい	0 カ所

（令和 4 年 12 月 31 日現在）

3 民生委員児童委員・生活支援コーディネーターからの意見

地域の様子や地域行事

- ・ コロナ禍により、多くの行事が中止となったが、伝統文化の継承や神事については少人数や氏子のみで開催される地域が多かった。ただ、道路愛護などの清掃活動はコロナ前と変わらず実施されている。
- ・ 1 月に鬼火焚きを行っている。
- ・ 法政大学のフィールドワークで星野村の情報発信をされている。

地域を支える人の様子

- ・ 行政区長、支部長、公民館分館長、隣組長、民生委員児童委員による訪問活動や情報共有。
- ・ シニアクラブ、ふれあいサロンによる活動で、高齢者の健康維持と閉じこもり予防。
- ・ 地域振興会による活動や隣近所の支えあいや助けあいがある。
- ・ 行政区長や民生委員児童委員で、高齢者避難情報が出た時は要支援者に声かけ、必要に応じて避難所までの送迎を行っている。

地域の課題

- ・ 買い物や受診に伴う移動手段が課題である。公共交通機関の路線バスも本数が少ない、バス停までが遠いといった理由で、車の運転免許証は必要である。
- ・ 高齢化に伴い、地域を支える人材が減少し、地域自体の活動も困難になってくる。また、農林業の担い手も減少して耕作地の荒廃も進んでいく。
- ・ 人口減少・過疎化に伴い、空き家が増えてきて外観及び防犯上心配である。
- ・ 地域に AED の設置があれば緊急時に対応ができると思う。使い方については、地域住民の防災意識を高めるためにも講習会を開催できるといい。

2 地域のとりくみ

■星野地区まちづくり協議会（4支部）

○活動の拠点施設：地域交流センター

小野振興会	2支部、産業部、教育福祉部、文化交流部、生活環境部等
棕谷校区地域づくり振興会	4支部（行政区支部長、地域づくり支部長、女性部代表）
星野地区いきいき振興会	3区振興会、公民館部会、地域活性化部会、生活環境部会、教育健康福祉部会
上郷村	5支部（支部長、支館長、地域づくり委員、高齢者部、女性部、青壮年部）

■星野地域振興計画

【平成26年4月策定】

重点目標	主要施策
I 災害に強いまちづくりの推進	安心して暮らせるまちづくりを目指すため、九州北部豪雨災害における被災地の復興を最優先とし、住民協働による支援体制を確立します。また、防災対策を強化するため、地元消防団と自衛消防隊との連携を強化し、災害に強いまちづくりを目指します。
II 伝統文化の伝承	地区民の豊かな感性と情操を培い、潤いと安らぎのある生活を目指すため、芸術・文化の創造を高め、次世代への伝統文化を継承します。特に風流・はんや舞において、次世代の若者がふれあう機会を確保しながら、芸術・文化の創造を目指します。
III 定住対策の推進	子どものための未来づくりとして、過疎・高齢化が進む中で地域の資源を生かした魅力あるまちづくりを目指し、後継者育成、Uターン、Iターンの推進を図ります。特に八女市とうきは市を結ぶふれあいトンネル完成による新たな事業展開を目指します。
IV 代表的な観光資源の保全・活用の推進	本地区において、「日本で最も美しい連合」に加盟するなか、広内・上原地区の棚田やミヤシノ地区シャクナゲ園など星野村を代表する観光資源の保全運動を推進すると共に、集客アップ、所得アップのための取り組みを推進します。
V 地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりの推進	本地区は高齢化率38%を超える少子・高齢化時代を迎えています。特に高齢者の日常生活の支援体制づくりをはじめ、生きがい・健康づくりによる優しく住みやすい地域づくりを目指します。
VI 都市との交流事業の推進	豊かな自然、伝統文化などいろいろな魅力ある財産を生かしながら、交流イベントを推進します。主な事業は次のとおりです。 ・シャクナゲ祭 ・新茶まつり ・夏祭り「よかつ祭」 ・池の山祭「風流・はんや舞」 ・星のまつり・九州和太鼓フェスティバル
VII 山村留学制度の支援	都会からの児童を1年間受入れ、星の自然の家で集団生活しながら、地元小学校へ通学する制度です。特に新たな教育環境が期待され、少子化対策への期待も大きく、推進体制を強化します。
VIII 真名子ダム建設反対運動の推進	星野地区住民の生活を守り、豊かな自然、清流星野川を後世まで残すため、引き続き真名子ダム建設に反対します。

地域の強み

- ・隣近所同士での支えあいや助けあいがある。
- ・行政区長や民生委員児童委員の連携ができており、必要に応じて行政と連携ができています。
- ・行政区で独自の収入があり、地域行事において活動が行いやすい。
- ・星野村の中心部には市役所の星野支所、病院、歯科医院、商店、金融機関がまとまっており便利である。また、観光名所もあり、シーズン中は観光客で賑わっている。
- ・星野未来塾による魅力ある星野村にするための地域おこし活動が行われている。

地域のこれから

- ・自然環境に恵まれており、山村留学制度がある。現在は休止しているが、児童と地域双方にとってよい環境になるため残していきたい。
- ・若い世代の定着、空き家を利用した移住者の受け入れ、農林業の担い手育成を行い、地域を活性化したい。
- ・移手段、医療機関の存続、空き家利用促進、移動販売の充実といった行政の支援システムの充実も必要だと思う。

(空白頁)

資料編2

第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画のふりかえり（詳細）

令和4年度地域福祉推進委員会資料を元に掲載しています。

基本目標1 相談しやすい雰囲気づくり

1-1) 支援の情報をわかりやすく伝える										
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	福祉総務係	福祉に関する情報周知や窓口対応のための点検リストによる達成度	未作成	-	-	-	⇒	0.00%	100.0%	
アンケート (福祉課)	アンケート (福祉総務係)	福祉や介護や保育のことについての情報の得やすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	16.2%	-	-	-	⇒	-	25.0%	7.6%
評価年度			令和3年度	(毎年度3月末基準)						

※アンケートは令和04年度に実施

目的及び課題	相談者が必要とする支援を、いつでも入手できるような体制を整備する。 情報が入手しやすい状況を整えるため、窓口環境を点検するためのリストを作成し、相談者の満足度を高める。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	相談支援包括化推進員連携会議等の支援者会議において、情報共有を行うことができた。 複雑な課題を抱えた相談者及び制度の狭間で悩みをもつ相談者にとって、相談者に負担なく情報を得ることができるように支援者間で情報共有し、専門機関につなぐことができた。 ※相談支援包括化推進員＝まるごとサポーター
今後の取り組み目標	相談支援包括化推進員連携会議等の支援者会議を活用しながら、相談者に必要な支援情報を分かりやすく伝え、具体的な支援へとつなげていく。 新庁舎建設に合わせて、点検リストの視点をもって、相談しやすい窓口環境を整えていく。

1-2) 身近で気軽な相談支援をすすめる										
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	福祉総務係	民生委員児童委員からの活動報告相談件数	11,159件	12,675件	15,017件	15,069件		16,839件	12,000件	
評価年度			令和3年度	(毎年度3月末基準)						

目的及び課題	民生委員児童委員が気軽に相談できる相手であることを広く周知し、相談者がひとりで課題を抱え込まないようにする。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	昨年に引き続き、コロナ禍での活動となり、民生委員児童委員活動にも戸惑いがみられた。対面で会話を交わすことを基本としていた活動スタイルが、非対面での安否確認を行う非接触型への活動スタイルへと変化した。積極的な訪問活動を控えたにも関わらず、活動相談件数は増加している。民生委員児童委員が身近な相談委員であることを示している。
今後の取り組み目標	コロナ禍における民生委員児童委員活動の活動スタイルを広く周知する。また、民生委員児童委員が活動について悩みを抱えた場合に先輩委員等からアドバイスを受けることができる関係作りが必要。今後、委員自身が一人で抱え込まないように、会長会や校区協議会でも声をかけていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	地域福祉係	地域において相談活動に携わる福祉委員に対する研修の開催回数・参加者数	2回 147人	3回 200人	5回 246人	4回 218人	⇒	12回 210人	3回 170人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	孤独死や認知症高齢者の徘徊、ごみ出しや買物など困難な高齢者も増えてきている。これらの問題を解決するために、身近な地域での見守り活動を行いながら、地域で困っている人や少し気になる人を早く発見して対応するなど地域のアンテナ役が必要となっている。その役割をしていただく方として、また、民生委員児童委員の協力者として福祉委員の設置をすすめている。福祉委員研修会は、福祉委員の役割の理解や各地域における福祉委員活動の情報共有などを行いスキルアップを目的として開催している。課題としては、コロナ禍により、大人数での集合研修は難しい状況であるため、校区単位など地域を分けての分散開催を今後も行っていく必要がある。
R03年度の取り組み状況(成果等)	①5月28日(金)～8月30日(月)立花地区の小地域ネットワーク推進委員会9か所にて研修会を開催/内容:「福祉委員活動のてびき」を配布し、説明。 ②6月2日(水)矢部地区にて研修会を開催/内容:福祉委員委嘱状交付及び「福祉委員のてびき」を配布 ③6月9日(水)星野地区にて研修会を開催/内容:福祉委員委嘱状交付及び区長、民生委員児童委員、福祉委員の三者懇談会を開催。 ④7月26日(火)黒木地区にて研修会を開催(矢部地区も参加)/内容:福祉委員委嘱状交付及び「福祉委員活動のてびき」を配布し説明。 ⑤10月11日(月)～11月18日(木)、上陽地区の福祉委員宅を訪問し、福祉委員委嘱状交付及び「福祉委員活動のてびき」を配布し説明。
今後の取り組み目標	コロナ禍での研修及び見守り活動を模索して、福祉問題の早期発見の仕組みづくりを強化していく。 福祉委員同士での意見交換や活動における情報共有を行い、福祉委員が活動しやすい環境を整備する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート(福祉課)	アンケート(福祉総務係)	福祉や介護や保育のことについての相談のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	6.7%	-	-	-	⇒	-	25.0%	7.3%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	相談者が気軽に相談することができるような相談体制を整え、複数の相談機関にわたる相談については、支援者間で適切な支援につながるよう支援体制を検討する。また、必要であれば、アウトリーチ型の支援体制の構築を進める。
R03年度の取り組み状況(成果等)	相談支援包括化推進員連携会議等の支援者会議において、相談員のスキルアップを図るとともに、相談しやすい環境を整えることに取り組んだ。
今後の取り組み目標	相談のしやすさの満足の度合いをあげる取り組みを継続する。 相談窓口を限定するのではなく、相談者が相談しやすいところを活用してもらえよう、窓口を広げて最終的に適切な支援を受けられるように繋いでいく仕組みを充実させる。

取り組み 1-(3) 相談支援の専門性や利便性を向上させる

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	地域包括支援係	地域包括支援センター職員の研修回数	40回	272回	243回	84回	⇒	127回	60回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	地域包括支援センターに勤務する職員が、地域包括ケアの推進主体として大きな役割を担う地域包括支援センターの意義、その業務、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るため、各種研修を企画し参加するとともに、他研修にも積極的に参加し、職員のレベルアップを図る。人材育成のためのカリキュラム、特に地域包括支援センター職員のそれぞれの職種の専門性を活かしながらも、三職種が同じ視点でアプローチできるような研修を実施・参加し、ひいては地域住民の総合相談等に還元し、地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与する。
R03年度の取り組み状況(成果等)	新型コロナウイルス感染予防のために会議や研修等リモートになり、それを最大限に活用(参加)して多くのセンター職員が研修に参加できる体制が確立でき、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上、職員のスキルアップが図れた。
今後の取り組み目標	新型コロナウイルス感染予防対策に十分配慮しながら、リモート研修も有効活用し、地域包括支援センターの基本指針・運営指針にある総合相談業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等が遂行できるよう研修を企画し、参加することで、相談支援の専門性を高める。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	障がい福祉係	障害者基幹相談支援センター職員研修回数	42回	7回	14回	7回	⇒	6回	50回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	相談支援専門員の相談援助技術の質を全体的に高め、そのスキル維持を目的とする。個々のケース対応で忙しく、全体で行うような研修(学習会)の設定の調整が難しい。
R03年度の取り組み状況(成果等)	今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の影響もあり、全職員が参加するような研修や学習の機会が設けられなかった。しかし、地域の相談支援事業所を含めた学習会は定期的実施できており、個々の業務に活かせるような研修会には参加できていた。また、一部の相談員は、県や地域の相談員等を対象とした研修会の講師やファシリテーター役を担っており、相談援助技術は高水準で保たれていると言える。
今後の取り組み目標	基幹相談支援センター内にとどまらず、地域の相談支援事業所を含めた地域全体の相談支援専門員の支援レベルを高めるような勉強会や研修会などを実施していく。それとともに、医療や地域包括支援センター等との連携を深めることを目的とした合同の研修会も行なっていきたい。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	こども家庭係	子育て支援施設・家庭児童相談室職員研修回数	20回	32回	37回	15回	⇒	13回	25回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	家庭児童相談員等が相談を受けるケースの内容は複雑多岐であり、児童とその家庭を支援していくためには幅広い知識や高いスキルを求められる。また、職員間で同等のレベルが必要であり、従事者は常に研修会などに積極的に参加し、知識やスキルアップを目指すことが必要である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	家庭児童相談員連絡協議会(2回・4名出席)、筑後地区家児相協議会(1回・3名出席)、要保護児童対策調整機関調整担当者研修(1回・1名)、管内市町村要保護児童対策地域協議会(1回・1名)、福岡県児童相談所職員特例専門研修(2回・4名)、全国母子生活支援施設研究大会(リモート)(1回・1名)、児童福祉司任用研修(5回・1名) 新型コロナウイルス蔓延防止のため、例年行われていた協議会や研修会が開催が中止となり参加できないものもあった中、上記研修等に参加し支援の向上に努めた。
今後の取り組み目標	研修後支援員間で研修内容の情報共有し、全員の質の向上を図れるよう取り組んでいく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	生活支援係	生活困窮者自立支援関係職員研修回数	6回	6回	8回	2回	⇒	6回	8回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	生活困窮者は、困窮に陥る背景がさまざまであり、またその解決に向けての取り組みも、それぞれのケース毎に構築していく必要がある。研修に参加することで、その背景を理解し、解決方法についてどのようなものが考えられるかを学ぶ。
R03年度の取り組み状況(成果等)	ひきこもり支援関係者研修(6月24日※オンライン)、筑後若者サポートステーション連携会議(10月29日※オンライン)、生活困窮者自立支援制度相談支援員養成研修(11月26日※オンライン)、九州・沖縄ブロック研修(生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修)(1月20日、21日※オンライン)、生活困窮者自立支援制度人材養成研修(2月24日、25日※オンライン)、生活困窮者自立相談支援事業従事者スキルアップ研修(3月18日※オンライン)
今後の取り組み目標	積極的に研修会の機会を見つけて参加し、知識の獲得を目指す。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	地域包括支援係	小地域ケア会議の開催回数	38回	68回	56回	33回	⇒	45回	72回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	高齢者が抱える個別課題について関係機関が集まり、協働して支援方針の協議・決定を行い、緊急時の対応や解決に向けた地域相互扶助によるネットワークの構築を進め、個別事案での解決が困難な地域課題や問題を把握することを目的とする。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	感染症対策を踏まえた開催の方法を模索しながら、対応に苦慮するケースや自立支援に資するケースについて小地域ケア会議を開催した。 自立支援に資する「ケアマネジメント支援型地域ケア個別会議」については、令和4年度からの各地域包括支援センター主宰に向けた準備をしながら、アドバイザーの調整等を保険者が調整して会議を開催した。 「地域ケア会議推進チーム」を立ち上げ、ケアマネジメント支援型地域ケア個別会議の円滑な開催、推進に努めた。
今後の取り組み目標	各圏域ともに困難事例型・ケアマネジメント支援型地域ケア個別会議(自立支援型小地域ケア会議)を積み重ねていながら、個別ケースの課題解決を図るとともに、介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上と地域課題の抽出を行っていく。多職種間との調整を図り、R4年度より各地域包括支援センターにてケアマネジメント支援型地域ケア個別会議を定例開催とする。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	地域包括支援係	日常生活圏域ケア会議の開催箇所と開催回数	6箇所 0回	6箇所 27回	6箇所 24回	4箇所 12回	⇒	6箇所 4回	6箇所 36回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	小地域ケア会議から抽出された課題など圏域ごとの地域課題の把握や社会資源情報の集約及び提供、関係機関・団体等との課題の共有化を行い、地域包括ケア支援ネットワークを構築し、圏域の実情に応じた地域づくりや課題解決を目指すもの。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域での会議や集会等も見合わせられることが多く、その影響もあって日常生活圏域ケア会議の開催が出来ていない圏域もある。 令和3年度は「地域ケア会議推進チーム」を立ち上げ、小地域ケア会議の有効かつ円滑な開催に向け協議を進めるだけでなく、現状を踏まえた日常生活圏域ケア会議の開催手法等についても協議検討をしている。
今後の取り組み目標	小地域ケア会議の充実を重点課題として取り組みながら、そこから抽出される地域課題について、新型コロナウイルス感染症予防に留意した協議の場作りも工夫し、全圏域での開催を目指す。 地域包括ケアシステム の概念を根気強く周知を図りながら、地域に浸透させ、課題解決に向けた協議を進めていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	障がい者福祉係	障害者基幹相談支援センターの連絡会議開催回数	23回	24回	14回	9回	⇒	11回	24回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	基幹相談支援センターと福祉行政との情報の共有化と連携の強化がその目的である。当初は、月に2回開催であったが、現在は月に1回の開催としている。しかしコロナ拡大の影響で実施できない月があったが、WEB(ZOOM)で行なうことで中止とする必要が無くなった。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	以前は、各支所交代でリールまで来所して会議に参加するスタイルだったが、WEB(ZOOM)で会議を行なうことで全支所担当者に毎回出席してもらうことが可能となった。移動時間もなくなり実効的な会議となった。各支所の担当者にとっても、八女市全体の相談ケースの状況を把握できるようになったことはよかったと思われる。
今後の取り組み目標	現在行なっているWEBでの会議開催は、全支所の参加が毎回期待でき、今後、コロナ感染が落ち着いても、この方法は維持していきたい。その一方で、各支所のエリアにおける要相談のケースの掘り起こしやアウトリーチ支援についても、その実施が求められると思う。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	子ども未来係	子育てに関する相談件数 (相談票作成件数)	39件	19件	18件	12件	⇒	12件	50件	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	地域の人々や子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、出会いや交流を通じて、安心して子育てができる環境を作る。その中で乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ親がいつでも気軽に相談できる雰囲気づくりを行う。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	面談、電話、メールでの相談を子育て支援拠点施設(みらい広場、きらきら、ピッコロ)等において行った。他機関との連携が必要なケースや継続的な支援が必要なケースについては「子育て相談記録票」を作成し対応した。 定期的に担当者会議を開催し、情報の共有を図った。
今後の取り組み目標	今後も関係機関との連絡調整を図り、子育てに関する悩みや不安を、解消又は緩和できるよう取り組む。 定期的に担当者会議を開催し情報を共有をすることで、職員の質の向上を図るよう取り組んでいく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	生活支援係	生活困窮者自立支援の自立 支援調整会議開催回数	3回	3回	1回	17回	⇒	16回	6回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	生活困窮者自立支援制度(家計改善支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業)について、各ケースごとに策定される支援計画の共有を図り、適切性を協議する。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	家計改善支援事業3件、就労準備支援事業1件、一時生活支援事業3件(複数の事業をまとめて会議を行うため開催回数は3回)。住居確保給付金19件(会議開催回数は13回、書面決裁)。
今後の取り組み目標	今後も各課や関係機関と連携を行いながら、生活困窮者の相談に繋げ、必要に応じて支援メニューに応じた支援を行っていく。

基本目標2 連携した支援ができる体制づくり

取り組み	2-(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る									
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	日常生活自立支援事業の利用 契約者数	83人	91人	107人	125人	⇒	130人	130人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	個人との契約により支援を行うが、現在は契約している家族も課題を抱えているケースが多く、世帯として支援する状況が多くなっている。 通帳管理による金銭管理を行っているが、電子マネーやバーコード決済などデジタル化が進み、通帳がなくてもスマートフォンで決済ができるため通帳管理による支援では追いつかない状況が生じている。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	①新規契約者:25名 ②福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、各相談支援機関と連携しながら、日常的な金銭管理を実施。市及び関係機関との連携による利用契約者の就労支援や生活支援を実施。 ③利用契約者の増加にともない、生活支援員養成講座を開催し、新たに1名を登録。
今後の取り組み目標	①複雑かつ複合的な相談対応の増加にともない、まるごとサポーター(相談支援包括化推進員)及び生活支援コーディネーターとの連携をはじめ、市担当課、地域包括支援センターなどの相談機関と連携し、契約者や契約者世帯が抱える複合的な課題を解決するため、包括的な支援体制を強化する。 ②重度障がい者及び難病者等を対象とした「あんしんサポート事業(独自)」の普及啓発活動を行う。 ③利用者の増加に伴い、支援内容が増加しているため、生活支援員養成を行い、支援体制を強化する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
商工振興課	公共交通政策係	八女市ふる里タクシーの1日平均の利用者数	217人	204人	189人	151人	⇒	152人	240人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	利用者の乗車頻度を増やすため、乗合タクシーの利便性の向上を図る。また、未利用者で交通弱者となっている方に対する利用促進を行い新規の利用者層獲得に努める。
R03年度の取り組み状況(成果等)	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数の低迷が続いている。免許証自主返納の届出受付の際には、ふる里タクシーの案内を行うとともに、感染者数の波が減少した時期には、地域のお年寄りの集まりに出向き、広報周知活動を行うことができた。
今後の取り組み目標	引き続き乗合タクシーの制度について利便性を高めるための検討を行っていくとともに、広報周知活動を行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (商工振興課)	アンケート (公共交通政策係)	交通等の便利さ(公共交通機関、道路状況)で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	17.9%	-	-	-	⇒	-	25.0%	14.5%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	平成30年3月に策定している八女市地域公共網形成計画を基本に、出来るだけ多くの方が利用しやすい持続可能な公共交通体系を目指していく。
R03年度の取り組み状況(成果等)	広報紙をはじめ、交通サイトの運用を行い公共交通の周知に努めた。また、免許証自主返納の届出受付の際には、ふる里タクシーの案内を行うとともに、感染者数の波が減少した時期には、地域のお年寄りの集まりに出向き、広報周知活動を行うことができた。
今後の取り組み目標	路線バス・高速バス・乗合タクシー・小型交通・福祉有償運送を含めMaaSの視点から利用・乗り継ぎのしやすい移動サービスを目指し検討していく。

取り組み	2-(2) 連携しながら相談支援を進める									
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	福祉総務係	八女市内の福祉に関する相談支援事業所のネットワーク会議の開催	0回	-	2回	1回		0回	2回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	複雑で多様化した福祉の課題を抱える相談者への支援に対し、各分野の支援者が連携して支援する必要があるため、行政及び社会福祉協議会以外の福祉に関する事業所間のネットワークを構築する必要がある。
R03年度の取り組み状況(成果等)	新型コロナウイルス感染症感染拡大により各相談事業所からの参加が難しい状況であったため、連携会議を開催できなかった。
今後の取り組み目標	各分野の相談機関とネットワークを構築することにより、支援者同士の連携を図り、複合的な課題を抱える相談者の相談に対応できる体制を整える。 コロナ禍においてもweb会議など開催に向けた方策を取る。

取り組み	2-(3) 連携した支援体制の充実を図る									
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	地域包括支援係	地域包括ケア推進会議の開催回数	1回	1回	1回	1回	⇒	1回	2回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	介護サービス、医療、保健、福祉等の各種サービスを高齢者のニーズや状態の変化に合わせて、適切に、切れ目なく一体的に提供できる地域の体制(地域包括ケアシステム)の構築及び充実強化のため開催。下記の①～⑦を協議 ①地域包括ケアシステムの構築及び進捗のための調査・研究及び総合的な支援に関する事 ②介護予防事業及び認知症施策のための調査・研究及び総合的な支援に関する事 ③関係機関及び団体による多職種連携、協同その他地域包括支援ネットワークの構築に関する事 ④地域における困難事例及び地域包括支援センターの支援に関する事 ⑤高齢者の虐待防止及び権利擁護に関する事 ⑥介護保険サービス事業者等の資質向上を図るための支援及び研修に関する事 ⑦各種サービスの評価に関する事
R03年度の取り組み状況(成果等)	各圏域での小地域ケア会議や日常生活圏域会議の開催が十分にできなかったため、既に抽出されている地域課題についても再度整理し、各関係機関でも協議した。 特に市の方針であるデジタルデバイドの解消、DX化の推進は、高齢者の生活にも大きく影響するため、生活体制整備事業との連携を意識し市役所内の関連部署と情報共有を図った。
今後の取り組み目標	小地域ケア会議の充実を重点目標に取り込むことで、必然的に地域課題の抽出を図り、日常生活圏域ケア会議により各圏域から抽出された課題解決に向け会議の開催を行う。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	こども家庭係	要保護児童対策地域協議会の開催回数	8地域 28回	8地域 28回	8地域 28回	8地域 28回	⇒	8地域 19回	8地域 28回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	要保護児童対策地域協議会では児童虐待ケース・虐待発生を予防するため、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し複数の機関で援助を行うことが必要であり、それらの連携が求められる。引き続き要保護児童対策地域協議会を各校区ごとに開催し、各機関がスムーズに連携できる支援体制の構築を図る。
R03年度の取り組み状況(成果等)	8地域19回開催。乳幼児部会、学校部会に分け、中学校校区ごとに開催し、地域の保育園、幼稚園、学校、地域の主任児童委員、児童相談所、警察、学校教育課、子育て世代包括支援センターなど関係機関が集まり、各ケースの情報共有、各機関の役割分担、今後の支援方針について協議を行った。 要対協にて管理すべき基準について明確化し、関係機関へも周知を行い、ケースの整理を行うことができた。令和4年度からの「子ども家庭総合支援拠点事業」の設置に向け、対象ケースのあらいだし、協議会の会議体制の見直しと連携の強化の検討を行った。
今後の取り組み目標	令和4年度からの「子ども家庭総合支援拠点事業」の設置に向け、支援の質を向上させるため専門性の強化と情報の集約・リスクに応じた役割分担を明確にした協議会とするために、会議開催の体制見直しを行い切れ目のない支援を目指す。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	障がい者福祉係	障害者等自立支援協議会の開催回数	全体会1回 部会22回	全体会1回 部会8回	全体会1回 部会8回	全体会1回 部会8回	⇒	全体会1回 部会8回	全体会2回 部会24回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	本市における障がい者福祉の地域課題について検討していくことを目的としている。特に部会については、相談支援のみならず、地域の障がい福祉の支援者の支援する力を高めていくことを目的としている。このような部会活動に対する参加意識(課題意識)が事業所に差があることが課題であり、事業所に必要性を感じてもらいように働きかけを行う必要がある。
R03年度の取り組み状況(成果等)	コロナ禍であったので、全体会はリモートで実施。部会については、それまでの部会体制をあらためた形で活動している。しかし、コロナ禍となったことで、活動自体を自粛せざるを得ず、研修部会はZOOMで虐待防止・権利擁護研修会を、アウトリーチ部会はZOOM会議を含め5回話し合いを行った。
今後の取り組み目標	自立支援協議会と並行してリーガルネットワーク会議も実施していく。また2つの部会(研修部会、アウトリーチ部会)もコロナ禍の中でも実施できる内容を考えていく。アウトリーチ部会は多職種の専門職メンバーであり、重層的支援体制整備事業の中で、支援会議等サポートチームとしても活動していく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
福祉課	生活支援係	自立支援庁内連携会議の開催回数	2回	2回	2回	1回	⇒	2回	3回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	①生活困窮者自立支援制度及び庁内関係各課所管の制度に関する事項②関係各課相互の連携に関する事項③その他、生活困窮者自立支援制度に関する事項について、情報共有または事例の検討を行う。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	7月27日と2月10日の2回開催。関係部署で密に連絡を取り、情報共有に務めた。
今後の取り組み目標	関係各課の情報共有を深め、生活困窮世帯の把握を行うとともに、それぞれの課が所管する支援制度に繋げる。また研修を実施することにより、制度に対する理解を深める。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
防災安全課	生活安全係	消費生活相談件数	449件	460件	493件	495件	⇒	417件	550件	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	消費者保護のための啓発活動並びに被害の未然防止対策を強化するとともに、身近な消費生活相談に対応できる環境の維持と充実を図る。 近年、消費者トラブルの手口が巧妙化、多様化しており、狙われる対象が高齢者だけではなく若年層にも及んでいる。また、成年年齢の引き下げが行われるなか、若い世代の消費者教育が必要であると思われる。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	相談内容が多様化するなか、この業務により、金銭的なトラブルを含め、被害を最小限に防ぐことができた。 消費者教育を推進するため、小学校5年生の家庭科で習う「お金ともの」の単元を、先生に代わり消費生活専門相談員が出前授業13校で延べ17回行った。 啓発活動では、広報紙に記事掲載11回、FM八女出演12回及び「消費トラブルの事例」と「成年年齢引き下げに伴い消費者として注意すべきこと」をまとめたリーフレットをそれぞれ作成し全戸配付を行った。なお、市民向けの出前講座は、申し込みがなかったが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる。
今後の取り組み目標	消費者被害の未然防止のため、相談体制の維持・充実及び情報発信や啓発にも力を入れていく。 消費被害の発生を抑制するため警察などの関係機関との連携強化を図る。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (福祉課)	アンケート (福祉総務係)	福祉や介護や保育のサービスの現状で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	8.1%	-	-	-	⇒	-	25.0%	8.3%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	複雑で多様化した福祉の課題を抱える相談者に対し、各分野の支援者が連携して支援する。 相談者が納得する満足するサービスを提供する。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	相談支援包括化推進員連携会議等を開催し、各分野の支援者同士の連携を図ることができた。
今後の取り組み目標	福祉の課題を抱える相談者に対し、各分野の支援者が連携して満足度の高いサービスを実現する。

基本目標3 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

取り組み	3-(1) 隣近所等での身近な助け合いをすすめる									
担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	福祉委員数	154人	198人	208人	210人	⇒	199人	200人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	福祉委員は、地域で困っている人及び少し気になる人を早期発見してつなぐなど、地域のアンテナ役であり、民生委員児童委員や行政区長の協力者として、福祉問題の早期発見に努める役割を果たしている。 福祉委員の必要性については、少しずつ理解が得られている状況であるが、人口減少や高齢化に伴い、なり手がいないという状況が今後増えていくことが危惧される。また、コロナ禍において、地域行事が開催されず地縁関係等による見守り体制の希薄化が危惧される。
R03年度の取り組み状況(成果等)	福祉委員は、民生委員児童委員や行政区長の協力者として、住民の困りごとや変化を「見つける」、民生委員児童委員や行政区長、関係機関へ「知らせる」等の役割を明確にして、過度な負担とならないように配慮し、活動してもらうように声かけを行った。 未設置地区では、行政区長へ福祉委員の必要性などの説明を行い設置推進を行った。また、社協だよりによる広報周知を実施するとともに、個別に福祉委員宅を訪問して、地域現状の吸い上げや情報共有を行い連携強化に努めた。
今後の取り組み目標	設置推進については、世帯数が多い行政区(町内会・自治会等)や広範な行政区(町内会・自治会等)、民生委員児童委員が複数行政区を担当されている地区を中心に、行政区長や民生委員児童委員へ働きかけを行う。 福祉委員設置地区については、福祉委員が個別課題等を抱え込まないよう、継続的に関わりを持ちながら、福祉情報の共有及び福祉課題の早期発見、連携体制づくり等の支援を行っていく。また、コロナ禍での見守り方法や重要性について、研修会や個別訪問等を行い、フォローアップを実施する。他にも社協だより等を活用し周知活動を積極的に行う。

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	見守り連絡員数	479人	606人	625人	615人		654人	640人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	見守り連絡員は、毎日のように顔を合わせる隣近所などの身近な関係性があり、見守りが必要な人に対して日常生活で気にかけてもらうことを役割としている。今後も継続して推進していきながら、地域の見守り体制を強化していく。特にコロナ禍において、地域行事等で住民が集う場が減少し、ご近所同士のつながりの希薄化が危惧される。
R03年度の取り組み状況(成果等)	各校区での福祉部会会議や各行政区で行われる福祉ネットワーク推進委員会等へ参加し、行政区長や民生委員児童委員に対して、見守り連絡員の役割を説明し、設置推進に努めた。また、地域において実際に見守り連絡員になっていないが、同等の役割を担って活動される人もおり、情報収集を行った。 登録されている見守り連絡員や見守り対象者については、民生委員児童委員の協力を得て登録情報の更新を行った。
今後の取り組み目標	見守り連絡員未設置地区を中心に、行政区長や民生委員児童委員へ継続的に説明を行い、設置推進に努めていく。見守り連絡員の役割を担って活動されている人からの情報収集を行い、地域の見守り体制の強化につなげていく。他にも社協だより等を活用し周知活動を行う。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (防災安全課)	アンケート (消防防災係)	近所づきあいの親密さで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	31.1%	-	-	-	⇒	-	50.0%	30.2%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	災害時において自助・共助が大切であり、市民一人一人の備えや自主防災組織活動の充実を図り、あわせて災害時における迅速かつ的確な情報提供等防災体制の充実を図る。
R03年度の取り組み状況(成果等)	八女市防災研修会や年間を通して出前講座等を実施、自主防災組織の各種訓練等について支援、指導を行った。また、避難行動要支援者支援事業により地域での見守り体制の充実を図った。この他、情報提供として、災害時も含めて、八女市コミュニティFM放送(定時情報提供放送、防災ワンポイントアドバイス、災害時臨時情報等)、市ホームページ、防災メールまもるくん等を活用し、防災情報の伝達体制の充実を図った。あわせて、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の追加・見直しに伴いハザードマップを改定し、対象世帯に配付を行った。
今後の取り組み目標	引き続き、各種研修会や出前講座等を通して、自助・共助の大切さを伝えていくとともに、自主防災組織活動の充実強化に取り組む。また、災害時における情報発信について、きめ細かい情報発信に努めていく。

取り組み	3-(2) 地域での組織的な支援をすすめる									
担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	福祉部会を設置したまちづくり団体数	8団体	13団体	16団体	14団体	⇒	13団体	21団体	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	福祉部会は、地域の生活問題や福祉課題の情報共有や課題解決に向けての話し合いの場である。地域の核となり、地域の実情に応じた活動を行う役割を果たしている。市内21まちづくり団体ごとに、福祉部会の設置を推進している。未設置団体も8団体あり、未設置地区の設置推進が課題である。また、設置団体においても、コロナ禍の影響で会議が開催できず、住民同士による情報共有や地域課題の整理等協議ができない状況である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	行政区長をはじめ、まちづくり協議会役員等に対して、福祉部会の役割等についての説明、また、行政区長及び民生委員児童委員との意見交換会にも参加し、福祉部会について説明を行うなど、設置推進に努めた。福祉部会開催時には、社協職員も参加し、地域課題の共有や課題解決にむけての協議を行った。また、社協の取り組み状況報告など情報提供を行った。
今後の取り組み目標	福祉部会未設置地区を中心に、行政区長及び民生委員児童委員との意見交換会へ参加したり、まちづくり協議会役員に対しても福祉部会の趣旨等を説明し、設置推進に努めていく。福祉部会設置地区については、部会開催時には参加をお願いし、顔の見える関係を持ちながら、地域の生活課題や福祉課題等の情報共有や解決に向けた話し合いの場となるように支援していく。

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	福祉ネットワーク推進委員会設置箇所数	48箇所	57箇所	64箇所	69箇所	⇒	69箇所	80箇所	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	福祉ネットワーク推進委員会は、小地域福祉活動の基本となる行政区(町内会、自治会等)や民生委員児童委員の担当地域において福祉情報の共有及び福祉問題の早期発見、連絡体制づくりなどの協議の場としている。未設置地区への設置推進が課題である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	行政区長、民生委員児童委員等に対して、福祉ネットワーク推進委員会の役割等について説明を行い、設置推進へつなげた。また、実際に行政区単位において、福祉課題等の協議をされているケースもあり、行政区長及び民生委員児童委員から情報収集を行いながら申請につなげた。福祉ネットワーク推進委員会開催時には、社協職員も参加し、地域課題の共有や課題解決にむけた協議を行い、地域住民との顔の見える関係づくりを築いた。
今後の取り組み目標	福祉ネットワーク推進委員会未設置地区を中心に、行政区長会及び民生委員児童委員協議会の定例会へ参加し、設置推進に努めていく。福祉ネットワーク推進委員会設置地区については、行政区長や民生委員児童委員、福祉委員等と継続的に関わりを持ち、地域の生活課題や福祉課題等の情報共有を行いながら設置に向けたアプローチを行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
健康推進課	保健指導係	自殺者の割合(人口10万人対)	13.0人	20.1人	14.1人	19.1人	⇒	19.4人	13.0人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	目的:自殺対策を身近な問題と捉え、自殺のハイリスク状態である自分自身では気づきにくい「うつ状態」にある人を早期発見し、専門の相談機関や医療機関との連携を図りながら、自殺者を減少させることを目的とする。 課題:本人からの相談があがりにくい。身近な人の気づきが必要である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	・市民にうつ予防や悩みがあるときの相談啓発のため内容を掲載したチラシの全戸配布を行った。FM八女や広報掲載にて周知した。 ・専門の相談機関として、心理士によるこころの相談を実施。年間12回。3月末まで10名利用。 ・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることのできる人「命の門番」といわれるゲートキーパーの養成と普及啓発を行った。(年5回、参加人数68人)
今後の取り組み目標	コロナ禍における女性や若年層の自殺数の全国的な増加を踏まえ、今後生活上の悩みを抱えている人に対して、身近な人の気づきが大切である。そのため、周りの人やまた自分自身の心の健康について考える機会をつくる。各地域においてゲートキーパー養成講座を開催を継続し、うつ状態や自殺予防の正しい知識について理解を深める機会をつくる。市民全体に対しては、広報やFMやめ、LINEを利用してこころの健康や相談機関の周知を行う。また、自殺対策週間や自殺対策月間には市内の図書館本館・分館に啓発コーナーを設置し、啓発関係本や相談機関のお知らせチラシを置いて周知する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (福祉課)	アンケート (福祉総務係)	地域での助けあいや支えあいの現状で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	12.9%	-	-	-	⇒	-	25.0%	10.5%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	市民が地域に関心を意識を高め、地域の課題に対し、課題解決の仕組みをつくることが目的。近年、近所付き合いに対し消極的傾向があることが課題である。 今後、地域共生社会の実現に向けて、地域における「お互い様」という意識の普及を図る。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	民生委員・児童委員、福祉委員、見守り連絡委員などの活動を通じて、地域住民の支えあいの意識を普及することに努めた。
今後の取り組み目標	地域での助けあいの取り組みを推進し、近所づきあいの親密さを上げる。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (福祉課)	アンケート (福祉総務係)	買い物等の利便さで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	28.0%	-	-	-	⇒	-	35.0%	25.9%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	公共交通機関や乗り合いタクシーの外出手段を広く知ってもらうことと合わせ、高齢者や障がい者等の外出支援活動として、福祉有償運送事業等の移動支援体制づくりを進める。あわせて、生活支援コーディネーターの活動の中で、移動支援に係るニーズや資源を把握し、必要なサービスの創出を検討する。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	生活支援コーディネーターの地域ニーズ調査をきっかけにスタートした社協矢部支所での日用品販売は今年度も継続して行った。社協で実施することで、隣接する診療所受診やデイケア利用のついでに買い物することができている。 また、7月5日から10月4日まで期間限定で市街地循環バスの実証運行を行った。
今後の取り組み目標	買い物支援や移動支援に係るニーズを把握し、さらなるサービスの創出を検討する。

取り組み **3-(3) 災害時の避難に備える**

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
防災安全課	消防防災係	地域での防災訓練回数・参加者数	53回 1,830人	59回 1,886人	60回 1,796人	25回 540人	⇒	16回 320人	120回 4,000人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織が積極的に各種防災訓練を実施するよう支援する。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	新型コロナウイルス感染症の影響で、一堂に会する八女市防災研修会や出前講座などが予定とおり開催できなかった。そのため、感染症に配慮した災害への備えを呼びかけるチラシを全世帯配付するなどし、市民への働きかけを行った。また、自主防災組織支援整備事業補助金による訓練費用の補助や土のう作り支援事業による資材の無償提供を行い、訓練実施の支援を行った。
今後の取り組み目標	引き続き、地域での防災訓練が積極的に行われるよう、出前講座等での防災訓練実施の呼びかけを行うとともに、自主防災組織支援整備事業補助金や土のう作り支援事業による支援を行う。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
防災安全課	消防防災係	自主防災組織率	95.6%	95.4%	95.4%	99.1%	⇒	98.9%	100.0%	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	地域防災力の向上を図るため、すべての地域において自主防災組織を結成する。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	未結成の地域の行政区長に対して働きかけを行ったが、組織化までは至らなかった。現在、185行政区中183行政区が自主防災組織を結成している。
今後の取り組み目標	自主防災組織がない行政区に対して結成への働きかけを行っていくほか、自主防災組織(又は行政区)における地区防災計画の作成ができるよう推進していく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
防災安全課	消防防災係	避難行動要支援者避難支援個別計画策定件数	1,321件	1,210件	1,113件	1,020件	⇒	1,020件	2,000件	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	災害時に自ら避難することが困難な人に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別計画を策定し、地域での支援体制の整備を図る。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	新型コロナウイルス感染症の影響で、新規登録希望者が増えなかった。
今後の取り組み目標	避難行動要支援者支援事業の制度の周知を図り、個別計画の策定を推進し、各地域での支援体制の整備に向けて取り組む。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート (防災安全課)	アンケート (消防防災係)	地域の防災体制で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	11.2%	-	-	-	⇒	-	25.0%	9.5%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	災害時には自助・共助が大切であり、市民一人一人の備えや自主防災組織活動の充実を図り、あわせて災害時における迅速かつ的確な情報提供等防災体制の充実を図る。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会出前講座等の開催が困難だったため、啓発チラシを全世帯配付するなどし、防災意識の向上を図った。そのほか、情報提供として八女市コミュニティFM放送(定時情報提供放送、防災ワンポイントアドバイス、災害時臨時情報等)、市ホームページ、防災メールまもるくん等を活用し、防災情報の伝達体制の充実を図った。
今後の取り組み目標	引き続き、各種研修会や出前講座等を通して、自助・共助の大切さを伝えていくとともに、自主防災組織活動の充実強化に取り組む。また、災害時における情報発信について、きめ細かい情報発信に努めていく。

基本目標4 社会参加の意識づくり

取り組み	4-(1) 人権や福祉の制度、地域福祉について学ぶ									
担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	社会福祉協議会による各種福祉講座の開催回数	46回	60回	63回	16回	⇒	35回	52回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、地域課題を自分のこととして捉えるよう住民の意識向上をはかり、多くの住民が地域活動へ参加するためのきっかけづくりとして、テーマを幅広く設定し、年間を通じて各種講座を開催している。講座は平日に開催することが多いため、参加者が限定されている傾向にある。今後は、幅広い年齢層にも参加してもらうため、土日開催や夜間開催など開催時期だけでなく、開催日時も検討が必要である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	新型コロナウイルス感染症の影響で、開催時期や時間など制限があったが、動画配信や広い会場を使うなど状況に応じて工夫した講座開催ができた。 少子高齢者化や一人暮らし高齢者の増加、デジタル化などが進む中、相続や遺言、デジタルシニア講座など時代の流れに沿った講座が開催できた。
今後の取り組み目標	時代の流れに沿った講座や幅広い年齢層が参加できるような講座を開催し、地域の福祉力向上を目指していく。 多くの住民が参加できるよう日程や時間の検討を行う。

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	地区福祉のつどいの開催回数	7回	10回	9回	0回	⇒	3回	16回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	地域における福祉の課題を提起・啓発する場及び地域における課題の共有を図るため、まちづくり団体ごとの地区福祉のつどい開催を推進している。 課題として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止せざるを得ない状況は続いており、開催をどのような形で行うか検討が必要。
R03年度の取り組み状況(成果等)	今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する地区も多かったが、3地区については感染拡大防止に配慮し工夫して開催された。
今後の取り組み目標	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し工夫して開催された3地区を参考として、未実施地区にも開催推進の働きかけを行っていく。

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	小学生等向け福祉出前講座開催回数	10回	18回	15回	13回	⇒	19回	15回	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	市内の学校などにおいて、ともに助け合いながらともに暮らすという人権意識を高めながら、福祉教育の推進を図るため、福祉出前講座を開催している。講座を開催されていない学校もあるため、今後働きかけが必要である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	福祉教育教材「ともに生きる」を八女市内小学3年生に配布。 福祉出前講座については19回実施した。内訳は小学校で18回(車椅子体験10回、障がい者当事者との交流7回、アイマスク・高齢者疑似体験1回)、中学校で1回(認知症講座)実施。
今後の取り組み目標	高齢者や障がい者などに対する理解を深め、お互いを正しく理解し、ともに助け合い支えあって生きる意識を育むことができるよう、今後も継続して福祉教育教材「ともに生きる」の配布を行い、福祉出前講座を開催する。 小学校における福祉教育への関心は高まっており、今後も多くの学校で取り入れられることが予測される。今後は、既定の講座内容だけでなく学校の要望に対応したメニューの検討開発を行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	地域包括支援係	認知症サポーター養成講座 開催回数・参加者数	31回 1,096人	25回 641人	18回 519人	5回 141人	⇒	5回 148人	30回 600人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	認知症に関する正しい理解の促進のため、認知症キャラバン・メイトの育成、認知症サポーター養成講座の拡充を行う。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	令和2年度より新型コロナウイルス感染症のため認知症サポーター養成講座の開催も難しく、また、県が実施主体の認知症キャラバン・メイトの育成も出来ていない状況であったため、コロナ禍でも出来る認知症に関する正しい理解の促進について、開催手法等についても協議を進めた。 認知症キャラバン・メイトの意欲の維持や新たな人材育成を目的に「認知症キャラバン・メイト養成講座」と認知症キャラバン・メイトスキルアップ研修会をハイブリット形式で開催した。認知症キャラバン・メイト活動登録者99人(うち新規24人)。平成20年度からの延受講者数
今後の取り組み目標	新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら認知症サポーター養成講座を開催する。さらに認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターのスキルアップを図るとともに、活動の場の拡充を行う。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	こども未来係	子育て講座開催回数・参加者数	124回 1,741人	103回 1,490人	105回 1,353人	67回 710人	⇒	63回 607人	120回 1,800人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	八女市子育て支援総合施設(やめっこ未来館)のみらい広場をはじめとする子育て支援拠点施設等において、子育てに関する様々な講座等を開催し、家庭と地域、関係機関が一体となって家庭と地域の子育て力を向上させ、地域の子どもたちの健やかな成長を図る。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大のため、講座を開催できない時期が続いたが、その中で感染防止対策を十分とりながら実施した。 子育て支援拠点施設のみらい広場(やめっこ未来館)、きらきら、ピコロ等において子育てに関する講座を開催した。学習による知識の向上を図るとともに、子育て中の親同士の交流や情報交換の場も取り入れ、子育ての悩みや不安の緩和、孤立感の解消を図った。
今後の取り組み目標	八女市子育て支援総合施設(やめっこ未来館)のみらい広場をはじめとする子育て支援拠点施設等において、子育てに関する様々な講座等を開催し、家庭と地域、関係機関が一体となって家庭と地域の子育て力を向上させ、地域の子どもたちの健やかな成長を図る。

取り組み **4-(2) 気軽に参加できる交流の場を広めていく**

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	ふれあいいきいきサロンの設置箇所数	147箇所	150箇所	152箇所	149箇所	⇒	137箇所	170箇所	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	高齢者の閉じこもり防止や寝たきりの予防を目指して、公民館など地域の施設でサロンの開催を推進する。定期的集まる場を作り、楽しい時間を過ごすことによって、心身面の機能低下予防になることを目的としている。また、サロンのマンネリ化を予防するため、健康運動指導士や歯科衛生士、認知症予防講師、栄養士、レクリエーションボランティアを招いたりしている。 課題としては、サロン支援者のなり手不足により、新規立ち上げには至らず、また解散するサロンも増えてきている。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、ふれあいサロンの活動を自粛した地域も多くあったが、感染症予防に配慮して、集合してのサロンではなく、世話人などが自宅訪問し、家でもできる資料の配布など、工夫して高齢者の閉じこもり予防が行われた。また、ふれあいサロン支援者講座(全3回シリーズ)では、サロンで実践できるレクリエーションやガンパルーンボール、健康体操の講座を実施。各支所地域では動画配信で対応した。 また、ふれあいサロン支援者の会「サロンティアの活動支援」も行い、詐欺被害防止や交通事故防止の寸劇、コミュニケーション麻雀、レクリエーション&リズム体操などをサロンにて実施。
今後の取り組み目標	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、サロン活動を継続することが難しくなっているサロンに対する相談支援など、無理のないサロン活動ができるように継続的に支援する。また、ふれあいサロン支援者の会「サロンティア」と協働し、新規設置や継続運営に関するアドバイスを行っていく。 サロンを解散された地域においては、住民同士が集まる新たな通いの場の設置推進の働きかけを行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
健康推進課	保健総務係	特定健診受診率	35.2%	43.0%	40.9%	38.2%	⇒	39.40%	50.0%	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	目的は、第3期八女市特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の受診率向上および生活習慣病の重症化予防を図ることである。特定健診は、メタボをはじめとする生活習慣病の進行を早い段階で発見し、計画的に生活習慣を改善していくことが出来るよう支援する。また、重症化予防を図ることで、本人の生活の質を高め、結果として医療費の削減を図ることが出来る。課題は、未受診者の健康課題を把握するために、令和3年度特定健診受診率目標50%を達成することである。
R03年度の取り組み状況(成果等)	受診率向上のため、健康ポイント事業の拡充、AIを活用した受診勧奨等に取り組み、令和2年度にコロナ禍の影響により落ち込んだ受診率を向上させることが出来た。なお、受診率は翌年度の11月に確定するため、39.40%は令和4年8月時点の速報値である。
今後の取り組み目標	特定健診の令和3年度の受診率速報値は39.4%で第2期特定健診等実施計画での受診目標値60%とおおきな乖離が見られるもの県内市町村と比べるとコロナ禍の影響を最小限にとどめている状況である。今後は、人工知能を活用した効果的な勧奨方法を活用するとともに70歳以上と介護者のためのシニア健診や親子健診の実施、健診会場まで交通手段のない住民へのバス・タクシー交通券の交付、子育て世代の受診を促進するための子育て世代応援券の交付を実施する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
健康推進課	保健指導係	特定保健指導実施率	82.2%	73.6%	58.6%	78.0%	⇒	39.7%	70%以上維持	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、特に糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。数値目標達成のためにも効果的効率的な保健指導の実施が必要である。
R03年度の取り組み状況(成果等)	高齢者の医療の確保に関する法律第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施。健診受診者の健診結果から対象とされるものに対し、来所や訪問による面接を行う個別支援を実施。面談後は、支援の継続として3か月、6か月後に面談や電話による継続的支援を行っている。健診・保健指導データやレセプトデータ等の利活用により経年の健診データの変遷や個々人の生活状況をアセスメントしながら支援を行い生活習慣病の発症及び重症化予防に努めた。特定保健指導実施率78.00%(令和2年度法定報告)なお、受診率は翌年度の11月に確定するため、39.70%は令和4年8月時点の速報値である。
今後の取り組み目標	令和3年度については、保健指導継続中である。コロナ禍であり、保健指導を拒否されるケースもあったが、感染対策を十分に行い、また個々に合わせた対応を行った。メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率は全国より低い状況であるので、指導の結果が生活改善の実践がなされるよう個々の生活に寄り添った支援を継続していく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	こども未来係	子育て世帯、障がいがある人やその家族、介護者等がお互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場の開催箇所	子ども	34箇所	34箇所	33箇所	⇒	33箇所	35箇所	
福祉課	障がい者福祉係		障がい者	3箇所	3箇所	0箇所	⇒	1箇所	8箇所	
介護長寿課・社会福祉協議会	高齢者支援係		高齢・介護他	1箇所	1箇所	1箇所	⇒	1箇所	2箇所	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	同じ悩みを抱える人の交流や世代を超えた交流の場など、身近な地域での人のつながりや支え合いが地域住民の暮らしを守り、生活を豊かにしてくれると見守り等の地域活動の基盤ともなり得る。悩みを抱えた人同士がお互いの悩みを語り合い、交流を深めることができる場を提供し、その悩みを解消または緩和し孤立感から解放されることを目的とする。
R03年度の取り組み状況(成果等)	これまで子育て支援拠点施設や多世代交流館等をはじめとする市内の福祉施設で、様々なイベントなど多くの人が参加できるための工夫を凝らしながら、地域の人々が交流する場を提供してきたが、コロナ禍の影響で多くのイベントを中止することとなった。
今後の取り組み目標	悩みを抱えた人同士がお互いの悩みを語り合い、交流を深めることができる場を提供し、その悩みを解消または緩和し、孤立感から解放できるよう今後も取り組んでいく。今後もコロナ禍による影響を見極めつつ、イベント等の開催、あり方については慎重に研究して取り組んでいく。

取り組み	4-(3)地域の活動や行事への参加しやすい工夫をする									
担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
企画政策課	まちづくり推進係	未来づくり協議会の研修会等への参加者数	346人	302人	476人	0人	⇒	95人	400人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	過疎化や少子高齢化、生活スタイルの多様化等により、これまで各地域において培われてきた住民の相互扶助・連帯意識・助け合いの精神等が年々薄れ、地域コミュニティが機能しにくくなってきている。今後も地域コミュニティの機能を維持していくためには、日頃から住民同士が顔をあわせ交流を深める機会が必要であり、その事業を実施する各まちづくり団体が持続した活動を展開していく必要がある。
R03年度の取り組み状況(成果等)	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、従来、未来づくり協議会の主催により実施していた「先進地視察研修」「市執行部との意見交換」を中止し、「地域づくり研修会」の参加対象者を絞って、規模を縮小し開催した。
今後の取り組み目標	引き続き、「地域づくり研修会」「先進地視察研修」「市執行部との意見交換」を実施し、各地域ごとのまちづくり活動の推進を図っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
介護長寿課	高齢者支援係	老人クラブ加入者数	8,546人	7,287人	6,462人	5,871人	⇒	5,418人	7,000人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	老人クラブは、60歳以上のすべての市民を対象に居住地域を基盤に組織されている団体で、老人クラブを通して、自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、社会福祉活動、友愛訪問等のボランティア活動など様々な社会参加活動が行われ、生きがいづくり、介護予防、地域活性化等の役割を担っている。近年、老人クラブの会員や単位クラブが減少傾向にあり、若年層の未加入による組織の高齢化が課題となっている。
R03年度の取り組み状況(成果等)	老人クラブ活動の活性化と高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援するとともに、個人会員加入を促進するため加入促進奨励金を交付した。 また、老人クラブを対象とした介護予防のための健康づくり講座の開催やスポーツ大会の支援等を行ってきましたが、コロナ禍により多くの行事に中止・縮小等の影響があった。所属していた老人クラブが解散となった場合に、本来まだ老人クラブに所属していたかたの方が引き続き老人クラブに所属できるように、各支部の直下に受け皿となるクラブを設置する取り組みを進め、2つの支部においてクラブが創設された。
今後の取り組み目標	新規加入を促すため、引き続き加入促進奨励金事業に取り組むとともに、老人クラブ連合会役員会等に参加し、現状の把握と組織の活性化に繋がる情報の共有を図る。全国共通の問題として、生活環境の変化、他と関わる手段の多様化等によって、今後も減少傾向は続くと思われるが、高齢者の生きがいづくり等において有効な組織であるため、今後も市老連と連携して支援を行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート	アンケート	地域活動や行事への参加のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	14.9%	-	-	-	⇒	-	25.0%	13.4%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	コロナ禍において、地域行事や活動が困難な状況にある。地域行事が行えない中で、地域のつながりを維持するにはどのような方法があるか模索していかなければならない。
R03年度の取り組み状況(成果等)	昨年度に引き続き、コロナ禍において、相次いで地域行事が中止された。
今後の取り組み目標	コロナ禍において地域のつながりをいかに維持していくか検討が必要。まずはコロナの感染状況に留意しながら、できることを一つずつ行っていく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート	アンケート	行政区(町内会・自治会等)の活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	22.6%	-	-	-	⇒	-	50.0%	19.9%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	コロナ禍において、地域活動が規模縮小及び中止の対応をとる地域が多い。コロナ禍での活動の在り方を模索しなければならない。
R03年度の取り組み状況(成果等)	コロナ禍において、地域の活動が縮小されたり、中止された活動が多かった。
今後の取り組み目標	コロナの感染状況に留意しながら、可能な限り行政区の活動を維持し、参加者の満足度を高めるために、コロナ禍での活動を模索する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート	アンケート	行政区(町内会・自治会等)の活動以外の地域活動で『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	11.4%	-	-	-	⇒	-	25.0%	10.7%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	コロナ禍で地域の行事が中止又は延期が相次ぐなかで、新しいスタイルで地域活動を模索し、地域のつながりを維持してゆく。
R03年度の取り組み状況(成果等)	コロナ禍で地域の活動が縮小し、地域で交流する機会が減少した。
今後の取り組み目標	コロナの感染状況に留意しながら、貴重な地域活動の機会には、参加者の満足度を高めるようなコロナ禍での活動を模索する。

取り組み	4-(4)ボランティア活動に参加しやすくする
------	------------------------

担当部署	担当課	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
社会福祉協議会	福祉課	ボランティアセンターでの需給調整・対応件数	275件	201件	349件	129件	⇒	366件	350件	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	ボランティア活動は、住民主体の福祉のまちづくりを推進していくための大切な活動である。地域の中にある課題解決に取り組むための担い手となるボランティアは社協と密接な関係をもつ。多くの住民が利用できるボランティアセンターとして機能していくために、ボランティア活動の需給調整を中心に、活動の開拓や研究を行い、ボランティア活動への関心を持つきっかけづくりとして広報紙を活用して推進していく。
R03年度の取り組み状況(成果等)	点訳活動、手話活動、要約筆記活動、音訳活動など、障がい者を対象としたボランティア活動への支援やふれあいサロン支援者の会サロンボランティア、ふれあいサロン地域支援団体、傾聴ボランティア活動といった地域福祉に対するボランティア活動への支援を行った。さらに、制度の狭間におかれている人などの支援として、住民同士の支え合いによる生活支援ボランティアの養成を行い、市民参加による生活支援サービスの基盤づくりを行った。生活支援サービス「お助けサポート事業」では、電球交換や買物代行などのニーズに対して、ボランティアとのマッチング調整を行った。
今後の取り組み目標	ボランティアが必要な人がその人に合った最も有効なサービスを選択できることが重要となるため、利用希望者の要望に沿った需給調整を行っていく。ボランティアをしたい人、ボランティアに来てほしい人など多くの住民が参加できるようなボランティアセンターの基盤をホームページの活用や社協だよりでの広報周知などを行い、再度整備していく。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
学校教育課	学務係	地域行事等でボランティア活動を行った市立学校の児童・生徒の人数	1,109人	1,016人	908人	136人	⇒	671人	1,500人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	ボランティア活動に参加することで、みんなが幸せに生活ができ、暮らしやすい社会をつくるために、自分にできることを児童生徒一人ひとりが主体的に考え、行動する力を育むことを目的とする。 安心して児童生徒が参加できるように地域との連携が不可欠であり、「地域と共にある学校づくり」を目指す。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	コロナ禍で、感染防止のための参加自粛や、参加地域の活動縮小によりボランティア活動の機会が減少した。
今後の取り組み目標	コロナ禍において、児童生徒が安心安全に参加できるボランティア活動を模索する。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
子育て支援課	こども未来係	ファミリー・サポート・センター登録会員数	1,201人	1,510人	1,643人	1,667人	⇒	1,675人	1,500人	

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	育児の支援を行いたい人(まかせて会員)と受けたい人(おねがい会員)を会員として登録し、地域で育児(子どもの預り・送迎)に関する相互援助活動を行う会員組織。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	八女市子育て支援総合施設やめっこ未来館内にファミリー・サポート・センター事務局を設置しており、子育て支援拠点施設等との連携を図り事業を推進した。 コロナ禍のなか、感染防止対策を十分とりながら「子育て支援員研修」を実施し会員の拡大を図った。また、まかせて会員(地域において育児の援助を行いたい人)の育成・質の向上を図った。
今後の取り組み目標	ファミリー・サポート・センター事業を推進し、「まかせて会員」及び「どっちも会員」の拡大を図り、子育て家庭等の多様なニーズに対応するための人材育成を図る。また、会員間の交流を深め、情報交換の場を提供する。ファミリー・サポート・センター事業の活動内容を住民に周知するとともに、新たな会員の確保に努める。

担当課	担当係	評価指標	策定年度	1年目 (平成30年度)	2年目 (令和01年度)	3年目 (令和02年度)	⇒	4年目 (令和03年度)	目標 (令和03年度)	最終年度 (令和04年度)
アンケート	アンケート	ボランティア活動への参加のしやすさで『満足』『まあまあ満足』と回答した市民の割合	6.2%	-	-	-	⇒	-	25.0%	7.0%

※アンケートは令和04年度に実施

評価年度	令和3年度	(毎年度3月末基準)
------	-------	------------

目的及び課題	ボランティア活動は住民主体の福祉のまちづくりを推進していくための大切な活動である。地域の中にある課題解決に取り組むための担い手となるボランティアへ参加する機会を広く提供する必要がある。 また、コロナ禍においてコロナ前同様なボランティアの機会が減少していることも課題である。
R03年度の取り組み状況 (成果等)	社協だよりやホームページにおいて、積極的に広報を行った。
今後の取り組み目標	コロナ禍で新たな活動スタイルを模索しつつ、ボランティア活動の広報に努め、参加しやすい環境を模索する。

八女市地域福祉計画策定委員会要綱

平成24年11月2日

決裁

改正 平成28年9月29日決裁

平成30年3月28日決裁

令和4年11月25日決裁

令和5年1月31日決裁

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、八女市地域福祉計画を策定するに当たり、八女市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、八女市地域福祉計画の策定に関する事項を調査審議し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は17人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 八女市民生委員児童委員連絡協議会代表
- (2) 八女市行政区長会代表
- (3) 八女市未来づくり協議会代表
- (4) 八女市シニアクラブ連合会代表
- (5) 保健及び医療機関の代表
- (6) 八女保護区保護司会八女支部代表
- (7) 八女市内で社会福祉事業を経営する者
- (8) 高齢者支援、障害者支援、子育て支援等の活動に従事する者
- (9) 八女市健康福祉部長
- (10) 知識及び経験を有する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平28. 9. 29・全改、平30. 3. 28・令4. 11. 25・令5. 1. 31・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の報告が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(下部組織)

第7条 委員会には、下部組織として八女市地域福祉計画策定ワーキングチームを置く。

(平28.9.29・追加)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(平28.9.29・旧第7条線下、平30.3.28・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28.9.29・旧第8条線下)

附 則

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

附 則(平成28年9月29日決裁)

この要綱は、平成28年9月29日から施行する。

附 則(平成30年3月28日決裁)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により任命又は選出された委員又は役職は、改正後のそれぞれの要綱の相当規定により任命又は選出されたものとみなす。この場合において、その任命又は選出されたとみなされる者の任期は、この要綱の施行日における旧要綱の規定による委員又は役職としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和4年11月25日決裁)

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則(令和5年1月31日決裁)

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

八女市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

平成25年4月23日制定

八女社協要綱第1号

改正 令和5年1月31日 要綱第1号

(主旨)

第1条 この委員会は、社会福祉法人八女市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条に基づき設置し、地域福祉活動計画の策定に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査検討を行い、会長に報告する。

- (1) 八女市地域福祉活動計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉を推進するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 八女市民生委員児童委員連絡協議会代表者
- (2) 八女市行政区長会代表者
- (3) 八女市未来づくり協議会代表者
- (4) 福祉団体の代表者
- (5) 高齢者、しょうがい者、子育ての支援等に関する知識を有する者
- (6) 保健・医療・福祉施設等の代表者
- (7) 八女保護区保護司会八女支部代表者
- (8) 八女市関係行政職員
- (9) 八女市社会福祉協議会役職員
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、会長への報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又はかけたときは、その会務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が主席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(費用弁償及び旅費)

第8条 委員には、本会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程、旅費支給規程の定めるところにより報酬及び旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会本所の総務係、地域福祉係において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則(令和5年1月31日改正)

この要綱は、改正の日から施行する。

八女市地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

【会長】樋口 欣榮 【副会長】萩沢 友一

番号	所 属	役 職 名	氏 名	備考
1	八女市民生委員児童委員連絡協議会	会長	樋口 欣榮	
2	八女市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部	部長	江崎 直美 青木 幸子	令和4年4月1日～11月30日 令和4年12月1日～
3	八女市行政区長会	豊岡地区 代表行政区長	中島 英生	
4	八女市未来づくり協議会	会長	小井手 恒則	
5	八女市シニアクラブ連合会	会長	高木 俊之	
6	八女筑後医師会 第4部会部長 医療法人 古賀泌尿器クリニック	院長	古賀 弘	
7	八女保護区保護司会八女支部	支部長	上村 正広	令和4年12月1日～
8	八女筑後地区介護保険事業連絡協議会 社会福祉法人 八女福祉会 特別養護老人ホーム 八女の里	理事長兼 施設長	松尾 宗敏	
9	八女市障がい者等自立支援協議会 社会福祉法人 上横山福祉会 障害者支援施設 蓮の美団地	施設長	田島 ゆかり	
10	八女市保育協会 本分保育園	園長	平島 華代	
11	社会福祉法人 八女市社会福祉協議会	常務理事	伊藤 芳浩 原 信也	令和4年4月1日～6月30日 令和4年7月1日～
12	八女市ふれあいサロン支援者の会 サロンティア	監事	石橋 道子	
13	NPO法人 リーベル 八女市障がい者基幹相談支援センター	センター長	大塚 博嗣	
14	子育てネットワークやめ	代表	大石 愛子	
15	八女市健康福祉部	部長	坂田 智子	
16	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科	准教授	萩沢 友一	

【任期】 令和4年4月1日～委員会報告終了まで

計画策定経過

開催日	会議／調査	内容
令和4年7月22日 ～8月8日	住民アンケート	
令和4年7月29日 ～12月1日	関係団体ヒアリング (ヒアリングシート)	
令和4年10月6日	第1回 ワーキングチーム会議	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定について
令和4年10月17日 ～11月4日	民生委員児童委員 アンケート	
令和4年10月21日	第1回 策定委員会	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定について
令和4年12月9日	第2回 ワーキングチーム会議	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画素案検討
令和4年12月22日	第2回 策定委員会	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画素案検討
令和5年1月18日	第3回 ワーキングチーム会議	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画素案検討
令和5年1月20日 ～2月3日	まちづくり団体 アンケート	
令和5年1月31日	第3回 策定委員会	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画素案検討
令和5年2月21日	第4回 策定委員会	八女市地域福祉計画・地域福祉活動 計画素案検討 パブリックコメントの実施について
令和5年2月27日 ～3月12日	パブリックコメント	
令和5年3月17日	第5回 策定委員会	パブリックコメント報告 計画の承認

【関係団体ヒアリング一覧】

八女市民生委員児童委員連絡協議会	不登校親の会「ひまわりの会」
八女市身体障害者福祉協会	傾聴ボランティア「ダンボ」
八女市母子寡婦福祉会	点訳グループ「わかば会」
八女市在宅介護者の会	音訳ボランティア「ふきのとう」
八女日本語教室	そよかぜボランティアの会
上陽町ボランティア連絡協議会	星野村地域サロンボランティアの会
黒木町ボランティア連絡協議会	ふれあいサロン支援団体「杣の会」
八女市シニアクラブ連合会八女支部	視覚障害者福祉協会
八女市シニアクラブ連合会上陽支部	八女聴覚しょうがい者協会
八女市シニアクラブ連合会黒木支部	八女要約筆記の会「あかり」
八女市シニアクラブ連合会立花支部	八女市社会福祉法人連絡会
八女市シニアクラブ連合会矢部支部	NPO法人 山村塾
八女市シニアクラブ連合会星野支部	NPO 法人 がんばりよるよ星野村
子育てネットワーク八女	NPO 法人 上陽ライフネットワーク
八女市青少年育成市民の会	NPO 法人八女SUNSUN
八女保護区保護司会八女支部	チャイルドサポートネットワーク
八女地域精神障害者家族会「のぞみ会」	こども食堂えがお
あごら	こども食堂たちばな
八女市ふれあいサロン支援者の会サロンティア	こども食堂いこいの会
不登校ひきこもり親の会「笑福クラブ親の会」	星の光子ども食堂

用語集

[あ行]

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

インフォーマル支援

家族をはじめ、近隣や地域社会、NPO法人、ボランティアなどが行う援助活動で、公的な支援サービス以外の支援活動のこと。

A I

人工知能(Artificial Intelligence)の略称で、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

Social Networking Service の略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。

(例):「LINE(ライン)」、「Facebook(フェイスブック)」、「Instagram(インスタグラム)」等。

NPO (非営利団体)

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、様々な分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

協力雇用主

犯罪をした者などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主のこと。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のこと。

刑法犯

「刑法」等の法律に基づいて処罰される犯罪を意味する。代表例は、他人に財産的な損害を与える窃盗・詐欺・横領などや、他人の生命・身体を害する殺人・傷害などがある。

検挙件数

警察で事件を送致・送付又は微罪処分をした件数のこと。

権利擁護

福祉サービス利用者の持つ権利性を明確にしていくと共に、権利侵害の予防、防止、侵害された権利の救済、解決を支援する活動。

子ども食堂

子どもやその保護者および地域住民に対し、無料または安価で食事や温かな団らんを提供する社会活動。食事提供だけでなく孤食の解消や食育、居場所づくり、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

[さ行]

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、大規模災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

運営は、被災した地域の社会福祉協議会や日頃からボランティア活動に関わっている人、NPO法人などが協働して担うことが多い。

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用される個人、集団や施設、機関だけでなく、資金、法律、知識や技術などを含めた総称。

社会福祉法

わが国における社会福祉を目的とする事業の基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定と共に、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分けられる。また、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

住宅セーフティネット制度

民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者(要配慮者)の入居を拒まない住宅として登録し、要配慮者へ提供する制度のこと。

主任児童委員

民生委員児童委員のうち、地域における子育て支援をさらに推進するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当するために指名を受けた者。児童福祉関係機関と区域を担当する民生委員児童委員との協同による相談支援を行う。

障害者総合支援法

障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

小地域ケア会議

高齢者の健康状態、経済状態、家庭環境等を踏まえた個別支援に関する検討及び具体的な支援策の協議や地域課題解決に向けた地域相互扶助によるネットワークの構築を進める場。

小地域ネットワーク活動

ひとり暮らし高齢者や障がいのある方、見守りが必要な方に対し、見守りや声掛け、定期訪問などの見守りネットワークを編成し、日頃から見守ることによって、孤独死や閉じこもりなどを未然に防止する活動。近年、地域の防犯力の向上につながる活動として注目されている。

小地域福祉活動

一般的に「住民の顔が見える」日常生活圏域を基礎に行われる住民の様々な福祉活動の総称。地域の福祉課題解決のため、ご近所の見守りや声掛け、支えあい活動などをいう。

少年サポートセンター

少年補導職員(少年非行などに対応する専門の警察職員)が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、街頭補導、少年の立ち直り支援、広報啓発など幅広い活動を行う組織。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事し、児童生徒や保護者、教師の心のケアを行う者のこと。

スクールソーシャルワーカー

問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりすること。

生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、ボランティア、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、民間企業、協同組合等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行う事業。生活支援コーディネーターはボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等といった地域資源の開発やそのネットワーク化を行う調整役として配置されている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

前科

罪を犯して刑事裁判となった結果、裁判所から有罪判決が下された事実のこと。警察に逮捕されて、検察官に起訴されたあと、裁判所から有罪判決を下されたケースでつく。

前歴

警察や検察など捜査機関によって、被疑者として捜査対象になったものの、最終的に不起訴処分となった事実のこと。前科と違い、起訴されていない場合や、有罪判決が下されていない場合であっても、前歴はつく。

[た行]

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域振興計画

市内のまちづくり団体(21 組織)が、それぞれの地域の現状や課題を明らかにし、将来の理想とする地域像を定め、その実現に向けた基本方針や取り組み等をまとめた長期計画。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

地域包括ケア推進支援会議

八女市全体規模の会議として、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目的とした会議。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置している機関。

特別法犯

刑法犯以外の犯罪のこと。具体的には、道路交通法違反、軽犯罪法違反、覚せい剤取締法違反などのこと。

DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violence の略で、明確な定義はないが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

[な行]

二地域居住

都会に暮らす人が、週末や、1年のうちの一定期間を田舎で暮らすもの。二拠点生活、デュアルライフとも言う。田舎で暮らす期間としては、年間「1～3か月連続」あるいは「毎月3日以上で通算1か月以上」などがある。

日常生活圏域ケア会議

日常生活圏域(旧市町村単位6圏域)ごとに設置され、個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する会議。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

認知件数

警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数のこと。

認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで、認知症の基礎知識や認知症サポーター(認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るとともに地域の助けあいの輪を広げる人)として何ができるかなどについて学ぶ。

[(は行]

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

パブリックコメント

市が行う重要な政策、条例、計画等の策定にあたり、その目的や内容等を広く市民に公表し、市民から出された意見を考慮して意思決定をするとともに、市民からの意見に対する市の考え方を明らかにする一連の手続きのこと。

避難行動要支援者

高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)。

ファミリー・サポート・センター

子どもの預かりなど「子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)」と「子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)」が会員登録し、子育てを地域で相互援助する会員組織。

ふくおかライフレスキュー事業

社会福祉法人が各地区で社会福祉法人のネットワークを発足し、生計困難等の生活課題や地域の様々な課題に対し、「できる時」に「できる所」が「できる範囲」でそれぞれの専門性を活かし連携して支援を行う社会貢献の取り組み。公的制度の隙間を埋める民間版のセーフティネットとも言える。八女市においては、ごみ屋敷の片付けや水害被害住宅の片づけなどを実施。

福祉委員

行政区長と民生委員児童委員の推薦により、地域住民の中から選出され、社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する地域福祉活動の協力者。民生委員児童委員や行政区長を補佐し、日頃から気になる人の福祉問題の早期発見に努めるなど見守り活動などを行う。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

福祉避難所

要配慮者(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のための避難所のこと。

福祉有償運送

障がい者や要介護者等を対象に、NPO法人や社会福祉法人が、乗車定員11人未満の自家用自動車(白ナンバー)を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

フードバンク事業

賞味期限内でまだ食べられるにも関わらず、規格外のため販売できない食品や食べきれない食品を寄附として企業や住民から受け取り、食べ物に困っている人や福祉施設に無償で提供する事業。

ふれあいサロン

誰もが気軽に、楽しく、自由に集える場を参加者が歩いていける範囲の公民館などで開催される交流の場づくり活動で、地域住民が主体となり運営する。介護予防や生きがいがづくり、仲間づくりの効果が期待され、健康や福祉に関する啓発の場にもなっている。

フレイル

加齢に伴って心身が衰えた状態。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

保護司

保護司は、保護司法・更生保護法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。

ボランティアセンター

ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口。ボランティアによる支援を受けたい人や団体とボランティア活動をしたい人をつなぐ役割も担っている。

[ま行]

民生委員児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる地域の身近な相談役。住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受け、必要に応じて行政等の支援機関につなぐ役割を担う。

[や行]

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている、18歳未満の子どもをいう。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。対象となる児童は、虐待を受けた児童や非行児童である。

要介護等認定者

介護保険制度における要介護または要支援の認定を受けた人。

予約型乗合タクシー

予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシー。利用者の自宅から目的地まで送迎する。